

昭和四十三年十二月

四日市市議定会定例会目次

第一号（十二月十二日）

ページ

会議録署名議員の指名について……………一

会期の決定について……………二

菰野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について……………三

選挙……………三

四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員選挙について……………一四

選挙……………一四

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）その他……………一四

議案説明……………一四

第二号（十二月十六日）

一般質問

早川正夫君

第三石油コンビナート建設に伴う諸問題についてその他……………三〇

小林喜夫君

交通運輸対策委員会の掌務の範ちゅうについてその他

七〇

伊藤信一君

幼児教育施設の問題についてその他

七九

豊田稔君

基本構想についてその他

八八

山本勝君

公災害対策の推進について

一二〇

第三号（十二月十七日）

一般質問

大谷喜正君

市長再立候補の意思についてその他

一五〇

後藤藤太郎君

総合農政の推進とその関連についてその他

一七三

小林哲夫君

幼児問題協議会の答申について

一九八

長谷川鐸元君

市政の展望とその関連事項について

二〇二

ページ

第四号（十二月十八日）

一般質問

坂上長十郎君

施政方針の姿勢についてその他

二三四

笠田七衛君

霞ヶ浦埋立地の漁業補償金の取扱についてその他

二六二

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）その他

二八六

議案質疑：委員会付託

昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

三二三

議案説明：議案質疑、委員会付託

第五号（十二月二十四日）

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）その他

三三三

委員長報告：質疑、討論、議決

四日市市選挙管理委員の選挙について

三四五

選挙

四日市市選挙管理委員補充員の選挙について

選挙：……………ページ

請願書等審査結果報告：……………三四六

日程追加……………三四八

児童手当制度の早期実施に関する意見書提出について……………

議案説明：質疑、討論、議決……………三五五

昭和四十三年十二月十二日

四日市市議会定例会会議録（才一号）

四日市市議会

昭和四十三年十二月十二日 四日市市議会定例会会議録 才一号

米田好兼速記

昭和四十三年十二月十二日（木曜日）

○議事日程 第一号

昭和四十三年十二月十二日（木）午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 選挙第八号 菰野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について……………選挙

第四 選挙第九号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員選挙について……………

第五 議案第一〇一号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）……………議案説明

第六 議案第一〇二号 昭和四十三年度四日市市公益質屋特別会計補正予算（第一号）……………

第七 議案第一〇三号	昭和四十三年度四日市市競輪事業特別会計補 正予算(第一号)……………	議案説明
第八 議案第一〇四号	昭和四十三年度四日市市国民健康保険特別会 計補正予算(第一号)……………	〃
第九 議案第一〇五号	昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別 会計補正予算(第二号)……………	〃
第一〇 議案第一〇六号	昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計補正 正予算(第一号)……………	〃
第一一 議案第一〇七号	昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計 補正予算(第二号)……………	〃
第一二 議案第一〇八号	昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事 業特別会計補正予算(第二号)……………	〃
第一三 議案第一〇九号	昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特 別会計補正予算(第一号)……………	〃
第一四 議案第一一〇号	昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会 計第二回補正予算……………	〃
第一五 議案第一一一号	昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回 補正予算……………	〃

第一六 議案第一一二号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選 挙区において選挙すべき委員の定数に関する 条例の一部改正について……………	議案説明
第一七 議案第一一三号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正につ いて……………	〃
第一八 議案第一一四号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	〃
第一九 議案第一一五号	四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助 料支給条例の一部改正について……………	〃
第二〇 議案第一一六号	道路占用料金徴収条例の全部改正について……………	〃
第二一 議案第一一七号	四日市市営住宅条例の一部改正について……………	〃
第二二 議案第一一八号	四日市市立乳児院条例等の一部改正について……………	〃
第二三 議案第一一九号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………	〃
第二四 議案第一二〇号	土地の取得について……………	〃
第二五 議案第一二一号	四日市市上水道第三期拡張事業計画について……………	〃
第二六 議案第一二二号	町及び字の区域の変更について……………	〃
第二七 議案第一二三号	町及び字の区域の変更について……………	〃
第二八 議案第一二四号	市道路線認定について……………	〃
第二九 議案第一二五号	市道路線の一部廃止について……………	〃

第三〇 議案第一二六号 市道路線廃止について……………議案説明

○本日の会議に付した事件

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 選挙第八号 孤野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について

第四 選挙第九号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員選挙について

第五 議案第一〇一号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第六 議案第一〇二号 昭和四十三年度四日市市公益質屋特別会計補正予算（第一号）

第七 議案第一〇三号 昭和四十三年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

第八 議案第一〇四号 昭和四十三年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

第九 議案第一〇五号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）

第一〇 議案第一〇六号 昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）

第一一 議案第一〇七号 昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

第一二 議案第一〇八号 昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

第一三 議案第一〇九号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

第一四 議案第一一〇号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

第一五 議案第一一一号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

第一六 議案第一一二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する
条例の一部改正について

第一七 議案第一一三号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

第一八 議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

第一九 議案第一一五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

第二〇 議案第一一六号 道路占用料金徴収条例の全部改正について

第二一 議案第一一七号 四日市市営住宅条例の一部改正について

第二二 議案第一一八号 四日市市立乳児院条例等の一部改正について

第二三 議案第一一九号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

第二四 議案第一二〇号 土地の取得について

第二五 議案第一二一号 四日市市上水道第三期拡張事業計画について

第二六 議案第一二二号 町及び字の区域の変更について

第二七 議案第一二三号 町及び字の区域の変更について

第二八 議案第一二四号 市道路線認定について

第二九 議案第一二五号 市道路線の一部廃止について

第三〇 議案第一二六号 市道路線廃止について

○出席議員（四十名）

安	六	宮	松	増	前	藤	日	日	早	服	長	野	生	豊	坪	辻	高
垣	平	田	島	山	川	井	比	沖	川	部	川	崎	川	田	井		橋
	豊		良	英	辰	泰	義	武	正	昌	鐸	貞	平		妙	誠	力
					治												
勇	司	勇	一	一	男	郎	平	男	夫	弘	元	芳	蔵	稔	子	二	三
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

志	坂	後	小	小	訓	喜	川	笠	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	味
積	上	藤	林	林	霸	野	村	田	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	岡
政	長	藤	喜	哲	也			七	喜	武	久	信	太	泰	金	武	一
	十	太															
一	郎	郎	夫	夫	男	等	深	衛	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（三名）

吉山山山
垣本中口
照忠信
男勝一生
君君君君

谷加天
口藤春
專定文
九男雄
君君君

○議案説明のため出席した者

市助助市
長役役役長
九鬼喜久男
岩野見齊君
加藤寛嗣君
庄司良一君
谷沢文男君
平井清三君
伊藤涼一君
税務部長
伊藤涼一君

産業部長
阿南輝彦君
厚生部長
小西忠臣君
衛生部長
中山英郎君
土木部長
三輪喜代司君
建設部長
園浦和己君
副収入役
村木喜代次君

教育委員長
龍池清真君
教育長
栗林武男君
次長
滝伝之助君

市立四日市市長
天野正春君

水道事業管理者
城井義夫君
次長
鷺野正和君
技術部長
加藤弘君

消 防 長 富 山 光 三 君

○市議会事務局

主 事	主 事	議 事	次 長	事 務 局 長
板 崎	柴 田	小 坂	森 正 太 郎	菊 地 英 也
大 之 丞 君	静 良 君	靖 君	君	君

午後二時四分開会

○議長（伊藤泰一君） ただいまから昭和四十三年十二月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、四十名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願いいたします。要求しておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（伊藤泰一君） 会議に先立ちまして市長から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 本日の会議に先立ち、去る七日未明に起こりました公会堂付属建物の火災に際しまして、議員各位にはご多端の折、種々ご心労、ご配慮をわずらわしましたことを深くおわび申し上げますとともに、火災の状況並びに焼失した建物等の措置についてご報告申し上げます、ご了承を賜りたいと存じます。

焼失いたしましたのは、公会堂日本間等一九七平方メートルと、本館の一部並びに渡り廊下一一平方メートルで、出火時刻は、幸町の伊藤昌雄氏より公衆電話にて消防本部へご連絡いただいた午前一時五十分ごろと推定され、直ちに第二次出動により、はしご車等消防車七台と、橋北、塩浜、常磐、日永、小山田各分団のご協力をいただき、午前二時三分鎮火いたしました。が、午前六時二十分ごろ、本館屋根の一部に類焼箇所を発見し、再度本部消防車により消火いたしました。

出火場所は、本館との渡り廊下の東北すみ屋外との現場検証の結果報告を受けておりますが、原因及び損害額等、詳細につきましては、引き続きご調査いただいている段階でございます。

ご承知のとおり、当公会堂は昭和五年小菅剣之助氏から市に寄贈され、戦災を免れて、昭和二十四年、千歳町から現在の場所に移り、古風な建築様式と和洋折衷の建物は深く市民に親しまれてまいりましたが、焼失の程度、庁舎の将来計画等を考慮して、この際、取りこわすことにいたしたいと存じますので、ご了承賜りたいと存じます。

また、このたびの火災に際し、警察署はじめ各方面からのご協力並びにお見舞いに対しましては、とりあえずお礼状をもってごあいさつ申し上げましたが、火災保険等、細部の処理につきましては、調査の結果を待って整理いたしたいと存じますので、判明いたしました情報により概要ご報告申し上げた次第です。どうか事情ご高察いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、去る十一月十九日の市議会全員協議会においてご報告を申し上げました住友軽金属の工場誘致につきまして

は、大矢知地区のいかるが丘陵地へ誘致するため鋭意折衝努力を重ねてまいりましたが、先月二十五日、同社勝谷取締役から道路の整備状況、工業用水の取水排水等について他の候補地とともに種々比較検討の結果、三河一宮町への進出を決定したのでご了承いただきたい旨の連絡がありましたことをご報告申し上げますとともに、積極的なご協力をいただきました関係各位に対しまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

なお、その他の会社とは、引き続き誘致について交渉中でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 市長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）
ご発言ありませんので、以上で市長の報告を終了いたします。

○議長（伊藤泰一君） これより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤泰一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において味岡君及び日沖君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。
今期定例会の会期は、本日から十二月二十四日までの十三日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は十三日間と決定いたしました。

日程第三 選挙第八号菰野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第三、これより菰野伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、矢田繁郎君が当選無効による失職となり欠員となりましたので、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

菰野伝染病隔離病舎組合議会議員に、生川平蔵君を指名いたします。

ただいま指名いたしました生川君を、菰野伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました生川平蔵君が、菰野伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第四、選挙第九号四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員選挙について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第四、これより四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、矢田繁郎君が当選無効による失職となり欠員となりましたので、これを補充するものであります。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に、藤井泰治郎君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました藤井君を、四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤井泰治郎君が、四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第五 議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第三十、議案第百二十六号四日市市道路線廃止について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第五、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第三十、議案第百二十六号四日市市道路線廃止についての二十六議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第百一号は、本年度本市一般会計補正予算第三号案でありまして、今回補正のおもな内容は、人事院勧告に基づく職員給与ベースの改正等による人件費の増加分、国県費補助割当決定によるもの、児童及び社会福祉施設に対する措置基準の改正によるもの並びに医療扶助費の不足見込分、その他やむを得ないもの等についての追加補正と西浦土地区画整理事業区内における小学校用地買収にかかる債務負担行為等について補正をお願いしたものであります。

歳入歳出の追加補正額は、二億三千四百六十九万八千円でありまして、補正後の予算総額は、六十四億九千三十八万五千円と相なっております。

なお、人事院勧告に基づく職員給与ベースの改正につきましては、国家予算においては、すでに当初から給与改正所要見込額を予備費に計上いたしており、また、今次臨時国会において給与関係法案が審議されますので、その決定をまわって本市においても措置いたしたいと存じ、今回関係費等のご審議をお願いしたものでありまして、一般会計所属職員分七千六百一十一万二千元、特別会計に対する所要財源繰出金三百二十一万五千元、計七千九百三十二万七千元

を各費目に分けて計上いたしました。

次いで、人件費以外の予算について歳出から順を追って概要を申し上げます。

第一款議会費は、旅費不足見込額を追加したものであります。

第二款総務費のうち一般管理費は、職員の欠員及び休職者等を補充するための臨時傭人料と旅費の不足見込額並びに県下市長会において決定した各種事業に対する協賛金等を計上し、財産管理費は、水沢地区市有林約四ヘクタールにわたる拡大造林費を追加したものであります。企画費は、市内臨海地区における航空写真地図作製にかかる本年度分所要額であり、恩給及び退職年金費は、去る十月から施行の恩給法の改正に準じ、本市においても退職料遺族扶料等の増額をお願いするものであり、諸費は、富田西町ほか各公会所建設費に対する補助金、通学路交通安全施設費と市税過納返還金等の不足見込額並びに交通災害共済事業特別会計に対し職員費相当額の繰出金を計上いたしました。徴税費は、来たる昭和四十五年度に実施予定の固定資産税にかかる土地の評価がえに対する準備費等を追加したものであり、戸籍住民登録費の追加は、住民基本台帳の整備費及び住居表示実施に伴う公簿書換費等であります。選挙費の減額は、去る七月執行の参議院議員選挙費について精算結果に基づいて補正したものであり、統計調査費は、指定統計にかかる県委託金の決定により追加補正をいたしました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、老人福祉関係費を措置基準の改正により追加補正し、また、国民年金費は、明年一月から保険料が増額になりますので、印紙購入基金を増額しようとするものであります。

児童福祉費は、産休代替職員等に対する傭人料の不足見込分と、措置基準の改正により母子寮及び保育所にかかる事務費事業、交付金等の追加と保育所費、乳児院費、精薄児通園施設費について所要の追加補正を行ない、児童福祉施設費は、各町における児童遊園遊具新設に対する補助金を追加いたしました。生活保護費については、医療扶助費

について実績に基づく不足見込額を追加し、公益質屋費は、同特別会計への繰出金を計上したものであります。

第四款衛生費については、インフルエンザ及び香港かぜに対する予防接種費の追加と、公害対策費においては、県委託金の決定による公害防止計画基礎調査費の計上と、去る八月厚生省の指導により結成の四日市地域公害防止対策協議会の負担金を追加したほか塩浜火葬場補修費、下水道特別会計への繰出金を計上いたしました。なお、当初予算においてご決議をいただいております公害関係測定機器費に対し、今回国庫補助が決定しましたので、これを歳入に計上いたしました。

第六款農林水産業費のうち畜産業費は、神前地区における飼料作物増産対策事業について県費補助が決定いたしましたのでこれを追加し、と畜場食肉市場費は、同使用料の増収見込みにより繰出金を減額補正いたしました。農地費は、県費補助の追加割当に従い生桑及び尾平農道工並びに羽津水路工を追加補正し、受託工事分として桜園場整備工及び尾平区画整理工を追加補正いたしましたほか、新たに県単工事として認証を得た南小松水路工外二件を追加いたしました。林道費は、県費補助の決定により大鐘林道新設改良費を追加したものであり、水産業費については、これまた県費補助の決定いたしました磯津漁港物揚場局部改良費の追加と東側防潮堤根固工を市単独工事として追加計上いたしました。

第七款商工費は、商工会議所内における小規模事業指導事業費補助金その他を計上したものであります。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、市内一円にわたる市道維持修繕工事費と舗装新設工事費を追加したほか、赤堀地内近鉄踏切構造改良工事費と松泉町・大里町線拡幅家屋移転補償費を追加計上いたしました。都市計画費は、国庫補助の追加割当が決定いたしました稲葉町・内部線舗装工事費と市単工事として施工の千才町・小生線より中央緑地への進入路工事費等を追加し、中央緑地費においては、利用者の交通安全をはかり体育館進入路、側道橋仮設工事費

等を計上いたしました。都市下水路費は、需用費等の不足見込額と市内一円にわたる排水施設工事費を追加し、住宅費においては、あさが丘中央集会所新築のため工事費の一部組みかえ等を行ないました。

第九款消防費のうち消防施設費の追加は、今回水沢地区において施工の消火せん等設置工事について市費の一部助成をお願いするものであります。

第十款教育費のうち教育総務費は、諸交際費その他の不足見込額等と松本教員住宅の一部模様がえ工事費を追加したものであり、小中学校費は、国庫支出金の決定しました教材備品購入費、要保護及び準要保護児童生徒の扶助費と臨時人夫賃、需用費等の不足見込額とを追加したほか、小学校建設費において今回国庫補助の決定した納屋小学校防音工事費と内部小学校渡り廊下移転その他工事費を計上いたしました。幼稚園費は、産休代替職員備人料の不足見込額の追加と、去る九月から実施の日直代行員の備人料を職員手当から組みかえ等の補正を行なったものであります。社会教育費の追加は、職員の欠員による補充代替備人料の不足見込額と国庫委託金の決定した保々地区同和教育団体育成費その他であります。

第十一款災害復旧費のうち農林水産施設災害復旧費は、今夏における集中豪雨による補助災害復旧事業として認証を得たものの施越工事費でありまして、地元立替金等を歳入に見込みました。土木施設災害復旧費は、過年度国庫負担土木災害復旧工事の一部個所変更及び単価増分と現年度発生応急復旧工事費として国庫負担の認証を得たものでありまして、いずれも三分の二の国庫負担を歳入に見込みました。

第十三款諸支出金は、常磐警察官派出所用地の購入についてお願いしたものであります。

以上、歳出について概要のご説明を申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関連の特定財源のほか、本年度新たに創設されました交通安全対策特別交付金を計上し、一般財源としては、市税増収分を計上して収支の均

衡をはかったのであります。

議案第百二号公益質屋特別会計は、職員給与改正による補正でありまして、一般会計からの繰入金をもって財源に充当いたしました。

議案第百三号競輪事業特別会計は、車券売上高が当初予想をはるかに上回るに至りましたので、従前の実績に今後の売上額を記念競輪五億円、普通競輪三億円と見込み、所要経費と人件費の給与改正分を計上したほか、競輪場内外の交通対策費として場内迂回路及び駐車場の新設整備、交通信号機、誘導標識の設置等を行ない、また、場内防犯用テレビ装置等を計画し、残余金は、前年度繰越金を含めて一応予備費に計上いたしました。

議案第百四号国民健康保険特別会計は、歳出のみの補正でありまして、人件費の給与改正に伴う補正と事務改善費その他の不足見込額を組みかえ計上したものであります。

議案第百五号と畜場食肉市場特別会計は、人件費の給与改正分と使用件数の増加に伴う需用費の不足見込額を計上したものでありまして、歳入においては、使用件数増加による収入増を見込み、なお、一般会計からの繰入金を減額して財源更正をいたしました。

議案第百六号市営魚市場特別会計は、職員給与改正による補正でありまして、前年度繰越金をもって財源に充当いたしました。

議案第百七号公共下水道特別会計は、人件費の給与改正による所要額と水道局に対する使用料徴収委託料の追加分並びに建設省の公共下水道認可変更を得るため、日永処理場及び管渠網の変更並びに認可区域の編入等に要する設計委託料を計上いたしました。なお、財源としては、使用料増収見込分、一般会計繰入金並びに日本住宅公団から交付の泊山団地下水道施設管理費負担金を充当いたしました。

議案第百八号西浦土地区画整理事業特別会計は、人件費の給与改正による増加分を計上したほか、現況換地重図作製委託料並びに街路補修工事費等を追加し、画地割込測量委託料、一時借入金利子等の不用見込額を減額補正いたしました。また、歳入においては、前年度における赤堀・小杉線踏切新設費の精算結果に基づく戻入金その他を計上したものであります。

議案第百九号交通災害共済事業特別会計は、加入者が当初予定の約四万人をはるかに上回り、年度内には約七万人にも及ぶものと予想されますので、歳入歳出についてこの補正を行なったものでありますが、このうち職員費については、一般会計からの繰入金をもってまかなうことにいたしました。

議案第百十号市立四日市病院事業会計は、人件費の給与改正等による増額分と薬品費、修繕費その他の不足見込額を追加し、一時借入金の利息、付添人食糧品費等の不用見込額を減額補正いたしました。財源としては、入院及び外来収益の増収見込分をもって充当したのであります。

議案第百十一号水道事業会計は、主として人件費の給与改正による所要額を計上したのでありまして、財源としては、収益勘定においては給水収益を、資本勘定においては、前年度繰越損益勘定留保資金をもって充当することといたしました。

議案第百十二号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例並びに議案第百十三号四日市市役所出張所設置条例の一部改正案は、住居表示整備事業の実施により、本年十二月一日から羽津、東橋北、港及び浜田地区の一部について町名の変更がなされましたので、これに伴いそれぞれ所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十四号四日市市職員給与条例の一部改正案は、人事院が去る八月、一般職の国家公務員の給与について基

本給の七・一％の引き上げ及び通勤手当の支給限度額の引き上げを本年五月一日から実施するよう勧告いたしました本市といたしましても、この勧告の趣旨を慎重に検討し、今臨時国会に予定されている国家公務員の給与改定に準じて本年八月一日から給料月額改定並びに通勤手当の額を本年五月一日から改定しようとするものであります。

議案第百十五号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正案は、去る十月より恩給法の一部が改正施行されたことに伴い、本市においても所要の改正を行なうもので、概要は、普通退職料及び扶助料年額の増額と老齢者に支給する加算退職料の改定、増加退職料の特別加給の増額及び退職料等の増額改定に伴う多額所得停止に関する基準の引き上げ等であります。

議案第百十六号道路占用料金徴収条例の全部改正案は、さきに道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部が改正され、国が管理する指定区間内の一般国道にかかる占用料の額と徴収方法が改められ、県においてもこれに準じて改正実施したことに伴い、本市の現行占用料の額等について、全面的に検討を加え、政令に定める占用料との均衡と現在の情勢を考慮して所要の改正をするため、道路占用料金徴収条例の全部を改正しようとするものであります。議案第百十七号四日市市営住宅条例の一部改正案は、さきに公営住宅法施行令の一部が改正され、公営住宅の入居資格収入基準の額並びに扶養控除の額等が引き上げられたことに伴い、本市においてもこれに準じて所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十八号四日市市立乳児院条例等の一部改正案は、住居表示整備事業の実施により、本年十二月一日から羽津、東橋北、港及び浜田地区の一部について町名の変更がなされましたので、実施区域内に所在する市立四日市乳児院、市立希望の家及び市立みはと学園の位置についてそれぞれ所要の改正をしようとするものであります。

議案第百十九号四日市市立幼稚園条例の一部改正案は、昭和四十四年四月一日から高花平地内に幼稚園が新設開園

の運びとなりますので、これに伴い所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百二十号土地の取得は、現在区画整理事業が実施されており、西浦地内において、将来の小学校建設用地として西浦土地区画整理事業の保留地のうち二〇、六八一・三八平方メートルの用地を、価格二億六千五百万九千二百四十三円をもって四日市都市計画西浦土地区画整理事業施行者から取得しようとするものであります。

議案第二百一十一号四日市市上水道第三期拡張事業計画は、現在実施中の第二期拡張事業による計画水量は、近年の需給実績より目標年度の昭和四十五年には満度に達する状況にあり、一方将来計画における三重用水土地改良事業等への依存も、当事業が昭和五十年以降となる可能性の強い現状において、この間における需要水量の確保に対して、昭和四十四年度より七カ年継続による第三期拡張事業を計画し、目標の昭和五十年における計画給水人口二五八、二〇〇人、一日最大給水量一三四、二〇〇立方メートルを供給すべく、事業費十九億八千万円をもって東員町地内並びに朝明川流域に水源を新設するとともに、配水池の設置、配水管の増強により給水区域の拡大をはかり、全市給水の円滑を期するため本事業を実施いたしたくご提案申し上げます。

議案第二百二十二号町及び字の区域の変更は、六名土地改良区が実施する土地改良事業の施行により、六名町字山添字栗竹、字東起、字折戸及び鹿間町字中村尻の各一部について、町及び字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十三号町及び字の区域の変更は、貝家東浦土地改良事業共同施行者が実施する土地改良事業の施行により、汶木町字神桑田及び貝家町字東浦の各一部について、町及び字の区域を変更しようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十四号市道路線の認定は、富田地内における丸の内町市営住宅地内の四路線、日永地内における大瀬古新町市営住宅地内の十二路線及び三重地内における県道四日市・関ヶ原線のバイパス工事完了に伴う旧県道敷一路線並びに内部地内における県道川島・貝家線の道路改良工事により旧県道敷一号線を、それぞれ市道として認定しようとするもので、所在は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十五号市道路線の一部廃止は、重金屬工業株式会社外二社がそれぞれ大治田町、生桑町及び塩浜地内において建設する工場敷地内に介在する市道並びに午起二丁目及び日永地内にある共和工業株式会社外一社の工場敷地内に介在する市道の一部について、それぞれ用途を廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十六号市道路線の廃止は、常磐地内、東洋紡績株式会社三重工場の社宅敷地内に介在する市道及び日本合成ゴム株式会社四日市工場が川尻町地内に建設する職員の厚生施設敷地内に介在する市道並びに雨池町の集団移転に伴い同地内に介在する市道について、それぞれその用途を廃止しようとするもので、所在は、お手元の図に示すとおりであります。

以上、十二月定例会に提出いたしました各議案についてご説明申し上げましたが、具体的なことにつきましては、議事の進行に伴いご質疑に応じてご説明申し上げます。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（伊藤泰一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる十六日午前十時から会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時三十九分散会

昭和四十三年十二月十六日

四日市市議会定例会会議録（才二号）

四日市市議会

昭和四十三年十二月十六日（月曜日）
四日市市議会定例会会議録 才二号

米田好兼速記

昭和四十三年十二月十六日（月曜日）

○議事日程 第二号

昭和四十三年十二月十六日（月）午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

第一 一般質問

○出席議員（四十一名）

伊	荒	天	味
藤	木	春	岡
金	武	文	一
一	治	雄	郎
君	君	君	君

山	山	山	安	六	宮	松	増	前	藤	日	早	服	長	野	生	豊	坪
本	中	口	垣	平	田	島	山	川	井	沖	川	部	川	崎	川	田	井
	忠	信		豊		良	英	辰	泰	武	正	昌	鐸	貞	平		妙
勝	一	生	勇	司	勇	一	一	男	郎	男	夫	弘	元	芳	蔵	稔	子
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

辻	高	志	坂	後	小	小	訓	喜	川	加	笠	大	大	岩	伊	伊	伊
	橋	積	上	藤	林	林	霸	野	村	藤	田	谷	島	田	藤	藤	藤
誠	力	政	長	藤	喜	哲	也			定	七	喜	武	久	信	太	泰
二	三	一	郎	郎	夫	夫	男	等	深	男	衛	正	雄	雄	一	郎	一
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（二名）

吉垣照男君

谷口專九君
日比義平君

○議案説明のため出席した者

市	助	助	収	市長公室	総務部	税務部	産業部	厚生部	衛生部	土木部
長	役	役	役	長	長	長	長	長	長	長
九	岩	加	庄	谷	平	伊	阿	小	中	三
鬼	野	藤	司	沢	井	藤	南	西	山	輪
喜久男	見	寛	良	文	清	涼	輝	忠	英	喜代司
君	齊	嗣	一	男	三	一	彦	臣	郎	君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

建設部長 國浦和己君
副収入役 村木喜代次君

教育委員長 龍池清真君
教育長 栗林武男君
次長 滝伝之助君

市立四日市市長 天野正春君

水道事業管理者 城井義夫君
次長 鷺野正和君
技術部長 加藤弘君

消防長 富山光三君

事務局長 菊地英也君

○市議会事務局

次	長	正太郎君
議事係長	小坂	靖君
主事	柴田	静良君
主事	板崎	大之丞君

午前十時四分開議

○議長（伊藤泰一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり各会派から通告がまいっております。

発言の順序は、一覧表のとおりであります。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤泰一君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

公友会、早川正夫君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 公友会を代表いたしましたして、すでに通告しておきました順序に従いまして質問を行ないたいと思います。

ただ、ここでお願いしておきたいことは、時間にも制限がございますので、理事者の誠意ある、しかも建設的なご答弁を期待して質問に入らしていただきます。

質問の第一項、第三石油コンビナート建設に伴う諸問題についてでございます。

大協和石油化学による生産規模の拡大と、それに伴いまして必要とされました霞ヶ浦地先の百二十五万八千平米に及ぶ約三十八万坪の土地埋め立ての承認につきましては、昭和四十二年二月十八日、皆さんすでにご承知の全員協議会の席上で承認されたものでございますが、これにつきましては、非常に困難な社会条件、あるいは市民感情の中で承認が行なわれたという事実は、まだ耳新しいところでございます。たしかその際に市長説明では、このコンビナート完成の晩にはエチレンの製造能力が二十万トンであり、しかもそれを基礎としてあらゆる公害防止の対策を考えておる。その一つとして大協和石油化学と市との間に協定書並びに協議会の設置等に関する覚え書きを取りかわし、万遺漏なきを期したい旨述べられたこの当全員協議会では、これらを条件といたしまして、しかもこれらに関する限りにおいて承認いたしましたように私は記憶いたしております。

ところが、このたび新しく大協和石油化学を中心といたしまして協和油化、協和醗酵、大協石油、東洋曹達、大日本インキ、日立化成、鉄興社、日本興業銀行、これらの各企業が参画いたしましたして、新会社である新大協和石油化学株式会社を設立したわけでございますが、聞くところによりますと、当新会社はエチレン製造能力三十万トンをもって通産省に事業申請し、おそくとも来年四、五月ごろには確実なその認可がおりる状況であることが判明いたしております。さらにこの三十万トンのエチレン製造のための原料であります粗製ガソリン、すなわちナフサの供給が原則として大協和石油株式会社の製精規模を拡大することによりましてまかなわれること。ちなみにこの大協和石油の現在の精製規模は約十一万五千バレルでございますが、最終的には二十三万バレルまで拡大し、もし部分的に

ナフサが不足する場合には国内あるいは国外の天然ガス、あるいはナフサをもってこれを埋め合わせよう、というところによって新しい新大協和石油化学が新設されたようでございます。

そこで、市長にお尋ねするわけでございますが、一番、このエチレンの製造規模二十万トンが、三十万トンに計画変更されたのはいつごろのことであり、市長はこの事実についてご承知であったのかどうか。さらにこのエチレン製造三十万トンに変更されました原料ナフサを、大協石油がその製精規模を拡大することによってまかなうという事実もご存じであったのかどうか。この二点についてお尋ねいたします。

次に、先般市長は新聞紙上で、従来の大協和石油化学と市との協定書取りかわしにつきましては、これを変更して自後建設される各社とこれを行なうというふうに新聞発表なされておられますが、最初、大協和石油化学と市との間において交換公文を取りかわす、協定書を取りかわすというお話し合いでございましたが、このような変更になりましたのは、何かその後誘致されてまいります関連企業の中に、変更しなければならぬ重要な問題がひそんでおったのかどうか。そのためにこういった協定書取りかわしの変更をなさなければならなかったのかどうか、その辺の経緯をつまびらかにしていただきたい、かように思います。

その次、協議会設置等に関する覚え書きにしている構成のうちで、地元住民代表者の数を必要に応じて増加させる意思があるかどうか。各企業との協定書、あるいは地域協議会をつくる場合に、そういった地元民の要求を受け入れる意思があるかどうか、これをお尋ねいたします。

次に第三石油コンビナート各社が操業に入った後、与えるであろう公害の影響を調査するために、国費によりすでに当市医師会の手でもって富田地区、羽津地区住民十八歳以上の成人につきまして、検診が行なわれるようでございますが、これ以外の地区、たとえば富洲原といったようなところへも、この検診を実施し、それがためには、

より広範に、しかもより詳細なデータを得るために、企業の積極的な援助と協力を要請する意思はないかどうか。こういったことは、地元民が大いに期待するところでございまして、企業が自信ある態度でもってこういった検診なり何なりに協力するという態度を打ち出せば、おのずから新しく出てきてまいります企業、あるいは公害問題についての不安感、地元住民からなくなるのではなからうか、かように思います。そういう意味で、市長から改めて各企業に住民検診の協力並びに援助方を要請する意思はないかどうか。

次に、最後にお尋ねいたしますのは、霞ヶ浦地先については、なお約八十万坪（二、六四平方キロメートル）ほどの埋め立て可能な海面があり、さらにその北部にも港湾整備と並行いたしまして埋め立て予定地が策定せられておりますが、将来ともこれらの予定地に対して条件さえ整えばさらに第四第五のコンビナート造成に、そうした意欲を市長は持っておられるのかどうか。この辺で、コンビナート関係については打ち切ろうとする意思があるのか、あるいはさらに第四、第五のコンビナートを建設される意思があるのか、この点明瞭にひとつご答弁を願いたいと思っております。

質問の第二項は、内陸工業誘致の積極的な促進策についてでございます。

当市が、昭和三十四、五年を契機といたしまして飛躍につぐ飛躍をもって発展したその中心企業が、石油産業にあったことは論をまたないところでございます。ちなみに、当市の状況を考えてみました場合に、昭和四十一年にはすでに東大阪、姫路を抜きまして全国第十二位のランクに落ち着いております。そうして、年間生産額が三千四百億、その中で石油企業の占めるものが約二千億となっておりまして、石油産業が当市の発展にいかにより大きく裨益したということは、この事実からしても明瞭であるうと思えますが、しかしながら、その反面、延べ人員五百七十八名に及ぶ公害認定患者と、なお多数の潜在的気管支炎の患者の出現を見まして、毎日悪臭とSO₂の被害に泣いてきた

何万という市民もあったわけでございます。

こういった犠牲の影にかくれた発展というものが、現実に、現在の公害問題を露呈してまいっておるわけでございますが、さらに加えて公害都市四日市の汚名は、全国を風靡いたしました。全国的な問題とはいいながら、特に本市が必要といたします若年労働者の求人難は、極限の困難さを加えてまいりました。先般の松阪職安と当市内における中小雇用主との間のあの汚職問題は、端的にこれらの事実を裏書きしているのではなからうかと思ひます。そして、常々私も会派が口にしてまいりました現在の国際情勢の緊張と石油資源の世界的な偏在、あるいはエネルギー革命の急速な発展等につきまして、決して石油産業が四日市の工業発展という問題点からとらえて、将来長い目で見ました場合、安定した産業ではないように思われるわけでございます。

以上のような理由によりまして、当市の経済をささえる基幹産業にさらに弾力性を持たせるために、あるいはまた住みよい四日市の町づくりのためには、何としても内陸工業の誘致が必要となつてまいりましたわけでございます。近時市長の勇断と明晰な頭脳によりまして、この内陸工業の誘致には積極に取り組もうという姿勢が出てまいりましたことは、ほんとうに喜ばしいことだと思つておりますが、しかし何か事を運ぼうとする場合には、大なり小なり障害や問題が起こつてまいることは当然でございます。今回、この誘致を成功させるわけには農家対策、あるいは土地問題いろいろの問題が派生するかとも思ひますが、ぜひとも市長は大局を見るにあやまつことなく、積極果敢にこの内陸工業誘致を推進していただきたいことを付言して、質問に入らしていただきます。

聞くところによりますと、先般の全協におきまして説明願ひました吉田ファスナー並びに住友金属、あるいは機械工業のうち一社がすでに誘致困難となつた現状でございますが、あと二社についてうわさによりますと、これもほとんど無理なのじやなからうかという風評がもつぱらでございます。非常に大きな期待を持って市民がこれを持ち望ん

でおるわけでございますが、あとの二社が確実にこちらのほうへ誘致されるめどがついておるのかどうか。その間どのようなお話し合いをなさつておられるのか。おそらく交渉の途中、秘密に属することもございましょうが、可能な限りにおいてこの市民皆さんの不安を取り除くために説明願ひたいと思ひます。

次に、質問の第三項は、隣接町との広域行政上の問題についてでございます。

最近の当市の発展は、すでに述べましたようにまことに目ざましいものがございまして、なお将来とも中部経済圏の外延都市といたしまして、その経済開発ないしは社会開発が要請せられており、そのためにもひとり四日市のみの独善的な、あるいはひとりよがりの考えに基づいて発展させる方策は、私はあたらないと思ひます。こういった意味におきまして、その第一段階としてそれが大小にかかわらず隣接町との幅広い行政的提携、あるいは協調といったことが強く押し進められる必要がありはしないかと考える次第でございますが、差しあたりここで問題となりますのが、楠町に当市より与えております公害問題、逆に川越町より当市に与えられているその問題でございます。

先般、第二回四日市地域公害対策協議会が開かれました席上、楠町の町長から、原因が四日市にある公害で苦しむ楠町の公害患者に対して何分の困難はありましようが、何らかの医療対策を講じてやっていただけないものだろうかという提案がございましたその席上、市長は、何分行政区域も異なり大気汚染による患者者認定要綱を破ることは、地方自治体の長としてできることではなし、また地方自治法の精神にも違反することなので、これは全く不可能でございます、といつて拒絶されましたところ、町長のいわく激烈な調子でもつて、市長のいわれることはまさに法の番人のいうことであり、少なくとも政治家としての発言ではございますまい。政治の精神は、法の精神をいかにうまく運用するかということではないのかと、実はつめよられた次第でございます。この叫びは、まさに四日市民でございます天カ須賀区民の叫びにも通じておるわけでございます。

この点につきまして、市長は川越町に立地する谷口石油のSO₂により数多くの四日市市民が苦しみ泣かされておる事実と、その長としての立場から楠町並びに川越町の両問題について将来どのような処置をとっていかれようとするのか。依然として法の番人としての立場を堅持していかれるのかどうか、この点について明確なご答弁をお願いいたします。

質問の第二点、現在、川越町はその海岸の地先約百七十万平方メートルのうち、第一期工事といたしましてそのうち約七十万平方メートルの埋め立てを推進して、来年三月ごろには完成する由聞き及んでおります。と同時に、埋め立てが完成すれば川越町の内部事情からいたしまして、直ちにこの埋め立て地に対し企業を誘致しなければならぬ事情があることでございますが、この誘致企業は日石系統の石油コンビナートに落ち着くらしいという情報を漏れ聞いております。それかあらぬかすでに桑名市議会は、将来受けるであろうこの公害の苦しみを見通しまして、しかもかつ地元の赤須賀、あるいは城南地区の切実な陳情を受けて議会の決議をもって、石油産業誘致反対の申し入れを川越町になしておることは、まだ耳に新しいところでございます。風評どおりにもし石油産業が、この川越地先の埋め立て地に誘致されたとなれば、ひとり桑名市のみではございません、その季節その季節によって、吹く風によりましては、四日市の北部特に天カ須賀にも多大の影響が出ることは明白な事実でございます。ただでさえ中小企業の谷口石油によるSO₂に泣く天カ須賀区民は、さらに大きな被害を受けることは事実でございますが、市長として四日市市・川越町の将来の姿を見越したうえで、この問題につき何らかの話し合いをすてにできたのかどうか。あるいはしておらないとすれば、これから川越町長との話し合いをしていただく意思があるのかどうか、こういった点についてご答弁をお願いいたします。

質問の第三点、このたび川越町と四日市の接する地点に通称善六新田と申しておりますが、新しく川越町の事業主体でもって都市計画道路が建設されることになりまして、これが完成の暁には四日市市並びに川越町との広域行政上非常に大きな効果が出ることは、論をまたないところでございますが、反面、この道路が完成いたしますと、従来同地域一帯に立地いたしております各企業からの汚水排水が一方的に天カ須賀地区内に流れ込んでまいります。そうして一方天カ須賀地区内にたまりました雨水は、その流れ口がなくなってしまうと外へ出ることができなくなる次第でございますが、この問題解決には何としてもこの都市計画道路沿いに排水路を平行させ、くそ池でもって強力な排水機で放出する以外方法がないのでございます。問題は、何しろ四日市市と川越町にまたがる問題でございます。そうしてさらにこの問題解決のため、広域行政上の問題として川越町より四日市市に対してその建設の協力を要請してきておるやに聞いておりますが、実情はどのようなようになっておるのか。市はこの問題解決にどのようなお考えをお持ちになっておられるのか、この点について市長並びに助役のご答弁をお願いいたします。

質問の第四項は、下水施設事業の早期完成についてであります。私もがいずれの地区にまいりましても、すぐいわれることは下水の完備と道路舗装の件でございます。特に下水については、臨海部の住民がひとしく悩み苦しんでおる最も大切な問題でございます。これには、過去における社会条件、あるいは自然的な条件、特に最近の急激な地盤沈下に伴って起こったことは、事実でございますが、かといってこのまま放置できない重大な問題でもあるだけに、事は深刻なものでございます。公共下水の完成してない臨海部の各地帯では、一たん大雨でも降ればその雨水は下水から吹き出してきまして、川のようになって流れております。ときには、ひどいところでは床下浸水ということもしばしば起こっております現象でございます。まことにこの下水の問題につきましては、住民の嘆きは大きいものがございます。

そこで、この際は全市的に、特に臨海部地帯につきましてこの下水路の総点検をして、既設の水路についてはそ

の使用効率を高めるために掃除、あるいは下水路の改修をこういったことをし、また無施設の地域についてはその必要に応じて早くこれを新設し、これを市全体の総合的な、かつ系統的な下水対策の中に包括して行政効果を高めていただきたいと思うわけでございます。そのためには、必要とする予算を本年幸い恵まれた財政状況にございますので来年度においては下水事業遂行のために何とか思い切った予算を講じて、この市民の嘆きをひとときも早く解消してやっていただきたい、かように思うわけでございます。

質問の第五項は、市公共施設の管理体制についてでございます。

去る七日の未明に起こりました市の公会堂付属建物の火災につきましては、すでに十二日本会議冒頭で市長よりおわびのことばと経過報告を受けたのでございますが、これだけをもっしてはやはりまだ一般市民の不安感をぬぐうわけにもまいりません。たとえそれが木造の一小家屋の消失であつたにしても、これが市庁舎の一部であり市のシンボルの一部であるということによって、市民の受けとめる心理的な動揺というものは、民間の家屋が焼けた場合とはおのずから違つたものがあるということはお気づきの点でございます。ましてや過去数次にわたりまして、それぞれ原因は異なるにいたしましても、すでに昭和三十五年七月十五日は日永小学校で、同年の十二月十二日には富田の小学校、そしてまた本年一月二日には県保育園が消失いたしました。さらに加えてこの公共建物のシンボルでございます市の庁舎が焼けたということについては、どうもこの市の管理体制に何か不備な欠点があるんじゃないかなるか、こういう思いをしてゐるのは私一人ではないかと思ひます。市民の皆さんが、市は一体どのような管理を敷いてゐるのかという不安と怒りの表情でもって語つておられるのも、無理はないものと思われれます。

そこで、こういった市民の不安と怒りに答えるためにも、もう一度詳細に火災発生当初の状況から、それ以後の経緯につきまして特に消防長の説明を聞きたいと思ひます。そうして、さらにこうしたことが二度と起こらないため

にも、市長は将来市の本庁舎を中心といたしまして公共建物施設の管理体制をどのようにして運営していこうとされるのか、これについての市長の覚悟のほどを示していただきたいと思います。

最後に、質問の第六項は、青少年問題の総合対策についてでございます。

かねがね世上をにぎあわしておりました未成年者によるシンナー遊びの問題は、遂に警察庁の発表によりますと全国ですべて百名に達したそうでございます。さらに三重県では三人、当市におきましては笹川中学校の生徒が不幸な事故によりまして死亡するに至っております。この犠牲者を頂点といたしまして、明確に数としてはあらわれてはこないのでございますが、シンナー遊びにふけてゐる子供たちの数は、かなりのものになっておるよりに聞いております。シンナー遊びの結果としての死亡事件は、その生徒がただ単にシンナーのおいをかいて、つい死亡に至つたといったような、そんな単純な問題として片づけるには、あまりにも複雑な背景がひそんでゐるよりに思われるわけでございます。

私たちは、改めて現在の青少年非行の複雑さと、その深刻さに驚くわけでございますが、決してそれらから目をそむけてはならないと思ひますと同時に、むしろこれを契機といたしまして、もう一度彼らの背後問題並びにその本質的な問題解決のための決意を、この際新たにすべきではなからうかと思ひ次第でございますが、そのためには、いままでも本市の各地域で青少年の健全育成のために活躍してこられました地区育成活動の内容と、その組織のあり方にも真剣な批判検討を加える余地が出てまいつたのではないかと考える次第でございますし、また、これらを指導する行政機構、その内容に対し再度検討を加える必要があるようにも思われるわけでございます。

いままでの成果は成果といたしまして、あくまでもこの重要な社会活動を担当して行くにふさわしい内容と機能を持つためには、いまきびしい批判にさらされなければならないと考える次第でございます。そのためには、私は本市

青少年対策のうえで重要と思われる各点について、以下質問を行なわせていただこうと思うわけでございます。

まず第一点、当市におけるシンナー遊びの実体とそれに対処する対策を、どのようにしてきたのか、また将来して行こうとされるのか。これは学校教育にも非常に大きな関係を持っておりますので、教育長並びに厚生部長の答弁を願いたいと思います。

第二点、すでに長いところでは十五、六年、短いところでも五、六年各地区の育成者といわれる方々、あるいは並びにその人々が組織いたしておりますその団体の力によりまして、非常に大きな成果が上ってまいりましたことは、決してこの事実を消し去ることのできるものでもなく、またなくなるものでもないと思います。ましてや小中学生の本市における犯罪件数が減少いたしてまいりました。これらの結果から見まして、地域育成者の皆さん方のご努力がきわめて大きなものをなし得たということは事実でございます。しかしながら、一方、ひるがえって考えてみた場合現在の育成者並びに育成のための組織が、本来指向すべき方向にある、またそれが完全に実現されているかどうかということになりますと、決してそうだとばかりもいい切れない面があるのではなからうかと思われまします。ときにはその地区内の諸団体、あるいは他の地区との協調がなされずに、場合によってはひとり独走し、場合によっては地区の批判をかい、ときには多数のひんしゅくをかうという事実も最近出てまいりました。

一般市民の方々の善意と努力が、少なくともこのような姿で終結しては、まことに残念でございますし、本来の青少年育成の姿は、決してこのようなものであってはならないと思います。この問題解決のためには、そうしてまた育成活動が真の市民一人一人の善意に発するものであるならば、その育成者とその組織は、まさに謙虚に地域内の諸機関、諸団体と相提携し、地域をあげての態勢を得なければならないと思うわけでございます。

そうして、育成者は、また先生でもなければ教育者でもないいわゆる一市民であるがゆえにこそ、しかも市民総意

の育成活動を必要としているがゆえにこそ学校教育との一体化、あるいは協調といったものをはからなければならなと思います。このような点からいたしまして、私はこの際、学校、地域社会、家庭における子供たちのそれぞれの生活領域を適切に指導していくために、教育委員会並びに青少年課にまたがる新しい生活指導主事体制を敷く考えはないものかどうか。こういった地域社会の組織が、ほんとうの方向に向かっていけるように、そうしてまた学校教育との連携が取れるように。その中でしあわせな子供の生活体系をつくってやるために、いま改めてこの生活指導主事体制をつくる意思はないものかどうか、教育長よりの明確なるご答弁をお願いする次第でございます。

さらに、ほんとうに市民の善意によりまして成り立つべき育成者並びに各地区育成組織に對しまして、従来、青少年課はどのような指導理念を与え、また将来どのような方向に持っていこうとされるのか、この際厚生部長の明確なご答弁を得たいと思います。

第三点、当市に設置せられております青少年問題協議会は、昭和二十八年七月二十五日の地方青少年問題協議会設置法に基づきまして、昭和三十一年三月十八日当市の青少年問題協議会条例によって設置せられたものであることは皆さますでにご承知でございますが、この機関こそは本市の青少年問題に關しまして基本的かつ総合的な対策と、問題提示が提出されなければならないのにもかかわらず、その機能がまだ十全に発揮されていないように思われますがこれにはもちろんここにご出席いただいております各種団体、各種機関の委員の皆さん方と、それからその運営につきまして努力をいただいております事務局の皆さんとの一体化した運用の妙といったものが要請せられるわけでございますが、将来この青少年問題協議会の機能を十全に発揮するために、理事者はどのような定見をお持ちなのか、これについても厚生部長のご答弁を賜りたいと思います。

第四点、青少年非行といった問題は、ただ単に子供が悪いんだとか、あるいはおとなが悪いんだと。学校教育の欠

陥だと。地域が悪いんだとかいった一方的な理由によって発生してある単純な問題でないことは、すでに皆さまご承知だと思えます。少なくともこの問題は、社会の全領域にまたがる矛盾と不合理の中から生み出されてきたものであると解釈しない限り、この複雑な青少年問題は解決できないと考えます。そうだとしましたならば、この問題解決のためのあらゆる施策を打ち出し指導していかねばならない行政機構の中で、それが対策を中心的に遂行していく青少年課は、常に総合的な視野で、かつまた総合的な統制力の持てる位置づけを必要とするとは明白な事実でございますが、現在その青少年課の機能がそういった方向において十全であるとは、決して考えられないわけでございます。

理事者は、この複雑にしてしかも困難な問題解決のために、現在のこの青少年課の機構で十分だとお考えになっておられるのかどうか。また、さらに将来、青少年課をどのような部署に位置づけて行こうとされるのか、あるいはどのような機能を付与して行かれようとするのか、この点について明確な市長のご答弁をお願いいたします。

第五点、現在、市長は鋭意青少年のための施設、たとえば公園、あるいは遊園地、あるいは体育施設等々の建設に努力を傾注しておられるその姿には、全く敬服のほかございませんが、結果として当市にもそろそろ他市に誇ってよい体育館、あるいはプール、陸上競技場、野球場そういった子供のための施設が完備してまいりまして、さらに近い将来、勤労青少年ホームもやがて建設せられるようでございますが、なおこのうえ一その市長のご努力をお願いすると同時に、青少年問題がこういった施設面のみで決して解決するものでもないことは、すでにご承知のことでございますが、現在あの東大生問題とか、あるいはシンナー遊びにふける子供たちの姿が、戦後二十三年にわたる青少年に与えてきたこの教育指導の総決算の姿だと見るならば、私たちおとなはもう一度過去を真剣に振り返り、深刻な自己批判に立つたうえで、将来へ指向しなければならぬと考え次第でございます。

そういった意味も含めまして、将来に対し二度と再びこのような不幸な子供たちの姿を見ないためにも、また、二十三万市民の将来に対する悲痛な叫びとしての青少年健全育成のために、この際市長は思いを新たにいたしまして、青少年健全育成の都市宣言をなさる意思はないものかどうか、この点市長のご答弁をお願いしたいと思います。

非常に長時間、質問に時間を要しましたが、それぞれの項目並びに諸点にわたって明確なご答弁を得ることを期待して終わらせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの早川議員のご質問にお答えを申し上げます。

第三石油コンビナートの建設に伴う諸問題についてでございますが、そのときご質問の中にございましたところの進出会社の中に協和醗酵、日本興業ということばがございましたが、協和醗酵、日本興業は入っておりませんので、事前に申し上げさせていただきたいと思えます。

エチレンの製造、ナフサの分解が二十万トンから三十万トンに引き上げられたということは、これは世界の製造水準がすでに五十万トンを目ざし、あるいはイギリスのウィルソンあたりではすでに百万トンの製造計画が検討されてある当節でございますので、日本といたしましても通産省がこのような国際競争下に立っていくためには、二十万トン以下の能力ではだめだということで、三十万トンにナフサの分解センターの基準を引き上げた。これは四十二年度のことでございますが、そういうような事実に基づいて認可申請が訂正されたわけでございまして、私はその時点において新聞でその事実を承知しました。

また、ナフサの供給につきましても三十万トンに引き上げられた場合には、四日市だけでいくらか大協石油が増強い

たしまでも足りないことは明らかでございますし、大協石油が十万吨の増設計画を持つておるということにつきましても承知いたしております。四十三年度に五万バレルの製造認可をしましたが、不許可になった。四十四年度に大体五万バレルぐらいは認可になるというのを聞いております。しかしながら、三十万トンがフルに稼動するためには、それだけのナフサの供給では足りないのではないかと。おそらくそれは他の地域からナフサがタンカーによって運ばれて供給されるものであると思います。

公害防止対策協定書につきましては、取りかわしの変更をしたわけではございません。この公害防止対策協定書につきましましては、去年の夏の県庁における調印におきまして、大協石油化学と四日市市が三重県知事を立ち会わせて三者のもとに判を押して調印をいたしましたものでございまして、ただ二十万トンの認可の時代でございましたので、二十万トンの公害防止対策についての協定でございました。それが三十万トンに引き上げられたために、いろいろ製造ガスの量であるとか技術等につきましても多少の変更があるだろうというので、会社等とその万全を期するために三十万トンの態勢に備えての公害防止対策をさらに強化して、これを検討しておるといことが事実でございます。別に公害防止協定の取りかわしの変更をいい出してあるわけではございません。

また、進出してくる企業個々についてはどうかという問題でございしますが、この協定書を結んだ段階におきましては、ナフサセンターの一番センターであるところの三十万トンを製造する一番もとでこれを一括して公害防止協定を結ぶという考え方でございましたが、進出してくる企業の個々については、これを個々に結んだほうがよいかどうかということについては、結んだほうがよいという判断をいたしておりますので、今後そういうような線で検討したいと考えております。

協議会のメンバーの増員等について地元民をもっと増加したほうがいいのではないかと考えてございますが、

この公害防止協定を結ぶ当時から、その地元、あるいは企業、あるいは市役所の関係、あるいは学識経験者等につきましては、いろいろと話し合いをしてきた経緯がございますので、今後この協議会が運営される時点において、そういう必要があればそういうことを考えてみたいと思います。

住民検診でございますが、われわれはこのすでに富洲原、あるいは富田地区において従前から県の保健所等の調査によりますと、気管支性のぜんそくであるとか、気管支性疾患が非常に多い地域であるということを知りたしておりますので、その数字を調べましたところ非常に富田、富洲原という地域は、四日市でもそういう病気の多いところでございますので、われわれは事前にたがってこの富田、富洲原、羽津等につきましては、観測点を設けて事前の調査をいたしておるわけでございますが、四日市医師会では富田、富洲原地区を対象として住民検診をしたいという強い意向を持っておりますので、われわれといたしましてはこの住民検診の実施につきましては、市としてもできる限りの協力をいたしたいと考えております。

しかしながら、この住民検診、あるいはそういう費用について企業に協力を要請するということなどは、現在の段階では考えておりません。

次に、二十六万坪（八五八平方キロメートル）の埋め立ての問題でございしますが、二十万トンのナフサの分解センターと三十万トンではずいぶん相違がございまして、三十八万坪（二五四平方キロメートル）の用地にともかく三十万トンエチレンのコンビナートの誘導品メーカーが入るとは考えられませんので、やはり第三コンビナートのためには、この二十六万坪（八五八平方キロメートル）の埋め立てを将来しなければならないと考えております。三十万坪（一、二五四平方キロメートル）で納まるものではないとは思いませんし、どうしてもやはりその前面の岸壁を工業岸壁として確保し、従前の発展をさせるためには、既定のとおり六十六万坪（二、一七八平方メートル）の埋

め立てが望ましいものであると考えておりますが、まだ認可も正式におりておらない段階でございますし、われわれといたしましてはこの点につきましては、会社等という折衝を進めておりますが、二十六万坪（八五八平方キロメートル）は欲しいけれども、それだけ先行投資をするのも現在では非常に考えなければならぬ点であるので、三十八万坪（一、二五四平方キロメートル）が完成して一応そこに地割りをするとか、そういう段階において二十六万坪（八五八平方キロメートル）の埋め立てについてはつきりとした依頼をしたいというような考え方を企業は持つておるようでございます。

したがって、この二十六万坪（八五八平方キロメートル）の埋め立てをするかどうかということは、四日市港開発事業団が今後どのように存続し仕事をしていくかどうかということと関連することでございますので、われわれはこの二十六万坪（八五八平方キロメートル）をやるかどうかということについても、非常に関心を持っているわけでございます。

また、その北側の用地につきましては、すでに管理組合等で発表されておりますように、四日市港の拡大に伴いますところの商工地域として岸壁をこしらえたいということが発表されておりますが、やはりそういうようなことになる可能性が非常に強い。そういうような岸壁をつくらないことには四日市港として発展する余地がないというのが、現状でございます。したがって、北側の用途につきましては、商工地域、あるいは工業港地域として岸壁をつくられる可能性がきわめて強いということでございます。

第二点の、内陸誘致の積極的促進についての点でございますが、四日市市の工業につきましては、ご指摘のように古くからございますところの化学工業、あるいは繊維工業等におきましては臨海型の形をとって、臨海地帯を大体占めておると。四日市市には非常に広い丘陵地帯、あるいは農業地帯が内陸部にございます。この前の議会でも申し上げ

げましたように、最近の農業生産状況というものを見ましてもイモをつくってみましても、あるいは米作をやるにいたしましても、今後非常に問題が多いと。したがって、そういう地域の開発のためには、やはり内陸工業特に公害の出ないようなところの電気会社であるとか、あるいは家庭電気製品であるとか、あるいは建材産業であるとかそういうような都市型の産業を誘致したいということを、われわれはかねて考えておりました、議会の皆さんにも非常にご協力を賜わっておるわけでございますが、残念ながらご指摘のように住友軽金属につきましては、三河一宮にすでに用地が決定いたしました。

ほかの二社につきましては、鋭意話を進めておりますが、かなり有望であるということを申し上げておきたいと思っております。まだいろいろ問題がございますので、そこまで申し上げることができませんが、かなり有望であると。われわれといたしましても、さらに積極的にこの誘致につきましましては努力をいたして、内陸の開発のために、また名阪国道の完成の暁にはいろいろの開発拠点として考えさせていただきたいと思っておる次第でございます。

第三点の、隣接町との広域行政の諸問題についてでございますが、ご指摘のように隣接町と協調をもっていくという事は、非常に大切なことでございまして、すでに病院、あるいは尿処理等に、あるいは学校等におきましても広域行政的ないろいろの事業をし、いま努力をいたしておるわけでございますが、今後ともこの広域行政的な、自治体の境界線を越えて広域行政的な協力をいたしたい、お互いに努力をいたしたいと考えておりますが、ご指摘のように私は別に法の番人をもって任じておるわけでもございませんし、今後ともその法の番人のようなことを言おうとは思っておりませんが、先般の地区協議会においてご要望のありましたような楠町の気管支患者、気管支性の患者に対して四日市市の公害認定制度を適用せよというお話でございますが、われわれといたしましては目下のところ楠町にまで地域を広げようという考えは持っておりませんということを、ここで重ねて申し上げたいと思います。

川越町の谷口石油につきましては、川越町にございます企業でございますが、天カ須賀という四日市市の市内の住民の方々が非常に迷惑を受けておりますので、衛生部長等が前々から会社等につきましていろいろの点を要望いたしておりますので、今後ともそういう被害のないようにさらに積極的に会社に対して具体的ないろいろの方法を交渉したいと考えております。あるいは煙突を高くするとか、悪臭が漏れることのないような要望を強くいたしたいと考えております。

川越町の埋め立て地に日石油化学が来るというような話は聞いておりませんし、こういうような風評に従ってお答えすることは好ましくないと思いますが、しかしながら谷口石油さんのような廃油を主として処理しておるといような設備と、石油化学というような非常に高度な原料を使用するメーカーとは、こういう公害というような問題につきましてもかなり相違があると思いますが、川越町の埋め立て地に日石油化学が立地しておるといような事実は、私はないと思います。また、川越町町長とそういうことについて話し合いをいたしてもありません。適当ないい産業があれば、川越町にも、この埋め立て地にもぜひひとつ立地をしてやってもらいたいということは、かねがね希望もしそういう話もいたしておりますが、石油化学等の問題で川越町町長にお話をした事実はございませんし、またそういうことを申し入れようとも私は考えておりません。

川越町との都市計画道路でございますが、ご指摘のようにこんど道路ができますところに用水路がございます。その用水路をわれわれの計画では、中ほどのところで道路を横断して富洲原の漁港のほうに入れて、ポンプ場から排水をする計画でございますので、その用水路が道路を横断する横断面が十分な工事をして、そこで水がたまるといようなことのないようにしたいと思っております。ご指摘のように道路に平行して用水路を設けて、これも広域行政的に川越町と共同でポンプ場を設置するという、池のところを設置するということは、理想的には考えられることでございます。

すが、こういうことが可能かどうかにつきましては、今後十分検討させていただきまして、用水のあふれたり、雨水期に被害のないような対策は十分講じたいと考えております。

第四点の、下水施設の早期整備についての問題でございますが、臨海部等の公共下水等につきましても、掃除を四十三年度の予算につきましてもご承認をいただいておりますので、掃除をいたしておりますが、無施設のところ施設をしないと、これは主として都市下水の点であろうかと思いますが、都市下水につきましても今後でできる限り努力をいたしたいと思っております。下水事業遂行のために、予算措置を十分に取れというご指摘でございますが、すでに下水事業につきましては、公共下水道につきましては、四十二年度から二十九億円の資金を使って第二期五カ年計画をただいま実施中でございます。これができましたらばいよいよ橋北の末永、何ていうんですかあの道路から以南のところと、それから常盤排水区の一部等がその地域に含まれるのでございますので、公共下水道の事業はこのような年次計画によって午起・末永線から以南、それから松本・昌栄線から以北の排水区につきましては、第二期工事にしておおよそ公共下水道が布設されるのでございますが、さらにそれに引き続いて橋北、あるいはその他の地域についても下水道の設備につきましては、今後とも積極的に充実をしていきたいと考えておる次第でございます。

市庁舎の管理体制につきましてでございますが、第一日の冒頭にお断わり申し上げましたように、ともかく由緒のある建物を焼いてしまったということとは、まことに申しわけなく思っておる次第でございますが、これが常備警備をやっていたら防げたかどうかというについては疑問もございしますが、現在の警備事情につきましては、日本警備保障会社のガードマン二人によって夕方七時から朝七時までの間、夜四回ないし五回の警備を現在やっておりますがこれをまだ日本建築でございしますところの現在の公会堂が建っている期間は、いずれこれは除去するわけでございますが、建っている限りにおいては、これを常駐警備体制にもっていくべきかどうかということにつきまして、ただい

まそれを検討いたしております。常備警備にもっていく場合には、一人について大体十四万から十五万ぐらい月にかかるわけでございまして、そういうような体制にもっていくべきであるかどうかということについて、目下検討いたしております。

現在、市の施設で宿直のない施設はなでしこ保育園、橋北出張所等大体七カ所現在市にはございますが、現在のやり方は一人の人が市の施設を見回り、一人の人がこういうような七カ所について夜見回っておるといような状況でございしますが、七カ所もございしますので、どのような警備体制をとったらそういう被害を防ぎ得るかということについては、今後谷沢公室長のもとにおいて十分検討して対策を講じたいと思います。

青少年問題につきましては、ご指摘のような担当の部長からご説明をさせていただきたいと思いますが、非常に、先日青少年問題協議会がございまして、私はその節にもごあいさつの中で申し上げたのでございますけれども、青少年問題というその青少年という取り上げ方の概念が非常にあいまいであって、非常に範囲が広いと。しかも国の管掌部局にいたしまして、総理府青少年局というような考え方に立っておるし、また厚生省等におきまして婦人少年局というような、婦人と一緒にしたというようなあいまいな点もございまして、私はこの青少年の問題を考える場合に、さらにこの概念をはっきりとグループ別につかむ必要があるのではないかと考えております。ことに十二月の警察庁の発表によりますと、本年は十二月までにすでに百人のシンナー死亡者が出ております。これは四十二年度に引き比べますと、すでに十倍の数字に達しておるといことが発表されておりますが、ご指摘のようなシンナー対策にいたしまして、学校教育の面、社会教育の面から十分この対策を講じなければならないと思っておりますけれども、私は三つのグループをこれは考えるべきではないか。小中学校の生徒のグループ、高校生のグループ、それから中学校以上の学校を卒業してすでに社会に社会人となっておるところの、大学卒を含めて十六歳から二十五歳までの

こういうようなグループと、この三つのグループを考えてやはり対策を講じていくべきではないかと考えておる次第でございまして、青少年対策は非常にご指摘のように複雑でございまして、この青少年課をどの部に所属したから強くなるものであるというようには、私は考えておりません。現在の厚生行政部門に置くのがよいのか、あるいは市長部門に置くべきがよいのかという点については、いろいろご意見があらうかと思いますが、内閣において設置されておるところの総理府の青少年局というのも、非常に私は無力なものではないかと考えております。

大体無力なもののみな総理府に寄っておるように私は考えますが、青少年課が現在のままでもその機能、あるいは組織を十分活用してやっていけないことはないかと考えておりますので、私はいたずらに組織機構いじりをするよりも現在のままの体制において青少年問題の対象、グループを的確につかんで施設を十分に利用し得るような態勢にして指導者のご支援と、あるいはご協力を賜わったならば、さらに強力に進むのではないかと考えております。

ただ、青少年問題のいろいろ、たとえば子供会にいたしましたも、こういう面につきましては、やはり民間のボランティアの奉仕活動をしていただかねば十分なことではできませんし、やはり今後とも青少年対策につきましては、この民間の有志の方々の奉仕作業ということが、私はなければ十全を期し得ないのではないかと考えておるわけでございます。これは何も他人に依存するということのような考え方はなしに、そこまでなかなか手が回らないというのが実情でございます。したがって、今後ともたとえば青少年問題の子供会の育成等につきましては、もっと育成者の方々といろいろな話し合いをする機会も必要でございましょうし、そういうご要望につきましてもでき得る限りご期待に沿うような対策を講じなければならぬと考えております。

そういう態勢が十分整って、四日市の青少年対策は実によくやっておるといような段階において、青少年都市宣言をしても別に恥ずかしくはないとは思いますが、現在、青少年都市宣言をしたからといって、私はいまの状態がよ

くになるとは考えておりませんので、青少年都市宣言をするかどうかにつきましては、十分検討させていただきたいと考えとる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五分休憩

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防長。

午前十一時十六分再開

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） ただいま消防に対するご質問のご趣旨は、火災原因は何であったかというふうに承っておりますが、その方向でお答えをいたしたいと、かように考えております。

ご承知のように人けのないところが燃えましたので、ただいま警察ご当局と横の連絡を取りまして原因の調査を進めておる段階でございます。ご承知のように警察のほうは犯人はだれかという考え方でありまして、消防のほうは何が原因かということが観点でございますして、行く先は同じでございますが、私のほうはご承知の警察権を持っておりませんので、たてまえといたしましては警察とよく協力をいたしまして、そして調査を進めておる段階でございます。

ほかの火災とは違しまして、ご指摘のように市の公共建物でございますので、そういう面から係員によくいまして、ほかの火災とは違うんだと、市の公共建物であるからと、そういう観点において今回の火災原因については、よ

く警察と連絡を取って徹底的に調べるようにということでいまより相談しまして、調査を進めておる段階でございますして、原因は何であったかということには、まだここで発表さしていただく段階までは立ち至っておりません。

ご承知のように、火災を発見いたしましたのが十一時四十六分ごろでございます。そうして、発見の私のほうに連絡がありましたのが十一時四十八分、つまり幸町の伊藤昌雄さんという方が名古屋からの帰りに、車で認めて公衆電話で通報を願ったということでございます。その当時、したがいまして人の気配らしい発見はいたしておりません。

その後いろいろ検討いたしました結果、火事は公会堂とあの焼けました付属建物とのあいさの、あの付属建物の西側の中央の物置の外壁付近が発火点であるというふうに認めております。そこは、発火点はそれに間違いない。ただそれじゃどこからどうやって燃えたかということでありまして、何分にも人けのないところでございます。日本警備のガードマンが最後に回っておりますのが、その晩三回回っておりますが、火災までに。一番しまいに回ったのが午前零時ごろでございます。

したがしまして、それから約一時間四、五十分の間に火災が発生しておるということでございまして、その間、通常の状態ならば人けがないというのが実際でございます。しかしながら、あすこから火災が出たということにつきましては、やはり原因があったわけでございまして――。

失礼しました。一時四十六分でございます。それでは、発見して伊藤昌雄さんから連絡がありましたのが一時四十八分でございます。えらい失礼いたしました。

そういうことで、二時ごろに、その二時間ばかりの間ガードマンが来ていなかったということでございまして、通常考えられることは、悪意の場合であれば放火ということが考えられます。それから、もう一つはアベックなんかがあすこに寄ってたばこの火で失火するということも考えられます。と申しますのは、あの物置の外側にはボリースと

か称する床みがき用のあきかんが入ってゐるわけでございます。置いてあつたのです。これは、あの三重建光社の掃除の道具置場になっておりました、そこにあの床をみがく油性のものがございしますが、そのあきかんが置いてあつたと。しかし、あきかんそのものは、これは揮発性でもありませんし、引火性でもないものでありまして、ただしこれは四百度の熱になりますと着火いたす性格のものやそうでございます。したがしまして、それから発火したということも一応考えにくいんでございます。そういうような観点で、目下警察と十分連絡を取りまして、私のほうは調査をいたします。警察のほうは十分捜査をしておりますこととございまして、いま原因は何であつたということについては、遺憾ながら申し上げる段階に至っておりませんし、はっきり申し上げますとかなり警察のほうの話では、ちょっといい線は出てきてゐるけれども、ということなんでございまして、まだ断定を下してここで発表さしていただく段階に至っておりませんので、これ以上こまかい事がらにつきましては、個人的なこまかい事がらにつきましては、委員会であるとか、それからできましたならばこの会期中に原因がわかりましたならば、会期中に改めて報告をさせていただくというふうな考え方でいたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） ご質問の青少年問題につきましてのうちの、最近のシンナー遊びに対します本市の現況、それに対する対策はどうかということとでございますが、シンナー遊びの現況につきましては、私のところに届いております点では、三件ばかり補導しております。

一つは、諏訪公園で、名前はちよつと伏せておきますが、場所と時間を報告させていただきたいと思ひます。九月

の五日の午後二時半に諏訪公園で一カ所、これは勤労少年でございます。それから、二つ目は九月の七日の午前十一時十分に喫茶店の鹿というところで、一カ所補導しております。これは、やはりいずれも勤労少年でございまして、本市の者ではございません。桑名市、あるいはまたそれに類する北部の方でございしますが、たまたま本市へまいりまして補導されてゐるという現況でございます。三つ目は、九月の三十日の午後四時ごろ、諏訪栄町のところで、もと東映の前で補導しております。

先ほども市長の答弁がありましたように、その後一人の中学生のとうとい犠牲をみておりますことは非常に残念でございますが、いづれにいたしましてもこのシンナー遊びが次から次と少年の気持ちを誘ひまして、非常に蔓延をしつつあることは憂慮にたえないところでございます。

これに対する対策といたしましては、早川議員もご存じの、しかもご担当いただいております青少年問題協議会の中において、十分討議がなされてゐるわけでございますが、とりあえずそういうことを知らすことが寝ている子を起すことになるんじゃないかという批判もあつたわけですが、すでに学校等では周知徹底をしておるといふことで市公報によってその危険性を完全にPRをすると、徹底をします。それから、二つ目は取り扱いについての具体的対策でございますが、業者に対して協力を求めると。というのは、販売店を学校ごとに調査をしています。これは非常に入手がしやすく、安く手に入るといふ問題がございます。そういうことから、学校ごとに教育委員会ともよく連携をいたしまして、学校長の協力も得まして販売店の調査をいたしております。その結果、あるいは購入券なり、あるいは証明書の発行なりでそういう入手の方法について検討いたしたいと、こういうふうに考えてゐるわけであり

ます。

それから、学校ばかりじゃなくって、学校区ごとに父兄に対してPRする必要がある。それについては、先生から

子供に対し周知徹底するとともに、学校区ごとにちらしを配る、父兄に対してちらしを配るということで一応シンナー対策としての具体策を講じております。

それから、質問の第二番目でございますが、先ほども市長の答弁の中ありましたが、青少年の問題はひとり四日市のみでなくって、これはもう世界の風潮かと思えますが、非常にまあ重要な問題の一つでございます。しかもその中で働きたいだいておるフロンティアの方がとかくの批判があるようなちよっとご質問であつたかと思うんですが、そういうような地区につきましては、十分にそういうことのないように行政のほうからも指導していきたいとこう思います。と申しますのは、私のほうは市民を高める運動の一つとして地域社協の育成に取り組んでおりますが何と申しましてその核となるのは民生委員、並びに青少年問題に取り組んでいる皆さん方であろいかと思います。そういうことからして、どうしてもこの先ほどの市長の答弁もありましたが、フロンティアの奉仕的な作業でなかったらできないんだという一言に尽きると思います。そういうとうとうという方がとかくの批判を受けるということは、何か間違つたひとつの見方があるんじゃないかと、こういうふうにも見られますので、そういう点がございましたら行政的にもそういう地区に向けてPRしていきたいと、こう考えております。

それから、具体策のことでございますが、その青少年問題協議会の組織を一体どう今後方向づけるのかということでございますが、非常に重要な会議でございますが、協議会でございますが、末端の浸透策といったしましてはこれは各市でも重要にいまみておりますが、本市も一昨日専門委員会をもちまして、組織委員会の中で発表がなされておりますけれども、その趣旨を体しまして地区ごとに指導員を市長の名前で委嘱したらどうかというふうにも考えております。二、三日前の新聞でしたか、二つの市がそういうもう委嘱済みであるということ承っておりますので、そういう方法で考えていきたいと。これによって末端の徹底策をはかっていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） シンナー遊びについて、学校でどのような指導をしてるかというご質問でございます。先般、笹川中学校であのような事故が起きました、私どもとして大変申しわけなく存じております。学校におきましては、先ほど厚生部長からお話ございましたように、最初におきましたは眠っている子供を起こすというようなことにもなるかというような懸念からシンナーにつきましては、生徒個々には指導をしていないような状態であります。しかし、学校の生活指導部門、あるいは家庭等には十分な連絡をして、そうして対策を練ったわけでありすが、現在のところはすでにこのような事件が起きておりますので、シンナーに対処するところのやはり害毒の知識を与えるということが大事なことであろうということで、そういうようなシンナーの害毒、あるいはシンナーの含んでいるようなものに対する品物の展示というようなことで、まずそういう知識を与えるというようなこと。また、さらに子供たちのこれに対してどのような感覚を持つてるかというようなことで、意識調査をするようなことをしております。あるいはその他としまして、問題児の早期発見とか、あるいは街頭補導の徹底というふうなことに力を注いでおります。

同時にまた、PTAと連絡をしまして、PTAにシンナーの害毒を訴えるとか、あるいは子供たちがそういうような行動に移る前、あるいはそういう行動を取って家庭の中にあつて学業とか、あるいは行動つまり言語とか持ち物、服装、そういうような点に異常が出てくるというのが一般でございますので、そういうような点について家庭においても十分注意していただくような、家庭との連絡を十分にいたしておるわけでありす。

なお、先ほど厚生部の青少年課、あるいは補導連盟との連絡によりましてシンナーなどの販売業者へ学校から証明書を出して、証明書の出てるものに販売をするというような、そういう手続を踏むというような、一応まあそういうような態度で望んである次第でございます。

第二点は、生活指導主事を置いて、そうして青少年問題に対するところの指導の体制を強化する意向はないかと、こういうようなご質問のようでございました。

で、私も学校教育におきましては、生活指導の原則というものを、生活指導というようなものは、これは子供たちに直接接する教師、あるいは家庭等が日常生活の中で一つの人間形成の目標をもって、具体的に根気強く日常生活に則した指導をしていくことが実際の、かつこれは効果的な指導であろうというふうに考えております。したがって、学校、家庭におきましては、そのような精神的な、あるいは物質的な一つのいい環境の中で子供たちを育てあげることが、本質的な問題のように考えてるわけであります。しかしながら、現在青少年課におきまして生活指導の主事が青少年課との連絡の必要から置くと、そういうことを、要望をいたしておるわけであります、それが生活指導主事の一つの体制かと存じますが、現在県下におきまして充て指導主事として生活指導というような名目で県が配置しているのは、県下で二名くらいでございます。それから、教育委員会、教育事務所に配置しているのが大体三十六、七名あるわけであります。

したがって、生活指導主事を特に四日市が要望いたしましたとしても、指導主事のワクがございますので、なかなかこれはもらいにくいような状態でありましても、しかしながら先ほどからお話を承っておりまして、四日市の青少年問題の協議会とか、あるいは子供会の育成者というような方々が、きわめて熱意を持って継続的に子供会の育成に当たっておられますところの現状から考えますというところ、やはり私も県から何とかして生活指導主事をもらうよう

な努力を来年度はしたいというふうには考えております。

簡単ではございますが、以上。

○議長（伊藤泰一君） 早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 一応、全般にわたっての答弁をいただいたわけでございますけれども、どうも市長の答弁を聞いておりますと、いつのまにやら通産大臣になってみたり、ときには都合のいいところで市長になってみたりで、どうも便宜主義のように考えられてしかたがないんです。

で、最初の私のお聞きしましたこの大協和石油化学が新しく会社ができて、そうしていいよ稼働されるについて、全員協議会の中で二十万トンのエチレンを製造するというのもって、あの困難な状況の中突破されたことは市長もよくご存じだと思います。それが、二十万トンから三十万トンに移行するということは大変な問題なんです、市長。二十万トンですらもこの議場でもって大混乱に落ち入ったそのトン数が、三十万トンの製造能力にするとこれは大変なんです。そのあと続く問題は、結局ナフサをつくるために大協和石油でもって広大な施設をさらに施設拡充しなけりゃならぬということははっきりおっしゃってみる、あちらが。そうしたら、おのずから公害問題がどのように展開されてくるかということとはよくご存じのはずだと思います。それにかかわらず、この二十万トンの増量と大協和石油が規模を拡大するという事実については、市長は知らなかった、新聞で知りましたというところは、一体これはどういうことなんです。逃げ口上なんです。これは市民が聞いたら、大変におこります。おそらく私の想像するところでは、大協和石油化学のほうから市長、あるいは公室長に向かって、こうこういう計画でもって変更して通産省へ申請いたしますからよろしくお取りはからい、くらいは連絡あったと思う。当然あるべきで、それにかかわらず市

長が新聞で知りましたというような答弁では、私は納得できない。その間の経緯をもう少し詳しく教えていただきたいと思う。

で、ほんとうに新聞でしか知らなかったということになれば、将来、市と大協和石油化学と結ばれる協定書、あるいは交換公文も非常に心配の種がふえてくる。大協和石油がそこまで市、あるいは市民の声というものを無視してあるんだ。たうらば、将来の協定書なり何なりの問題は、非常に慎重に考えないと大変な問題になってくると思います。逆に、市長がこの事実について何か連絡のうえ、この事実を知っておった、それにもかかわらずこういった問題について市議会に対して、かくかくかようになって変化をいたしましたということがいえなかったとなれば、これは市長の怠慢もはなはだしいと思う。あれほど大変なその混乱をきわめた全員協議会の席上で通過したこの承認案が、その後大きな変化がありましたならば必ず議会を通じて刻々お伝えしますという市長のことがあったはず。これほど大きな変化はない。一体あの三十八万坪（一、二五四平方キロメートル）を埋め立てて、いよいよ新大協和石油化学ができるとなれば、あとは知らん顔の半兵衛さんでは、市民は承知すまいと思えますがいかがでございますか。もう少ししっかりした答弁をお願いしたいと思います。

それから、楠町の問題でございますが、市長もやはり天カ須賀地区というものが、四日市市の一部であるということとはご存じだと思う。（「知らんや」と呼ぶ者あり）それで、天カ須賀の区民が谷口石油のようなちっぽけな公害問題で非常に苦しんでおる。それと同じ思いは、楠町の町民も同じだということなんです。で、市長のご答弁を聞いていますと、楠町については将来そういった医療に対する給付なり何なり補助というものは、私は一切考えないと、やはりここではつきりおっしゃる。そうだとすると、天カ須賀区民はその返答を聞きますと、そうするとおらが市長は、いいですか、川越町に対しても同じような態度を取られるんじゃないかなろうかという心配を持ちますよ。自分の市

の市民のことについてはやるけれども、楠町に対しては私は知りません、これも一つの二律背反だ。いずれにいたしましても市長はやはり私は法律の番人でないとおっしゃってみえるが、どうもそのにおいが強い。

私は、ここに資料を持っております。「四日市市における公害の概況」という中で、「ただし、以下の二つの基本的条件に合致しないものでも、特別な事由があると認められる大気汚染によると考えられる健康障害者については、審査会の審査を経てその事案として採択され、または認定を受けることができるものとする」、この項目はどのような解釈すればいいんですか。これについて、はつきり教えていただきたい。

私は不勉強かはしりませんが、市長はたしかあの対策協議会の席上でもって、地方自治法の精神に反するからこれは市長として取り得ない、とおっしゃったが、多分私は地方自治法第二条に抵触する、その精神に反するという意味合いのものだと思えますが、第二条の中で楠町に対する救済手段、あるいは補助金を出す場合、第二条のどの項目に抵触するのはつきり教えていただきたい。

こういった問題がございますが、この広域行政上での川越町との事業援助といったことについては、将来ひとつよろしく願いたい。いずれにしても各地区とも地盤沈下でもって苦しんでおるやさきに、この都市計画道路ができますともう水は外へ出なくなってしまう。先ほどこちよと市長の答弁の中に食い違いがありますので、いずれにしてもこの事業推進については、全力を傾けていただきたい。これは、お願いいたしておきます。

それから、下水施設についてはですね、現在見たところ、下水課長のほうへそれぞれ個別的に自分たちの下水施設をよくしてくれと、こういう声がまいております。それを一つ一つ個別にさばいておるわけなんです、それではいつまでたっても市の下水事業というものは、下水行政というものは総合的な中で打ち立てられないんじゃないかと。そうして、しかも最もこの下水問題については市民が苦しんでおる。それなれば三億何千万という大きな予

算を繰り越したこの財政豊かな手腕でもってすれば、一億や二億は出るはずなんだ。一番苦しんでる問題について、ひとつ何とか思い切った予算措置を講じてもらいたい。そうして総合的な視野に立つたうえで、この下水問題を処理したらどうかという私の提案でございます。もう一度これについてご返事を賜わりたい。公共下水云々をおっしゃってみるが、市長はいつも十年か二十年先の架空のことをおっしゃっていただいて、現実には足元の問題について真剣なご答弁がない。これはいけないと思います。よろしく願います。

それから、市の公共建物については、将来とも市民はこの十全な管理体制というものを望んでおりますので、ひとつよろしく各般の部署においてご検討を加えていただき、そうしてかりに予算がどれだけ要ったにしても、この公共建物の尊重という精神を市民の中に植えつけていっていただきたい。こういう願いから、将来の管理体制についてお尋ねしているわけでございます。よろしく願います。

最後に、このシンナー遊びの問題でございますが、たしかに教育委員会、あるいは青少年課のほうで適切な処置をお取りになったように私は思っております。がしかし、これが及ぼす影響といったものは、だんだん低年化していきまして、小さな小学生あたりがこれをやったれば、大変な事態になるうかと思っておりますので、幸いまだ高校生、中学生の段階でとまっておりますが、小学生対策についてもこのシンナー遊びが蔓延しないように、ぜひとも強力な手を打っていただきたい、かように思います。

それから、青少年問題協議会の件でございますが、これは非常にむずかしい問題だと思えます。むずかしい問題ではございますが、やはり四日市市としては現在存在する機構、あるいは機関としましてはこれ以外ない。青少年問題についてここを通して打ち出す以外、総合対策というものは生まれてこない。それなればこそ、ここに所属される各種団体、各機関の委員さん方の選考にもひとつ十分のお目をとめられていただきたいと同時に、そういった方々がほ

んとくに青少年問題についての真剣な声を、この機関を通じて市長に具申できる機能を十全に発揮できるように、そういった問題について厚生部長はよろしくひとつ事務局の主管長として将来考えていただきたい、かように思います。それから、青少年対策についての重要なかきをなさっておりますこの育成者組織でございますが、真剣にお働き願っております。どんな機関団体にありましても情性ということがございまして、なかなかうまくいかない場合がございまして、そういった意味におきまして、私が申し上げておるのは、一般民間人というのは教育者でもなければ先生でもない。そうすれば、これから長い期間にわたって全市民の世論を盛り上げ、そうして正しい方向に向かわせるためには、市民の善意だけでは方向づけというものはなかなか生まれてこないじゃろうと思うんです。そういう意味から、何としてもこの際こういったいろんな問題が出てまいりますやさき、しかもああいう東大生、あるいはシンナー遊びといったものが頂点として複雑な様相を呈してまいったやさきに、これから青少年課なり市行政当局がはつきりした理念を彼らに与えてやる必要がありはしないのか。そういったことが、青少年課の本来の任務ではなからうか。そのために必要とするならば、青少年課の機構充実あえて惜しんではいけないと思います。そういったものが現在の段階では打ち出されていないために、各地域組織、あるいは所管課との協調がなかなかうまくいかない。そういったものを埋め合わせるために、また正しい方向づけをしていくために青少年課の機構充実を考えたらどうかという私の提案でございますから、もう一度これについて市長からのご答弁を得たいと思います。

青少年健全育成に対する都市宣言の献策は、市長からはっきり断われましたが、おそらく市長は必要ないからやめる、こういうことじゃないと思います。市長のこういうきまじめな性格からいきますれば、何を宣言するにせいの内容を高めなきゃいくらうたい文句を打ち出してみてもだめじゃないかと、こういうご意向だと思いますが、そう

いう意味であれば私は大歓迎でございます。そのかわり、市長が意図せられる青少年に対する将来の施策なり、機構充実なり、あるいは施設面についての十全なるひとつご努力を現実を目の前でもって見せていただきたい。青少年に対するこの健全育成の都市宣言もだめだ、そうして内容を高めていかなきゃだめだといったその裏はらに、内容も高まっていかないうことであれば、これは市長の欺瞞策の一つに見られますので、その点よく注意されたいです。

以上について、もう一度明確なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの再度のご質問に対してお答えを申し上げます。

二十万トンから三十万トンに引き上げられたそれについて、新聞で知ったのかと、そういうようなあいまいなことではどうかという点でございますが、通産省の認可の基準が二十万トンではもう許可をしないんだと。三十万トン以上でなければ今後のナフサセンターについては、もう許可をしないという通産省の一応の公式見解が発表されたわけでございます。したがって大協和石油化学を成立するためには、三十万トンに引き上げるを得ないという段階になってきたわけでございます。したがって、公害防止協定書等につきましても、ただいま三十万トンの準備態勢を整えるために、県と市と企業が寄っているいろいろの点について検討してあることでございまして、二十万トンが三十万トンに認可の基準が変わったということは、これは国の方針でございまして、私の権限でも何でもありません。企業成り立つためにはどうしても二十万トンではできないのだと、このコンビナートをするためには二十万トンではできないのだということでございます。したがって、その三十万トン態勢に対して公害防止協定書等によっ

てこれを整備したい、ということを考えております。

楠町と天カ須賀につきましては、同じ自治体の内部でございせんし、もともとが公害認定制度というのは、市の条例に基づいて医療費の補助をしておるわけでございまして、この医療費の補助につきましても、見舞い金という出発点で出発しているわけでございまして、私は別に自治法に抵触するからといった覚えはありませんし、そういうことばを使った覚えもありません。私は、この認定制度の、医療補助制度の条例が四日市市に適用されるのであって楠町には適用しないんだということを申し上げたわけでございまして、自治法まで引用した覚えもありませんし、そういうような市の領域を越えた問題については、それはガソリン消費税であるとか、いろいろ石油の関連税が五千六百四十億円も四十三年度には予算化されておると。しかもそういう範囲内では解決すべき問題ではないかと。したがって厚生省が取り上げておりますような公害救済基金制度というものが近く実現されようとしておりますが、そういう線で私はこの問題は解決すべきである、このように考えております。

下水施設の強化につきましては、私は四十三年度は公共下水以外に都市下水につきましても、かなりの予算を計上さしていただいて対策を講じたいと考えております。

青少年課の機構の充実については、先ほども若干触れさせていただきましたが、青少年課というものが所屬がどこかということよりも、私は、これは青少年課のこの対象事業が社会教育面であり、また学校教育面の問題もあるわけでございます。対象がそういうグループを含んでおりますので、したがって教育委員会の社会教育課と厚生部の青少年課が十分いろいろの企画、あるいは施設等について協調していかなきゃならないと考えております。したがって公民館等の施設を利用することにつきましても、社会教育課と青少年課が事前に十分な協調をもってこの施設を利用し、また指導者があればその指導者もそういう面で協力をさしていただくということを考えております。

また、いろいろのPTAであるとか婦人会であるとか、あるいは自治会であるとか青少年問題協議会であるとか、あるいは子供会等というような諸団体がお互いにこの青少年対策のために協調する態度がなければ、私は十分でないと思いますので、青少年課のこんどの活動につきましては、青少年課内部のこのみならず、このような対外的な青少年課以外のいろいろの協調的な活動がなければ十全のものではないと考えておりますので、すでに社会教育課長につきましても、青少年課の事業につきましては、施設あるいは指導者等につきまして十分協調してやってもらうように私から申し入れておるのが現状でございます。

以上で、お答えいたします。

○議長（伊藤泰一君） 早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 何べんも質問しましたが、同じようなことで、もう市長は逃げよう逃げようとしておられる。困る、これじゃ、私が聞いておるのは、この「四日市市における公害の概況」これは、衛生部のほうから出ておるのですよ。その中に「以下二つの基本的条件に合致しないものでも」、その「二つの基本的条件」というのは「認定を受けようとするものは、別表一に掲げる地区内に居住するものであること。二、認定を受けようとするものは、認定を受けようとする時点において前号の区域内に引き続き三カ年以上居住するものであること。ただし云々」とあるその特別事項として、いいですか、「以下の二つの基本的条件に合致しないものでも特別な事由があると認められる大気汚染により考えさせられる健康障害者については、審査会の審査を受け特例を設ける」と、こうなっているのが、この内容はどのように解釈したらいいかということなんです。これについても一度、市長からはつきり答弁願いたい。この解釈は、どのように解釈したらいいかということです。ね、これが一項あれば、何も揮発油税が、いいですか、揮

発油税の一部をこちらへ償還してもらうとか何とか、取らなくてもいいんですよ、ね。国に頼んで何年かかって解決するつもりなんです、市長は。そうじゃない。いまもしこの項目さえ適用するかせんかという市長が判断すれば、それで事は解決するんじゃないですか。しかもこういった同じことは川越町にもあるし、四日市市民にも同じような影響が出てまいるんです。それについて、もう一度ご答弁願いたい。

・もうそれ以外のことについては、市長もなかなか苦しいと思います。再度、明確な答弁をお願いします。

○議長（伊藤泰一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕（早川正夫君「市長に言っているのや」と呼ぶ）

○衛生部長（中山英郎君） 市長にわかりまして、事務的問題もございまして、市長にわかりまして私から説明させていただきます。

まず、大気汚染に関係ある疾患患者の認定ということでございますが、ただいま市長は条例に基づくと申し上げましたが、これは条例でございませんで、行政処置でございまして、これは改めまして、そういうふうにご理解願いたいと思います。

それから、第二点の早川議員が条文を読まれたのは、一つの行政処置といたしましては、「四日市公害医療審査会要綱」という、これは市長の決済でありますわれわれが事務処理する審査会要綱をきめまして、これは、医者はどういうふうに構成ですとかいうふうな事務的の委員会の問題でございしますが、ただいまご引用になりました条項は、この要綱を受けてさらにもう一つの段階の認定の要領の条文でございまして、それで、認定を受ける必要要件といまして、いま読まれた汚染地区の、市内の汚染地区の問題であるということが一つの要件になっております。それから、認定を受ける者は原則として三年以上の居住歴を要すると、ただし、三歳児未満の居住歴についてはこの

限りでないということになっています。ここで、いまご引用になりましたこの二つの要件が基本的条件に合致しない者でも、特別な事由があると認めるときには、審査会の審査を経て採択され認定を受けることができるものとする。ということでございますが、これは立案の趣旨といたしましては、別表一というふうに、汚染地区というふうに限っております、原則として、これは、この制度を発足いたしました昭和四十年の時点の線を考えております。それ以後、原則として変更いたしません。で、それでこの二つの条件に合致しないものという受けとめ方は、われわれはこれを準汚染地区と称しておりますけれども、市内のこの四十年に策定しました汚染地区より、汚染状況によって同様な場所というふうなことを書いてます。具体的にいいますならば、日永地区では国道一号線を限っております。あの線ですと南に行ってますが、苦情なり汚染状況では日永の一部に同様な汚染があらわれてますので、これを審査会の議を経て準汚染地区としてこれを採択するということがおもで、実際でございますし、そういう趣旨でございます。

それで、いま楠町の問題につきましては、この制度を創設した際に行政問題であり、医学問題であり、社会問題であるという総合的な観点から、市長は見舞い金だというふうな先ほど表現をされましたが、通俗的にいえばまあ見舞い金というふうにご理解いただいていいわけですが、厳密にいいますと誤解がございますので、誤解されやすいので少し補足させていただきますと、この自己負担分につきましては、市は個人の認定患者には交付しておりません。医療機関にこれを出してあるわけで、厳密にいうと医療費の実費補償分だと、こういうふうに厳密に解していただきたいということでございます。

それで、行政区画以外の問題につきましては、市の一般財源でございますので、市民を対象とすることで、これは市域外には及ばない。市内であっても汚染地域には及ばないということを原則といたしますので、現在まではそういう

う扱いをしたということでございます。

○議長（伊藤泰一君） 早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 衛生部長の説明で、大体わかりました。いずれにいたしまして、かりに行政区画が違ったにしても区域が違っておるということによってそれぞれ泣いておる市民がある。それは、四日市市民であろうと、他地区の市民であろうと町民であろうと、問題は同じなんです。結局市長がほんとうにあなたかい気持ちで、事実上事実としてですね、当市に立地しておる工業、その中から生まれておるその被害を受けておる他町の人たちがあつたならば、何とかこの人々を救ってやろうという気持ちになるのが、これは当然です。法はこうなんだから、条項はこうなんだから疾患条項についてはこうなんだと、それをたてにして一步も前進しようとするかまえが見られないから私はおこるんです。

そういう姿勢を少しでも打ち出していただければ、私は早くおりるはずなんです。とにかく将来こういった問題も起こってまいりますので、もう一度よくお考えのうえ、適当に処置してやっていただきたいと、かように思います。以上でもって、質問を終わらせていただきます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時二分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 公友会を代表いたしましたして、二問だけお尋ねします。

通告の第一問、交通運輸対策委員会の掌務のカテゴリであります。質問の内容は、いくらか題名よりそれとおりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

現代社会の一番大きな問題は、交通問題であると思います。この交通問題は、一つは交通禍、交通わずらいであります。交通禍の問題と交通麻痺の問題であります。

交通禍の問題につきましては、民間会社の保険会社、対人保険、対物保険、また強制賠償、あるいはこんど市におきまして交通共済会制度をつくりまして大体一応のめどはついておりますが、交通の麻痺に関してはまだまだいろいろの問題をたくさんはらんでおるわけであります。

自動車による好きな時間に好きな場所へ好きなスピードで行くと、これは自動車会社のキャッチフレーズであります。そして、人々の最も望むところであります。近代の交通麻痺は、この自動車の三つの機能を徐々に失いつつある状態であります。一例を申しますならば、追分の三差路の問題であります。また、こんど国道一号線と名四国道の平面交差の問題であります。糸女のこの交差に関しては、もちろん市当局においては立体に交差すべくいろいろと努力を払われたと思いますが、平面交差になりますればなお幾多の危険と車の渋滞事故をはらんでおるわけでありまして、必ずや悔いを後世に残すものと思われまします。立体交差に関しては、さらに大きな努力と政治的な交渉が市長には欠けておったのではないかと、かように考えるところがあるのであります。これに関しまして、市長はどのようにお考えかご説明をいただきたいと思います。

このような重大な交通問題が、十月十二日に商工会議所におきまして交通会議という名前において会議が開かれ、市のほうからは市長及び土木部長が出席された模様であります。討論の内容につきましては、近鉄の高架の問題、関西線の複線の問題、電化の問題及び名阪、名四の促進延長の問題、駐車場の問題等々、新聞で承知した次第であります。

近鉄の高架の問題につきましては、当市におきましては市こぞっての大きな問題でありまして、毎会質問の対象となる問題であります。前回は、山口議員が近鉄の高架の問題につきましては、特別委員会をつくる意思はあるかないかということをも市長に質問されたのでありますが、市長はこれに對しまして、特別委員会をつくる気持ちはないんだと、交通運輸対策委員会があるから、これにひとつご協力を願いたい、こういう意味のことを回答をされたように記憶をしております。

さて、お尋ねしたいのは、こういう交通問題の大きな会議に關しまして、なぜ市長は土木部長だけで議会側を出席せしめなかったか。このことにつきまして、ご回答をいただきたいと思ひます。

次に、この交通問題の今後の問題でありますが、市役所と商工会議所とは異なつた別の機関であります。市あるいは会議所において別々に、別々の場所で別々のことを研究されるのは、これは任意であります。しかし市役所としては、常に市民より実情の聴取と実体の把握及び市民へ粉飾をしない真実の報告を最も肝要なことだと考えるわけでありまして、これらを基盤としまして常に会議所より先行し指導的な立場に於て研究するのが、ほんとうの姿ではないかと考えるのでありますが、市長は今後の問題につきましてはどのようにお考えかお答えをいただきたいと思います。

その他、駐車場の問題、八王子線の問題等々、交通問題は山積します。複雑怪奇となりますが、いままでのよう

に片手間的なことではなくして、交通課または専属の係を新設しまして、腰を入れて交通問題につきまして研究されたならば、いづらか交通禍というもの、あるいは交通麻痺というものが緩和されるのではないかと思います、この点そういうお考えはありませんでしょうか、お尋ねをします。

次に、近鉄の塩浜駅の南の踏切の問題ですが、この問題に関しましては、すでに建設委員会において審議され、過ぎ去ったことであります。同踏切の存廃のことにつきましては、地区民は死活の問題でありますために、交通運輸対策委員会に市民の声を聞いて欲しいと申し出がありました。これは七月ごろの話であります。同委員会においては、それでは皆さんとお話し合いをしようと、こういうことを決定したのでありますが、その後たびたびの督促に対して市のほうではそういう会議を持とうとしない。私は市民の声を抹殺したような感じがしたのであります。交通運輸対策委員会は特別委員会であるといつてしまえばそれまでであります。なぜ市民の声をおかし交通運輸対策の考え方を――、失礼しました。交通運輸対策委員会に対する四十四年度の予算の措置であります。

第二問であります。道路の舗装に対する四十四年度の予算の措置であります。美しく舗装された、整備された道路を歩くこと、あるいは自転車で乗ること、あるいは自動車で通ること、これはまことに快適なものであります。市道の舗装及び補修は、同格都市に比較しまして、整備されておるとは考えられないのであります。市としてどうもおくれておるような気がいたすのであります。私の地区では、市道舗装のために年四回道普請、あるいは川ざらえの名において地区民が召集をされる。一体、一日または二日労働を強制しておるような状態であります。また、不参加には千五百円程度の出不足料を徴収されるということは、町の中心の方に比べてはなはだ不合理ではないかと、同じ市民税を払っておるのに不合理ではないかということを思うのであります。

この問題に関しましては、先に伊藤信一議員から質問され、市長は市において市道は全部舗装、あるいは補修をす

るように回答されたのでありますが、実際にはすみからすみまで市道を市が整備するということは、なかなか困難な問題であります。一例を申しますならば、これも少しずれておりますけれども、県地区から保々へ行く南北の道は、これは唯一の幹線道路であります。この幹線道路を南小牧町から南へ坂を下がって行きますと、小さな川があります。その川の端が、西側が陥没しまして丸太が渡してあり、自動車で通るのにまことにひやひやして通ると。これがなんと二カ月も放置してあるように気がするのであります。あるいは三カ月になるかもしれません。迷惑するのは市民であります。なぜこのような重要路線で、かくも長く放置されているのか、おわかりならば土木部長にご説明をいただきたいのであります。

私たちがなにより選出された議員は、道路舗装及び補修の大小、期間の短縮完成等によりまして議員の能力が評価され、また能力のパフォーマンスとなるのであります。右の問題に関しましては、同僚の保々から選出されました天春議員はまことに困惑をされ、泣かされていることだと私は考えるのであります。早急の解決を望む次第であります。

その他道路補修用の材料の支給であります。材料支給には往々にして三カ月四カ月もかかるのであります。原因は、予算の拘束と土木の弱体化と私は考えるのであります。近代車両の増加と大型化に伴いまして、道路は痛む一方でありまして、修理が破損についていけないというのが現況であります。現在土木の弱体化及び小額の、徴用のその補修費では、小額の補修費では市民に迷惑をかける一方であります。土木部の充実、補修費の予算の増額は全市民のお願いでありますので、この点市長はどういうふうにお考えになりますか、お答えをいただきたいと存じます。

舗装の点におきましても、私の町内は長い長い市道を持っておりますが、舗装されているのはわずかに百五十メートルであります。全体の約一割に当たります。この舗装の問題につきましては、先に十月西部自治会長会議におきまして市長が出席され、全市の市道を舗装するには二億円あればできるといふことをお話になりました。来年度の舗

装の計画につきましては、おわかりならばお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

交通事故と交通渋滞が非常に現下の大問題だというご指摘につきましては、そのとおりでございますが、交通渋滞につきましては、何と申ししましてもこの激しい移りかわりをみましても、戦後道路でできましたものは名古屋から当地区につきましては、名古屋から四日市までの名四国道一本でございました。そのような自動車の走るところはあまりかわらないにもかかわらず、ご承知のように車の数は非常に勢いでふえていると。昨今の新聞を拝見いたしましても、この四十三年度末には中古車が品払底でもうどうにもならないんだということでございます。また、今朝の新聞を拝見いたしますと、五万円の車が四台もまたたく間に売れたという記事が載っておりますようにボinasとともに自動車羽が羽をはえて飛んでいくというような状況でありますことは、ご承知のとおりでございます。したがってこのままの道路の状態でございます場合には、必ず国道一号線等は麻痺するということはおもう明らかでございます。国道一号線のみならず名四国道もすでにやや渋滞化の傾向がございますし、二十三号線に至りましてもやはり国道と同じような状況を呈しております。したがって、われわれといたしましてはこの名四国道が一日でも早く完成しますようにという運動をいたしておりますし、また国道一号線等につきましても橋の改修であるとか、あるいはガードレールの設置であるとか、あるいは歩道橋を設けるとか、あるいはまた日永地帯におきましては、拡幅をしていただくというような努力をいたしてまいっておりますが、何分途中の間をいくら広くしたって、たとえば追分の三差路であるとか、そういうところが広くならないために、かえってその交通の渋滞化をさらに激しくしてお

ると。日永なんかで広くした点でよいのは、交通事故がございました場合には、片面を封鎖しても交通が滞らないという点がまあよいというだけで、そのところは三車線に並んで行っても追分へ行くと二車線だというようなことになりますと、どうしても交通渋滞は避けられないと。したがって、現在バイパスの工事がせかれておりますが、もう近く平面交差分のは二十三号線を通りまして供用を開始になると思いますが、われわれといたしましてもご指摘のように建設省にも先般まいりまして、いろいろ陳情いたしております。今後とも国道の渋滞化につきましては、特にご配慮を賜わるようお願いをいたしております。

先般ございましたところの四日市市の商工会議所の交通会議につきましては、こちらは別にこういうような相談を受けておりませんので、ただ商工会議所の業者、あるいは商工会議所の交通運輸対策の部会が国鉄、あるいは建設省、警察署、民間会社、市、県等の担当者を集めてそういう座談会を催したことでございまして、われわれとしては主催者でございせんので、そういう団体が入っておるのかも知らないで私はまいったわけでございまして、市議会の交通運輸対策委員会が招待されておったのかどうかということも、私は承知せずにまいったわけでございますので、その点につきましてはご了解を賜わりたいと思ふ次第でございます。

今後のこの交通問題について、どのように対処していくかということでございますが、われわれといたしましては交通課等を新設するというようなことは、ただいまのところ考えておりません。四日市市は交通安全都市宣言もしておりますので、いろいろそういう面では特別にいろいろの面で充実させなければならぬと思っておりますが、そういう観点から先般も交通事故相談所を設け、また市直営の交通災害共済制度も実施させていただいたわけでございますので、今後とも交通安全都市宣言の名に恥じぬような努力を続けたいと考えております。

近鉄塩浜南の踏切の存廃につきましては、土木部長はじめいろいろの方が出身、その地域の市議会の方々のお声を

参照して、自治会あるいはその他の関係の方々といろいろまあ話し合ひはいたしております。したがって、市民の声を聞くかどうかという仰せでございますが、すでに何回もそういう話は伺っておりますが、やはり交通安全、最近の電車の回数であるとか、あるいは特急の走る数だとかそういうことを考えますと、私はあの南の踏切は廃止したほうがよいのではないかと判断をいたしております。やはり何と申しまして、信号機が鳴っておって、あるいは遮断機が下りてあってもそれを通り抜けて行って、交通事故を起こすという時代でございますので、踏切はないのが理想的であると考えております。したがって、それに対して地下道をこしらえるとか、あるいは歩道橋によって歩行者を調整するということが必要ではないかと考えとるわけでございます。

市道の舗装でございますが、同格都市と比較して悪いということでございますが、特に悪いということはないわけでございます。若干の現況を申し上げますと、現在市道全体といたしまして、延長が百四十八万メートル、面積が四百八十一万平米でございます。そのうちで舗装を要する延長は、五十六万メートル、面積で二百十三万平米でございます。そのうち舗装してある延長は、二十七万六千メートル、面積で百一十一万平米でございます。ただいま申し上げました要舗装道路のうちで、舗装済みのは延長では五〇％舗装しております。面積で申し上げますと、五三％の舗装でございます。したがって、これを差し引きいたしますと、延長で未舗装の距離は二十八万メートル、面積にして百一万平米でございますが、この舗装をどのようにして進めるかということでございますが、これを三カ年計画で進める場合と、五カ年計画で進める場合に分けて考えますと、百一万平米のものを三カ年計画で実施いたします場合には、三億四千四百万かかります。四十四年度を初年度として三年間計画でいきますと、三億四千四百三十七万一千円。五カ年計画でかかりますと、これは単年度の費用でございますが、単年度の費用でかかりますと、五カ年計画でまいりますと、単年度に二億六百万かかることになっております。したがって、三カ年を六カ年にすればそれだけ単

年度の費用が半分になるということでございます。二億円でできるといえるのはおもだったところが大体できるということでございます。この未舗装のところを全部やるためには、三カ年計画で単年度やるとこれだけかかると。五カ年でやると、単年度でこれだけかかるといふ数字でございます。

したがって、われわれといたしましては、そういう点を十分勘考して、やはり市街化の進んだところ、市街化区域あるいはまた周辺部でも幹線道路等を主にして考えていくべきでないかと考えております。

ちなみに、四日市管内の県道の舗装の現況は、四十路線ございまして、延長で十六万メートル、舗装率は本舗装が三六・六％、防じん舗装が一七・八％、合計五四％の舗装率でございます。

従来、この道路が悪いために住民の方々がご協力をいただいておりますということについては、感謝申し上げておるわけでございますが、何分このいまのお話では全体の一〇％ぐらいしかその地域では舗装されておらないということでございますが、市街化区域等、あるいは幹線道路につきましては、最初に申し上げましたように車が非常に多くなつて、またそこへダンプが走るというようなことで、損壊が非常に多うございますので、その補修に追われとるというのが現在の現状でございますが、このままではいつまで経ってもよくありませんので、三カ年計画あるいは五カ年計画いずれかを定めて、この舗装に取り組みたいと考えております。

小牧線等でございますところの橋につきましては、部長からお答えさしていただきますが、でき得る限り材料支給等につきましても、簡単なものについてはお願いをしておるわけでございますが、今後も簡単なものはやはり材料支給をさせていただいてやっていただきたいと考えております。

ともかく、市街化していく区域、幹線道路というものをやはり大事に、主にして進めたいと考えとる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） まことに恐縮でございますが、いま小林議員からご質問ございました。県から保々へ抜ける幹線道路でございますが、幹線道路と申しますと県道の上海老・高角線と、それから三滝のほうからまいりますと四日市・関ヶ原線と、この二線が大体の幹線道路になっておるように思うんですが、これは両方とも県道でございますが、市道といまおっしゃいましたんでございますけれども、場所がはっきり私いまわからなかつたんでございますが、もしお差しつかえなければ場所をお知らせいたしたいと思います。県道でございますか。（小林喜夫君「県道です。県からずっと上通りまして坂がありますが、その坂を下りたところ……」と呼ぶ）

わかりました。これは県道の高角・上海老線でございます。これから抜けまして一部市道を通って、また四日市・関ヶ原線に乗ってそれから保々へ行くと、こういうことでございます。

これにつきましては、私もまだ県道でございますので来年度の整備についての打ち合わせはいたしておりますが、ちょっと私お聞きしておるところでは、永久橋にかえたいと、こういうような話もいたしておりますので、十分県の土木事務所とも協議したうえで善処いたしたいと、このように考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 小林君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 道路の舗装の問題につきまして、さらに市長にお尋ね申し上げます。

前回、自治会長会議におきまして二億円あれば全市は舗装できるんだと、こういうお話でありましたが、いまのお話ではおもだったところが二億円あれば舗装できると、こういうお話でございます。けっこうでございます。

それで、いまの舗装の問題をです、三カ年か、あるいは五カ年かというお話であります。何分にも私のほうでは舗装が非常におくれておりますので、何としてもこれは三カ年なら三カ年の計画に入れていたきたいと。できれば二カ年に全市の舗装を終わっていただきたいと、かように考えるものであります。できるだけその線に沿いましてご尽力のほどを、切にお願い申し上げるわけであります。

時間もございませんので、これで私の質問を終わることにいたします。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 通告いたしておきました二点について、お伺いしたいと存じます。この質問の内容は、公友会を代表しての内容でございますけれども、また教育民生委員会の懇談会で問題になった問題でございますので、私の質問の至らない点がございましたら、他の会派からの質問によりまして補っていただくことになっておりますので、あらかじめこのことを申し添えておきます。

幼児教育の重要さが大きく浮び上がってまいりました原因には、いろいろございますが、その中でも人間の知能というものは、昔は先天的なものであって親の遺伝で決定するものであると、こう考えられておりましたが、それは先天的なものよりも大部分は、生まれてからの教育で発達するということ、しかもこの知能の発達はその時期が早ければ、すなわち教育が早ければ早いほどよいという、こういう考えがこの幼児教育問題に強く影響しているものであります。アメリカが義務教育の年限を一年下げて、四歳児から小学校へ入学することを検討したり、あるいはわが国では文部省が中央教育審議会に義務教育の年齢を一年引き下げるべきかどうか、あるいはその場合に幼稚園の義務化をどうするかと、こういった問題点をあげて六三制の検討をはじめていることは、皆さんもご承知のとおりであります。

本市におきましても、この幼児教育の重要性を認めまして、市長は四日市幼児問題協議会にこの問題を諮問いたしました。その答申を四十一年十二月に受け、この答申を基本といたしまして四日市の幼児教育の施設が計画的に進められていることは、ご承知のとおりでございます。ところが、本月の五日、教育民生委員の懇談会で、来年度もこの重要な幼児教育の施設の充実をはかって欲しいということで市長にこの席へ来ていただきました。で、市長はこの席で岡山県の倉敷では保育所は今後私立でやり、公立では精薄施設とか、あるいは肢体不自由児の施設とか、あるいは乳児院などのような民間人では経営のしにくいものをやっていくと、こういうふうにサンケイの岡山版に書いてあったというふうな発言がございました。これについて二、三やり取りもございましたが、地区懇談会の席での市長の発言なり、あるいはこの懇談会での発言などの感じから、われわれは今後四日市では公立の保育園はつくらないという印象を受けたのでございます。

この市長の発言が、四日市市の現状を離れての単なる意見であれば、この倉敷市の福祉事務所長の考えも一つの考え方として私は肯定もいたしますが、問題は、幼児教育問題協議会から答申された内容との関係をどうつけていくかと。すなわち、小学校区で幼稚園のない地区が四十区ありますが、これを公立で充実した後、私立を考えていくか、あるいはこの答申どおり一地区に幼稚園、保育園が全部設置されてから私立を考えていくかということ。私立にいたしましても、いろいろ手法はありますから、一がいに私立の考えを反駁するものではないかと。私立の場合職員の給与とか、あるいは研修などが公立とうまく調整がつけば、本年六月高知市で建物は公立、経営は私、しかも給与面も調整をしているという私立の保育園を私たちは興味深く見てまいったのでございます。

次に、あわせてこの問題を考へておるときに、補助金合理化のために大蔵省は厚生省に、非公式ではございますけれども保育所に対する国の補助率八割を五割に引き下げるよう、そういう案が示されてきたのでございます。これは

新聞によって知った問題でございますので、私は事実は存じませんが、しかし公立にしても私立にいたしましても、これは大変な問題になるのではないかと、こう思われますので、この問題も含めて保育所についての市長のお考えをお伺いしたいと、こう存じます。

次に、四日市教育研究所が四十三年九月に発行いたしました「四日市市における児童生徒数の現状と将来」という研究資料集を調べてみますと、来年度の小学校は学級が二十学級増と、それに伴って普通教室が十一、特別教室が三十六不足すると、こういうふうに計算されております。教室が自由に持ち運びできるのなら、児童減によって普通教室が三十なら、特別教室が十四余っておりますから、これを不足するところへ持っていけばいいわけですが、それができないとなると、この不足するたくさんの教室をどう処理していくかと、これについてお伺いしたいのであります。

その処理の中には、おそらく一部は特別教室を普通教室に切りかえらるかとおっしゃるかも知れませんが、そのことはあなたの方の行政の不行届きを子供にしわ寄せすることであり、やり直しのきかない教育の機会を喪失させることになるので、このことをよくお考えになったうえでおっしゃっていただきたいことを、前もって申し上げておきます。

次に、この表を見ますと、日永小学校は学級増ゼロとなっておりますが、学校に問い合わせてみますと、本年九月の運動会に来春入学する児童を集めたら二百五十九名来たと。来春の卒業生は百八十八名だから、このままの数字でも七十一名増で、二学級増となっております。さらに現在の三年生が二百四十五名ですから、一名ふえたら六学級になり、さらにもう一学級ふえる。この九月発行した研究資料ですら間に合わないほどの急激な増加をしている日永小学校の問題についてお伺いをいたしたいのであります。

現在、日永小学校は三十四学級、児童数千四百名という県下一の大規模小学校でございます。県下でも千三百名以上の学校といえますと、富田、上野の西、伊勢の厚生と日永を加えて四校ぐらいのものでございます。この日永小学校の現在は、プレハブ四教室を加えて学校経営が行なわれておりますが、来年度はただ一つ残された理科室を普通教室に転用しても足りないもので、おそらくプレハブを使う結果になるのではないかと考えられます。学校長に聞いてみますと、校地も狭いので教室を建てる余地がないから、線路の西に土地を求めてここへプールを移して、そして土地をつくっていくよりしようがない、こういっております。

来春は、日永小学校は特別教室はゼロ、パンクしたそのかたわのような学校ができあがるわけでございます。プレハブ教室は、ご承知のように新聞でもたれたかたの学校でございますので、またプレハブでは父兄もおそらく納得しないであろうと思われれます。こうしたことが予想されておりますので、昨年の六月と本年の六月の二回にわたって新しい学区制をつくる必要があることを特に日永小学校につきましては、これ以上大きくしても教育の効率が下がるから小古曾付近に新しい小学区を設定して、新しい学校を建てる計画をすべきだと私は述べたのであります。

ところが、教育委員会は相もかわらず要領の得ない答弁でありました。私の考えをいたしましたしては、どうしても新しい小学区を設定して新しい小学校をつくらなければ、この日永小学校の問題は解消しないと、こう考えられますので、これに対する答弁は市長にお願いいたしますと、こう思います。

それから、また特別教室の問題は、他の校舎の建設などの関係もあらうと思われれますので、これは教育長にお願いいたしますと思います。

なお、常磐小学校と西清地区の関係もほぼ同じ状況であります。本議会に西浦に小学校用地購入の提案が出されておりますので、これは省察いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 伊藤信一議員の質問に、お答えをさせていただきます。

かねがね幼児教育問題につきましては、幼児教育問題協議会の会長を前してみました小林議員からもいろいろご意見を拝聴しておる次第でございますが、私が倉敷市の引例を申し上げたのは、こういうようにするということを申し上げたわけではございませんので、大体こういうような考え方になるのが現在の自治体の財政上やむを得ない線であるという意味で、私はああいような考え方を申し上げたわけでございまして、四日市市に公立保育園を今後設立しないというようにすることを別に申し上げておるわけではございません。

ことに、近時労働力が不足してまいっております。そのためにどうしても母親であるとか、若い女性の就職というようなことが、機会がふえてまいるのは当然のことでございます。そういう保育園の施設ができて、安心して働けるというような態勢にするのが、私は一つの産業都市としての使命ではないかと考えております。したがって、そういう意味から今後とも公立保育所につきましては、どうしても必要であるという地区については、やはり考えていかなければならないと考えております。それに、やはり今後四日市市に進出してくる企業がありとすれば、そういうような企業につきましては、企業を中心とした事業所保育所というようなものを、私は推進していくべきではないかと考えております。事業所にすでに富士電気等においては、そういうことが実行されておりますが、事業所に保育所があればそれだけ母親としても安心して働けるということでございますので、やはり産業都市の市としての性格上、こういう考え方はどうしても必要ではないかと思えますので、私立の保育園をやりたいという方には、積極的にこれをまた助成してやっていただきますし、公立がなければどうしても解決しないという点については、公立の点で考えさし

ていただきたいと考えております。

日永の小学校につきましては、教育効果がある程度以上になると下がるとかいろいろな説もございますが、しかし三千人の小学校になっても私はやり方によってはやれんことはないというようにも考えておりますし、常磐等につきましてもご指摘のように西浦に土地を求めておりますが、その西浦の立地条件がはたして常磐小学校の生徒を吸収するだけの場所であるかという点についても、疑問がございます。ご指摘のように小古曽地区、ああいり近くで、南中学校の近くにあれば非常にいいと思いますが、日永小学校の解決策としてはいいと思いますが、今後この日永小学校の問題につきましては、教育委員会と十分相談をいたしまして、小学校教育に支障のないように努力をいたします。

○議長（伊藤泰一君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 伊藤議員の特別教室について、お答えを申し上げます。

特別教室については、ご指摘のように小学校におきまして国の示す基準から幾分下回っているのが、たしかに現況でございます。これは、ご承知のように校舎の整備計画が社会増に対するいわゆる不足教室の解消、それから危険校舎不適格校舎等の普通教室を優先しまして、それに体育館とかプールの建設を年次的に従ってきたことによるのが一つの原因であるし、同時にまた本市はきわめて社会増の多い地帯でございます。そういう点で特別教室のほうがおくれているということはいいと思います。しかしながら、その計画の中でも五カ年計画、新しい四十二年度からスタートしました五カ年計画におきましては、特別教室をも考慮してまいっているのでもございまして、同時にまた管理部門におきましては、図書室とかあるいは視聴覚室と兼用するような、そういうものもつくって、特別教室の代用をするような、そういう方向も取っているわけであります。幸いにしまして、新五カ年計画が市長のご理解、議会のご協賛に

よりまして、私どもが当初に計画をいたしましたよりも早いテンポで進んでまいっておりますので、昭和四十四年度以降は、学級増に対する普通教室の整備と並行して特別教室の整備に力を入れてまいるといふふうに計画をいたしております。

で、その中で普通教室の余っている部分もございしますので、それらの転用についても、十分な研究をしてまいりたいところというふうに考えております。

で、私ども教育行政に携わっている者といましては、本市の行政水準が全県的な視野に立っておくれを取らぬような配慮をいたしておるわけでございますが、そうした立場で一言申し添えますというのと、全県的にこれは、特別教室というのは不足率が目立っておりますようにございます。小学校は不足が三〇％、中学校は二一％でございまして、もしもかりに当市で余剰の普通教室を転用いたしますというのと、これらについては、転用についてはいろいろと検討を要する問題でございますが、かりにそういたしますというのと、小学校につきましては二六％、中学校では一一％となりまして、社会増の多い地帯といわれる鈴鹿とか桑名とか津というところと比較しても、上位になるのではないかとはいふふうに考えてる次第でございます。

いずれにいたしましても、特別教室は特別教室としての機能を持ち、学習効果を上げる点からまいりますというところが必要不可欠のものと思料いたしておりますので、今後その充足には従来にもまして努力をいたしてまいりたいと、かように存じております。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 保育園の問題につきましては、市長の説明ございまして、われわれが心配しておったのは杞憂に過ぎ

なかったということで、一応ほっといたしましたが、なおその際お話になりました事業所の保育所の問題につきましても、今後大いに事業所とも協力していただいて、その方針で進んでいただきたいことをお願い申し上げます。

教育長の、特別教室の問題につきましては、一応よく意味はわかりますけれども、先ほど市長に説明を求めました日永小学校の問題、あるいは三鈴中学校の問題、あるいは水沢中学校の問題、あるいは大池中学校の問題、あるいはいま申し上げておった常磐小学校に関連する西浦の小学校をかりに建てるか建てないかというような問題、あるいは三重小学校の問題、とにかく小学校、中学校については、相当その校舎建築については、問題があるわけでございます。ところが、教育長に私が求めておったものは、何を求めておったかと申しますと、そういうものをどういうふうに解決していくかということを、数字をあげてご説明をいただきたいと思っておったんでございます。

ただ、問題があるのでなくて、その数字をどういうふうに解消していくかというところに問題がございますので、まだ少し与えられた時間でございますので、専門にやっておられる次長から数字をあげてこの問題のご解決をお願いしたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 教育次長。

（「教育次長（滝伝之助君）登壇」）

○教育次長（滝伝之助君） 伊藤議員のご質問でございますが、むしろ私よりもよくご存じの伊藤議員にものを申すような形で非常に恐縮いたします。

教育委員会で作られております五カ年計画というものは、四十二年から四十六年までの五カ年でございますが、これの骨子となりますものは、大体二億円ずつの五カ年十億円というものが骨子になっております。そこで、二億円ずつの速度でいま走っていきますときに、非常に現況と離れてくるような事態になっておるように私は考えております。

す。幸いにして四十二年、四十三年度の計画のうえに市長のご理解で非常にたくさんやらしていただいております。と申しますのは、四十二年、四十三年に合計が大体四億円ちょっとの計画でございましたが、前述四十二年、四十三年には五億四千万やらせていただきます。で、いまの速度でまいりますと、この五カ年計画は三年半か四年くらいでもう完成いたしておりますが、前に迎えます四十四年度、四十五年度につきましては、いまこの辺で入れていただきますれば、大きな建設の山を越えまして、非常に私のほうは次の計画に入りたいと思うような状況になっておるんでございます。

世の中が進歩してまいりまして、体育館あるいは武道館、あるいはプールというものの要求がどんどん進んでまいります。それとともに、現在に投資されました学校よりも地域増が外側へ出てまいりまして、小さい学校が急にふくれつつありますので、全体の教室の数よりも増加のほうの数に追っかけられる時代がきておるのでござります。そこで、私たちがいま求めさしてもらいますものは、四十二年、四十三年の速度のうえに四十四、五年のうえに一つの山をこさしてもらいたいというような要求で、来年の市長のほうにお願いしておるわけでございます。この峠が済みますと学校の整備計画に入りたいと思うわけでございますが、この四十二年から四十六年の間の建設の間にも、整備計画につきましては、すでに建設に伴って特殊教室は三階の上に上げ、あるいは整理することによって非常に解消されておりますので、その点来年度の市長の市政で大きく変わっていくだろうと思っております。

もう一ぺん申し上げますと、四十二年から四十六年まで過去十億円ばかりの計画でございましたが、四十二年、三年ですべてに五億四千万、半分以上進ましていることを申し上げておきます。

○議長（伊藤泰一君） 伊藤君。

（「伊藤信一君登壇」）

○伊藤信一君　ただいまの次長の説明で、私の考えておりましたような線を述べられたと思いますが、大体四十四年、四十五年度のこの山を越すためには、二年度分の建築費がなければ越せないというふうに私は想像いたしております。しかし、それはかかって次長も言っておるように、市長の市政によると、こういうふうにおっしゃってられますが、私もそういうふうに思っておりますので、どうぞ本年度の教育予算につきましては、格別のご配慮をいただきたいことを申し添えて終わります。

○議長（伊藤泰一君）　暫時、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後二時十四分再開

○議長（伊藤泰一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

革新クラブの豊田珍君。

〔豊田珍君登壇〕

○豊田珍君　革新クラブを代表いたしまして、私と山本議員の両名が質問をさしていただくわけですが、前半私の担当になっておりますので、質問を申し上げたいと思います。

九月の議会で、質問時間が大変長くなりましたことについて、いろいろと迷惑をおかけした経緯がございます。今会は簡単に質問をして終わりたいと思いますので、答弁のほうもよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

私どもが基本構想を持てということ、たび重ねて申し上げてまいりました。昨今、ただいまの論議の中にもございますように、それぞれの主管する部、あるいは課においては、かなり長期にわたる計画策定が逐次討議をされてお

るようでございまして、大変嬉しく思いますが、この問題はもっと全体的な構想が確定するまで私どもはたび重ねてお願いを続けてまいりたいと思います。

ご承知のように、憲法の八章九十二条を受けて地方自治法が構成をされておるわけですが、第一条目的のところに、地方自治が民主的にかつまた能率的に確保される手だてとして地方自治法を定める、ということとを記録いたしております。当然、行政が民主的に行なわれなければなりませんし、しかも能率的にいろいろな問題が処理をされなければなりません。そのためには、基本的な理念が確定をしなければならぬわけでございますし、その理念を受けて立つ、あるいはささえる幾つかの主流になる考え方がこれまた確立されなければならぬところでございます。しかも、それぞれの思想に基づいて具体的な行政上の実施計画がどのように組み立てられるか、それが確立するかしないかによって、能率が上がるか上がらないかという問題が出てくるわけでございます。

したがって、私どもはぜひ全体的な四日市の行政上の基本構想を確立をしていただきたいと考えておるわけであります。この点について市長のほうで明確にその意思がありやなしやを答弁をしていただきたいと思っております。

私どもは、先般、各都市を視察をいたしまして、こういう基本構想の策定について各地方都市がどのように具体的に構想を練り、計画を決定しておるかということを見てまいりました。私どもが基本構想作成の手だてとして、まず考え方を市長が明確に示す、その考え方に基ついて先ほど私が申し上げましたそれをささえて立つ細部にわたる考え方を確定をする。そういう考え方をそれぞれに構成をしていくことと、さらにはそれを具体化する組織がつくられなければならないというふうに考えております。さらにはその組織がそれぞれの段階を追って策定する計画が、きわめて民主的な過程を通じて形成をされなければならないというふうに考えておりますが、それらについてさらに市の

ほうで現在私どもがかなり長い期間にわたって、この問題を提唱してまいりましたからには、いろいろと考え方を模索されておるであろうということを期待をしながら、それらをどのように考慮していくかについて考え方があれば、明らかにしていただきたいと思います。

それから、基本構想というものは、先般来、学者がそれぞれ答申をしたり、それを受けて市長がそれをどのように消化するかという過程で、先般、喜多野議員が質問をした質問に答えて、やれるものからやるとか、あるいは学者のそれは理想的なものであって、具体化するにはなかなか困難である、あるいは部分的には不可能であるというふうな論議があるわけでありすけれども、大きな長期にわたる基本的な構想に基づく計画決定を基盤にいたしまして、具体的な実施計画がさらに策定をされる、それが二年なりあるいは三年なりという短期間に限って、十分な見通しもって策定され、それを受けて立て年々の予算計画が作成をされていく。こういう整った形が、四日市市においても当然必要であろうと思うわけがありますが、そういうことについて、さらに市長のほうの考え方をひとつお尋ねをしたいと思うわけでございます。

二番目に、請願、陳情の処理についてというふうに書いてございますが、私どもは四日市の市内各所からそれぞれの方々が、ときには皆さん方議員がご紹介なさって請願、陳情なるものを議会に持ちあげてまいります。

この請願、陳情の処理については、できるものはそれぞれ具体的に処理をされておると思えますし、できないものが長いこと放置をされておると思うのであります。先ほど質問いたしました一項の基本構想と具体的実施計画に関連をするわけがありますが、一項に質問をいたしました、あるいは私どもが期待をしております内容が充実しておりますならば、請願、陳情として出てくるそのものがかなり制限をされておりましたようにし、出てきて具体的にその処理がすでに決定をされ、相手方に十分に通知をされるというものがあつたようにし、できるかできないかの判断が十分につくでありましたようにし、かりに近い将来にできないとしても、構想については説明が可能であろうと思つてあります。

したがしまして、そういうこととも合わせ考えますと、一項の私どもの主張がいかに大切であるかということがご理解いただけるわけでありすし、採択しつ放して後のしまつをしないという無責任さからも、私どもは解放されるであろうと思うのでありますが、現在までに出ております請願、陳情の処理が具体的に現在どのような形になっておるのか。一つ一つの問題について質問をするという趣旨ではありませんけれども、そういった問題をめぐって市のほうはどういう経過をたどつて処理をしておるか、将来どうなさるおつもりかを質問をしたいと思つております。

さらには、三番目の問題点でございますが、監査委員のほうから毎年の決算について監査の経過を報告しながら、問題点の指摘をされておるわけがありますが、それがどのような経過をたどつて処理をされておるか、この点についても質問をしたいと思います。

それから、四番目の人事の管理運用の問題でございますが、かつて人件費が総予算中に占める割合が漸次高くなつてきておるので、今後この問題をめぐつてどうするかという論議がございました。先般の議会で定数の改定をいたしました。私どもは、その説明内容を聞いておまして、人数の算定基礎が十分に理解をいくほどの説明内容ではなかったように記憶をいたしております。さらに決算委員会におきましては、定数と現数の関係をどのように理解をしますかについて論議がございました。この論議の過程をみておますと、公室長と人事課長の間で考え方に相違がございます。さらには自治法の規定をする職員と呼ばれる以外の人たちが、かなり雇用をされておるというのが実情であります。

市の行政のたてのラインの中に全部はまっておりますかどうか問題があるわけでありまして、たてのラインからはず

れておる人たちの問題もないわけではございません。広い範囲では、非常にいろいろな問題がございまして、一つ一つについて説明をしたいわけでございますけれども、市の職員、あるいは関連をする雇用者に対する将来どうするかについての企画が市のほうに当然あつてしかるべきであろうと思うわけですが、そのものの考え方についてお尋ねをしたいと思います。

特に臨時の人たち、嘱託の人たちについては、四十二年三月議会で訓覇議員が質問をしておられますし、助役が答弁をなさっております。その答弁どおりに現在まで運用され、改善をされておるのかどうかについても疑問がないわけではございませんので、その後のただいま申し上げた訓覇議員の質問を受けて後、どのように処理をされておるかについても説明をお願いしたいと思います。

さらに五番目の問題点でございますが、産業基盤の整備について質問をいたしたいと思います。私が質問をいたしておりますのは、一項の基本構想に関連を持ちながら質問をいたしておりますので、そのつもりで答弁をしていただきますれば大変ありがたいと思うわけですが、産業基盤の整備というふうに一口に申し上げても、諸条件は大変複雑であります。別の表現をしますれば、怪奇と呼ばれるほどにむずかしい問題が多いわけでありまして、すでに市長は、本議会で産業基盤の整備の困難さについて答弁をしておられます。さらに先般の住友軽金属の進出が挫折をしたという理由の中に、産業基盤が十分でないという指摘があるわけがあります。

ところが、市長が就任をなさったときに、私は先般の議会でも申し上げましたけれども、荒廃地の産業育成を取り上げることのみずからの政策の柱にしたいということをいっておられます。そういう大胆な考え方が出るためには、産業基盤の整備についての具体的な企画がなければならぬわけでありまして、それをどのようにに全体的にまとめられるのか、質問を申し上げたいのであります。

それから、六番目に出張所の管理運用について質問をいたします。

すでに近くでは、鈴鹿市で出張所の取り扱いをかえるということで、議会でいろいろ論議が出ております。四日市市においても、この問題をめぐってかつて論議があつたということを聞いておるわけですが、出張所の果すべき機能、それを四日市の行政の中でどのように位置づけるか。さらに人をどのように配置をさせるか、そして機能を果させるか。四日市の市役所にすべてを集中するのか、あるいは分権をして行政を円滑にし、住民にサービスをしていくのか。将来の方向についていろいろと施策があるであろうということを思うわけですが、出張所の管理運用について将来どうなさるのか、質問を申し上げたいと思います。

それから、七番目の児童福祉の問題であります。ただいま伊藤議員が質問をされたことも関連があるわけでありまして、市長のほうから一応の考え方が先ほど申し述べられました。しかし、それは確たるものではありません。こういうことでよろうという程度の域を出ないのであります。さらに現在の保育所の配置が不均衡であります。内部が十分に均衡を保って整備をされておることも限らないのであります。

先ほどの市長の説明の中に、企業別の保育所をつくっていただくように指導してはどうかと、それに対して市のほうが助成援助、協力をするという立場ではどうかという考え方が出たのでありますけれども、保育所を持てる企業はそれで差しかえがなからうと思えます。しかし、四日市の産業を構成するすそ野のほうでは、そういう設備が持てない中小企業が非常にたくさんありますし、特にそういうところが雇用の問題が困難でありまして、母親の就労を必要とし、保育所が要るというふうな状況になるのでありますから、それらに対する配慮も十分に考えながら検討しなければならぬであろう。さらに、就労者の子供を保育するという立場では、かなり長時間保育ということも当然考えざるを得ないであろうから、そういう問題にまでこまかく立ち至って計画がつくられなければならぬ

い。こういうことに相なるわけがあります。したがって、ただいまのような簡単にこれくらいのことではどうだろうかということでは、もはや済まないような昨今の労働事情がございますし、基本的には幼児教育をどのように扱うかというところで問題が出るわけであります。

さらに幼児教育の取り扱いについては、議会にえられる皆さん方が十分にご承知でありますように、教育委員会と市長の答弁がそれぞれニュアンスが違う。あるいは具体的にかなり違うということを申し上げても、差しつかえないのではなからうか。かつての特別委員会の答申との関連においても、確認をされた答申の内容との関係においても、なお整備しなければならぬ問題が残されておるやに私どもは承るわけがありますが、この辺をめぐって明快なご答弁をお願いをしたいと思うわけであります。

八番目は、身体障害者、精神薄弱者の福祉の問題でございますが、これもやはり本議会で討論をされた経緯がございます。いままでの理事者の説明では、将来どうするかについてまだ確たるものがない。国がやるべきなのか、県がやるべきなのか、市がどこまでその責任を持つべきなのか、その辺が明確ではございません。これは、もちろん明確にし得ない理由がいろいろとあることはわかるわけでありますが、現実には身体障害者、精神薄弱者が市内に多数おられるわけでありまして、その方々が大変ご苦労をなさっておるという現実がございます。為政者がそれらの問題の処理を早急に決められないからといって、放置するわけにはまいらないのでありますけれども、少なくとも四日市市はどうするかという市としての考え方が明確になっておらなければ、県ないしは国、あるいは近接の町村との協調の中でも施政がはっきりと出てこないのではないかと、こういうふうに危惧するわけでありますが、この問題をめぐって市のほうがいかに考えておられるか。近くでは愛知県のコロニーの建設の問題がありまして、できれば本県でも、四日市においてもそういうことを考えてみたらどうかという希望をもった質問が、この議会で出まして討論されたことも

あるわけでありますが、いろいろと考え方が現在までに出ておりましたら、お聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、九番目には火葬場、墓地の問題でございます。これは、単に火葬場、墓地という問題に限ってだけではなくて、人口が集中をしてくる。市の中心部にはもはや余地がない。逐次郊外に住宅をふやしていく、いわゆるドーナツ現象が出てくる。そこでは、新旧の人間の居住地が入れまじっているという問題が発生させるわけでありまして、その一つに火葬場、墓地という問題が関連をして出てまいります。かねてから大谷墓地公園の整備について、ここでいろいろと論議をされておりますが、その方向もまださだかではない。こういうのが四日市の現状ではないかと思ひます。大変将来が心配されることでございますが、火葬場、墓地の問題をめぐって将来どうするか。さらには大谷墓地公園の処理を現在どうするつもりで作業しておられるのか、これについてもお答えを願ひたいと思ひます。

十番目には、補助金、助成金を含めてその取り扱いについて質問をしたいわけでありますが、方々から補助金をもらいたい、助成してもらいたい、こういうものが出てまいります。なるほどいろいろと理由を聞いて補助すべきである、助成すべきである、その場限りで処理されていくものについては、理由、使途、結果こればかりを明瞭に出してくるわけでありまして、継続的に補助、助成をすることについてみてみますと、その使途が一々市によって点検をされない。点検をしにくいという問題は、当然あるかと思ひますけれども、少なくとも市民の皆さん方から預かった財産の一部を、特定の場所に市の行政と関連をして間接的に使うわけでありまして、その使い方、内容、あるいは行政上の効果が具体的に点検されなければならないであろうと思ひます。それらが、どのような手法で具体的に点検されておるのか等を市が確認しておるのか、それをお聞きをしたいのであります。

それから、十一番目には、市有林の発展的な活用についてお尋ねをいたします。

単に林にして毎年毎年植林をし、伐採をするということの繰り返しだけでは、あんまり能がないのではないかと。

ろいろな生きた使い方、現在の管理よりもっと効果のある使い方があるではないか。部分的には、いろいろ転換をして活用するという話もないわけではありませんけれども、将来どうするのか。現在ある市有林の一部でも活用計画があるのなら、お尋ねをしてみたいと思います。

十二番目には、道路行政、都市下水対策についてでございますが、早川議員のほうから、あるいは他の議員のほうからこの問題が質問をされました。ドーナツ現象でありますとか、あるいは新興住宅街のそれらの問題をどのように処理するでありますとか、いろいろと議会で論議をされてまいりました。しかしながら、私どもが市の方々でなおこの問題がいろいろと問題を持っておることにぶち当たるわけでございます。道路行政についても、単に補修、舗装の問題だけをみましても、非常に計画性に乏しい。このことは私がことしの三月議会にも指摘を申し上げたところでございます。しかし、私が三月議会に指摘を申し上げたことをめぐって、そのことがいいという意見と、あんまりそんなふうにつつかんほうがいいんじゃないかという意見がございました。

で、ときには酒のさかなにされて、そのことが批判をされておったということを、私は承知をいたしております。そういうことであつてはならない。やはり道路行政なり、都市下水の整備については、具体的な当初からの計画をもって実施をしてもらいたい。予算計画がきまってから、どこの下水をどのように直すのか、どこの道路をどのように舗装するか、こういうことでは、私どもは納得がいきかねる。当然、道路なり下水なりを改善整備をするためには、優先順位を決定をする基準が明確になつておらなければなりません。どのような規格の道路にはどのような基準的な使用をもって工事をするのか、このことも当然明確になつておらなければなりません。そういうことが具体的に基準設定がありますれば、私どもが方々で聞くように、力の強い人がいえば工事ができるといふような悪弊はなくなるであらうというふうに考えるのであります。

このあたりは、ぜひ改革的な考え方で、もつものを処理をしていただきたい。単に力の強い人がいったから、それに従つて工事をした。それがいかにも能吏であるように評価をされることについては、市の職員の中にもいろいろ批判があるということを、私は明確に申し上げておきたいと存するのであります。

したがって、私どもが要求をしておるそういう問題をとりまえて、市のほうがどのように現在考えておられるのか。来年の予算計画決定の経過の中では、それらが明らかになるのかどうか、質問を申し上げたいところでございます。

それから、道路行政に関連をいたしました二、三お聞きをしておきたいわけですが、自動車取得税が道路を直すということを主目的にして、設定をされておると思うわけですが、すでに四日市の予算計画のうえにもその財源が明らかになっておるわけですが、具体的にこの金が道路行政に投入をされるということになっておるのかどうか、お聞きをしてみたいと思います。

それから、特に新興住宅街、近鉄富田駅の西の近辺、あるいは羽津の山手その他方々に新興住宅街が形成をされてまいっております。かつて六平議員がこれらの地域における下水の問題をどのようにするかということについて質問を申し上げました。私はやはり当初から計画的に家を建てる時点から指導をする必要があるであらうと思ひますし、建設の許可するのは県ですようでありますけれども、県の当局者にも十分この意を伝えて、県・市が一体となつて行政指導をしなければならぬと思うわけがあります。家ができて各戸がそれぞれに道路用地を出す、あるいはそれぞれに下水管を埋めて水を流す、それをかなりまとまってきた時点で市のほうが手がけて整備をしてやる、こういうのが現在の実情のようでありますけれども、当初からもっと計画策定ができないものか。当初から具体的な指導ができないのか。道路をこの位置にこのようにつくるべきである、ここにすでに市の設定をしておる排水溝があるから、そこに通ずる路線をこのように敷くために家の建築については、こういうふうにしてはどうかという具体的な指導が

なければ、私は後で市のほうが最終的な処理をするにしても、大変めんどうなことが多いのではないかと。現実には処理が不可能だということさえ出てくるのではなからうかと思うのですが、それらについて、市のほうは現状をどのように指導をしておられるのか、指導していく態勢にあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、十三番目に、学校、幼稚園の整備計画でございますが、先ほど滝次長のほうから説明がございました。現状はそれで理解をいたしますが、五カ年計画が当初策定をされたころよりも、いろいろと諸条件が狂ってきておるようであります。その狂いに合わせて、やはり計画変更をしなければならぬわけでありすけれども、そういうことが具体的に手がけられておるのであれば、ここで説明を求めたいと思います。

当初申し上げました陳情、請願との関連も当然出るわけですが、学校なり幼稚園の整備を長期にわたって具体的にどのようにするのか。地域的に人の増減が出てくるわけですが、計数を十分に掌握したうえで、具体的な建設整備の計画が策定をされておりましたならば、私どもは安心して皆さん方に説明ができるでありましょうし、市民の皆さん方も市の学校、幼稚園の整備計画の具体的な内容を承知をしておれば、安心して子供たちを学校に、あるいは幼稚園にやれるでありましょうけれども、その辺がさだかではないし明確ではないために、陳情、請願になってたくさん出てくる。採択はするけれども、いつのことやらさっぱりわからん。こういうことは、大変問題が多いのではないかと。したがって、学校、幼稚園の建築を、あるいは部分的な整備を、什器備品の基準設定を、あるいはその基準に従った配置をそれぞれ計画をつくっておられると思いますけれども、現在の計画が具体的にどのようなようになっておるかをお示しをいただければ、大変ありがたいと思います。

それから、十四番目の、市立印刷所の運営の将来についてどうするかをお尋ねしたいと思います。

経過的には、海軍燃料廠で使用されておりました印刷の設備を引き取りまして、市の必要な印刷物をつくるために

仕事をしておる。しかも印刷機は大変古いものでありますし、従業員はかなり年齢の高い方がおられるようであります。継続して印刷所を市のほうで主管、運営をするのであれば、やはり新しい機械を入れるなり、もっと経済的にも合理的な手だてを考えていくべきでありましょうけれども、当初設定のままの姿で経過をしておるようであります。現実には緊急を要する市の必要書類、あるいは対外的には秘密にしなければならないような書類、こういうものを印刷をする必要があるからということのようでありすけれども、それならそれでもっと先ほど申し上げましたような合理的な設備なり、運営の仕方を考えて実施をしていかなければならないと思うのでありますけれども、それと設立の目的であります緊急のものをつくるとか、マル秘のものをつくるとか、部外秘のものをつくるとか、他のところではできないのかどうかについても、いろいろ私どもは疑問のあるところがあります。

で、私は市立印刷所を具体的にどうしなさい、という意見は持っております。しかし、やるのならやるで改善の余地はあるという意見は持っておりますし、やらぬのならやらぬで将来を定めておいて、始末をしなければならぬという心配がありますので質問をしておるのであります。

次に、十五番目の、公益質屋の運営についてもお尋ねをいたしますが、その趣旨は先ほどの市立印刷所の取り扱いと同じような趣旨の質問でありますから、ちようちようとは申し上げませんが、当初の設立の目的はかなり希薄になっておるのではなからうか。現在不必要であるとは申し上げませんが、現に富田の公益質屋は閉鎖をしたけれども、特に実害はなかった。こういう経過を踏んでおります。

さらには社会情勢がいろいろと変化をしておりますので、当初の設立の目的が必ずしも現状に沿ったものであるとも考えられませんが、将来どうするかということが、そろそろ考えられなければならないし、決算委員会の論議の中でも常々出てきますけれども、いろいろと問題がございますので、市の現在の考え方についてお聞きをして終わります。

たいと思います。

質問内容、以上でございます。よろしく願います。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

私の答弁させていただきませんが、全体計画との関連については、担当の者から説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、基本構想でございますが、全体計画との関連において考える必要があるということは、ご指摘のとおりでございます。この全体的な関連とはどういうことかと申しますと、申し上げるまでもなくやはり道路の問題、上水道の問題、工業用水道の問題、下水道の問題、中学校、小学校、幼稚園を含めたところの学校の問題、住宅の問題、社会施設主として体育施設、図書館、公園、保育所、養老等の厚生関係の社会施設、それから港湾、それにもう二つ広域行政的な、調整的な諸施設こういうようなものの全体的な計画のうえに私は立てなければならぬ。したがってこのような各部門別の基礎的な構想が調整されなければならないものであると考えております。

先般もそういうご指摘がございまして、企画課の要員を充実をさせていただいた次第でございます。しかもこれらの諸要因の基礎的な構想が組み立てられるためには、根本的には用途地域というものを決定して、それに基づいてやらなければならぬ。しかも、これを十全にするためには、先行投資を必要とすると。このことが考えられるわけでございます。ご指摘のように、民主的な方法に従って効率的に、能率的に市政を運用するということがご指摘のとおりでございますが、基本的な構想というものがやはりかなり人の意見を聞くとか、あるいはこういう反対があるからやめるといふようなものでは、基本的構想の構想たるゆえんではありませんので、やはり基本構想はマスタープ

ラン的な要素が非常に強い。しかも、それが年次的に実施計画を示すということになると、大変困難な問題がございます。ただいま申し上げましたこの幾つもの部門においてはたしてそれでは全体的な計画との関連において行なわれておるかという点につきましては、まことに申しわけございませんが、このような基本的な構想のうえに立つてやられておるといふことは申せないと考えます。しかも、道路、上水道、工業用水道につきましては、産業基盤としても最も重要なことであることを痛感いたしておりますので、これら諸要因の問題につきましては、用途地域の決定とともにやりたいと考えておりますが、道路につきましては国県市の関係がございまして、工業用水道につきましては、県の企業庁が工業用水は一応やっております。下水道につきましては、一応起債の分も含めて三分の二が市の負担となっておりますので、そういう関連もございまして、一ときにはまいらないとは考えますが、やはり基本構想というものを持たなければ、全体的な計画との調整がなければ産業基盤のみならず、都市生活圏の基盤としても十分でないということは、十分反省をいたしておりますので、企画課の充実とともに、ただいま申し上げたいいろいろな要素については、十分関連を持たせて考えたいと思っております。

ことに、隣町等の合併等の問題もおおい口にはぼる時代でございますが、それ以前に広域行政的にも処理されなければならぬ幾多のものがございまして、広域的な視野からこういう調整をしなければならぬと考えております。ことにごみ処理等につきましても、衛生関係の問題につきましても、ここにはいま申し上げませんでしたけれども、衛生処理関係につきましても、組織基盤整備の問題としても重要なものであると考えておる次第でございます。で、今後これらの問題は相関連して十分検討させていただきたいと思っております。

学校等につきましては、教育委員会、建設関係等担当部課がよりまして、四十四年度にはどのような学童になるか四十五年にはどのような構想になるか、社会増がどのような形になるかというような総合的な判断から、いろいろ四

十四年、四十五年等の以降の学校の増員計画につきましても、いろいろ検討いたしました次第でございますので、ご指摘のような基本的構想につきましては、十分りっぱなものをまとめていきたいと考えております。

請願、陳情についての問題でございますが、ともかく請願、陳情されると、それがともかく実行されようがされようまいが、ともかく悪いことではないかといって、採用されることもあると思いますが、私は請願されたものはやはりそれ相応のやはり民意の反映であるという考え方で対処いたしておりますが、昨年四月以降における請願、陳情のうち、各関係委員会で採択になりましたものは、請願におきましては二十三件でございます。総務衛生関係で三件、教育民生で十九件、建設一件でございます。

すでにご要望に沿って処理いたしましたもの、あるいは年次計画に組み入れられているものですので実施中のものが、そのうち十一件ございます。しかも、現在計画中のものがまた六件ございまして、その他幼稚園、保育園、中学校等の教育施設につきまして、改築等に対するご要望が六件ございますが、これらにつきましては、一ときに実現できるものではございませんので、検討いたしております。請願二十三件につきましては、以上のような処理をいたしております。

陳情につきましては、昨年四月以降以来四十九件でございます。総務衛生が二件、教育民生が十七件、産業水道八件、建設二十二件でございます。このうち、すでに処理いたしましたものが二十四件、計画中のものが十七件、検討中のものが八件でございます。計画検討中のものは、必ずしもそれができるとはお約束できないものでございますが、これらのご要望されておるものにつきましては、今後の情勢、あるいは事情の変化を十分に考えまして、対処いたしたいと考えておる次第でございます。

監査委員会の指摘事項の処理についてでございますが、私は監査委員会の指摘事項については、次の三点を重点的に考えなければならぬものであると考えております。それは、予算の執行が合理的に適正化して行なわれておるかどうかということが第一でございます。第二点は、事務が合理化されておるかどうか、事務が合理的に行なわれておるかどうか。第三点は、財源がこの確保されておるかどうか、税收等の徴収等の面において、あるいは手数料等の徴収において財源が確保されておるかどうかというこの三点を、私は重点的に考えなければならぬものであると考えております。

したがって、今後とも監査委員会のご指摘事項につきましては、各課より一カ月以内に処理についての返答を、指摘された事項につきましては各課から一カ月以内に処理についての返答をさせて、部長のほうに返答をさせておりますが、今後とも十分行政効果を考慮いたしまして、ご指摘の趣旨に沿うような努力をいたしたいと考えております。

人事管理の運用につきましては、先般岩野助役からお答えをさせていただきましたが、この人事管理の運用は単に嘱託、臨時職員をどうするかという話だけではなしに、これはやはり総収入、総支出の考え方からやはり人件費の問題として、われわれは考えなければならぬのではないかと考えております。四十三年度の数字を拝見いたしますと大体人件費、物件費、扶助費等の、あるいは交際費等の義務的な経費になるものが、私は大体総予算の中で大体四〇％ぐらいを占めるのではないかと考えておりますが、そういうような情勢からも、ますます事業予算が減っていくということでは、行政効果の問題にも差しさかりがございますので、そういう総体的な関連の問題から、やはり人件費人事というものの扱いは考えていかなければならないと思っております。

臨時、嘱託等がただいま四十人ございますが、それらの問題につきましては、やはり仕事の性質上、あるいは時間的にも人が雇えないというようなやむを得ないもので、そういうことをしておる面が多々ございまして、もとより多年にわたって臨時職員を使っておるじやないかというようにご指摘もあるかと思いますが、嘱託職員については定

数化するということは望ましいと思いますけれども、やはり人事管理上やむを得ず嘱託職員、あるいは臨時職員を置いておる次第でございます。今後ともこういうような臨時職員、嘱託職員はふやさないような努力をいたしたいと考えております。

産業基盤の整備につきましては、第一点に関連いたしまして若干申し上げましたが、すでに企業誘致をしようとして、富田、鵜等の地域につきましては、大矢知地域で企業の責任者の方に来ていただいて、いろいろ見てもらっておりますが、大体水はこれくらい出るだろうとか、そういうような概算の話の仕方をいたしておりますので、今後産業基盤の整備につきましては、道路、工業用水、あるいは井戸水取水、あるいは工場廃水等につきましては、十分整備をして対処したいと考えております。したがって、四十四年度の予算等につきましては、若干こういうような経費のご提出をさせていただきたいと考えております。ことに四日市市は臨海工業地帯はさておいて、丘陵地帯の南部、中部、北部等については、まだまだ適地がございますので、丘陵地等に内陸工業団地的なものを発展させるのがこれからの四日市の一つの方として重要なものではないかと考えておりますので、それだけに産業基盤の整備については十分注意をいたしたいと考えております。

出張所の管理運用につきましては、私は就任以来、出張所は廃止したほうが望ましいというような意見を申し上げて、だいぶんいろんな方面から反撃をくらっております。また、隣の市等におきましても出張所を廃止するとかいろいろな話もございますが、やはり私は出張所の機能というのは、できうる限り縮小して本庁中心に能率的にやるということが必要ではないかと考えております。出張所だけで済む場合は、出張所がご活用願えるわけでございますが、出張所だけで済まない問題がたくさんございます。出張所で印鑑証明をもらっても、どうしてもまた本庁に来なければ手続ができないということがたくさんございますので、したがって機能等の面につきましては、人の配置を現状より

りふやさない、集中的にこれを体制づくりしていきたい。したがって、出張所については大地域制の出張所の方にもっていきたいと考える次第でございます。

児童福祉の点につきましては、市立保育所の増設、整備促進につきましては、前の質問で答えをさしていただいてありますが、何と申ししましても市立保育所だけで充実させていくということは、現在の予算の規模ではむずかしいと。したがって、私立の保育所等につきましては、それが福祉法人であれば市の補助金を出すことができますので、福祉法人としていただいて、しかも入国者が、入所者が一般的に募集されると、そういうような態勢であれば、私立の保育所等につきましても、これを積極的に助成をして保育所の整備の促進をいたしたいと考えております。

企業内保育所等につきましては、申し上げたとおりでございますが、まだいろいろ問題はあろうかと思えますけれども、これらの点につきましても企業の皆さんに十分そういう要望をいたしてみたいと考えております。

身体障害者、精薄者等につきましては、やはり何と申ししましても広域行政的な問題でございます。市単独でやるということは非常にむずかしい面がございますので、やはりこれは府県単位の問題として取り上げていただいてそれに対して市が協力をするというようなことが望ましいのではないかと考えております。

次の、火葬場、墓地等につきましては、衛生部長からお答えをさせていただきます。

次の、補助金の問題でございますが、補助金は市の補助金の各要領、すなわち要綱に基づいてこれを実施しておるわけでございまして、もとよりその支出効果というものが十分確認されなければならないこととございますが、たえて申し上げますと、要綱に基づくものといいたしましては、四日市商工関係補助金交付要領とか、あるいは四日市農業構造改善事業費補助金交付要領であるとか、あるいは四日市農林関係補助金交付要領等が、いずれも昭和三十七、八年以降にいろいろのものが整理されております。一例として申し上げますと、四日市商工関係補助金交付要領の中

では団体事業費補助金であるとか、共同施設費補助金であるとか、観光事業費補助金というような大体三つの部門に分けて交付されておるようなわけでございますが、観光事業費補助金というのは、どういうところにそれじゃ使われているのかというようにご指摘があるかわかりませんが、これは課から観光関係の業者にわたされておるわけで、必ずしもそれが適正であるかどうかについては、今後十分反省しなければならぬ点、また検討すべき点があるのではないかと考えられますが、担当課におきましては十分その支出効果というものを確認して、支出効果の上がつてないものについては、適当なる指導をするとか、あるいは指導しても効果が上がらないものは廃止すると、補助金はできる限り減らすという方向で対処させていただきたいと考えております。

市有林の問題でございますが、現在の市有林はご承知のように水沢にございますのが、その主たるものでございまして、総面積が三百十二ヘクタールございまして、そのうち三百九ヘクタールが立木地で、ハートセンチジで申し上げますと杉が八・四％、ヒノキが一・八％、松が二五・六％、雑木が六四％、ほとんどが六四％という雑木林、あるいは草地となっております。これは昭和三十二年四月に四日市市に合併されて以来市有林となっておりますわけでございまして、三十六年から第一次五カ年計画を実施いたしましたして、年々伐採と植林を続けてきて四十年に至りました。昭和四十一年から第二次五カ年計画を実施中でございます。ことに昭和四十三年度には、重点的にこれをやりたいと考えてまして、百ヘクタールの拡大造林を実施する予定でございます。

なお、この市有林の中には教育キャンプ場であるとか、また最近ここへこういうものをつくらしてもらいたいというものの、公認射撃場であるとか、また企画開発課で考えておる国民休暇村であるとか、また農林課から出ておりますところの茶園の造成でございますとか、宮妻のヒュッテはただいまございしますが、そういうような方向に利用されております。何と申ししましても明治百年というような記念すべきときでございますので、市有林というものはきめた

からといってすぐ成果のあるものではございませんが、今後の四日市市の郷土の緑地として、また一つの自然資源として、十分これを活用できるようにいまから対処しておくべきではないかと考えておる次第でございます。

道路行政、都市下水対策等につきましては、ご指摘のようにまだ十分なものがございますが、先ほども申し上げましたようにやはり市街化していくところ、また交通幹線のものというものを重点的に市としては考えていきたい。したがって、たとえば駅裏に入ってくるところの工業用水道、日永・八郷線ですか、そういうようなものの整備というは急がなければならないと思っております。子西・八王子線等の連絡から考えましても、新鹿化橋、あるいは天白橋等の橋梁が早期に完成して、やはり道路が一貫するような方向にもっていくべきであると考えております。

新興住宅街等につきましても、道路、下水等がいろいろ問題があるわけでございますが、最近建設省から指摘されておる点につきましては、小さな溝というようなものがこのように宅地開発がされた場合に、伊勢湾台風級の台風がきた場合には、非常にはらんをするだろうというような予想がなされております。したがって、そういうような溝にいたるまで今後はおろそかにすることができないものではないかと考えますので、この溝等につきましても受益者負担に基づいてこれに対処したいと。せいぜい坪（三・三平方メートル）五十円から百円ぐらいの単価の値上がりにとどまると思いますので、そういう点につきましても受益者の負担の原則で、私は新興住宅街等につきましてもことに市のやりまところの住宅地につきましては、そういうような考え方で進みたいと思っております。

ことに、この新興住宅街は団地ができました場合には、学校、上水道、下水道等の関連が深いものでございますので、助役、あるいは谷沢公室長等と会社等とも十分話を進めておる現状でございます。

自動車取得税は、主として市町村道整備事業として、これの財源のために本年七月一日から実施されたものでござ

いまして、都道府県の目的税として新しく設置されたものでございます。都道府県は、その納付された税額から五％差し引いて、残額の七〇％を当該市町村に交付されることになっておりまして、本年度といたしましては、三千四百万円が四日市市に交付される見込みになっておりまして、すでに一部一千三百八十万円が四日市市にすでに交付されておりまして、これらは、制度の趣旨に沿って道路整備のために使うよう配慮いたしたいと思っております。ほかへ流用するというようなことは、絶対なしに、必ずこの道路整備に使っていきたいと考えております。

学校、幼稚園の整備計画につきましては、教育委員会からご説明があるかと思いますが、やはり具体的な計画をあまりはっきりした場合には地域からの漏れたところ、あるいは入ったところにしても地域からの反応があると。そうして、そういうことによって地価が値上がりするとか、あるいは買えるものが買えないとか、そういういろいろな社会的な地域の反応があるかと思しますので、私は先般も申し上げましたように、やはりこの年次計画を市民の皆さまに公表するという点につきましては、疑問を持っておるものでございます。

市立印刷所でございますが、市立印刷所は現在必要最小限の規模で運用しておるということにつきましては、ご指摘のとおりでございます。昭和二十二年に発足以来、独立採算制によってこれが運営されておりました、ことにこれが繰越額がたくさんございましたので、その繰越額で運営しottaわけてございますが、維持費が年々かさんでまいっておりますために、繰越額もだんだん減ってきております。したがって、公立の印刷所としての必要最小限度の規模において、総務課を中心としたところの文書の処理をさせていただきたいと思っておりますが、将来はやはり一般会計に吸収するとか、何らかの方法を考えなければならぬのではないかと考えておりますが、ちなみにこの繰越額の状況を申し上げますと、昭和四十年度に約五百万ございました繰越額は、昭和四十三年度では三百二十万ぐらいに減ってきておる状況でございます。

公益質屋等につきましては、現在の経済の成長度合いというものが、非常に高くなりましたために、失業しておる人が少なくなつたとか、あるいは所得が向上したとか、また一般の庶民金融機関が非常に発達したとか、また月賦制度が普及したというような社会情勢から、年々これが少なくなつてきております。現在、年間千四百人ぐらいの利用者でございますので、まだこれだけの利用者はございますが、やはり廃止の方向で対処いたしたいと考えておる次第でございます。

なお、私の漏れました不足の点につきましては、担当の者より説明をさせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後三時三十三分再開

○副議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 市長の指示に基づきまして、第九間の火葬場、墓地についてのご答弁を申し上げます。

現在ご案内のとおり市直営の火葬場は、四カ所でございます。それから、地区で保有しております火葬場が大体百二十ございます。それから、ここ両三年度の年間平均の火葬の状況を申し上げますと、大体全市で三十九年以降去年まで大体二千体、年間二千体の火葬処理をしております。そのうち、市営で占める部分が大体平均いたしております、千二百から多いときで千五百体と、こういう状態でございます。

それで、市営の火葬場も含めまして、地区の火葬場も含めまして大半のものが老朽化し何らかの改善、あるいは改修の必要というふうに私は認識しております。したがって、しばしばここで申し上げましたとおり市当局といたしましては、おくれてはおりますけれども、松本へまず西浦区画整理地区の市内に存在する掘木の火葬場及び墓地の移転をするために、これが受け入れ態勢を数年来から続けてまいりましたが、現在時点におきましては、進入道路は前年度で完成し、本年度につきましては、すでに予算決議を賜っており、造成費の設計料百五十万、それから土地造成費の五百万予算化されておりますが、その状況は造成の委託設計は十一月の下旬に完了いたしましたので、これに基づきまして本年の分の五百万の造成の工事につきましては、その後土木部の都市計画課に委託いたしましたので、本年度中、すなわち十二月中に入札の運びに相なっておりますことを報告申し上げます。

それから、来年度以降の予定につきましては、予算確定前でございますが、事務当局のタイムスケジュールといたしましては、都市造成につきましては継続的に来年度火葬炉を建設するために必要な場所までを土地造成をするというふうにいたしたい。で、火葬炉の建築につきましては、大体十基を基礎といたしまして、算出根拠の基礎といたしまして、委託設計により建築設計をしていただき、その設計の状態によりましては単年度の火葬場建設をいたしたい。これにつきましては、厚生年金の還元融資の可能性ということにつきましても、事務的に連絡いたしておりますが、ほぼ大体基本設計額の七〇％が建築費の還元融資が可能であるという線が非常に高くなっておりますので、確定いたしましたれば来年度において火葬炉だけは完成いたしたい。ただ、その他の造成工事につきましては、一べんにいりませんので、両三年度続いてほちほち造成にかかりたい。こういうふうに基本的には考えております。

それと、もう一件は、多年懸案になっておりますが、朝明墓地公園の構想でございますが、現在、表現がまずいかもしませんが、一応たな上げ冬眠状態ということになります。で、われわれといたしましては、このもう一カ

所要とすることはわかっておりますが、いま直ちに手をつける段階にない。もう少し先になって改めて考えたいということ、仮眠状態にあるというのが実状でございます。

以上、火葬場と墓地につきましてご説明終わります。

○副議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 五カ年計画につきまして、その内容を発表したらどうかというようなことでございますが先ほど市長からもご答弁がありましたように、社会的ないろんな条件を判断をいたしまして、発表を差しひかえているわけであります。ただ、私どもとしましては、これはしばしば申し上げておりますとおり、基本的な態度として社会増とか、あるいは自然増、それから危険校舎、不適格教室の解消とか、あるいは体育館とかプールとか特別教室とか、そういうものを並行してやるという基本的な態度でこれに望んでいるわけであります。

ただ、ここで計画の変更があるのではないかというようにありますが、年次的な計画の変更というのは、これはありうる場合があります。それから、教室の数についてもこれはありうる場合がありますけれども、私どもの策定しておりますところの五カ年計画そのものは、基本的にかわらないというのでありますが、ところでどうしてそういうようなかわる場合がありますかと申しますというと、危険校舎とか不適格校舎というのは、国の補助に依存しているわけであります。この補助は、国が一応事業量なり、構造比率なりを策定しまして、そうしてこれを各都道府県に割り当てをするわけであります。で、この割り当てに対して各地教委が自分のところの危険校舎とか、そういうものを申請してその割り当てによって地教委に補助のワケが割り振られると、こういうことであります。したがって、国の授業料なり県に提出されるところの危険の度合いによりまして、多少の年次的な変更は、これはありうる

思います。

それから、次に規模についての変更はどうして起こるかといいますと、先ほど伊藤議員も申しましたように一学年の単学級の場合は四十九人で学級編成をするわけであります。二学級以上になりますと、四十五人の編成になりまして、仮に九十一人となりますという、すでにこれは一人オーバーしますから三学級になるというような、そういうことでございます。したがって、そういうようなのが積み重なるという、われわれの策定しておりました教室数において不足を生じたり、増減を生ずることがありうるわけであります。そのような場合において変更をいたすことがあると思いますが、基本的にはこれはかわらないと、かように存じております。

次に、陳情が多いのはそういうような内容の発表がないからではないかというふうなお尋ねでございます。しかしこれはむしろそうじゃなくて、自分のところの学校の位置づけがはっきりしていないという点でございます。私どもは陳情につきましては、来ていただいた方には懇切に丁寧にお話をし、そうしてその学校の危険の度合い、あるいは社会増におけるところの度合いというところの位置づけを説明しますという、たいていは納得をして帰っていただいております。むしろ最近の傾向は、陳情を熱意をもってやれば通るんじゃないかという一つの考え方をもち、しばしば陳情をまいておられますが、私どもとしてはそのような一つの基本的な態度に立って、説明をしてご納得をいただいておりますので、その点はご心配はないのではないかと、こういうふうに存じております。

その他の教材、教具の整備というようになことににつきましては、これはすでに前会杉浦委員長がご発表をいたしております、これは先般も申し上げましたように財政調査会というのがございまして、四日市市もこれに加入いたしております、各都市からそういうようなものについての都市の紹介をした集約がまいておりました、われわれは参照していわゆる教育水準というものを、全国的な低位にないようにやっておるのでありますが、それらによりますと

いうと昭和四十二年の国庫負担による教材、教具の基準は国で整備されました、ほとんどそれによるというような回答でございます、四日市市もそれに従うように考えております。

なお、管理備品等の整備計画につきましては、これはすでに机におきましたは、四十二年度にJISマーク、いわゆる日本工業規格によるところの新しい規格が定められましたので、それによりまして十カ年計画を立てておりました、現在小学校におきましては三千四百八十七の一八％を、いわゆる新しいJISマークによるものの充足をしております、これは十カ年計画で進んでまいりたいと、こういうふうに考えておりました、その他のものにつきましては現在学校教育課におきまして管理備品の整備についての委員会を設けてこれらの検討をしておりますので、やがてそれらができましたら、それにのっとって市のほうと十分お話をし、そうして整備を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

それから、第四番目は、父兄負担の軽減、需用費の増加というふうなことでありますが、これらにつきましても標準的な学校の需用費というものを検討しまして、その標準的なものから他の学校に合わせて何とか需用費というふうなものの適正な配分というものをやっていきたいと、そういうふうに考えておる次第でございます。以上。

○副議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 市長の説明の補足をさせていただきます。

まず、児童福祉の中で保育所の配置が不均衡であるという問題でございます。そのとおりでございますので、不均衡を均衡に直すのに努力をいたします。

それから、二番目の企業別の保育所の問題でございますが、これ若干ちょっと私の立場から触れさせていただきます。

いのでございますけれども、市立の問題は当然公立でございますので、これは問題はございませんが、この私立を福祉法人、一般児を対象とするというように市長が説明をしております。これはむしろそのことでございまして、いまのところは、現在まではその内容が措置基準に合っておれば措置費がきたわけでございますが、そのときはいろいろ二種事業という性格からそうなっておるわけでございますけれども、国の指導からこの一種事業にかわりつつあるということです。というのは、必ず福祉法人でなければならぬという指導がなされたわけでございます。その点をご了承願いたいと思います。ですから、既存にあります私のものについては、担当者としては福祉法人に指導をする義務づけをされたということでございます。

企業内の保育につきましては、これは問題があるので検討をしてみたいという市長のご答弁でございましたが、そうじゃないので、失礼でございますが、企業内の保育につきましては、厚生部で考えた場合には、その企業が雇用しておるものの児童のみを保育するときには、措置費の対象にはならないということです。ですから、ここで混同を避けたいと思いますのは、企業内に設ける場合でも必ず福祉法人であること、あるいは地域の一般児も入れること。しかもその措置権が福祉事務所長に持たせることという三つの条件がかなわないと、これは私のほうから助成するわけにはいかないということです。特にご経験の深い方もおられますんで、私からる申し上げなくともわかるんですが、「懇切丁寧にありがとうございます」と呼ぶ者あり。笑聲）特にこんどの未公認の問題の解消でございますが未公認の問題の解消にいたしましたし、いま未公認に対して私のほうが助成するその問題が、あるいは憲法の九十八条に触れとらせんかというような問題で、任意的な解釈のある現状でございます。しかし、それは市長が公益上万やむを得ないと認めた場合は補助できるという立場に立って補助をしておりますので、この未公認を解消のほうに私のほうは努力したいと、こういうことでございますので、よろしく保育所につきましてはご理解を願いたいと、

こういうことでございます。

それから、身体障害者、精薄の問題でございますが、市長は府県単位で広域的に進めたいということでございするので、もう少しそれを詳しく承りたいというお気持ちがありやせんかということで、（笑聲）ちょっと言わしてもらったんですが、この問題は非常にむずかしい問題です。たとえば私のほうで精薄者を現時点で福祉所長にぎってある数を申し上げます。若干専門の方が調べあげた数字とはずれておりましたら、おわびを申し上げます。十二月の一日現在で、精薄者でございます。おそらくご質問は者のほうだと思っておりますので、軽度が二百八十六名、中度が百十六名、重度が七十一名、四百六十七名のうち七名だけが収容されておる現状でございます。ですから、この者たちを放任しているんじゃないかということだろうと思います。ところが、これを措置するについては、市長のいうように広域的というのは、先般もかしわ荘の経営者がまいりまして、私もゆっくり話をいたしました。やはり経営する人に問題があるわけでございまして、措置をいたします場合は広域的にものを考えていかないと、必ず失敗するということが第一番にその方も強調しております。というのは、必ず県を入れて善処策をしないと、市のみの対象者ではないということをおうたっておりますので、その点を市長が強調しておるわけでございますので、よろしくひとつご了承をお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまの市長の答弁に補足いたします。

まず、道路行政でございますが、計画的にというおことばでございます。たしかにおっしゃるとおりでございますが、一応われわれは計画的にできるところは計画的にやっておる、えらいこう抽象的で恐縮でございますが、これは

どういうことかと申しますと、たとえば都市計画街路等のようなもの、これはたしかに計画的に舗装いたしております。それから、街路の築造もやっておりますわけでございます。これの年次を変更する場合には、都市計画審議会にかけまして、そこで年次を変更しておると、これが現状でございます。

それから、一般の市単の道路となりますと、一応絵を書けといわれれば、われわれも書けるわけです。ところがこれは絵を書くだけでございまして、いわゆる絵に書いたもちのような結果になるということは、それに伴う財政の問題と、それから用買の問題、用地買収の問題、それからそれに対するたとえばそこへ何らかの建物を建てられた場合建築基準法その他の法律でこれが規制できない。逆にいうならばそういう絵を書いてこへ十二メートルの道路を四日市の山ろく地帯に循環道路をつけますというふうな絵を書いてしまいますと、構想ならよろしいんですが、一応こういう線でいきますということになりますと、おそらく地価の高騰にも影響してくるんじゃないか、こういうことも考えられます。その辺非常にむずかしい問題がございます。したがって、一応たとえばバイパス道路等ができて、あと他の道路とを接続するというようなもの、こういうようなものにつきましては、そのできた現状において地元と十分話し合いをし、また交通の流れ等も見まして、そこで一応の実施できるような計画を立てると、こういう考え方で進んでおるような次第でございます。

それから、舗装でございますが、これにつきましても軽舗装、あるいは本舗装というふうないわゆる本格的なものにつきましては、一応本格的、あるいはそれに準ずるものと、まあこういうふうにとばを申し上げますが、そういうものにつきましては計画性ができるわけでございますけれども、ほこり押への防じん舗装というふうになってまいりますと、道路の現状がですね、たとえばことごとことごとこととなることが、その順位がつけがたい。同じような道路が何本もあると、これはたしかでございます。場所をあげられていえば、私全市的にあげますが、まあそ

ういうことでございますので、たとえば私のほうでこれをやろう、あれをやろうということがなかなか言いにくい。したがって、議会でせっかく議決していただき、われわれも真剣にやったことが、われわれだけの考え方でそれをもってまいりますと、逆におれんところのほうはどうした、あすこはやったんだと。あすこはよくしかられるんですが市会議員さんが見えたからやったんだとか、あるいは市の職員がおったからやったんだとか、これはもうほんとうの話なんでございますが、そういう小言をちようだいするということは、かさ屋の小僧的に骨をおってわれわれは知られにやならぬということがありますので、そういう点は十分われわれ地元と調整をはかりながらやっております。そしてやったものが、せっかくやったものが喜ばれるような方法で、地元が円満に納得していただけるような方法にもっていきたい、こういう方向で行っておりますので、この辺十分ご了承いただきまして、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、新興住宅街の問題でございますが、たとえば西浦の区画整理、あるいはこれは笹川団地、従来の泊山団地でございます。こういうふうに一応区画整理を行ないまして、やってまいります宅地造成につきましては、計画的になされます。

また、市の開発公社、あるいは有力な不動産会社こういうふうなものが住宅団地を何万坪、三万坪、五万坪、十萬坪というふうな団地につきましては、これはわれわれと十分協議をしながらやっています。ということは、その中の道路がですね、従来介入するそこには何らかの形の道路があったはずでございます。そういう道路を廃道にし、しかもできあがった道路は、議会におはかりをして市道として認定させてあげなければならぬと、こういうことでございますので、これは十分われわれもその規格に合った道路でやれということ、事前に設計協議をいたしております。ただし、小さなものでございますと、知らないうちにできておるのがございます。それを行政指導の面で規制せい、

というふうなお話でございますが、これの規制はちょっとむずかしいでございます。したがって、先般もこれは県のいまの建築技官でございます。建築課長でございます。ことがそれをきいておりますので、宅地開発の指定を受けるように何とかしてくれという話をしたのでございますが、なかなかそれが思うようにならないというのが現状でございます。

これは、今後ともまだ県を通じて、県に対して要望は続けていきたいと。無計画な団地計画はやらさないという方法にもつていきたい。

それから、いわゆるスプロール化しつつある地帯、というところと極端な言い方かも知れませんが、無計画に都市が伸びていつて地帯、これにつきましては、いまの段階ではどうにもならないというのが現状でございます。来年の六月から新しい都市計画法がまた施行されるようになってまいりますと、その辺の規制が相当きびしくなるんじゃないだろうか。これは、いまのところ本法だけでございまして、それに伴うところの施行令、あるいは施行規則、それと同時に他の法律、いろいろな建築基準法あるいは駐車場法その他のいろんな法律がございしますが、そういう法律の改正がまだなされておりませんので、十分われわれとしては察知できませんが、とにかく建設省の方針といたしましては、そういうのを防ぐような新しい立場で、新しい角度でこんどの法律の施行をしたいんだと、こういうふうなことを担当官が漏らしてみえましたので、その法律にわれわれは期待を寄せて、今後こういうことができるだけ起こらないような方向にもつていきたい。これは、ご指摘のように私たちも非常に頭の痛い問題であると。もちろんそこにお住みの方も困りでございましょう。と同時に、市の担当者といえども何とかしなければならぬ問題でございます。

抜本的にやろうとするならば、先ほど申し上げましたような西浦の区画整理のようなものをやらなければならぬでございますが、これにはいろいろの問題もございまして早急にとりわけにもまいりません。地元に対しては、そういうことを私は何とかこれを区画整理とか、あるいは都市改造とか何らかの形でやるふうにされませんか、そうしないとどうにもなりませんよという方法で、話はしておるような次第でございます。

以上、簡単でございますが、答弁させていただきます。

○副議長（服部昌弘君） 豊田君。

〔豊田君登壇〕
○豊田君 市長のほうから基本構想の取り扱いについて、一応かなりまとまった考え方を述べていただきました。それなりに納得ができるのでありますけれども、ただ私どもが日々考えておりますところでは、市の行政組織が縦のラインでずっと整理をされておりますが、特にこういう大きな構想を練るという場所については、適当なものがないのではないだろうか。そこで、私が先ほど申し上げたように、組織を確立をしなければならぬのではないだろうか。それから基本構想をつくり上げるまでのプロセスが非常に大切であるかと、こういうことを申し上げたわけですが、それらの問題について、市長は今後十分ひとつ配慮をいただきたい、というふうに考えます。

それから、市長が市長なりに考え方を持っておられても、あるいは各部長が部長なりに考え方をまとめておられても、上下の意思が十分に交換をされる場所、機会がなければならぬでありましょうし、市の職制の内部だけではなく、議会に関連をいたしても、あるいは地域でそれぞれの住民を代表なさる方々の間においても、そういうことが十分にできていかないといかぬのではないだろうか。特にそういった問題にご配慮をいただいて、私どもが従来から申し上げてまいりました基本的な理念と構想が整理をされ、その整理をされる過程で民主的な交通整理が十分に行なわれるということについて、いろいろとご期待を申し上げて、質問を終わりたいと思うわけでありますが、各項

目にわたっているいろいろと答弁がございました。

一応説明をなさった内容については、理解が出来ますけれども、なお市の行政上の政策としてこの問題を見る場合に、行政目的が一体どこにあるのかということと関連をさせながら考えますと、いろいろと論議がなお尽きないところであります。したがって、制限をされた本会議場でそういう論議は不可能でありますから、各委員会でありまずとか、そういうものの機会を得て理事者側と討論を重ねてまいりたいと思います。当然、地域的な福祉社会の建設ということに焦点を合わせて、市民福祉を最大の目標として討論を展開をしたいところでありますので、そういった革新クラブの意のあるところを十分にご理解をいただき、行政上の配慮を期待をしたいと思っています。

公益質屋の運営の将来方向、あるいは市立印刷所の運営の将来方向、あるいは人事の管理運用その他にわたりますが、どうも出てくる答えはそろばん勘定が多過ぎる。端的には、そろばんでものをいう。こういうのが一つの市長のものの考え方、判断の尺度にされておるようではありますが、これは大変残念なことでありまして、福祉の政策に最重点を置いて、それがまず着眼点でなければならぬのでなからうか。ただ単にそろばん勘定だけでものを考えるのなら、四日市市株式会社ということになってしまつて、地方自治の本旨から遠く離れてしまうのではないであらうか。そういうことを危惧いたしますが、そういうことは市長のほうでも当然そろばんだけでは判断をしておられないといふことはわかりますけれども、意のあるところを十分に配慮をしていただいて、考え方の重点をどうぞ住民福祉、四日市市民の生活を高めるところで行政政策を打ち出していただければ大変ありがたいと思いますので、意見だけ申し添えて私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（服部昌弘君）

山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 さっそく質問に入ります。

通告いたしております第一点であります、公災害対策の推進について私たちは革新クラブ一同早くから四日市から公害をなくす、そして市民が心から喜んで、そして安心して暮らしていただける四日市を実現するように、こういうための要望なり意見を主張してまいりました。しかし、現在四日市を見てみますと、たとえば公害認定患者の数にいたしましても四百名に達しようとしておりますし、また各企業とも公害防止のための施設づくりにそれぞれ努力をしておる、こういうふうに表示しているにもかかわらず、十一月には残念ながら公害警報が二回も発令をされ、本年度中には四回も発令をされる、こういう状態が続いております。そのために市民がまだまだ生活難が、あるいは日常のごやかがおびやかされておる、こういう状態になっておるわけでありまして、いつになったら四日市から公害がなくなるのか。公害防止基本法なり、あるいは公害防止条例が施行されたということだけで、具体的に大気汚染を四日市から解決するための工業の規制なり、あるいは罰則、そして不幸にして公害のために犠牲になられた市民の方々に對する救済を、心からいま待ち望んでいるのが状態であります。

市長が本年の三月の定例会におきまして、公害対策はもはや論議ではなくまさに実行の段階に入った、こういうことを発表いたしました、しかし市長のいうように市民の福祉、健康を守るための公害排除の施策が、単に政府及び関係諸機関に要望するということだけでは、現に被害を受けておる四日市市の市民を救済することはできない、このように私たちは確信をするわけです。市長は発生源と申される各企業に対しまして、積極的に公害防止施策を働きかけると同時に、緊急対策といたしまして、次のことについて質問をいたしますので、その取り組み方を明らかにしていただきたいと思います。

まず第一点であります、今月の十二日に市長が定例記者会見で塩浜地区の都市改造問題に触れまして、本年度当

初予定をいたしました需用費六千万円のうち、四千万円の国庫補助を返上しなければならぬ、こういう状態になったということを発表いたしました。都市改造問題ということは、非常に重要な問題でありますし、これを進めていく段階では相当むずかしい問題にもぶつかるといことは、当然覚悟していかねければならないというふうに考えるわけがあります。

そこで、いま四日市がいわゆる公害激甚地と称されている地域は、塩浜あるいは午起、高浜方面に指定をされ、順次市街に向けて公害地が広がっているわけがありますが、特に公害地の中にある公営住宅の取り扱い、あるいは入居者の今後の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

実は、つい先日、坂部ヶ丘の団地の起工式を行いました。いろいろ地元の皆さま方の協力をいただきまして、高花平に次ぐ住宅団地ということで建設を進めているわけですが、買収の当時からいろいろタツチをいたしてまいりまして、地元の人たちと話をしてみましたが、四日市の市内に近い場所でも私たちが基本的には絶対反対の立場を取りながら、住民が公害から逃げ出す、こういうことについては絶対許すことはできないけれども、緊急対策として公害激甚地から市民が移住をする場所というのは私たちとしては考えなければならぬではないか。いわゆる都市のドーナツ化と合わせて四日市の場合には、そういう問題も考えなければならぬので、地元の人たちにもぜひご協力をいただきたい、こういうことで、率直に申し上げますけれども、時価よりも相当安い土地価で買収に成功された、こういうことになっておるわけがあります。

そういうことを踏まえまして、坂部ヶ丘の住宅団地にはいわゆる公営住宅を多量に建設してもらいたい、こういうことが地元のほうからも要望として出されておるわけがあります。したがって、現在、午起方面、あるいはその他の公害地域で公営住宅に入居されておる方々が、今後建設をされていく公営住宅なり、あるいはいままでも各都市、大

体百六十戸から百七十戸程度市営住宅が建設をされておるわけがありますけれども、このワクをさらに広げた形での公営住宅の建設とあわせて、これらの市民の方々を受け入れていくという、そういう考え方があるのがないのかまず明らかにしていただきたいと思うわけがあります。

続いて、公害患者の救済の問題であります。公害患者の救済の問題につきましては、冒頭申し上げましたように公害をなくすという取り組みの中で、私たちも早くからこの問題に取り組み特に公害認定患者となられた方々に対する救済を訴えてまいりましたが、市長はいままでの中では、いわゆる生活保護法に基づくところの救済のみを考えるだけであって、それ以上のことは考えておらない、こういうことを過去いつておられたわけがあります。そこで私たちは再度市長に公害患者の救済の問題についてご意見をただすわけがありますけれども、普通の病気である場合には個人の不注意なり、あるいは不摂生によって病気になるというのがほとんどであります。ところが、いまある公害認定患者というのは、いくら自分が注意をし、あるいは摂生を保っておりますけれども、外部から加えられる被害のために病気になるておられるわけがあります。このことは、たとえば富山県におけるイタイイタイ病の問題だとか、あるいは新潟県における新潟水俣病のように加害者が明らかにされて、それぞれ見舞金なり補償というのがなされておるわけがありますけれども、四日市の場合には残念ながら発生源とみなされる企業が余りにも数多いために、それぞれ責任のなすりつけ合い、これがために具体的に患者に対するお見舞いなり救済がされない。単にいまありますのは市が支出をいたしております医療補助だけ、こういう残念な状態になっておるのであります。

しかし、現実には患者がみえるわけがあります。いわゆる被害者があるわけです。被害者があるということは、加害者があるということでもあります。このことは明らかであります。だれが加害者かということについては、いろいろ論争の問題もあると思いますが、しかし被害者がある以上、加害者があることは事実であります。しかもこ

の四日市が公害を出してきた、いま発生をさせているということは、いわゆる無計画による工場誘致のために派生的に出てきた被害があるわけであります。やはり企業云々ということよりも、そのことを解決するのを待っているのではなくて、それ以前に市自体としていまこの公害患者に対する救済、いわゆるお見舞い制度でもけっこうでありまして、そういう措置を具体的にやはり出していくのが、いわゆる自治体本来の姿ではないだろうか、そのように実は考えるわけであります。

なお、入院患者に対する措置の一つといたしまして、現在塩浜病院、あるいは市立病院にある病室はいわゆる大部屋であります。小部屋というのは、いわゆる個室ですか、個室というのはございません。いろいろ医者のご意見なりあるいは患者自身の要望等もあるかと思ひますけれども、大部屋しかないというそういう施設よりも、やはり医者の認定いかんによっては、いつなんどきでも個室に入院させる、こういう施設が事前から必要なんではないかというふうに考えるわけであります。このことについても、今後個室を準備をするという考え方があるかないか、お尋ねをいたします。

続いて、第二点目の清掃地域の拡大の問題であります。今定例会に向かいましたが、現在無清掃の地域からたくさん陳情が多く、署名を添えて提出されているというふうに聞きます。事実、昭和二十九年以降、またそれ以前から四日市に合併した地域で相当まだ無収集の地域が残っております。現在、無収集の地区を拾ってみますと、二十九年以降から合併をした地区がほとんど未収地区になっておるわけであります。ところが、四日市に合併をした当初から都市計画税、あるいはその他の税金につきましても、市内一般と何ら変わることなく納めさせていただいておる、こういう状態になっております。もちろん市民の中には、自分たちの住む地域でごみをなくし、環境の美化につとめたい、こういう気持ちの人もたくさんございますし、実は非常に具体的な例になると思ひますけれども、昨日も日曜日

を利用いたしましたしてある地区では自治会総出で、川端のごみを集め、ごみ捨て場を清掃し、ごみを焼いておる、こういう状態が出ております。これは未収地区の実例でありますけれども、そういうふうにして、それぞれ未収地区の方々は何とかきれいにしようということで努力をいたしておりますけれども、残念ながら集めて来てももらえない。くみ取りのほうも科学肥料の進歩に従って農家では捨て場所に困っておる、こういう状態が続いておるわけであります。したがって、具体的に質問いたしますけれども、いろいろ収集地域を拡大するためには、機械化の問題、陣容の問題等あるかと思ひますけれども、来年度に向かってどのようにこの未収地域を解消していくか、具体的に案がございましたらお示しを願いたいと思ひます。

続いて三点目の、四日市市の労働会館の建設の問題と、市内における労政振興の問題について触れたいと思ひます。労働会館の建設の問題につきましては、たびたび本会議でも、あるいは市長と話し合いをする中でも話を進めてまいりましたが、当初から振り返ってまいりますと、昭和四十一年の一月に市長が就任された当時、三四地区の各労働組合の代表と会見をいたしました。そのとき労働組合から強く要望されました。労働会館につきましては、相当早期に建設をする、かえりみますとちよいとまごころは建設をされていなければならぬ、こういうお約束になっておったはずであります。ところが、なかなか進展をしないうちに本年六月の定例会におきまして革新クラブの議員の質問に対しても、四十四年度には土地を決定して四十五年に建設をする、こういう答弁がされました。当初のお約束では、市庁舎よりも早く建てる、こういうお約束でしたから市庁舎の建設計画と比べますと、たしかに早くはなるかと思ひますけれども、時期を見ますと相当おくれしておる事実であります。一度約束されておるわけでありまして、それ以降、具体的に努力を積み重ねられておると思ひますけれども、少なくとも本年六月議員に対するご答弁よりも一年早く、いわゆるいまからすぐに土地を決定をし、来年度ぐらいいは建設ができないのかどうかお尋ねをしたい

と思います。特に特別報告がありましたように、公会堂日本間が焼失をいたしました。労働組合の関係でも、相当公会堂日本間を利用させていただいておったわけでありす。現在の労働会館では、その種の会議が開催困難でありすので、相当日本間の利用させていただいておったわけでありす。焼失して今後のその種の会議のために利用させていただくという事は、困難になります。そういうことも含めまして、労働会館の建設についての来年度いかにするかということについて明らかにしていただきたいと思ひます。

続いて、労政振興の問題であります。ずっとさかのぼりまして四十一年の三月の定例議会だったと記憶いたしますけれども、市の機構の中に市の労働行政を担当する労政課なりを設置したらどうなのか、こういうことを指摘をいたしてまいりました。ところが、現在に至りましても市の機構の中で労働行政が一体どこか、どの課で担当をしていくのかまだ明らかにされておりません。労働会館の建設及び運営関係につきましては、厚生部長の所管というふうになっておりますけれども、具体的な福祉対策になりますと、一体どこが担当するのかということでもまだ明らかになっておらないわけでありす。そういうことを明らかにしていただくために、私たちは労政課の設置を要望したわけでありす。特に、今回の臨時国会にも提案されるふうに聞いておりますけれども、各都道府県における労働基準局及び青少年室について、これを廃止をして、それぞれ県知事に委託をする、こういうことが提案をされようといたしております。

現実には四日市の市内をながめてみた場合、まだまだ労働基準法なりが完全に適用されておるかといひますと、決してそうではないと思ひます。事実三四地区労なり、あるいは地区同盟のほうに、労基法関係、あるいはその他の労働行政の関係で相談に来られるというのが相当数あるわけでありす。何も地区労がそういう肩がわりをしなくても、市にそういう労働行政を担当するところさえ明らかにしておれば、そのような問題は解消するんじゃないだらうか、このように実は考えるわけでありす。幸いにして本年の場合、労政振興費は増額をされましたけれども、しかし私たちの考え方としては、四日市の十万に及ぶ組織労働者、あるいはそれ以上の労働者の福祉向上なりをやっていく場合には、あれだけの労政振興費ではまだまだ手が伸びきれない、こういう状態にあるというふうに私たちは考えるわけでありす。したがって、四日市における労働行政につきまして、労政課の設置、あるいは労政振興費の増額についてどのように今後考えられるか、お尋ねをいたす次第であります。

続いて、四日目ですが、都市のドーナツ化現象は全国的なものでありますし、四日市もその例外ではないわけでありす。そのために先祖伝来耕作をいたしました農地が、あるいは山林が大規模、小規模を問わず工場用地なり、あるいは宅地用地として買収をされていっております。このような都市のドーナツ化に伴う都市計画の推進が先ほども指摘をされましたが、自治体の任務として重要であるわけでありすけれども、早急に具体化していかなければならないと思ひます。その反面、土地を売った代金の使い方について相当指導しなければならぬのではないかと、あるいは売った残りの土地についてその経営を具体的に指導する必要があるんじゃないか、このように実は考えます。

端的な例を申し上げますと、川尻地区では広大な農地が工場用地のために買収をされて、その当時は相当多額の金を手にしたために、家を建てたり車を買ったり、こういうことでされたそうでありす。現に現在になってまいりますと、そのたくわえもなくなり、当時は第一次産業に従事しておったのが、だれのところにも相談に行くことなく、自分たちだけで第二次、あるいは第三次の産業のほうに職業を転向していかなければならない、そういうために生活も当初の計画どおり行かなくて、相当迷ってみえる、こういうことを聞いておるわけでありす。

いい例といひましては、漁業補償金を受け取った市民の方の中で、結婚式場などを含めた東山建設の例もござい

ます。したがって、財産権の侵害の問題にまで触れるかもわかりませんが、具体的にそういう相談に乗っていただく、乗っていくという姿勢を市の立場で土地買収なり、あるいは工場用地等をあつせんする段階から取り組んでいく考え方があるかないか、現にやっておられるならばどのような形でやっておられるかお尋ねをしたいと思いますし、残存の土地の活用方については、今後近代農業、あるいはその他の酪農等含めました業務あると思いますけれども、それらについてどのように指導をしていくのか、お尋ねをいたす次第であります。

続いて、土木行政の充実であります。豊田議員のほうからも道路行政、都市下水対策についていろいろご質問ございました。私の立場からいさ少し具体的にお尋ねをし、今後善処をしていただくようにお願いをしたいと思います。先ほど豊田議員の質問に対しまして、要舗装道路は約五百六十キロメートル、現に舗装してあるのがそのうちの五〇〇程度、こういうことであります。市内全体で市道としてありますのは約千五百キロメートルであります。要舗装道路が五百六十でありますから、残っておりますのは千キロ程度いわゆる砂利道ということで残ると思っております。この千キロがいわゆる要舗装道路に入っていないわけでありまして、この千キロに及ぶ道路の管理維持をどのようにするのか明らかになっておりません。舗装さえすればあとはいい、あと残っている道路はそれでいいというところにはならぬはずであります。あとに残っているいわゆるこれは林道等も含まれると思いますけれども、ともかく市民が通る道でありますから、これらの道に対する維持修繕等はどういうふうにされるのか。ここで私のほうであげておりますのは、原材料費などの小修理の経費増額、こういう項目であげさせていただいておりますが、現に先ほど小林議員も言っております。出不足を取られて、修理をしておるのが事実であります。このことは、四十一年の三月議会でも私は指摘をいたしました。その後農道等の整備につきましては、当時五分五分であったのが、現在では七三になっておりますから、その点では農家の方々は喜んでおられますけれども、現にまだまだたくさん手直しをしてい

なければならぬ問題が残っております。単に道路の問題だけではなくて、用排水路の問題にいたしても、それぞれいなかのほうへまいますと、土木費というのが特別に徴収されます。公共の用排水路であるにもかかわらず地元の負担でそれを年々直している、こういう事実がございます。現に私の調べましたところでは、いわゆる農地防災費として市が予算化したしておりますのは、四十一年、四十二年、四十三年通じましてそれぞれ五十万円だけあります。この中には、農道にかかる土管なりヒューム管、あるいは用水路にかかる何といいますが防壁のための石だとか、コンクリートの壁板、そういうものが含まれておりますけれども、この広大な地域の中でわずかに農地防災費として原材料費が五十万円しかないということでは、余りにもみじめではないだろうかというふうに考えます。

いろいろ産業部に出入りをいたして見ておりますと、相当の数の出張所長なり、あるいは自治会長がまいて要望をいたしておりますけれども、充足率が半分にもなっていないのではないかとこのことを感じておるわけがあります。これらの問題につきまして、土木課、耕地課に属すると思えますけれども、来年度の予算措置に際してこういう原材料費についてぜひ増額をしていただきたい、こういう要望をするのでありますが、その考え方についてお尋ねをいたすわけがあります。

続いて、バイパス建設に伴う旧道との接続道であります。俗に私たちが聞いております肋骨道路であります。バイパスができましたも、旧道と接続する道路がそのまま放置をされておるために、バイパスを遠く回って自分の家のほうに行かなければならない、こういうところがございます。大矢知のあのバイパスにいたしましたも、三重に通りましたあのバイパスにいたしましたも、事実そのとおりであります。旧道との接続する道路について早急に私たちとしては整備をする必要があると思えますが、これについての考え方をお尋ねをいたします。

なお、これに関連をいたしまして、今会の議案にも出てまいっておりますが、県道が市道にぐらぐらえをされる、こういう案件が出ております。これにつきましても、県道が荒れたまま市道に払い下げをされてくるということについてどのようにお考えになるのか、あわせてお答えを願いたいと思います。

六番目の、風致地区の設置の問題であります。四日市には公園が少ない、こういうことは早くからも指摘をされております。幸いにいたしまして、北部で伊坂ダムが建設をされました青少年の、あるいは一般市民のレクリエーションの場としては、非常にいい環境の場だと私たちは考えるわけであります。そこで伊坂ダムの周辺の開発につきまして、具体的にまだ風致地区に指定がされていないというふうに聞いておりますけれども、今後伊坂ダムに周辺の開発について青少年の、あるいは一般市民のレクリエーションの場としてぜひ完全な整備と管理を要望するのであります。その考え方についてお答えを願いたいと思います。

あわせて、ことしの夏過ぎに構想図がまた新しく発表されました。その構想図の中で、具体的に指摘をいたしますが、実は生桑山が以前の構想図では風致地区、こういうことで色が色分けされておりましたけれども、こんどの構想図では、住宅適地というふうになっております。どこでそのように変更されたのか。あるいは地元の意見がどのように反映をされておるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

七番目の、児童公園の整備の問題であります。現在市内には百カ所に及ぶ公園がございますが、それぞれ所管が違っております。私たち一時は公園課の設置も要望いたしまして、公園行政の一本化を希望いたしました。が、いまだに実現されておらないわけであります。現に都市計画にあります公園係では職員が二名でこれらを管理監督といひますか、やっております。こういう状況であります。青少年課で持っております遊具の補助も、年々増額要求がされております。昨年までは年間五十万円でございましたが、ことしの場合には追加されて七十万ですが、七十万にされ

ておるわけでありませうけれども、児童の遊び場として地元で勤労奉仕、あるいは土地を借していただけるという場所です。そういう公園ができつつありますけれども、公園をつくるということだけで精一ぱいで、遊具を備えるということとろまでなかなか地元としてはいいかないというのが現状ではないかと思ひます。

しかし、それにしても遊具を少しでも数多くという要望が強くなりますが、来年の予算編成に当たりましたが、これらの公園の整備を含めまして、公園行政の一本化とこれらの施設に対する補助額を、補助の金額の増額これをもどようにお考えになるのか、あるいはこの遊具に、施設に対する補助率がいま五割でありますけれども、この補助率を引き上げていくお考えがあるかないかお尋ねをいたします。

以上です。

○副議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後四時三十五分休憩

○副議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問に、お答えをさせていただきます。

公災害対策の推進に伴いますところの緊急対策としての公営住宅の措置についてでございますが、高浜町の公園住宅を都市改造して疎開させると、そういうような計画は、一応計画としてはございますが、実施計画という

ものはいまのところまだそれは持っておらない次第でございまして、坂部の団地にどのような形で受けるのかということにつきまして、目下検討中でございまして、希望者があればやはり受け入れてあげたいという考え方はございますが、坂部の団地には坂部団地としての賃貸住宅を建てる計画でおりますので、たとえば五カ年計画に従いまして一応四十三年度には公営住宅として百二十戸、同和住宅を十戸これは日永地区でございまして、四十四年には坂部の団地に百三十戸、四十五年には百四十戸、合計約四百戸を坂部の団地に公営住宅として建設することになっております。そのうちの幾分かには高浜住宅の老朽化した、もうこれ以上住めないというような方々のために特に配慮をしなければならぬという情勢ならば、その段階において若干の配慮をしなければならぬのじゃないかと考えておりますが、いまの段階では高浜町を都市改造計画をもって集団移転をするという計画は持っておりません。

公害患者の救済につきましては、すでに医療費の補助策として先ほど申し上げましたような公害患者の認定患者に対して、公費でまかなうというやり方をいたしております。したがって、救済基金制度につきましては、公害患者の生活救済とか、そういう面につきましてはやはり救済基金制度にまわって、国県市、企業等の四者の問題でこれを解決すべきではないかと考えております。

塩浜病院、市立病院等について個室を準備する何があるかということですが、個室を準備する計画は持っておりません。特に市立病院等におきましてもうどうしてもぐあいが悪いんだというような場合には、考えさせていただきますかと思いますが、一般的には個室を準備するという計画は持っておりません。なお、医師会等の医療センターが非常に高価な費用がかかるような、普通ならば高価な費用を取られるのかかわらず、医療センターでは安くしてあげるというような奉仕的な医療サービスをしておるにもかかわらず、ほとんどお客がないというのが現状でございます。医療センターとしてもぜひともそういうような面でも利用してもらいたいということをいっておりますので

こういう面につきましても市も協力をしなければならぬと考えております。

清掃地域の拡大につきましては、衛生部長から答弁があると思いますが、われわれといたしましては市街化しておるところを何と申ししましても重点的に考えていかなければならないと思っております。ことにご指摘のような地域につきましては、地域の要望が非常に強いところには、その住民のご協力の得られるところについては、四十四年度には考えたいと思っております。それは保々を中心とした一つの地域、県、三重を中心とした一つの地域、水沢を中心とした一つの地域につきましては、ごみの中継地であるとか、し尿処理の中継地であるとか、そういう点について地域が協力をしていただくという地域におきましては、市としては清掃地域の拡大についてやりたいと思っております。ただ、車両とか人員等にいまのところはまだワクがございしますので、ただいま申し上げました三つの地域を重点的にやらしていただいたかどうかということを考えております。

労働会館、労政振興についての問題でございしますが、労働会館につきましては、すでに前回ご答弁いたしましたように四十四年度には用地並びに調査費を計上、ことに四十四年度には調査費を計上させていただきたいと思っております。四十五年度に建設をいたしたいと考えております。

なお、公会堂の日本間が焼けて非常に迷惑をおかけいたしておるそうでございしますが、船員会館というところがあるに近いですので、并当もできるだけ安くするように申しつけておきますから（笑声）船員会館をひとつご活用賜わりたいと思う次第でございします。

労政振興のために労政課を新設する気はないかということですが、ただいまのところ労政課を新設するという計画は持っておりません。労政課を持っておる市の仕事を見ますと、内容が全部失対事業を担当しておるというのが事実でございまして、市長といたしましては、この労政に対しては法的に制限がございまして、全くそういう

う権限がないということでございますので、労政課を置いて市としてする仕事が少ないということでございます。ただ、たとえ労政振興一般につきましては、私は労働会館の建設とともに少し前進的にもっと考えていってよいのではないかと考えておりますが、それに対しては労働諸団体の間におかれまして、ひとつ仲よくご協力を賜わりたいと考えております。〔「仲よいぞ」と呼ぶ者あり〕

工場及び住宅団地の誘致に伴うところの土地売買のあと処理の問題でございますが、都市化、工業団地化に伴って先祖伝来の用地が売買される、その資金の活用について適当な指導が必要ではないかというところでございますが、これは個人の財産で、さいますし、個人の資産でございますが、ことに農家は個々ばらばらにございまして、組織化が非常に困難である、農業協同組合というような組織がございまして、組織が非常に困難であって、個人的だと。それに対してたとえば漁業補償だとか、そういう漁業関係のものは団体的に非常にまとまってあるという面で、非常に農業と漁業の面々「違があると思いますが、これはやはり農業協同組合」と協力をして、その資金の運用については、考えたいと思っておりますが、何分当節の消費景気、あるいは新しく家を建てるというような農家に流行がございまして、どこまで指導ができるかということについては、非常に疑問を持つところ次第でございます。

土木行政につきましては、土木部長からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、何分市民の通る道と申しまして、そこはイノシシもタヌキも、あるいはウサギも通る道もございまして、利用度というものを考えまして、その利用度が一般的な、非常に一般性があるとか、幹線道路的なものであるという点は、やはり重点的に考えさせていただきたいと考えております。

なお、そのような少し不便なところの土地につきましては、昔から純風美俗がございまして、奉仕作業をいただいとるのが事実でございますが、やはりこういうような純風美俗は一がいに批難してこれをやめてもらうというののどうかと考える次第でございます。今後ともこういう向きにつきましては、地域のやはり若干の奉仕をしていただかなければならないと思っております。それに対しては原材料費等で私は考えさせていただいていいのではないかと考えております。

風致地区の伊坂ダムの周辺開発につきましては、谷沢公室長が県の企業庁、あるいは県の担当部課と折衝いたしておりますので、整備であるとか管理等につきましては、検討いたしておりますので、谷沢公室長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

児童公園の問題でございますが、現在百十五カ所ございます。そのうち民間から借りてくるものが九十五カ所、県の所有地が二十カ所でございますが、遊具を中心にご質問でございますが、現況は補助率が二分の一でございます。二分の一はやはりこのままでは私はいやと思っております。七十万に増額をさせていただきまして、本年不足分が三十万生じておるわけでございますが、今議会にこの三十万の追加補正をお願いをしておる次第でございますので、ご承認を賜わるようお願いいたしたいと考える次第でございます。

なお、この遊具は不要だというご意見もございまして、遊具があるのはかえって野球をしたりバドミントンをしたりバレーをするのにじやまだというような話もございまして、そういうような点につきましても十分検討させていただいて、植樹すべきところは植樹をし、遊具の必要でないところはほかへ移動するというような、地域に応じた考え方で対処をいたしたいと考える次第でございます。

○副議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 時間の制約があるそうでございますので、簡単に要点だけお答えいたしたいと思いま

十。

まず、いま山本議員からのご質問の中で、千四百八十、約千五百キロから五百キロを引いた千キロだと、こういうことでございますが、この市道認定いたしております中には、農道もございます。純然たる農道もございます。これは合併地区で、当時平衡交付金等をもらうために、というふうに私は思うのでございますが、何か村道に認定されたものを相当こちらへそのまま引き継がれておりますので、実際われわれが維持管理をいたしておりますのは砂利道として現在維持管理をしなければならないのは、約七百キロでございます。約七百キロ、そのように――。これは絶えず移動いたしておりますので、約という数字を使わしていただいております。たとえば基幹農道なんかができますと私のほうへすぐ移管されてまいります。それから補助整備で大きな道路は、私のほうへまいります。そんな関係でいま、現在では約七百キロと、このように承知いたしておりますのでございます。

それから、肋骨道路の問題でございますが、これはやはりその従来の道路と、それから新しくできたバイパス、これとの取りつけの問題等もございます。高低が非常に激しいところへバイパスができるのもございますし、あるいは大体のレベルでいってるところもございますが、そういう点、それからその間の民家の密集地帯、あるいは在来道路との関係、こういうようなものをいろいろ検討いたしまして、できる限りご期待に沿えるようにわれわれも努力をしたい。現に、いまバイパス道路といたしましては公共で、これは補助金をもらっておりますが、公共で一カ所、それから市単で一カ所、これを工事中でございます。だいたいこの質問の四日市・関ヶ原とのバイパスだと思いますが、これも検討をさせていただかねばならぬと、このように思っております。

それから、県道から市道への移管でございますが、やはりこれにつきましてもお説ごもつとでございます。がしかし、先般も土木事務所長と話したんでございますが、これはいまの道路とは違いますが、バイパスができる

ショートカットしてバイパスをつくりますと、やはり市道へもっていくには、化粧もして、きれいにしたい、こういう意向を漏らしておりました。私もそういう点は同感でございますして、そういうふうにしてもらいたいということをおぼえております。ご指摘のように、あるいは荒れたままのものがくるかも知れません。がしかしこういう点は事務的な段階で十分つめたいえて、私のほうへ移管してもらいたいといいたし、このように思いますが、逆にこんどは市道から県道へ移管する場合もございます。最近の例でございますと、いわゆる桜の開拓道路でございますが、桜のほうから入りまして水沢のどまん中を抜いて坊主尾へ入って、それから湯の山に抜けると、これはたがたのままで県道へ移管いたしました。それと、またご承知の日永・八郷線でございますが、一部バイパスで市道を県道にしてみたいまして、工事もやってもいりました。これは、新中倉橋の道路でございます。

したがって、こういうことがあるから県から市へくる道路をそのままもらってもいいんだと、こういうことは論理的には私は成り立たないと思ひまして、やはり県は上級団体であり、財政的にも県のほうが力があるんでございますので、そういう点は県へも十分話をして、ご趣旨に沿うように努力いたしたいと、このように考えておりますので、よろしゅうお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（服部昌弘君） 公室長。

（市長公室長（谷沢文男君）登壇）

○市長公室長（谷沢文男君） 山本議員のご質問第六項、風致地区の設置と管理についてお答えを申し上げます。

その前に伊坂ダム構想について、まずお答えをさせていただきます。

伊坂ダム開発につきましては、前の議会でもご質問があり、お答えさせていただきましたように、現在県と市の間

におきまして、一応青少年の湖という構想で具体化についての協議をいたしておりますが、そのおもなる考え方は、まず第一に湖面を中心とした地域をどの程度に取るか、これについての若干の買収を考えるかどうかという問題が一つと、湖面の利用は青少年の湖にふさわしいという考え方から、一応現在あります六千坪（一九、八〇〇平方メートル）平たん地を児童のための公園を主体にして考えてはどうか、その他については青少年の湖を中心とした施設を考えていったらどうだろうか。もう一つは、全体を維持管理するためのダムを考えたらどうかという構想が、県の青少年室を中心に検討されておりますが、いずれにしてもこの湖は工業用水でございまして、水の汚染その他という問題で、水そのものが商品であるという考え方から、企業庁における維持管理の問題が一つかかってまいりますし、大きな施設をいたしますと、やはり堰堤その他に対する地盤の影響等も出てまいりますので、こういうことについてさらに詳細な協議をいたしまして、具体的な計画に固めていくというのが現在の段階でございします。

なお、四十三年度におきましては、議会のご協賛を得まして、市が便所を一個施設しておりますが、県も十月に完成をいたしまして、今後そういう面での遊歩道的な面は積極的に進めていくという考え方でございます。

なお、この地域に対する風致地区についての考え方がと思いますが、ご承知のように風致地区につきましては、都市計画法十条の第二項によって、一応建築基準法の規制がかかってまいります。そういったしますと、建築物新築政策増築移転等に関する規制が出てまいります。あるいは伐採土石等の問題についても、非常に大きな規制がかかってまいります。したがって、こういうきびしい規制をすることが、その地域の開発にどのようなプラスが出、マイナスが出るかということが問題になってまいりますので、十分風致地区指定については、地元その他との協議、考え方を考えなければならないと思います。

次に、ご指摘の生桑の問題でございしますが、これにつきましては、当初市の考え方は、やはり公災害を中心にいた

しました。〇・二五ミリグラムの外側に住宅をもっていくという考え方から、旧山間地帯に緑地的な土地利用、あるいは住宅的な土地利用構想が出てまいっておるわけでございます。ところが、ご指摘の生桑地域におきましては、すでに大協和の住宅がございしますし、坂部及び労住住宅が出てきておるわけでございまして、この地域に対しての風致地区というお考えについては、むしろ問題があるのではないかと。したがって、もう一つの考え方は、こういう住宅が一つの団地を形成してまいりますと、その周囲が都市化してくるということで、むしろ住宅専用をかけて、住宅地域を保存すべきではないかというような考え方もございまして、あくまでもマスタープランではございますが、そういう意味で若干色が塗りかわっておりますが、これは、もう一つ大事なことは、現在施行されております都市計画区域外の問題でございまして、都市計画区域の用途指定につきましては、ご指摘のように都市計画審議会、議会等のご意見住民等の意見を反映して決定されるものでございます。

以上でございます。

○副議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 それぞれ答弁をいただいたわけですが、時間の関係で簡単に要望なり意見を申し上げておきたいと思ひます。

公害地の公営住宅の問題につきましては、それぞれ入居者、いわゆる住民の方のご意見もあらうと思ひます。しかし、現に市長は老朽化したところからこわしておると、こういう表現をされましたが、私は決してそうじゃないと思ひます。そういうことも含めて住民の方々のご意見を尊重した中で、十分に市としては取り入れて、この問題については対策措置をしていただきたいと思います。

公害患者の救済の問題であります、いままでの市長の考え方と全く変化がない、このように受けとめておきたいと思えます。救済基金の問題が出されましたけれども、いままおこれが具体化されていない今日の緊急対策として、私たちが指摘している問題でありますので、いわゆる政府なり関係機関がきめるまで待つて欲しいというように、そういうあいまいな態度に終わらないように、市当局の責任問題としても十分に考えていただきたいということを強く要望をいたしておきます。

清掃地域の拡大の問題であります、保々、三重、県、水沢方面いろいろ地区名をあげられて、漸次拡大をしていく、こういう方向が示されたわけでありすけれども、率直に申し上げましてそれぞれの地域の方々は、何とか早く、こういう強い要望を持たれておるわけでありす。具体的にあらわれてくるのは、来年度予算かと思ひますけれども、それぞれの地域の方々の強いご意見を十分に取り入れた予算化を、来年度予算の中では期待をしておりますので、具体的には予算審議の中でその成果については問いたしたい、このように考えます。

労働会館の問題につきましても、あるいは労政振興の問題につきましても、前会どおりの答弁でありますけれども特に労働行政の問題についてですね、少なくともいま市長の答弁では、そういう問題が、あるいは仕事がないというような表現されましたけれども、決してそうじゃないと思うんです。あるはずなんです。ところが、具体的にですね、市の総務部が厚生課か教育委員会か知りませんけれども、どっかが労働行政について担当するところをですね、少なくとも明確にしていかなければならぬだろうと思ひます。労働行政についてあっちほっけこっちほっけ、こういうのがいま市の行政ではないかと思ひますので、その点だけは今後の中で明らかにですね、していただきたい、このことを強く要望しておきます。

四番目の、土地売却費、あるいは残存農地の活用の問題について申し上げます。

この問題については、革新クラブとしても初めて指摘をするんじゃないかと思ひます。いろいろ研究課題、あるいは個人の財産権等の問題も含まれますので、むずかしい問題にぶつかろうと思ひますけれども、いろいろ私たちのほうも研究いたします。議会の中だけじゃなくて、それぞれ担当の部課ともいろいろ打ち合わせをする中で、今後の私たちなりの研究をさらに進める、こういうことにしたいと思ひますけれども、少なくとも住民の財産を守る、こういう立場から、あるいは住民の生活の向上をはかっていく、こういう立場でこれらの問題についても、土地を売った人、あるいは農地が少なくなった農民なりが、あとあとの経営なりに困らないような、きめこまかい指導というのを具体的にだしていき、こういうことを強く要望したいと思ひます。

土木行政の充実問題につきましてもいろいろありますけれども、原材料費につきまして、特に四十二年度決算を見ますと一般工事費の中から原材料費に流用した、こういう形跡も報告されておるわけでありす。現に神田町の作業所にプラントもできあがります。現にありますがグレーダーも古くってしかも一台、こういうことで非常に市民もその利用のしかたについて困っておるわけでありすけれども、これらにつきましても、原材料費の増額と同時に施設の拡大をさらにしていただきたい。勤労奉仕が美風だというふうに言われまされたけれども、そのことに甘えるという、そういう姿勢であつてはならぬと思ひます。市長が管理者になっておる道路を市民が直しておるわけでありすから単にそのことが美風だとは、私はいきれないと思ひます。甘えてはいかんと思ひますので、これに対する経費増額あるいは人的配置を具体的に来年度当初予算の中では、あらわれてくるように強く要望いたす次第であります。

バイパスの問題につきましても、補助事業、あるいは市単事業としてやられていく、こういうことが土木部長のほうから言われました。困りますのは、市民であります。特に県道市道のそれぞれの移管の問題も出ましたが、嫁にやる場合に化粧せずにやるといふような親はないと思ひます。化粧した道路をもらう、あるいは化粧した道路をやる

いうことで、お互い責任の県道市道にかかわらず、責任のなすりつけ合いのないような形で完全道路の整備をぜひしていただくように強く要望をいたす次第であります。

風致地区の問題で、伊坂ダムはまだ検討の余地が相当あるように聞いておりますけれども、私たちの願っておりますのは、健全な市民のいこいの場所として健康な施設を、しかも完全に管理ができるような、そういうことを望んであるわけがあります。健康な市民を育成をしていくためにも、ぜひそれらの施設と管理の方法について万全を期していかなるよう努力をぜひお願いをしたい、このように考えるわけであります。

児童公園の、特に遊具の問題申し上げましたが、残念ながら公園行政の一本化の問題につきましては、ご答弁が、なかったわけでありすけれども、少なくとも相当数の公園ができたわけでありす。特に中央緑地等も完成をする段階に入ってきておりますので、これらの公園行政について単に職員が二名というより、そういう弱体したような態勢じゃなくって、もっと力を入れたような態勢を敷いていただきたい。遊具の補助率も追加予算で出てくるわけでありすけれども、遊具一つ買うにいたしましても相当金額のすわけでありす。場所によっては野球その他で遊具がじゃまになるといふところもあるかと思ひますけれども、その反面、やはりジャングルジムだとか、円木その他が相当要望されておるはずであります、その数を充実していただくと同時に、相当多額に、一つ買うにいたしましても金額がのします。そのことによつて地元の方では、設置が困難と、こういうこともありすので、この補助率の五〇％をさらに高めていただけるような方向を今後具体的に検討していただくように、特にお願いをして私の質問を終わりたいと思ひます。

特に要望した点がたくさんございますけれども、これらにつきましては、具体的に、単に聞き流すということだけではなくって、次の予算作成なり、その他のところで具体的に私たちの要望が取り入れられるような、そういう形を

示していただくことを強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○副議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和四十三年十二月十七日

四日市市議定会定例会會議録（才三号）

四日市市議會

昭和四十三年十二月四日 市市議定会例会會議録 才三号

米田好兼速記

昭和四十三年十二月十七日（火曜日）

○議事日程 第三号

昭和四十三年十二月十七日（火）午前十時開議

第一 一般質問

○本日の會議に付した事件

第一 一般質問

○出席議員（四十名）

伊	荒	天	味
藤	木	春	岡
金	武	文	一
一	治	雄	郎
君	君	君	君

吉 山 山 山 安 六 宮 松 前 藤 日 早 服 長 野 生 豐 坪
垣 本 中 口 垣 平 田 島 川 井 冲 川 部 川 崎 川 田 井
照 忠 信 豐 良 辰 泰 武 正 昌 鐸 貞 平 妙
另 勝 一 生 勇 司 勇 一 男 郎 另 夫 弘 元 芳 藏 稔 子
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

辻 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加 笠 大 大 岩 伊 伊 伊
橋 積 上 藤 林 林 霸 野 村 藤 田 谷 島 田 藤 藤 藤
誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 定 七 喜 武 久 信 太 泰
二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男 衛 正 雄 雄 一 郎 一
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（三名）

谷口専九君
日比平君
増山英一君

○議案説明のため出席した者

市	助	助	収	市	総	税	産	厚	衛	土
長	役	役	入	長	務	務	業	生	生	木
九	岩	加	庄	谷	平	伊	阿	小	中	三
鬼	野	藤	司	沢	井	藤	南	西	山	輪
喜	見	寛	良	文	清	涼	輝	忠	英	喜
久	齊	嗣	一	男	三	一	彦	臣	郎	代
男	君	君	君	君	君	君	君	君	君	司
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

建設部長 園浦和己君
副収入役 村木喜代次君

教育委員長 龍池清真君
教育長 栗林武男君
次長 滝伝之助君

市立四日市病院長 天野正春君

水道事業管理者 城井義夫君

次長 鷺野正和君
技術部長 加藤弘君

消防長 富山光三君

○市議会事務局

事務局長 菊地英也君

次	長	森	正太郎
議事係	小坂	靖	君
主事	柴田	静良	君
主事	板崎	大之丞	君

午前十時三分開議

○議長（伊藤泰一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十一名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤泰一君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

新風クラブ、大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 本定例会は、昭和四十四年度の予算編成直前の議会でもあり、当初予算編成の政策は、市長四カ年任期の総仕上げともいえる意味から、市民の関心も高いことであります。私ども、新風クラブを代表いたします質問者は、市長が四十四年度の当初予算編成に臨まれる基本的な政策に関して多少の意見を申し上げ、質問をいたしたいと考えますので、市長をはじめとする関係理事者の説明、答弁をお願いするものであります。

質問の第一は、市長が今後の市政に対し、どんな決意と姿勢で臨まれようとするのかであります。

戦災を受けた四日市市が、戦後、困難な中を官民一体の協力によって、公共施設の復興をはじめとし、その他の施設充実を整えて、あるいは近接村の合併による地域の拡大、産業振興の見地から企業、工場の誘致など積極的な政策によって小都市の四日市市が、中都市の四日市へと発展したことは、財政規模の伸びの上にも示しているとおりでありまして、全国から本市がきわめて注目される都市に、移り変わったのであります。その間約二十年にわたり、三人の歴代市長を中心に、関係者がそれぞれの立場と時期に、特色のある行政のあとを残されているのであります。

しかしながら、本市の内政面におきましては、市民が多年にわたって願望している教育、文化、福祉などをはじめとする各種施設の不足、または、企業より発生するであろうと思われる公害の諸問題。さらに、日々増加する今日の交通問題、その他さまざまな問題が山積していることを思いますときに、複雑多岐にわたる今後の市行政も容易でないものが感ぜられるのであります。そこで、為政者は常に綿密な計画と、変化の多い時代に適切な処置を、勇気を持って臨まねばならないことは当然であります。

九鬼市長は、戦後四人目の市長として就任されてすでに三カ年を経過したのであります。市民はたえずあなたの特色のある政治のあり方と、行くえを見守っているものであります。私どもの立場におきまして、市長が過去三カ年を回顧せられて、就任当時にお考えになった行政面における理想、また決意された諸問題等が、いまの時点においてどのように執行できたものか、あるいはできなかったかを率直にお聞かせいただきたいものであります。また、残余の任期一カ年を、どんな決意をもって臨まれようとするのか。さらに、次期改選期には再度立候補されるご意思があるのかどうかの三点について、お尋ねするものであります。

以上のことについて市長のお考え方をうかがいました後、質問通告の第二、第三の順に従って質問を続行させていただきます。

ただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

私は、市政を担当する前には、こういう市の行政面、あるいは自治体の行政につきましては、一般的な面におきましてタッチしたこともございませんし、全くしろうとでございますが、お説のとおり、四日市市は代々の市長、あるいは議会議員、その他市の職員の非常なご努力で、今日の四日市市の一応の繁栄と成果を来たしてあるものと確信いたします。それにつきましては、四日市市にいろいろの付随する問題がございます。私は就任以来、まず公害の問題あるいは公害防除の問題、あるいは緑地その他スポーツ、娯楽施設等の問題等につきまして、鋭意これに当たっておりますが、ともかく工業都市としての都市環境の整備ということ、産業基盤の整備ということが非常に大切なことであるということを、鋭意心がけてきたつもりであります。

三年間を振り返って考えてみますときに、あるものはある程度の域までいったものがあるとは思いますが、まだまだ今後に残された問題がたくさんあると、反省をいたしておるわけでございまして、現在の段階において私は一番考えておりますことは、四日市市が住みやすい都市環境になりつつあるかどうかということを一応の観点として、私は私なりの反省をいたしております。したがって、今後引き続き四日市市の工業都市としての生活環境と産業基盤の整備というものにつきましては、港湾等を含めて積極的に取り組みたいと考えておるわけでございます。

上記二点の説明につきましては、いろいろ申し上げたいこともございますが、以上の点にとどめまして、それでは

第三点の、はたして立候補する意向があるのかどうかということでございますが、私は、引例をして申しわけございませんが、私は現在新幹線に乗ったようなつもりでおりまして、それが豊橋でとまり、浜松でとまり、静岡でとまり、そこでもう下車するのかどうかというのは、まだ私はいま一生懸命走っておる最中でございまして、（笑声）豊橋まで行くのに四年かかり、浜松まで行くのにさらに四年かかって、静岡まで行くのにさらに四年かかるというような考え方をすれば、ただいまの大谷議員のご質問は、まことに単刀直入のご質問でございまして、それにただいま答えるのには非常に、自分が乗っておるものでございますから、現在のスピードに一生懸命になっておるわけでございまして、見られる方も、遠いところから見られたら、はたして九鬼市長がひかりに乗っておるのか、こだまに乗っておるのかわからないごとくに、私はただいま新幹線に乗って走っておるとだけしか申し上げることができませんということで、どうぞごかんべんをお願いしたいと思います。（笑声）

○議長（伊藤泰一君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 いまいろいろと市長から、過ぎ去った三カ年にわたる心境を謙虚な気持ちで述べられたことをうかがったのでありますが、過ぎ去った過去の問題はともかくとしまして、今後の残された一年間を、住みよい環境都市の整備とか、あるいは産業基盤の整備等に鋭意努力を続けていきたいと、こういったご決意のほどをうかがい、さらにその後に来る次期改選期には、立候補のご意思についての表現を新幹線に乗ったつもりで、いまのところ明確に浜松でおりるのか、静岡で下車するのかかわらないと、こういうことなんです、普通、私もこの地域から新幹線に乗るとすれば、目ざすところは東京がほとんどであります。（笑声）浜松で下車をするとか、静岡でおりるためにはよほどのことではないと下車は考えられませんか、これは私の受けとめ方ではありますが、たぶん市長のご心境も東京

駅へすべり込みをしたいと、こういうご心境かのようなことを推測しまして、以下、第二、第三の質問を通告の順に従って、その気持ちを持ってお尋ねいたしますので、東京駅へ着こうとする市長は、率直にひとつ私たちの質問にお答えいただきたいことを願うものであります。

第二の財政問題についてお尋ねいたします。

その第一点は、公営企業会計のうち、主として市立四日市病院の財政問題についてお尋ねをするものであります。市立四日市病院は、昭和四十一年度の決算で、収益三億九千九百余万円に対して、支出が三億八千九百余万円、差し引き約一千万円ほどの黒字決算に対して、昭和四十二年度の決算におきましては、収益四億七千六百余万円、支出が四億八千六百余万円で、差し引き九百八十余万円の赤字決算であったのであります。両年度合わせますと、ちょうど損益ゼロになります。民営でない公立病院が、利益を得るのが大きな目的でない考え方をすれば、両年度の合計の運営はゼロで、まことに理想的であったとも思われます。

本年の九月議会の病院会計の決算認定の際におきましては、監査委員の審査意見書に報告された中に、新鋭医療機械の設備整備、施設の改善、医師の確保等によって経営の合理化をはかって、能率的な病院運営に努めることが強く指摘されております。施設の改善、医療機械の整備、医師の確保等の病院運営の心臓部にもあたるこれら重要なことから、だれしもそれに異存のあらうはずがありません。しかしながら、その充実はかかるためには相当な、多額の財源を要することは当然であることを予想されます。

一方、運営の支出経費の約四六％をも占めるであります人件費が、毎年給与ベースアップの理由によって上昇し、企業経営の実態も、なかなか容易ならぬものがあることを想像されるのであります。現在、病院には毎日入院、外来両患者合わせて、約一千名にも達すると聞き及んでおりますときに、公立病院の公共性がいかに強いであるかとい

うことを知られるのであります。そこで、企業経営にとらわれ過ぎてたとえば医薬の節減であるとか、施設整備の不十分等の原因で、病院本来の使命が失われるようなこととなつては一大事であり、今日の医学の進歩は目ざましいものがあつて、心臓移植等ができるようになったということを思うときに、本市の公立病院もりっぱな医師の確保をはじめとして、前申し述べましたとおり、新鋭医療機械の設備、建物をはじめとする施設の充実をはかって、名実ともに公立病院の医療業務が全うできる心がまえが、必要であらうと望むものであります。

市長はこうした時点に立つて、今後の病院運営にどんな心がまえで、この困難を予想される財政問題の合理化に臨まれようとするのか、明示していただきたいものであります。

次に第二点は、公害地の固定資産税の減免措置についてお尋ねいたします。

公害地における固定資産税の減免措置につきましては趣旨は、すでに私が本年三月の定例議会の予算審議の委員会におきまして、十分その内容を説明し、それによって理事者のお考え方もその趣旨を了とせられておりますが、税法上の問題でいろんな困難な問題もあるが、最大の努力を払ってその趣旨に沿うとの回答を得ております。その後、私も都市公害対策特別委員会が、高岡市を視察いたしました際に、同市においては若干本市の状況とは異っておりませんが、国の特別措置を受けて減免措置の実施を行なっているものであります。

さてそこで、本市が昭和四十四年度の予算編成を目前にした現時点において、市当局におかれては、すでにその方針も確定されていることと推測されますので、その内容を明らかに示し願いたいのであります。

大きく質問の第三、都市改造事業並びに住宅対策についてお尋ねいたします。

塩浜地域をはじめ、公害地並びに臨海部にはさまざまな問題が発生して、関係地元住民はもちろんのこと、それだけの機関、それぞれの企業はともどもにこの対策について日夜苦慮しながらも、抜本的な方策を見出すことのできな

いことはまことに遺憾に思っております。そこで、お尋ねする第一点は、塩浜地区の都市改造事業についてであります。

この問題につきましては、一昨年来平和町、雨池町の集団移転を実施されて、その一部にはいまの問題も残っているようではありますが、それに続いてこの地域の都市改造事業を国、県の指導、協力を得て企画し、数百万円の費用を投じて準備、調査をされたのでありますが、当初の計画どおりに進捗する見通しが立たないために、四十三年度の国庫補助金予算四千万円を返上するということを決定したことが、新聞報道で明らかにされているのであります。この点、昨日山本議員の発言で触れられておりますが、それに対する別段の説明もありませんでしたので、あらためて質問を繰り返し、その内容を明らかにされたいのであります。

昨年の九月定例議会におきましても、伊藤太郎議員から本問題に関してご質問があり、住民の声、意見を十分に尊重した、底辺の心もちのビラミッドでなくてはならない。逆ビラミッドでは、抵抗が多くして実現不可能をという表現のもとに、予言をされていたのであります。新聞報道が事実とすれば、その予言的中したわけであります。その際市長の説明、答弁は、法的な根拠、財政問題、住民の協力度合いから、非常に困難ではあるが、今後とも積極的に調査してその糸口を見つけないというような、きわめて意欲的な姿勢を明示されているのであります。

これらの事業は、いずれも複雑であり困難なことは、十分理解できるのであります。市民の立場から、その結果だけを見たり聞いたりいたしますときにおいて、何か割り切れない感じを抱くのであります。極論すると、私は大きな失政ではないかとさえいえるのであります。市長はこの機会に、市民に対して、可能な範囲において事の真相と経緯を率直に説明されることが、適切かと思っております。

質問の第二点は、午起地区の住宅対策についてであります。昨日山本議員の質問もあり、重複する感もありますが

質問の趣旨も若干異なりますので、ご了解をいただきたく思います。

本問題は、本年の三月定例議会で議案質疑の際、市営住宅除去問題に関して私は理事者の再考を強く求める意見を加えた発言に対して、またさらに、建設常任委員会の各位からも、市営住宅の取りこわしについては、地元住民の意思を十分尊重して、慎重に実施するようにとの委員長報告もされております。それにもかかわらず、以後九カ月間適当な処置もなく、住民の意思も尊重されずに、最近になって一方的な処置で突然取りこわしの準備が整えられて、いかにも挑戦するがごとき憶測さえ感ずるのであります。私も新風クラブ会派では、本問題につきましているいろいろと研究討議の結果、今回重ねて質問を繰り返し、関係理事者の再考を求め、市長の温情ある措置、決断に期待をかけて、意見を付した質問をするものであります。市長の適切なご回答をお願いいたします。

ご承知のように、午起地域の住宅地が、公害発生企業の誘致進出によりまして従来の環境が一変し、数年前よりさまざまな問題を投げかけていることにつきましては、すでにご承知のとおりであります。市長は過去において、この地を住宅適地でないが、住民の移住については全く考えていない、こういう方針を明らかにされております。また、昨日山本議員の質問に対しましては、将来計画は持っているが、現時点においては移転の実施計画は考えていない。しかしながら、希望される人があれば、でき得る限り期待に沿うよう心用意があるとの意味に受けとられる発言をされております。また、いままでの考え方では、公営住宅が転居によってあき家になった場合には、直ちに家屋の取りこわしを行ない、あき地に植樹して将来緑地化し、環境整備につとめたいとの説明でもありました。

一応もつともな方針らしく受け取れるのでありますが、さて、移転を考えてない場所であれば、マスタープランのグリーンベルト地帯にするというその計画が、何か変則ではないかという問題が一つ。公営住宅が空屋になった家屋を即刻取りこわしを強行することは、全市的にも多くの市民が住宅難で苦しみ、悩んでいる現状をしり目にかけて、

なぜ行なわねばならないのかというのが第二点。住宅地として将来も残すのであれば、零細企業等がその地の居住者を対象に営業している現状から、この地域発展育成策になぜ努力をせないのかというのが第三点。というような多くの矛盾が生じるのであります。

そこで、地元住民として、市の為政者は塩浜地域の移転問題をはじめ、都市改造事業の推移にあたって、想像もしていなかったような困難な事情に遭遇したために、当午起地域も本質的には移転を進めたいのであるが、塩浜地域と同じようなことを繰り返したくないということのために、自然消滅的な時期を待ち、為政者の責任を回避してというような、推測の声も出てきておる。また、それが市行政に対する大きな不信感となって高まっている現状であります。また地元の人々は、毎日の生活の中で、生計を営む根拠の住宅がいつどうなるであろうという不安定の悩みは日増しに強まって、たえきれない苦悩のあせりから、理屈や議論はどうであろうとも、一日も早く希望の持てる、安定した生活が営みたい願いから、しばしばその方法等について市に訴え、あるいは陳情することもしばしばあったのであります。その間、理事者は度ごとにきわめて事務的な回答しか与えられずに、しかもその一貫性を欠いた矛盾さえ感じさせる説明で、多くの人々を失望させているのであります。

以上のような経緯を要約し考え合わせてみますと、私は次の二点にしばられるものであろうと考えるものであります。

すなわち、住宅適地でないとなれば、多少年月を要しても他に適地を市の責任で求め、受け入れ態勢を整えて、移住を完結させる方針を一日もすみやかに明らかにして、関係住民の協力を求めるべきである。次に、住宅として残すのであれば、その対策が具体的に希望の持てるものであり、積極的な施策として安定感を住民に与えることである。という以上の二点にしばられるのであります。

前者の場合であれば、具体的内容は後日の問題といたしましても、せめて方針だけでも明らかにし、率直に地元住民に訴え協力を求め、その対策に努力するべきである。後者の場合であれば、家屋の取り除き等のような冷酷な仕打ちでなくして、永住を夢見て住み着いた市民に、希望の持てる政策であたにかい行政をすみやかに行なうべきである。現況では、その前者でも、もちろん後者でもない政治姿勢に、関係地元住民一千二百人は毎日进行をどんなに苦しみ抜いていることとあります。市長はこの苦しみの実態をご存じになってみえるかどうか。

個人の日常生活が、あるいは社会生活が、すべてが生活の安定から始まりますことは言うに及ばないところであり、また、塩浜地域の都市改造事業推進につきましても、地元住民の心理は十分体験されておるはずであります。また、その意思を尊重されようとしたことによって、事業の中止もされたように憶測されることからしても、この問題について血の通った、あたたかみのある政治の場から行政を行なうていただきたく、市長の再考を強く促しまして、地元住民の要望にこたえられる適切なご答弁をお願いするものであります。

質問の第三は、本市海岸地帯の地盤沈下対策についてであります。

この問題も、昨日も早川議員が触れられ、また昨年六月の定例議会でも志積議員が質問されており、市長はじめ土木部長からそれぞれの答弁がなされておりますが、その内容は、根本的には公共下水道の完備による対策しかない、こういう方針を明らかにされておりますが、しかしながら、この公共下水道事業たりといえども、容易に短年月には実施困難が予想されるのであります。地盤沈下によって排水が不十分であり、特に北部地域においては、晴天時、さへも海水の逆流等によって困難をきわめておる現状等は、いまさらあらためて説明の必要もないのであります。理事者においては十分ご承知のとおりであります。したがって、未解決の暫定処置をいつまでに実施されるのか、その見通しを明らかに説明願いたいのであります。

以上の、質問通告によります大きな二点を中心にして、それぞれの内容別にご答弁をお願いいたしまして、質問を打ち切ります。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

市立四日市病院の財政についてでございますが、市立四日市病院に限らず、公営企業財政につきましては、近時どの自治体におきましても、交通、水道、工業用水等いずれも赤字で悩んでおる実情でございますが、公営企業につきましてはそうならざるを得ないやはり根拠があると。それは公的サービスという面から低料金である。それから、公的な施設を犠牲的にしなければならないという観点から、どうしても財政的負担がかかると。しかしながら、企業といわれる以上は経営採算ということが考えなければなりませんし、したがって、経営採算を考えるためには、採算価格をもってこれをやらなければならない。したがってまた、合理的に運用をしなければならないという問題が出てまいります。

公営企業が、従来のままの赤字ではどうにもならないということで、企業的な要素を加味して独立採算性でやらそうというのが、その趣旨ではございますが、何と申しましても公営企業だから赤字でよいというわけにもまいりませんので、私はこの公的サービスの面と経営採算の面のバランスが、できる限りとれるようにしなければならぬと考えております。したがって、経営採算ということで、採算価格と、そういうことを考える前に、合理的にはたして公営企業がむだのないようにやっておられるのかどうかということは、十分考慮しなければならぬ問題であると考えております。したがって、公営企業が将来性を考えて先行投資もし、また一般会計からの若干の繰り出しをして、これ

を成り立つようにしなければならないのではないかと考えております。

病院が赤字だからもう閉鎖すると、それで済む問題でもありませんし、どうしてもやらなければならない問題でございますので、私はこの四日市病院というものが、ご指摘のように一年前には一千万円の黒字だと、続いて一千万円の赤字と、二年間で収支とんとんだというようにございまして、これにつきましては、おっしゃられましたように小児科の医師がおらなかったとか、施設が修理をされておったんだというようにございまして、若干そこに病院経営の弱点があったわけでございますが、建物、機械等を含めた施設の改善と医師の確保ということが、市立四日市病院の今後の運営のために最も大切なことであろうと考えております。幸い、病院長並びに天野事務局長等の非常な努力で、医師の確保もできましたことでございますし、ただいま病院施設等につきましても、施設の改善をやらさしていただいておりますので、これができましたならば、再び四日市病院は市民の公的サービス面におきましても、十分期待にこたえ得られるのではないかと考えております。また、薬の給付期間も若干短縮させていただくとか、そういうような経営採算的な要素も加味させていただきまして、今後とも病院財政の健全化、合理化につきましては努力いたしますとともに、さらに公的サービスの面においても充実できますように、努力をいたしたいと考えております。なお、その他必要な点がございましたら、病院事務長から補足をさせていただきますと思います。

公害地における固定資産税の減免措置についてでございますが、これは過ぐる議会におきましてもお答えをさせていただいておりますが、高岡市のような減免措置の場合には、非常に地域が狭くて、また特定の現象があらわれておりますために、やりやすいということができると思いますが、四日市市の場合は、公害地における固定資産税の被害と申しましても、最近、公害の拡散的な効果をはかるような施設をやっておりますために、非常に地域が、いえば拡大をいたしておると、そういう面から、私は公害地における固定資産税の減免措置ということは、きわめてむず

かしいのではないかと考えております。しかしながら、ほんとうに被害が大きいということならば、そういうことは十分考えられると思いますが、非常にこれがむずかしいということがいえると思います。

土地につきましては、四十五年度に土地評価作業によって、いろいろ土地の再評価がされますが、土地につきましても、現在は実際の価格の四割か五割の評価をして、実際の課税は三割ぐらい、その四割か五割の評価に対する三割ぐらいが、課税水準になっておりますが、個々に比較するということが非常にむずかしいと、したがって、税の公平均衡化ということがまた非常に判断がむずかしいという点がございいますので、拡散地域の拡大とともに、私はこの減免措置というものは非常に困難なものではないかと、こう考えております。その他、補足する点につきましては、税務部長からお答えをさせていただきたいと思っております。

都市改造事業の問題でございますが、まずこの都市改造事業と申ししましても、都市改造事業をするためには、それでは根本的には、その住宅地をどこに代替地として、受け入れ地を確保するかということが、この都市改造事業と相並んで重要な問題であると私は考えております。したがって、都市改造事業だけをいっていても都市改造的事業ができるものではないと、都市改造事業をするためには、その地域をどこに受け入れるかと、その希望を聞き、適地を確保するということがあわせ行なわれなければ、私はこの都市改造事業は進まないと考えております。

塩浜地区につきましては、いろいろご心配を賜りましたが、現在、塩浜地区の都市改造につきましては調査委員会が設置されまして、県・市でその調査をただいましてあるという点につきましては、ご承知のとおりでございます。本年四十三年度におきましては、三回調査委員会を開いておりますが、いまだ確たる結論を得ておられないというのが現状でございます。すでに塩浜地区におきましては、平和町の改造事業をやり、また四商、並びに塩浜中学校等の地域の改造事業を若干やり、また雨池町等の改造事業を心がけてきておるわけでございますが、ごらんなるような結

果でございまして、非常にこの事業がむずかしいということがわかっておるわけでございますが、ようやく地域の測定とか、調査等は一応完了した段階でございまして、四十三年度といたしましては、純国費で四千万の経費が計上され、六千万円の事業をすることになっておりましたが、年度末を控えて、その六千万円の事業をそれではどれだけできるかということが考えられますときに、この事業が四十三年度の事業としては不可能でございしますので、四十三年度の事業としての六千万円を一応ご辞退申し上げて、引き続き四十三年度におきまして、またいろいろ調査しなければならぬところはしなければなりませんし、お話をしなければならぬところは、話をしなければならぬと、県・市でそういうことにつきましては、今後調査委員会を中心として十分検討していきたいと考えておる次第でございます。

午起の地域につきましては、市営住宅と一般住宅、約百三十戸でございしますがあるわけでございますが、この問題ができてから地元の皆さんに非常にご心配をかけて、申しわけなく思っておる次第でございます。この市営住宅につきましては、すでに老朽化しつつあると、すでに二十年ぐらいの経過をしておりますので、すでに老朽化しつつあると。したがって、その市営住宅から出ていかれた方につきましては、その市営住宅をこわして、そこを緑地にするという作業をいたしておるわけでございまして、これは、なしくずしにそれを考えておるのではないかと、いうお説でございますが、決してそういうことは考えておりませんので、われわれといたしましては、どのような希望があるのかと、またどのような望みを持っておられるのかということで、加藤助役を中心として地区民の皆さま方と再三お目にかかっておらしていただく次第でございしますが、住宅不足の折から、古くなつたからといってこわすのはどうかというお説でございすけれども、あの地域につきましては、伊勢湾台風で被害を受けられ、またその後老朽化も進んでおるといふことでございすので、これは適当な建物ではないという判断のもとに、われわれは除去作業をいたし

ておるわけでございまして、長期的にそれではどこに適地を求めるのかということでございますが、ともかくあの地域につきましては、計画決定はいたしておりません。都市改造をするという計画決定はいたしておりませんが、この将来計画なり、千二百人に及ぶところの住民の皆さんの希望ということを、十分今後ともうかがって、不安の除去に努力をいたしたいと考えております。したがって、長期的にはどのような適地を望まれているのか、移住計画があるのかどうかというような点につきましても、今後十分皆さんにお目にかかって、話し合いをさせていただきたいと考えております。

また、残すとすれば具体的な策をとるべきだというご質問でございますが、老朽化した家は、私は緑地あるいは空地にして、遊園地にするとか、あるいは公園化をはかると、そういうようなことで私はあの地域の環境の浄化と申しますか、緑化とか、そういうことをはかりたいと考えておるわけでございまして、ともかく公営住宅というのは、市民の税金と国民の税金でもって、低所得者を対象として建てられるものでございますので、すぐ坂部の団地の住宅に公営住宅を建てたから、そこへ入っていただくということにつきましては、私は四日市全体として考えるときには、いろいろな問題があるのではないかと判断をいたしております。

坂部の団地につきましては昨日申し上げましたように、五カ年計画で四十三年度に百二十戸、三カ年で約四百戸の公営住宅を建てさせていただく計画でありますが、四十三年度でできるものの若干について、強いご希望の方はくじでも引いていただいて、そこへ移っていただくというようなことは考えることができると思いますが、今後ともこの将来計画、皆さんの希望等につきましては、十分ご相談をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

臨海地帯の地盤沈下の問題でございますが、最近、工業用水等の深井戸によって地盤が沈下しておると、あるいは冷暖房等の水のくみ上げによって地盤が沈下しておるといふ事實は、一応確認されておるわけでございまして、その

ために当市におきましても、深井戸の規制区域が大幅に拡張されるとともに、従来よりも深井戸の規制というものがきびしく基準が適用されるようになってまいりました。しかしながら、この地下水のくみ上げがほんとうに地盤沈下に原因しているのかどうかということで、県・市と関係企業の間で、四日市地区の地盤沈下を調査する北伊勢地盤沈下調査会というものが結成されました。昭和三十七年から三カ年計画で、市内二カ所と川越町の三カ所で、この地盤対策の検討がされてまいりました。その前に、昭和三十六年に、三重県を中心として北は長島町から南は鈴鹿市に至る間について、約七十点の水準点を記録いたしました。いろいろ地盤沈下を調査いたしました。そうして、それに続きまして先ほど前述いたしましたような、県・市、企業によって地盤沈下の総合的な判断をいたしました。

で、調査の結果では、くみ上げ量が日量七万トン以下の場合には、地盤沈下を起こさないという結論が達せられたわけでございます。しかしながら、くみ上げ量が日量十万トンをこえと、地盤沈下というものに継続して起こるとこの十万トンをこす、量が多くなれば多くなるほど、それに比例して地盤沈下が一方的に進行するという、一応の調査結果が結論づけられてきたわけでございます。したがって、その対策に基づきまして、昭和四十三年十一月一日から一カ年の調整期間を経まして、昭和四十四年十一月一日から通産省は、日量七万トンで経営されることになっておるわけでございます。

臨海部、特に海蔵川以北の地盤沈下が問題となっておりますが、これに対しましては、四日市市は昭和四十四年から三カ年にわたりまして、観測点十六カ所を設けまして経年沈下量を測定いたし、昭和四十七年度から、その調査データを基礎に、地盤沈下対策について本格的な調査を行なう予定であります。昭和四十四年度の予算といたしましては、五十五万円近い予算をご要求させていただきたいと考えておる次第でございます。

なお、その他低地等の一時的な対策といたしましては、やはり排水ポンプを設けなければならないんじゃないかと

思っております。現在、四日市の低地には約十五カ所のポンプ配置地がございまして、四十三年度にはすでに、富田一色に三百馬力、磯津に二百五十馬力のポンプ設置の工事を実施中とございまして、地盤沈下という問題は、工業都市の死命を制する問題でございまして、今後とも工業地域のみならず、住宅の浸水事件も起こりますので、地盤対策につきましては、十分の努力をいたしたいと考えておる次第でございまして、なお、地盤沈下につきましても、土木部長から補正さしていただくことがございましたら、つけ加えさしていただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 ただいまの質問に対しまして、市長の基本的なお考え方をお聞きしまして、さらに補足説明を関係者からもご答弁があるかのように推察したわけですが、限られた時間に私の質問の要点を申し上げようと思つたと、そのご説明を聞いておりますと、時間切れになつて目的を達成することも困難と思つたので、関係者にはまことに申しわけないと思つておりますが、質問を続行させていただきます。

いまの市長のお答えを、それぞれの項について考え合はせておきますと、まず、公立、市立病院の場合におきましては、いろいろと合理化の運営のためには問題もたくさんあるが、場合によっては一般会計財源を投入しても病院運営の合理化につとめたいと、こういうふうなことになるかと思ふんです。その姿勢については、まことに当を得たお考え方であらうと思ひますが、特に私は、この病院がただいまも改善に着手せられておるようでありますが、合理化な運営ということにつきましては、監査委員からも指摘されておりますように、非常に含みの多い、幅の広い表現で、たいへんむずかしく考えられますが、結局は、よいお医者さんを十分に確保して、近代医療設備の充実をはかつて、そして患者がいつでもよい病院環境の中に治療を受けられると、こういうことのためには、やはり病院の建物の拡充もありましようし、内部の諸問題についてもありましようが、そういったことは、専門家の方々がそれぞれの立場において十分検討を加えられて、公立病院の使命が十分全うできるような方策をお考えいただきたいことを希望いたします。

次に、固定資産税の公害地における減免措置であります。いまの市長のご説明を聞いておきますと、企業が公害についての拡散設備をはかつておるので、そういう見地からも非常に固定資産税等の評価にも、たいへん問題がむずかしいと、こういうふうなご説明をされております。しかし、私がここで質問を繰り返したいと思ひますことは、いま申し述べましたとおり、三月の定例議会におきまして、岩野助役の出席を求めいろいろと歳入財源問題についての審議過程で、最善の努力をしてご期待に沿うようにつとめたいと、こういうことでもって私もその趣意を了とし、また、その裏づけとなるものには、総務衛生常任委員長から審議の経過を報告されている事実があります。これに伴つてご期待に沿うということは、できるという前提に立つものと私は信じております。

さらにもう一つ、市長のお考え方が多少私の質問の精神に沿うてないと思ひますことは、一つの具体例を申し上げます。ただいまの固定資産税の評価は、昭和三十九年に評価がえをされたことを承知いたしておりますが、特に土地の評価につきましては、この当時が一番最高頂点に達していたことを、私は承知いたしております。最高時点に評価

されたその固定資産税額は、四年余りを経過したいまの時点において、きわめて大きな不合理があるということを、私は特に申し述べたいと思います。たとえば、塩浜地域の工場地帯付近においても、あるいは午起区域の名四国道沿いの地域にいたしましても、坪（三・三平方メートル）当たり数万円した土地が、今日ではその五分の一でも見向きもせないというような、極端な土地評価を一般の市場においてはなされております。

そういった現実の問題が、四年間も五年間も、事務的にそのままに放置されるというお考え方が、私にとってはいさめて不合理だと、こういう一例を申し上げるわけです。その他、この前にも申し上げたのでありますが、過去には八年も十年も、建物に付属する金具が十分持ちこたえたのが、今日では亜硫酸ガス等のそういう被害によって、三年か四年もたたないうちに金具がさびて、戸締まりが不完全となり、しかも建具等の取りかえをしなければならぬ、雨どいの取りかえをせなくてはならないというこの現実には、公害地においては特に目立っていることを思うときに、事務的にこれが困難だと、また高岡市の場合と条件が違ふんだというような、机上でお考えをされることについては私は納得ができません。ですから、ごめんどろですが、そういった予算審議の際における審議過程の當時を、いま一度思い起こしていただきまして、かかる不合理なお考えを訂正願いたいのであります。

次に、都市改造の問題と住宅対策についてのうち、塩浜地域の都市改造事業が、いろいろと移転先である受け入れ地の問題とか、または調査委員会であることをいうようなご説明を聞いたのでありますが、私はもっともだと思えます。そういった問題において、いろいろと関係者がそれぞれと苦慮され、実施をはかるうえにおいては、非常に困難を伴う問題であるということについては理解をするものでありますが、さらにお示し願いたい問題は、さすれば、これを来年度さらに確信をもって実施する考え方で臨まれるものか、あるいは、当分の間これを見送っていくとされるのか、その点の見通しとお考え方について、簡単にご説明をいただきたいと思えます。

また、午起の住宅対策につきましては、一年前の市長の答弁と現時点のご説明とは、表現力の差はありましたが、お考え方については何の変化もありません。きわめて残念に思います。そのような姿勢が、いまは午起の住宅問題だけに私はこだわっておりますが、何かしらかどの取れない、弾力性の乏しいその姿勢が全般に及ぼすとなれば、先ほど市長の再立候補のご意思について、新幹線に乗っている心境であるとおっしゃったんですが、これは都合によると浜松か、静岡で下車をしたらわんならぬというふうにも心配されます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）どうぞ無事に目的地である東京駅へ到着できるように、途中で切符の買いかえでもなさって、いまだし私は、今後の行政の上においてはお考え方を反省、あるいは考え方をとり直していただきたいものと。

くどいようではあります、老朽化した市営住宅を、耐用年数もきておるから取りこわしていくんだということは別に市長のおことばから聞かなくても、課長あたりのご答弁でけっこうなんです。いまも質問の中で申し上げたように、ただこれが午起だけの問題でなくて、塩浜をはじめその他本市には幾多の問題が、類似したことが山積しておることを思いますときに、多少それが先行投資的になりましたとも、こういった特殊のいわゆる人災によって求められた時点を、きわめて事務的にお考えになるということについては、私は大きな不満を持つものであります。表現の方法としては環境の浄化であろうとか、いろいろと調子のいいことをおっしゃってみえますが、やはりその意図せられる中には、みずからがすすんでその対策を、解決していこうという積極的な姿勢の足らないことを感ずるのであります。

いまのお答えの中にも、地元住民の方々とよく相談をしようと、こういうことをおっしゃいましたが、以前にもそのおことばを私は聞いております。では、一年間の間に関係者が何回あの地元へ行かれて、そのような懇談をされ、皆さん方のご意向を聞き取られた機会があったものか。あったとすれば、その話の経緯と問題の焦点となった事例をお

示したいのだと思います。ただそれが、きよりの私ども新風クラブの二時間半の与えられた時間中の問題だけというような、そういう整理のしかたでなくて、もしきよう明らかにされないと思えば、しつこいようでありすが、私は幾回でもこの問題に取り組んで反省を促したい考え方でありますので、さようご了解をいただきたいと思います。

最後に地盤沈下対策についてであります。これ等は、海岸線地帯における排水問題が随所で深刻な問題として起こっておりますので、これ等におきましても、いろいろと地元の問題その他諸種の事情はありましようが、一刻も早く本問題解決のために、関係理事者のほうにおかれましては、解決の道をはかれるよう強く希望いたします。要点のみのご説明を再度お願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

公害による固定資産が非常に減価してあると、ある地域においては、坪数万円のもが現在五分の一になってあるというふうなお話でございますが、実際の評価がどういうようなものであるかという点につきましては、現状等をよく見て、将来こういう点については考えたいと思います。また、家具等の腐食等につきましては、非常に判断あるいは比較がむずかしいことでございます。

なお、四十四年度の塩浜の都市改造の計画でございますが、これは塩浜都市改造調査委員会を中心として、県・市でさらに問題を詰めて努力をいたしたいと考えております。

午起の住宅地帯につきましては、都市改造事業としての計画は、現在計画はないということとでございます。先ほど私が申し上げたとおりでございます。なお、午起の住宅取りこわしにつきましては、住宅課長が行って話し合っ

これをやっておるわけでございまして、今後とも、老朽化したうちはやはり除去をしていきたいということを考えております。これは今後何回質問していただきましても、そういうお答えしか私はできないわけでございまして、都市改造事業の決定をしてこれを計画化するということは、ただいま考えておりませんが、皆さんのご意向は十分うかがって、新しいところに移りたいという方につきましては、今後とも配慮をいたしたいと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 たいへん時間も迫りましたので、（「何時でもかまへんよ」と呼ぶ者あり）私も聞き足らぬのですので、（「何回でも言ったらええ」と呼ぶ者あり）要点をしぼります。

公害地における固定資産税の減免がきわめてむずかしいと、むずかしいからできないんだと、こういうことに要約されるわけですが、では、税務部長に簡単にご答弁を願いたいと思います。自治省のほうへ、私が今年の三月にこの問題を取り上げまして、何回研究なり、あるいは国の方針なりをうかがいにいられた回数、またその結果等をごく簡単に聞かせたいのだと思います。

午起の住宅対策につきましては、何十回私が同じようなことを繰り返しても、それはひとつも方針を曲げないんだと、こういう市長の確固たる信念を披瀝されたわけですが、（「議会軽視」と呼ぶ者あり）それでは、塩浜の都市改造も同じような取り扱いでもって臨まれるのか。いかなる事態がどのように起き上がりましても、市長としてはそこまで決意をされておるものか。

これは、何か私がいままでことばや表情は非常にこわいようなことを言い、そのような面相を持っておると受けとられるかわかりませんが、今度はほんとですぞ。（笑声）別にあなたを恐喝するわけでもなし、脅かすわけでもあり

ませんが、私は個人的な考え方で申し上げておるわけではありませんので、三百五十戸の住宅の方々をはじめとする千二百名の住民のためには、多少私は個人的には尊敬する市長でありましても、事こういった問題については、きちっとその個人感情を度外視して進まねばならぬ、政治的な宿命を持っております。かようお含みおきいただきたいと思ひます。（「途中下車させるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤涼一君）登壇〕（「はっきりした答弁せよ」と呼ぶ者あり）

○税務部長（伊藤涼一君） ただいま、この公害の固定資産税の關係につきましての質問でございますが、前から大谷議員からはこの問題につきまして、いろいろご質問をいただいた問題でございまして、その後自治省の固定資産税課へまいりまして、いろいろ意見の交換ないしは指導を受けたのでございますが、自治省の申しますのには、この固定資産の課税評価の中に、この評価の実施についての通達がございますが、その通達の中に、この評価は点数をもつて評価されると。その場合に、その家屋の需給事情が非常に悪いので減点の対象になると、そういうようなもの。これは環境不良のために減点になるというわけでございますが、これはどういふようなものを自治省はさしておるかという質問したのでございますが、これはスラム街のように区域が限定されて、そして非常にはっきりしておると、そういうようなものを予定しておるのであって、大気汚染のような広範にわたって、どこからどこまでがその影響を受けるかというようなことがはっきりしないものについては、適用は困難ではないかと、こういうような見解でございました。

その後、自治省から当地へ、四十五年に評価がえが行なわれますので、いろいろ状況調査にまいりましたのでその節にもいろいろ意見交換をしたのでございますが、いまこれは非常にむずかしい問題ではないかという見解でござい

ました。

その他、大谷さんから質問いただいた後に、この公害各市の状況についても調査をいたしましたのでございますが、まいりました先が八幡とか、尼崎、大牟田、徳山と、こういうような都市に關係の職員を派遣しまして調査をしたのでございますが、この中で、北九州市が非常に工場に囲まれた地域について若干の減点をしておると、その他の都市におきましては、公害の状況が、目に見たところは当市よりもひどいような状況になっておるが、これは考えていないという状況でございました。

以上のような状況でございました。ご報告申し上げます。（大谷喜正君「何べん行かれましたか、自治省へ」と呼ぶ）自治省へは一回まいりまして、向こうから一回まいりました。（「やる気がないぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 新風クラブを代表して、大谷議員のあとを受けて、通告申し上げた順に従いましてお伺いを申し上げます。

第一点は、総合農政とその関連についてであります。

調べによりますと、当市の農業人口は昭和四十年に九千二百十三世帯で、四万五千九百八十九人であり、昭和四十二年には六千六百六十五世帯で、一万五千二百四十八人に減少をしておるようになっています。また農林省三重統計調査事務所の発表によりますと、昭和四十二年度の三重県下農業の動きは、農家戸数が年々一・六％減っていることでありまして、基幹労働力の女性化、高齢化が進んでいるようなふうに承っております。離農農家は小規模農家が多く、農業人口は山から町へと流れ、農家のにない手でありまます基幹労働力の六一％が女性で、また二五％が六

十一歳以上の高齢者で占めており、新規学卒者の農業就業はきわめてわずかであるとのこととございました。

また反面、農作業の機械化や畜産経営の規模拡大が進み、中心となる稲作が、省力技術、増産技術が浸透してきたものの生産性はまだまだ低く、収入面では、非農家との所得格差はわずかず縮まっているものの、兼業農家が急速にふえていて、主として農外所得の伸びによるものであり、総収入のうち農業による収入は平均三〇%余りしかなく農業のみで生活をまかなっているものは、ごくわずかとなっている。その中で、農林省は昭和三十六年より十一年の予定で始めた農業構造改善計画を昭和四十四年度じゅうに改善し、昭和四十五年度から第二次構造改善計画を立てて米作転換の本格化を考え、経営拡大に力を入れるよう承っており、機械化により合理化をはかり、米の生産性をあげるとともに、畜産、果樹、野菜など、他の作物に転換して、農家に十分収入のあるようにしたいと計画されているようであります。

そこで、当市として土地基盤整備事業について、どのような年次計画を立てて進められているのか。また、これに要する概略の費用はどの程度要するのか。すでに実施された桜地区の圃場整備の効果はどうか。これから行なわれようとする県地区及び貝家地区の整備事業はどうか。これによる増産見込みはどういうように見込んでいらっしゃるか。各農家の収入に、その見込みがどのように影響してくるだろうか。また、これが実施後の労働力の余剰は、どう見込んでいらっしゃるか。そして、その余剰人口をどの方向に就労されるべく指導をされようとなさるお気持ちか。次に市街化調整区域と市街化区域との指定については、どのように線をお引きになるお考えなのか。また、市街化区域についての道路計画については、ご承知のとおり農作機の大型機械化によって以前よりの農道ではやや狭く、今後の市街化に関連して、この際計画的に幅員を広げるなり、新しい道路をつくるなりすべきだと思っておりますが、これに対してのお考え方はいかがでございますか。

次に、協業化と法人化について、すでに羽津地区では請負耕作組合をつくられて、着々その成果をあげられているようではありますが、これとてもかなりの問題点をはらんでいられるように聞き及んでおりまして、この点に対する指導方針はいかがお考えでございますか。

また、適地適策を十分活かし、モデル地区の指定を行ない、その地区には重点的に指導の手を差し伸べる方法があるかと思いますが、この点についてのお考えをお伺い申し上げます。

次に、農業青年教育についてはどのようにお考えか、県内にもすでに協業化、及び法人化により着々成果をあげられている玉城町等の例もあり、県外にも幾多先進地があるものと思いますが、これらの実地研究にどのような方法をお考えになられているか。また、これに要する旅費の補助について、どのようにお考えかについてお伺いいたします。

次に、雇用対策の効果について、さきの議会において各地の労働状況を産業部長より承ったのでありますが、県外より人を求めることはきわめてむずかしく、県内での充足を考えなければいかたがないとのことでした。当然、企業に携わるものもそうした面の理解を深めるべきでありまして、農業近代化による余剰人口を、現在の臨時雇用的なもののより、常用として企業に専念していただくべく、指導をされる必要もあるうかと思えます。また、これが進むにつれて、託児所等の施設の必要が生まれると思いますが、この点に対する方針等についてもお示しをいただきたいものであります。

第二点は、道路行政と交通問題についてであります。

最近、四日市南警察署の交通規制計画によりますと、近鉄四日市駅より国鉄四日市駅前までの緩速道路と、近鉄四日市駅より西町交差点まで、名四国道、袋町交差点より東海電線まで、通称塩浜街道、昌栄線より小倉橋まで、市道

塩浜・大治田線全域、松本・昌栄線赤堀地内、通称新道通全域、稲葉町・内部線の名四国道より近鉄踏切までといった地域に終日、または時間制限による駐車禁止にすべく計画され、地区自治会長さんを中心に警察当局との話し合いが進められているやに承っておりますが、これが実施されることになれば、そのしわ寄せが市道各線に及んでくることは必至であろうかと思えます。

そこで、地域の発展状況等によって幹線が変わってくるのも考えられるのでありまして、たとえば四日市・土山線の国道一号線より伊倉町緑水園西の市道との交差点までを市道とし、国道一号線より市立病院前を通る市道を、県道土山線として移管がえをしていただき、東名阪国道建設後の消防署前踏切は、県においてその対策を配慮すべきではないかということも考えられるのであります。このときにおいても、当然、市は近鉄高架化の問題と並行して考えなければならぬことは申すまでもありませんが――。また、九月議会でご質問申し上げた国道百六十四号線を、稲葉町・内部線に移管がえをしていただきまして、商店街は、その性格を生かした道路事情であってほしいと思うのであります。こうした点についてのお考えもお伺いを申し上げたいと思います。

また、今日まで再三議会で質問され、そのつど市長よりお答えをいただいていたまいりました、税務署前の民家の立ちのきもほぼ完了をしたようであります。近鉄高架化になるまでの一策であります消防署前地下道は、一体どのぐらいかかるか、そして、これが実施には消防活動に支障がないものか、技術的に、また数字的にどこまで検討されているのか、もう具体的にお示しをいただく時期が来ているように思っています、お伺いしたいのであります。また、現状において、消防活動に対する支障の点においては、消防長の見解もあわせて承りたいのであります。

次は、交通規制計画によりしわ寄せとなってまいります市道各路線に対する交通対策は、どうお考えになっていらっしゃるか。また、現在まで駐車してきた車両が駐車禁止になるわけで、これにかわる駐車場対策はどうしたらよいので

しょうか。市内には、民営及び公営をあわせて二十五カ所の駐車場があり、約千二百台収容できると承っております。一方、市内車両登録車両は、三輪以上で現在約三万七千台であり、今後の伸びについて、それに並行して駐車場対策を立てていただきたいと申すものではありませんが、現在までの対策としては、県の保有地を一時借用したというだけのものです、抜本的対策と一時的対策にしても、計画的になされていないように思われますので、市民よりしばしばおしかりを受けている現状でありますので、これが対策、計画についてご意向を承り、市民の皆さんへの報告にもしたいと思うのであります。

前の議会で、市長より阿瀬知川にふたをして、その上を駐車場等にするなどの考え方を私、いただきましたが、常磐排水区のポンプ場が完成したときにはその実現をはかるとのことでありまして、同工事は昭和四十七年でありまして、それまではできないんだというのではなく、局部的に工事を進められて、排水に支障のない程度にお考えいただく方法はないものかと思うのであります。その点についてお伺いをいたします。

また、市内各所に見られる点でございますが、たとえば市道に面した民家なり工場なりが、道路を控えてお建てになつていられるので、幅員の狭い道路のこうしたところにおいては、土地所有者の協力を得て用地提供をお願いし、車両の待避所をつくり、行き違いを容易にするようお考えにならないものかと思うのであります。もちろん、土地提供者の意を体して、防じんでもけっこうですが、舗装をすべきだと思います。

次に、そのお隣の家が今後お建てになる場合、控えて建築していただくよう依頼すれば、長期的に見て幅員を広げることになろうかと思えます。急に迫られて道路幅を広げようとすれば、用地買収費もかなり高くなるし、すぐ手をつけにくいように思いますので、計画的にこのような方向をおとりいただく必要があるかと思いますが、この点についてもお伺いをいたしたいのであります。どういう方法でありましようが、さきに申し上げた市街化区域に対する

地帯を主といたしまして、すでに三千ヘクタールが整備をされておりまして、今後整備を必要とされる面積が、約二千三百ヘクタールございます。整備不適当地というものが、約千七百ヘクタールあるわけでございますが、要整備地域中、県地域を中心といたしまして約七百三十ヘクタールが、ただいま県営の圃場整備事業として計画されておりまして、これが農林省で認可された暁には、六、七年の計画で整備される予定でございます。また、団体営事業として現在実施中の桜地区をはじめといたしまして十地区で、約二百ヘクタールにわたって実施が希望されておいて、これを前期五カ年計画、昭和四十四年から四十八年の五カ年計画で実施したいと考えておりますし、残る地域につきましては、後期五カ年計画でこれに当たりたいと考えております。

すでに実施した桜地区の圃場整備の効果でございますが、圃場整備をしてどれぐらい効果があつたのかということでございますが、桜地区では四十二年度から実施されて、昭和四十三年六月に完了するのであります。これは主として労働力の節減ということと、省力化ということで効果があつたとわれわれは判断をいたしております。それでは、どのような効果があつたかということを数字的に申し上げますと、整備前には、一ヘクタール当たり、人力で一千四百七十三時間かかりました。約百八十四人でございますが、一千四百七十三時間かかり、機械力で百十六時間かかりましたものが、整備後は一ヘクタール当たり、人力にいたしまして七百二十六時間、約九十一人、機械力で五三・四時間となつておりまして、整備前の人力並びに機械力を比較した場合には、約二分の一になるというように、われわれはその効果を判断いたしております。

これから行ないましようとする県地区の実施に要する問題点と、その市の指導方針並びに予算についての問題ですが、県地区につきましては、先ほど申し上げましたように圃場整備事業が、ただいま県営事業として実施中でありまして、ことにこの地域につきましては、東名阪国道が通過することになっておりますので、この東名阪国道によつ

て場が二分されるというような結果もみえますし、一応、完了までには六、七年の年月がかかる予定になっておりますが、この周囲の状況から判断をいたしまして、整備地区内がいたずらに住宅が建つとか、あるいは雑工業地帯になるというようなことのないように、新都市計画法の制定とともに市街化調整区域に設定、あるいは、現在国会で審議中でございますところの農業振興地域整備法の成立を待ちまして、振興地域の指定を行なうというようなことによつて、われわれは市街化調整区域と、農業地域として確保されるよう計画をいたしたいと考えております。

また、農業上の指導の方針といたしましては、大型機械を導入をいたしたいということをぜひともやりたいと考えておりますし、そういうことを通じて協業化、省力化した農業化をはかりたいと考えております。予算につきましては、七百三十ヘクタールに対して、約十億円の事業費が見込まれております。これは国が四五％、県が二七・五％、市が一三・七五％、地元が一三・七五％の割合でございますが、したがって国が四億五千万円、県費が二億七千五百万円、市費が一億三千七百五十万円、地元が一億三千七百五十万円となる予定でございます。市費は年間約二千三百万円程度の支出になる予定でございます。

また、桜、貝家等で整備事業が行なわれておりますが、そういうのはどのような方向に持っていってらよいのであるかということでございますが、これもどのような作付反別でやって、どのような単位でそれを考えていくかということによつて、非常に数字が違ってくるわけでございますが、たとえば茶園にいたしましても、百アールつくつておつた場合の十アール当たり単位当たりはどうなるのかということと、二十アールつくつておつて、十アール当たり単位どういうようになるのかということによつて、一時間当たりの家族労働報酬というものを計算した場合に、数字的にかんがりの違いが出てまいります。一応なま茶、米とか牛乳、カンショ、肉豚、鶏卵というようなものを考えました場合に、なま茶の場合は、単位は十アール当たり四百十三円の一時間家族労働報酬が得られると。米は十ア

1ル当たり三百五円、牛乳が百キログラム当たり二百三十一円、カンショは十アル当たり二百三十六円、肉豚は一頭当たり二百二十四円というような、一応の一時間当たりの家族労働報酬が計算されます。したがって、なま茶が四百十三円の家族報酬があるということは、八時間労働にいたしますと、少なくとも二千五百円近い収入が得られると一日の報酬が得られるということ、やはりこういう方向に指導していくのはいいかというような判断をいたしておりますが、何と申ししても余剰労働力の動向と申ししますものは、現在の農業情勢を判断いたしましたときに、もっと減っていく必要がある。全国の平均を見ましても、全収容者の人口の約二〇%が農業労働者であるという数字は、近代の工業国家との比較におきましても非常に率が高いと。欧米におきましては六、七%、あるいは四、五%であるということからみましても、まだまだ余剰労働力が他の部門に流失していく将来方向にあるということは明らかでございます。

したがって一昨日も申し上げましたように、丘陵地等に都市型の産業を誘致いたしまして、そういうような余剰労働力を吸収していただくと同時に、四日市市の丘陵地域、あるいは農業地域の振興をはかりたいと考えておる次第でございます。

なお、その他の市街化に伴う農道の拡幅の問題でございますとか、協業化、請負耕作の問題、その他の問題につきましては、産業部長からお答えをさせていただきたいと考えております。

道路行政と交通問題の関連でございますが、現時点において考えるのと、これから三年先、五年先に立つてどういうようなことになるのかということを考える場合に、私は非常にそこに考えなければならぬ点、たくさんあるのではないかと考えております。したがって、現在時点においてはご指摘のような大街道、あるいは道路において、終日あるいは時間制の駐車禁止が行なわれるのは、現時点においては住民の皆さん方にご迷惑をかける点があるのではないかと、判断をいたしております。

したがって、交通の渋滞化というものは新規なバイパスをつくるとか、そういうことももちろん必要でございますが、一応駐車禁止というような方向は、やむを得ないものであると判断をいたしております。また、稲葉町・内部線等の地下道につきましては、私は八千万円ぐらいの予算はかかるのではないかと判断をいたしておりますが、この問題も、近い将来において当然解決をしなければならない問題であると考えております。したがって、それでは、駐車禁止をする以上はその車をどこに置くのかというような問題でございますが、これも将来の問題に立って考えなければならぬと考えます。

現在、四日市市の駐車場、ご指摘のような地域を中心とした近鉄四日市駅、国鉄四日市駅等を中心とした地域において考えてみた場合に、無料駐車場というものが大体七カ所考えられます。その駐車は、先ほどご指摘の県有地等適当な道路を含めて六百六十台、有料駐車場が十八カ所ございまして、五百六十八台収容できることになっております。有料駐車場の一日平均は、三百七台の平均でございます。収容能力に対して約五五%ぐらいの一日平均駐車率であるということございまして、こういうことから考えますと、まだまだ有料の駐車場には、収容する力があると考えられますが、日曜、あるいは祭日等を考えました場合には、さらにもっと余剰の駐車場というものが必要であると。

そういうことから、西浦の公共下水道の完成とともに、阿瀬知川にふたをして駐車場にするとか、あるいは少し遠

いけれども、三滝川等の護岸等にも十分な利用をするとか、またその他、民間会社の出資を得て、それに若干の四日市市も参加して、官民の駐車場会社を、地下駐車場建設とか、あるいは陸上でもよろしいですが、そういうような官民合同の駐車場会社を考えるとというようなことも、将来は考えていかなければならないのではないかと考えております。

その他、団地、住宅地等の工事に伴うところの道路の確保、あるいは道路のみならず測溝等の整備につきましては昨日申し上げましたように、当然受益者負担というような考え方から、私はこれは整備していかなければならないのではないかと考えております。

その他、新正・金場線都市排水の問題につきましては、土木部長からお答えをさせていただきますが、都市下水につきましても、さらに四十四年度につきましても、もう少し強力に事業を推進いたしたいと考えております。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時十四分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 先ほどの後藤議員のご質問の中で、第一点総合農政の推進とその関連というご質問につきましても、土地基盤整備の問題、あるいは適産などを中心といたしまして、省力化、農業の高生産性、そういった点

についていろいろご質問がありました。それについて、ほとんどの事項につきまして市長がすでにご答弁を申し上げておりますが、二、三の点につきまして、補足的にご説明いたしたいと思っております。

土地基盤整備、かなり大きく現在もやってきておりますし、また、県を中心とした大きな基盤整備の事業も、県営事業として着々調査作業も進んでおりますことは、ご承知いただいているとおりでございます。これらはいずれにしても、省力化の問題が大きな効果としてあらわれてくるわけでございまして、そういったことによつての余剰労働力は、一体どこに持っていくのかというのが、ご質問の中に大きな事項としてあったと思います。

省力化によりまして、余剰労働力。これは第一義的には農業内の他の種目に持っていくべきじゃないだろうか。専業農家、数は相当減ってきておりますが、専業農家といっても、農業内で完全にその労働力を燃焼させているものはさらに少ない状態でございまして、こういった基盤整備、あるいは機械化の導入等によつてさらに大きな所得をあげるような形で、燃焼をさせることができるのじゃないか。さらに、農業を続けることを放棄する方々、いわゆる第二種兼業農家にそういった向きが多いと思いますが、これは現在、農業外の就労、あるいは収入として、第二次産業、第三次産業に相当向けられてはおりますものの、それがかなり不安定な形で就労状態が、多いわけでございましてそういった省力化によつて安定した労働力として他産業に持っていくわけですし、また高い所得も伴ってくるのではないか。最後のほうでご質問のありました、四日市の雇用対策の問題点との結びつき方、その辺も、いまの余剰労働力の第二点に関連をしてくるのではないかと思います。

それから、市街化区域と調整区域の線はどこに引くのかというご質問がございました。ご指摘のとおり、新しい都市計画法がことし成立いたしましたので、来年六月にはそれに伴う施行規則、政令等も完備をされてくることと思われすが、あわせて、先ほど市長がご答弁申し上げた中で、ちよつと名前が不適当だったんでございますが、正式にいい

ますと、農業振興地域整備法案というものがすでに前国会に提出をされておりまして、これがまだ継続審議中になっておりますが、この新都市計画法と、それから農業振興地域整備法案と、それから建築基準法、これらの三つの法律が完備することによって土地利用政策というものが、はっきりしてくるのではないかと。農業サイドから見ました場合に、いまの農業振興地域整備法案の中で、農業振興地域が指定をされてくる。これは当然、優良農地の団地化しているもの、優良農地の団地。まずこういったものを中心にして、農業振興地域というものは指定をされてくることになるわけでございますが、この法律法案とても、まだ審議がこれから行なわれる段階でございますので、どういふ審議経過を経てくるのか、最終的にどう固まるのかは、もうしばらく様子を見なければなりません。農業サイドでは、むしろこの法律に基づいて農業地域を指定し、そして、それ以外のところについて、新都市計画法による市街化区域と調整区域とがはっきりしてくる。したがって、この二つの法律を組み合わせ、三つの地域があらわれてくるのではないかと考えております。これらの区域につきましては、すでに土木部等とともに協議はいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、まだ施行規則、政令等が不完備なために、最終的な作業にはまだまだかかれない段階でございます。

市街化区域に指定された場合の、その中の農道の拡幅についての考え方を示せというご質問でございましたが、これらにつきましても、それらとの関連を見ながら今後考えなければならぬ問題だと思っております。

それから、農業の協業化、法人化を進めるについて、羽津で行なわれております請負耕作、これについての問題点を説明せよということでございますが、羽津地区は、昭和三十七年ごろから水稻作の集団栽培というところで、品種の統一であるとか、あるいは共同防除、あるいは水管理、そういったことを早くから手がけておりました非常に先進的な地区でございますが、ことしから今年度予算にも計上いたしましたして、実施いたしました請負耕作、これを羽津

地区で今年度から実施いたしております。かなりの成果をあげておりますもの、この羽津地区が行なっておりますた基盤整備、圃場整備が非常に旧式なものであったために、完全請負耕作まで進むにはいろんな問題点がございました。いまのところ部分請負耕作という形で、今年度実施しておりますが、さらにこれを進めつつ、完全請負耕作への基礎づくりをしていくという態勢になっております。

なお、桜地区につきましては、すでに四十二年、三年、さらに四十四年に向かって総計で八十六ヘクタールぐらいの耕地整理ができるわけでございますが、この新しい、区画も非常に大きくなりました。この桜地区において、部分請負耕作よりもさらに進んだ、完全請負耕作へまで進み得る下地が、桜地区には十分できたわけでございまして、昨晩もおそくまで私も仲間に入りまして、地元の方々、それから農協の人、それから県の農業改良復旧所の技術指導員などともども、昨晩もいろいろ検討、打ち合わせをいたしました。昭和四十四年度から桜地区においては、そういう請け負うという意欲的な方々もいらっしゃいますので、集団栽培、品種の統一、そういったことを進めていく態勢になってきております。

それから、農業青少年の教育についての考え方のご質問がございました。現在四日市市には、四日市市農業青少年クラブ、百二十名の会員を持ちまして、九つの部会を持っております。いろんな活動を活発にやっております。ご指摘のような県内、あるいは近隣の先進地の視察なども盛んにやっております。来年度あたりには、さらにこういった青少年の、農業青少年の活動を活発化するように、いろんな対策をいま研究いたしておりますが、今年度からは新たに国内研修制度を実施いたしまして、すでに現在、豊橋に温室園芸をやりたいものが一人、それから稲沢に花木をやりたいもの一人を月額五千元の市のほうから補助手当を出しまして、大体九カ月の予定ですでに研修に向かっております。さらに養鶏をやりたいというものもすでに行き先も選択しておったのでございますが、家庭の事情で一時見合わせになって

ありますが、この成果を見定めたいと、さらにこれを拡大をしていきたいという考え方もしております。

なお、この青少年教育の考え方の中に、おそらくご質問の点は、そういった若い人たちにこれからの農業が必要といたしてまいります協業化、共同化、法人化そういった考え方を、青少年の間に教育するというご指摘のように思われますが、これらにつきましては、先ほど請負耕作のこともいろいろ申し上げましたけれども、やはりまだまだ四日市市の農家の方々の意識の中には、土地を、つくらなくてもやっぱり人手にさわらずに持っておきたいという気持ちがあるように思われます。しかし、世代の交代によってそういった、当然農業が必要とする方向に進み得るというところも考えられますので、この青少年クラブの活動を通じて、そういった新しい農業のあり方、協業化についての方向をとともども研究をいたしていきたいと考えております。

それから、雇用対策の関係で託児所の問題も出ておりましたが、これは昨日出しまして、お答えが出ておりますので私の補足説明、この程度にいたしたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 後藤議員のご質問の中で、市長の答弁のなかったものにだけ限って、かいつまんでご答弁いたしたいと思います。

まず第一番に、県道四日市・土山線と都市計画街路の稲葉町・内部線の交換の問題でございますが、この県道四日市・土山線は、ご承知のように西町の国道一号線が起点になって、現在湯の山まで延びておりますので、明治橋のところが問題が一つ大きな難点になっております。と申しますことは、あそこで四日市・土山線に、四日市・関ヶ原線

の起点が明治橋になっております。したがって、四日市・関ヶ原線からおりてくる車は全部四日市・土山線に乗るわけでございます。

なお、四日市・関ヶ原線は、その上のほうで小牧・小杉線、あるいは田光・四日市線、千種・赤水線と、こういうようなものが出口で一緒になって、あそこで車が全部まとまってくるということになっておまして、あれに問題点があるわけでございます。

それで、もう一つ稲葉町・内部線でございますが、これは現在、都市計画街路として市のほうで工事を進めておりますが、これと県との移管は、この辺のところをかみ合わすのと同時に、もう一つ四日市・土山線へ桜のインターから、東名阪のインターができますとあれへまた車乗り、さらに四日市・土山線は、将来はいわゆる鈴鹿スカイラインで日野まで延びると、こういうようなことになってまいりますと、ますますこの辺の道路の何といえますか、管理者の所属といえますか、道路管理の所属というものが問題になってくると思えます。

なお、県においては本年、あるいは来年には、三滝川の河岸道路というものを調査をしたいというふうな申し出も受けておりますので、その辺等にもらみ合わせまして、慎重に検討したうえで県当局とも協議いたしたいと。いまここで、どうしたほうがいいのかという結論は出せないのが残念でございます。将来の推移を見ながら、できる限り交通部のはけぐあいがいよいよな方法に持って、移管の問題を考えていきたいと、このように思っております。

それから、国道百六十四号の移管でございますが、この国道はご承知のように、全国で二番目に短い国道でございます。これは道路法の五条の一項四号で、日本の国土を縦断する幹線道路と、それから特定重要港湾、あるいはこれに準ずる港湾、これを結ぶ道路は国道だと、このように規定されておまして、百六十四号が国道になっておるのはそういうゆえんでございますが、これはもうご承知のとおりだと思いますが、ところが最近の状況は、いま名四国道が

東のほうへ、袋町のところへ走っておりますので、これとの関連におきましてどのような方向に進むべきか。

おそらくや将来は、名四国道が国道一号線として指定されるのではなからうか、こういう時点も合わせ考えますとあれをいま、稲葉町・内部線と交換する云々という問題につきましては、これももうしばらく名四国道の推移も見てもいかなきゃならぬと。なお、名四国道は将来は、二十三号のバイパスとして津まで延ばすというふうな県の構想もあり、一部鈴鹿までは近く、来年度ぐらいから着工されるのではなからうかというふうな見通しを持っておりますのでその辺十分検討したうえで結論を出していきたいと思っております。

それから交通対策の問題でございますが、なるほど、一番いま四日市市内で国道が混雑いたしておりますのは、一号線と、それから県道の四日市・楠・鈴鹿線でございます。四日市・楠・鈴鹿線はご承知のように約二万台、国道一号線はピークで四万五千台、これだけの車が通っておりますが、これの緩和策といたしましては、やはり名四国道の早期完成ということでございまして、これにつきましては、先般、市長に随行いたしました本省、並びに地建のほうへも早期完工の陳情をいたしておりますと同時に、明年早々議会にもお願いいたしまして、地建並びに本省のほうへも陳情をいたしたい。一応ご内諾は得ているような次第でございますので、よろしくご了承のほどをお願いいたします。

それから、都市の排水計画でございますが、われわれいま考えておりますのは、二段がまえて対策を樹立しつつございまして。第一段のかまえていたしましては、現在の排水路の効率を増すような方向で、まず第一段これを年次計画的に持っていきたいと、こういう考え方でございまして、これにつきましてはいま下水道課のほうで計画を、もう近く、もう一、二日ぐらいには出てくると思いますが、来年の当初予算に反映したいというので、鋭意いまその計画を樹立中でございます。

それから、第二段の考え方といたしましては、その次に来たるべき都市公共下水道の区域以外の区域、いわゆる都市下水で排水の計画を立てなければならないところは、もう少し大きな構想のもとに、将来の公共下水への転用もあわせ考えながら、その計画を立てつつあるのでございまして、これにつきましては、いましばらくの時間のご猶余をいただきたい。第一段のいわゆる都市下水の効率を、現在の都市下水路の改修、これの計画的な改修、従来からもやっておりますが、さらにこれの進捗といえますか、進む度合いを早めたいために年次計画的に持っていきたいと、こういうことで、いま市長からも、来年度予算には都市下水について相当な予算をみたいと、こういうふうなお話でございましてですが、そういう点とあわせて、われわれのほうでは年次計画的に予算の要求をいたしたいと、こういう考えで進んでおりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、河川及び水路にふたをして道路を拡幅したり、あるいは駐車場にしたりしたらどうかということでございますが、これは一がいに申し上げることができませんので、現在、開渠で水路のある場合、これにふたをいたしました場合のその維持管理の方法、非常に維持管理がしにくくなるというようなこともございますから、その辺は十分検討したうえで、排水問題は一番これ困難な問題でございまして、道路でしたら、交通でしたらある程度の規制はできますが、水は規制できませんから、その辺のところも考えながら合理的に、効率的に考えていきたいと、このように思っております。

それから金場・新正の問題。これにつきましては浜田の都市改造の問題でございます。これはいま大谷議員からご質問のございましたいわゆる塩浜の都市改造と、相当趣を異にいたしております。塩浜の都市改造につきましては、市長から答弁がございましたように、われわれは、塩浜が徳川三百年以来の道をこの際整理して、前方の近代化した工業都市に合うような街路計画を、街路の整備をし、しかも環境をよくしたいと、こういうのがわれわれのねらいで

ございますが、浜田につきましては、いわゆる金場・新正線を中心にした宅地造成の区画整理をやりたい、こういうことでございまして、現在これにつきましては、県を通じまして国のほうへ強力に、来年度補助金がつくように要望をいたしておるような最中でございます。見通しにつきましては、いまのところはつきりとお答えできないのが残念でございます。

以上で、後藤議員のご質問に対する答弁を終わらせていただきますが、先ほどの大谷議員のご質問の中で、市長の答弁にちょっと補足させていただきます。ちょっとしばらく時間をいただきたいと思いますと思いますが、富田一色と、それから磯津のポンプでございしますが、これ工事中という市長の答弁でございしますが、二カ所とも、富田一色につきましてはもうすでに入札は終わっておりますが、土地問題で困難を来たしております。それから、磯津も同じくもう設計は終わっておりますが、土地の購入問題でいま、非常に行き詰まりつつあるのでございますので、この辺ひとつご了承いただまして、今後のご協力もまたこのことをお願いしたいと、以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 いろいろ質問に対して、ご丁寧にお答えをちょうだいしたわけですが、時間がございませんので、まとめていきたいと思っております。

市長からご説明をちょうだいいたしました県地区の圃場整備事業については、市長のお答えは七百ヘクタール、それから十億円というようなお答えをちょうだいしましたが、悲しいかな、広報四日市六百十九号によりますと、きょう戻りまして昼見せていただきましたら、八百ヘクタール、八億円というようになっておりますので、これをあえて私は追及申し上げるわけじゃございませんが、少し違い過ぎるのじゃないかというように考えますので、もうちょっ

と正確にひとつお教えを賜りたいと、こういうふうに考える次第でございます。

それから、基盤整備事業と、それからまたその他の総合農政に関する諸問題につきましては、市長、産業部長から適切にお答えをちょうだいいたしまして、きょうすぐに解決をすべく問題というものはなかなかむずかしいでございます。したがって、長期的に計画を立てておやりいただくように、心強いようなお返事をちょうだいいたしたわけです。とりわけ協業化、法人化に対する問題点の研究としての補助の問題につきましても、十分考えようといううなことでございますので、期待を持っておる次第でございます。

要するに、機械化、合理化によって農家の収入は高まるように、またそれから派生する余剰人口等についても、余剰の労働力についても、どうぞうまく四日市の産業の発展に結びつくように、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。第でございします。

次に、交通問題と道路問題の件でございしますが、市長からも、土木部長からも詳細にご説明を賜ったわけでございます。その中でいろいろの問題がございしますが、かねがねこの議会でお話が出ております近鉄高架化について、昨日、先輩小林議員から、会議所の交通問題の懇談会に関連しての議会のほうに連絡がなかったじゃないかということでございます。まさしくそのとおりでございますが、市長のお答えによると、会議所がかってにやったんだということでございますが、私はその席上、同席をしておりますと感じ取ったのは、市のほうとの連携が悪いからこういうことになったんだと、で結局、近鉄高架の問題をいろいろ聞いておりますと、近鉄側、国鉄側の意見がいずれも、結局利益を受ける範囲内において負担をしようということを強調なさってみえるわけです。で、受益とは一体何かということございまして、激論の場でございせんので、後ほど会食がございましてその席上でいろいろ聞かしていただいたわけですが、結局、踏切の警手が何といいますか要らなくなる、そしてまた、それに対する危険度

がなくなる、線路がいたまないうことになるというような数字をあげてはるわけです。で、そのパーセントは一体どのくらいだというふうに聞いてみますと、大体二〇%くらいだというわけです。そうすると、いままでの話とだいぶ食い違いができてまいりますし、こういった催しをやったことが、結局、近鉄高架の足を引っぱったという終結にはなりやせぬかということを実際、心配をいたすわけです。

で、そういったときに、やはり質問のしかた、会議所がいわゆる、企業側に対してのいろいろの問題を取り上げる前に、市のほうとの連携を十分とっていただいて、当議会の中に交通運輸対策委員会がございますので、この対策委員会との連携をとるように、理事者のほうで連携をとっていただくことが一つの方法であり、当然そうあるべきじゃないかということを、私は強く感じたような次第でございます。

そういうことから、近鉄高架化をあきらめるわけではございませんが、一時的対策として、いまご回答を賜わりましたのは、地下道建設に対しては八千万円だというような大体数字を示されたわけです。しかし、その数字は一体何を根拠にしてお出しになったかということで、技術等についての問題もありましようし、がりに四メートル下げるということになれば、その二十倍で八十メートルの前から下げていかなきゃならぬ。そうすると、消防署の前から引つかかってくるというような問題も派生的に引つかかってくるわけです。そういうことから、消防署は一体どうなっていくのかという問題にもなってくるので、もうこの辺で何とか線を出していただいて、考えていただく必要があるんではないかと。で、かりに来年度の当初予算にでも、そういったいわゆる調査費等もつけて、具体的にやる気になって取組んでいただく必要があるんではないかということを、お伺い申し上げたいわけです。

で、市内交通のいろんな運搬状況その他から考えていって、先ほどこまかく申し上げてまいりましたが、終結においては、産業の発展というものは道路により生まれてくる、というようにもいえるわけです。そして、土木部長

からお答えをちょうだいした土山線の問題にいたしましたし、また百六十四号線の問題にいたしましたし、移管がえその他についても、時の実情に応じた道路変更というものを考えていかなければ、あくまでも用途変更というようにならな問題も前提とした道路事情であってほしいということを訴えたいということでございます。

そういうような観点から、その他のこまかい関連問題も出してまいりましたし、具体的に申し上げてまいりました行き違いのできない道路幅の狭い道路では、どのような方法で将来開けていくかというこの計画の一案も、私なりに出さしていただいたが、その回答についてはやや不足する点がございしますが、具体的にいろいろと協議をわすらわして、前向きな姿勢で道路行政交通問題をお取り組みを賜わりたいと思うのであります。

また、駐車場の問題につきましても、私の歌い文句ではなくて実際問題として、各都市が盛んにこれの問題については真剣にお取り組みをいただいております。市自身としても、四日市市は当然、真剣にお取り組みをいただいておりますことはわかりますけれども、実際問題として、何を、どれだけ、いつやるのかという計画のもとにお進めが賜わっていないというのが、まことに残念だということでございます。そういう面から、詳細な線をお出しいただくように計画を持ってお進めいただくことを特に要望を申し上げる次第でございます。

次に、都市下水の問題につきましては、いま下水道課で計画を立てて、来年度の当初予算から第一年度として年次計画を立てて、お願いいたしておりますような点についても整備をしていくというように回答でございますので、当初予算に出てまいります予算計上のあり方によって、またその時点でお伺いをしたいと思います。

以上の二点ぐらいにつきましてお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君）　ご指摘の道路と交通でございますが、これは表裏一体のものでございます。したがって、道路行政につきましては計画的に、しかもわれわれは前向きな姿勢で進むということを、お約束させていただきます。なお、先ほど申し上げましたように、一番その混雑しております道路は、一号線とそれから県道の四日市・楠・鈴鹿線だと、これでございます。この解決はあくまでも名四国道ということ、名四国道を抜くことによつて、一号線それから県道の四日市・楠・鈴鹿線、いわゆる塩浜街道でございますが、この混雑の緩和策というものは名四でございます。しかもまだ工事中でございますので、これは今後とも積極的に、なおこの際申し上げますが、名四国道いろいろな問題がございましたが、もう九九％解決いたしております。もう工事にはすぐ着工できると。あけぼの町の周辺もご承知のように、もう移転する工場及び店舗がすでに北のほうへ建っております。あれができましたならば、もうこれは取りこわすと、こういうことでございます。これは真剣に取り組みたい。

なおまた、ほかにもいろいろ小さな道路の局部的な改良等もございますが、国道のことにつきましては国と、あるいは県道につきましては県と、市道につきましては市において計画的に実施していくということで、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（伊藤泰一君）　産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君）　県の基盤整備につきましての広報と、市長の答弁との数字の違いの点でございますが、県と申しておりますが、広く県、三重、神前にわたる区域でございます。当初県の五百ヘクタールぐらいから話は出ておったのですが、逐次名阪国道のルートの関係、あるいは菰野地区なども、こういった県営事業として行なわれるものに参画をしたいということで、航空写真その他図面の見当で八百ヘクタールという目標を出しておりましたが

菰野は別にいたしまして、現在県の耕地事務所と、それから地区のほうで作業を進めておりますが、大体七百三十ヘクタールというところにかたまつてまいっております。

それからなお、工事費八億円と十億円の違いにつきましては、最近の労賃の上がりはいへん激しくなつてきておりまして、特に他の土木関係の事業と違ひまして、この圃場整理、耕地整理につきましては、そういった業者も非常に受け手が少なくなつてきております。最近、桜の入札、あるいは貝家の農業構造改善の基盤整備の入札等も、非常に苦勞をしてゐるような状況でございます。一ヘクタールあたり、いまではもう百三十万ぐらいを見込まなければならぬ。七百三十ヘクタール、百三十万ですと約九億何がしになります。何ぶんにも長期にかかる事業でございますので、おおよそ十億というふうに市長がご答弁申し上げたようなことでございます。

○議長（伊藤泰一君）　後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君　消防長が、せっかく答弁をいただくように手をあげていただいておりますのを、おわびを申し上げます。うちのほうはあと十一分ほどございますが、あとに一名残っておりますので、最後の締めをお願いしたいと思います。

いろいろの問題を出してご答弁をちよいだいいましたわけでございますが、先ほどは、数字を別に誤つてゐるからどうこうといったわけではございませんので、その辺はどうぞご了承を賜りたいと思ひます。いずれにいたしましても、総合農政の問題も必至でございますし、道路交通問題につきましても重要な問題でございますので、十分ひとつ将来とも計画性をもって、私どもにもいろいろとその計画をお教をいただくことをお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（伊藤泰一君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 私に残されました質問時間が、あとわずかに七分。まさに秒読みの段階でございますので、しばらくご猶余を願ひまして、一応通告申し上げました幼児問題協議会の答申につきまして、市長のお考えを承りたいと思うものであります。私はご承知のように、かつてこの協議会の会長をつとめておりました。その答申の衝に当たった責任上、お伺いしたいわけでございますが、同時に、諮問されました教育委員長にも伺うべきが本意ではありますけれども、教育委員長も新任間もないことでございますので、今後のご勉強に期待いたしまして、きょうのところは市長にだけ伺うことにいたします。

この幼児問題につきましては、すでに昨日も伊藤信一議員、あるいは豊田議員から幼稚園、保育所の問題につきまして質問がございました。また今後、さらに続いてほかの会派の方々からもそれぞれ質問されるようでございます。このように毎度毎度この問題が出てまいりますということは、それだけこの問題についての重要性があるわけでございますが、私がここで最も遺憾に思いますことは、実は、あの協議会から出されました答申というものは、すでに二年前でございます。二年前に出された答申が、いまだにもってこのようなところで議論になるということが、私は非常に遺憾に思うものであります。先ほど市長は、新幹線に乗っておるとおっしゃられましたけれども、少なくともこの問題に関する限りは、新幹線はおろか、急行でも鈍行でもありません。私はむしろ、国鉄四日市駅の貨物の取りかえ作業人じゃないかというふうに考えるわけでございます。

そのように、真実遅々として進まないということは、一体どういうわけでありましょうか。その点をまず市長にお伺いしたいわけがあります。したがって、私はもう一度始発駅に戻って、この答申を市長はどのようにお考えに

なっておりますのか。特に、幼稚園と保育所についての適正配置ということばの、適正という意味について、市長のお考えを承りたい。それからなお、今後この答申に基づいて市長はどのような方針で対処されるか、こういう点についてお伺いしたいわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私が就任して間もないことでございますが、ただいまの小林会長、当時の協議会長から、答申案をいただきました。それによりますと、いずれの地域においても幼稚園、保育園があることが望ましいと、しかもそれが、できる限り公立であることが望ましいということございました。もとよりそのようにいけば、幼稚園並びに保育所の経営上も、あるいは保母さん等の質の問題から見ても、よいことはわかっておるんでございますけれども、かねがね申し上げておりますように、何もかもを公費でまかなうということは、非常にむずかしい段階であると、そういう一つの観点から、このご質問にお答えをいたしたいと思う次第でございます。

幼稚園、保育園のみならず、まず義務教育段階のことを考えてみましても、中学校、小学校等におきましても、いろいろのドーナツ現象等によりますところの、社会的移動によるところの校舎の建設であるとか、そういうことが緊急の問題になっておりますし、また特別教室等につきましても、皆さんから指摘のとおり問題が山積しておるわけでございます。昨日の滝次長のご説明をうかがっていたいただきましたように、五年計画で十億円要るのだということでございますが、すでに四十二年、四十三年度で、約五億四千万円を消化しておるということでございます。そのように義務教育段階において、非常に金がかかると。公費を要しなきゃならないということでございますので、ご

答申にいたदैておるような線で、これに対処することが非常にむずかしいというのが現状でございます。しかし緊急を要するところについては、幼稚園並びに保育園については、十分配慮するということも昨日お答えさせていただきました次第でございますが、幼稚園、保育園等につきましては、ご承知のように、これが全国的に見て必ずしも公費でまかなわれておるかということにつきましては、そうではないという地域が非常に多うございまして、幼稚園で申しますと、約一万ぐらいの幼稚園が全国にございますが、そのうちの七〇％は私立でございますし、保育園にいたしましても、現在公立の保育園が一万二千、無認可保育園が約二千ございます。

そういうような段階でございまして、しかも公立が主となっておる県は大体関西に多く、大体兵庫県、徳島県、大阪府、京都府、三重県等にこの公立の幼稚園が、あるいは保育園が多くて、ことに関東にいましましては、幼稚園はほとんど私立で経営されておるといのが現状でございます。そういう中であって、公費を使ってやるということは、かねがね申し上げておりますように、幼稚園で申し上げましたならば、九百円の園児保育料をいただいても、なおかつ一人当たり二万五千円近い公費を持ち出されなければ、幼稚園教育は行なわれないというのが実態でございます。保育園につきましても大体そのようなことでございますので、公立であることが望ましいということではございますが、そういう財政上の理由から、答申案どおりに直ちにこれを実行することができないというのが現状でございます。

適正配置ということのご質問がございましたが、適正配置につきましては、緊急を要するような地帯、ことに団地等で若い母親、あるいは夫婦が多くて、そういう幼児が激増しておる地域というような意味でございます。そういうような意味の地域におきましては、幼稚園、保育園というものを重点的に考えさせていただきたいというご答弁をいたした次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 市長のご答弁は、はなはだ失礼でございますけれども、相も変わらずという印象を非常に深くしたわけでございます。もちろん、公立幼稚園、保育園をつくるのが、市の財政の将来の硬直性を高めるであろうということは、私どもも百も承知しております。だからこそ、あの答申の中には、必ずしも一挙にこれをやってしまったとはいっておりません。一応七カ年のめどとして、全市にそういう設備を持てというふうに、はっきりうたっておるわけです。

大体、あの協議会ができましたそのメンバーを見ていただくとわかると思えますけれども、あの協議会は普通の審議会ではございません。すでにそれより前二カ年にわたって、教育委員会と厚生部でこの問題については話し合われてまいったわけです。その結論を出すために、あの協議会には、栗林教育長ら教育委員会から四人の方、厚生部から前の部長山本軍一氏ら三人の方が参加しております。そして、定員は十二名。十二人の委員のうち、過半数が行政当局で持っておられるわけです。

そういう点からも、私どもは十分市の財政的な見地を考えて、あの答申を出したつもりでございます。したがって私は、すでに四日市の幼児問題についてはルールが引かれておるんだと、そういうつもりであります。しかし、どうも市長の考えを聞きますと、特にきのうも話題になっておりました倉敷方式なんかがいまごろ飛び出してくるところをみますと、この答申のルールがじゃまになるんじゃないかというように感じを受けるわけです。しかし、ルールをはずされて困るのは何も八王子線ばかりじゃないのです。せっかくこういうルールが引かれたんでありますから、私どもとしては一日も早くこの上に車を走らせてほしいと、こう願うわけでございます。

どうかそういう意味におきまして、市長もせっかく部下の方々が、長年研究をされて出された結論については、も

う少し忠実にそれを守っていただきたい。部下を信頼せずして、どうして市政の向上が期待できるではありませんか。九鬼市政の発展がどうして望まれるではありませんか。そういう点からも、私は、来年度予算案にこの問題がどのように反映されるか、嚴重に見守ってまいりたいと思うものでございます。

以上。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後二時十七分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党、長谷川鐸元君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 私は公明党を代表いたしまして、通告の順序に従って質問をさせていただきます。

十二月議会も、きのうから、一般質問の論戦がはなやかに展開されておりまして、第一陣から終始熱心に、また真剣に論戦がかわされております。先発の八議員のあと、ようやくバトンを引き継いだのでありますが、いままではあらゆる問題点も相当出尽くしておりあります関係上、それらの重複を避けて申し上げていきたいと思ひます。また、ちょうどこの十二月は、人権擁護月間でもありますので、すべての問題を、それぞれ立場こそ多少違ふとはいひますが、お互いに人間性豊かに、人権擁護月間にちなんだ国の憲法の精神を尊重し、また、地方自治法の精神をもゆがめることなく確実に生かし切っていくという意味において、人権尊重と、また何ものにもかえがたい人命尊重を根底として

問題を考え合っていきたいと思ひますから、よろしく願ひたいと思ひます。

まず第一番目の市政の展望についてであります。この問題点のそれぞれも、いままでは各代表議員からも種々質問されております問題であります。しよせんは市長の基本的態度の表明がないということに結論づけられるんじゃないかと、このように思ひわけてあります。それではあまりにも市長の誠意と、実行力が乏しいということになると思ひわけてあります。真摯な誠意というものは、必ずそこに何かしらせて一片の形であらわさなくては、人は信用しないものであります。また、真摯な誠意でもって事をやり抜いていけば、おのずとその成果も出るものといわれております。実行力の欠ける計画というものは、たとえ計画計画と、おおむのようにな観念的に言っているても確固たる答えは出ず、かえって計画そのもののほうが、どんどんとくずれていく状態になるのではないかと思ひます。

大四日市の将来は、すべて市長の双肩にかかっていることは、その責任者として当然のことです。いままでは、市長がほんとうにそれを真剣にやり切っていくという、その腹をしつかりと持つて市政全般に取組んでいくかどうかという点ではないかと思ひます。しかし、正直にいつてみまして、五カ年計画にしろ、または十カ年計画なり、いつも市長のおはこのマスタープランなるものなりや、ほんとうに確実に実施するかどうかという点は、はなはだ信頼しにくいように強く感ずるものであります。何となくすべての諸計画実行を目ざして、たくさんさんの解決しやうといかなければならぬことの山積してある現在ではあります。そこにも力強い建設の息吹きでもって、着々と計画が実行されておるといふ、そういう諸事業がほんとうに完成しつつあるというそういう姿を、また活気的な気配を身を感じることができないような現状ではないかと思ひます。ただ何となくその日を気力の乏しい仕事に明け暮れて、流されているように思ひます。一つ一つの目的を目ざして、組織化された市の行政各部門が、市長の陣頭指揮のもとに建設的な活動のすべてが一つの生きもののように総合して、有機的に動いてこそ、万事の成就是

なされるものと信じております。

一つの例として申し上げますが、去る九月議会において、伊藤金一議員の質問に対し理事者の答弁の中に、予算編成にあたっては、当初予算は荒削り予算で出発し、あとは補正予算で組み込んでいくよりしかたがないというような意味の答弁がありました。市民の公僕として、市民の税金をもってまかなう市の市政の年度予算の編成は、一番慎重になすべきであると思得るのは、子供でもわかまえることではないかと思いますが。まさか市四十四年度の予算の編成にあたっては、そんなおざなりな予算の編成はおそらくされるものではないとは思いますが、市長の四十四年度予算編成の基本的な姿勢に対するご回答を聞かしていただきたいと思ひます。

次、第二番目の児童手当についてであります。

憲法で定められておる基本的人権の尊重は、共有のものであります。とりわけその中で、児童憲章の精神に基づいて現在世間一般で、どれほど子供の人権が守られているだろうかと思ひますと、目をあけないおとなたちの犠牲になって、不遇に追いやられておる子供たちのいかに多いことか、これは現在の民主主義国家といわれるわが国の情ない実情ではないかと思ひます。次代を背負って立つところの児童の健全な成長と、その育成を期するために、わが国においても児童手当制度が一応取り上げられたのは、昭和二十二年十月の社会保険制度調査会が、この児童手当制度の創設を強く要望していましたが、それ以来ことしまで二十一年間、何一つ具体化されず今日に及んでいることに、周知のとおりであります。

わが公明党は、今年五月初めて国会へ公明党独自の児童手当法案を提出して、注目を浴びたわけですが、政府は見解不統一というお粗末な事情から、これを審議未了で廃案に葬ってしまったのであります。この制度については、本年六月議会においても、私どもの大島議員がその実施を要望いたしました。市長は、全児童に手当を出すこ

とは、現在では目下のところ考えておりませんと、不人情なけんもほろろなご答弁でありましたが、諸物価の値上がりもきびしい現在、子供さんを多くかかえておるため、貧しい暮らしをいられておる多子家庭の母親の身にもなつてその切実な願いを思えば、まことに市長の答弁は血も涙もないことをいう人だと、世の母親のすべての人の敵だというふうにいわれるのではないかと、このように思ひわけてあります。

この手当制度は、先進的な全国各都市においても、その実施の機運は高まっています。市独自の実施に踏み切った都市も次々に決定しております。年末を控えて何一つ明るいニュースもない昨今の世相からいっても、まことにあたかく、ほのぼのとする知らせが入ってきております。政府のほうとしても、この制度実施は当然、近き将来実施せざるを得ない問題であります。せめてそれまでの暫定措置としても、当四日市市においても市独自で、本制度の実施を強く要望するものであります。

方法としては、かりに一案でもって、年収百万円以下の家庭を対象とし、その第三子以下を養護するというそういう案でもってその原案をもとに、一度市長も親身になってこの児童福祉手当の制度確立を、年末を控えたつらき世間の母親の身になって真剣に考えて、何とかよきご答弁をお願いしたいと思ひわけてあります。

次、三番目は中小・零細企業に対する金融対策についてであります。日本の経済成長は皆さまもご承知のとおり世界第三位となり、近い将来では世界第一の経済成長を示すだろうといわれております。この成長の中に中小企業の占める比重は、全事業所及び工場数の約九〇％を占めており、また輸出において約五〇％を占めておる状況にあるといわれております。ところが、現実には経済の二重構造の底辺にあって苦境にあえいでおり、さらに今日の倒産の波はやむところを知りません。また、零細企業や家庭工業等における波は、また言語に絶する悪状況であります。このような悪状況の中であって、低賃金と過重労働が続き、最近は特にこれが中小・零細企業等に働く人も少ない現状で

あります。本市といたしましても、早急にその対策を立て、ますます発展せしめる方向が急務であると痛感いたすわけでございます。

このような事情をご賢察のうえ、次に掲げる諸点についてご答弁をお願い申し上げます。

まず第一点、産業部における金融貸し付け状況についてお答えを願いたいと思います。第二点、商工課及び民生部等が行なっている金融の貸付金のワクの拡大をはかる必要があり、さらに、低利子及び返済期限の延長をすべきであると思うが、この点についてお答えを願いたいと思います。第三点、特に中小企業等に貸し付けワクのうち、窓口事務において申請の半額は先決し、即時に貸し付けができるようにすべきであると思いますが、その点についてもご答弁をお願い申し上げます。さらに、急を要するときに貸し付けの申請をするのであるが、月一回の審査のため急に間に合わない場合がしばしばあります。したがって月二回の審査が必要であると思いますが、この点についてもお答えを願いたいと思います。

第四点、この貸し付けにおける書類をもっと簡素化し、みんなが十分利用しやすいように、提出書類を簡単に要約すべきであると思いますが、どうかこの点もご回答をお願いしたいと思います。

第五点、中小企業の雇用対策問題が深刻になってきておりますが、この雇用対策についてどうお考えか、この点もお伺い申し上げます。

第六点、この雇用対策の一環として中小企業等に労働力を確保する意味で、市内各地区別、または方面別に、中小・零細企業に働く人のための福利厚生施設、特にアパート及び住宅、保育所等の設置が必要であると思う次第であります。この点について、どうかご答弁をお願いいたします。

第七点、中小・零細企業等の育成に対する将来の展望と、中小・零細企業等の育成のために、昭和四十四年度の予

算面でどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

なお、中小企業とは異なりますが、民生部における種々の金融貸し付け状況についてお答えが願えれば、幸甚と存じますが、その点よろしく願いいたします。

次、第四番目の教育と福祉についてでありますが、若干重複もいたしますから、次の二点についてお答えを願いたいと思います。

まず第一点としては、学校用地の登記の問題であります。その後橋北中学並びに水沢中学、納屋小学校、旧港中学等の登記の進行状況をお聞かせ願いたいと思います。こういう問題はいつまでも未解決のままで、現在ですら問題にされておりますところの、かりに校舎の改築、増築等にも大きく支障を来してくる問題であると思っております。この登記の問題の進行状況をお聞かせ願いたいと思います。

次、福祉についてであります。最初に申し上げました人権擁護月間は、全く四日市市のためにつくられたようなものではないかと、このように信ずるものであります。関係理事の方々がいかに言いわけし、いかにその業績をうたわれようと、しよせんは希望の家のガラス三十枚が割れっぱなしというのが、現実の四日市の福利行政のあらわれではないかと、そのことを証明しておるものと信ずるわけでございます。九月議会におきまして、吉垣議員から希望の家に補充教育担当の先生を一人配置していただくようお願いいたしましたわけですが、その節は、実情を検討のうえ善処するのご答弁でありましたが、その点につきまして、その後どうなっているか、再度お伺い申し上げますからご答弁をお願いしたいと思います。

五番目の公害についてであります。この公害問題もかりに人権擁護月間にちなみ、公害と人権の面から申し上げていきたいと思っております。

最近の人権侵害の種類も年々増加し、内容の変化も著しいものがあります。いままでのような古典的ともいえる人権じゅうりんは、たとえば警察等の公権力による人権じゅうりんや、または雇い主の使用者に対する差別、虐待、酷使などによる、権力を持つ側によるところの積極的な人権じゅうりんが、さらに、土地、建物等の明け渡しなどのきわめて日常的なものでありました。しかし、今日最も問題になるところの人権じゅうりんは、やはり公害というところがいえると思います。

昭和三十年ごろの時点には、まだまだ公害ということばすらなかったといわれておりますが、しかし公害という現象は、決して新しいものとは限っておりません。古くからは足尾鉾山の公害問題も昔からあったわけですが、最近、新しく特に問題にされ始めたこと、そのことが問題ではないかと思うものであります。われわれが注目すべき点だともいえますし、公害は為政者、大企業等が当然なすべき危険防止の義務を怠慢したことが原因で生じる最大の人権じゅうりんだと、断定するものであります。昔から日本の国土は山紫水明といわれて、非常に美しい自然の国土でありましたが、現在ではあらゆる公害が満ちあふれて、都市公害、産業公害、さらには基地公害等々と、まさに公害地図を色どれば山紫水明どころか、山積衰弱の感がいたします。

公家によって侵される人権は、人間の健康と生活とその上、生命に及び、おそろしい侵害であります。高度経済成長の陰にこのようなおそろしい人権侵害が存在するということは、現代の化けもの的存在だともいえることがいえると思います。かりに個人による傷害行為、または殺人行為であれば、法治国家である以上当然、犯罪としてさばかれるものであるにもかかわらず、公害による人命の侵害は大量傷害行為でもあり、ときには大量殺人行為でもあるにもかかわらず、それはさばきも受けず、そのまま放置されていることからいっても、まさに怪物だということがいえます。それは、公害ということばが示しておるように、原因や加害者がはっきり判明しぬくところから、突き詰めれば、

公害は私害であるといいたのであります。

であるにもかかわらず、真の犯人はばく然とした煙幕の中にぬくぬくとかくされているばかりではなく、しかもその上、保護、育成されているということは、どう考えてもこれが正常な文化国家の真の姿だといえません。血なまぐさい野蛮的な西部劇以上であると思います。あの痛ましい戦争の悲惨な毒ガス戦の現代版だと、心の底から憎しみといかりが込み上げてくるものであります。

公害問題はひとり日本の問題だけではありません。しかし、諸外国と比較するとき、そこには日本の公害問題に特色を見出すことができます。それは残念なことでありますが、人権軽視の一般的体質と、その上に立つところの為政者や大企業の態度にあると見抜くことができます。公害の歴史はそのまま日本産業の発展史を裏返したようなもので明治百年の今日、明治以来日本の産業資本の伸びは、世界にまれな上昇で発展してきておりますが、その発展の陰には、低賃金による重労働と保護貿易の二本の柱にささえられていたことは万人の認めるところでありますが、もう一つ公害対策を無視し続けてきたという事実があります。それは、内面的には従業員に対する低賃金制、外面的には住民に対して公害という二つの大きな犠牲を強要して、資本の蓄積をしてきた歴史であります。地域住民を犠牲にして大企業の発展のみを望むことは許されないし、それをわきまえない企業家は、良識ある近代企業化だということとはできないと思います。

市長も、真に二十二万有余の善良なる四日市市民の市長であるならば、市民の健康と生活と生命を守るためにも、この人権擁護月間を無気力のままで済ましてしまわず、せめて姿勢を改めて、公害で苦しむ市民の方々に、なるほど九鬼市長は大したものだと、大四日市百年の歴史に深く刻み込まれるような善政の、輝かしい一ページを残していたいただきたいのだと思いますが、いかがでございますか。

そこで、市長に次の点についてお尋ねをいたします。第一点といたしまして、宇部市、徳山市の二市と公害の懸念のある企業との関係であります。四日市では想像もつかないような、地元と企業が一体となって溶け合っているというこの事実であります。先ほどもいいましたように、近代企業家の良識として、地元住民を無視しない経営を促進するためにも、市長は今後市民の代表として、各企業側に働きかけるといふ意思があるのか、それにつき具体的な計画が
ありかどうか、その点についてご回答をお願いいたします。

第二点といたしましては、毎回申し上げておることでございますが、公害患者救済の一つとして、暮れの公害患者の方に対する歳末特別見舞金を出してあげていただきたいと思いますが、その点についていかがお考えかご答弁をお願いいたします。

次、六番目の交通災害の現状であります。十月一日より発足して、予定を上回る成果があがっておりますが、今後、この災害共済制度の展望について具体的にひとつお答えをお願いいたします。そして、最近、県のほうも交通災害共済制度の発足を予定されておるようではあります。もし、県がこの制度を発足した場合の市と県との関係について、現在どうお考えなのか、その点についてもご回答をお願いいたします。

以上の点、それぞれよろしく願いをいたします。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの公明党、長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

まず第一点の市政の展望とその関連事項についてでございますが、非常に大きな問題でございます。四日市市が工業都市として、また港湾都市として発展をしてまいってきたということは事実でございます。そしてまた、この二

つの性格から四日市市というものが組み立てられておって、この未来図にいたしました。また未来図を描くにいたしました。構想図を描くにいたしました。この工業都市として港湾都市としての生活環境と、工業基盤整備というものを進めなければならない、そういう観点から、マスタープランなり理想図を描いておるわけでございます。これにはもとより計画性がなければなりませんし、年次計画性がなければなりませんし、また先行投資をするものにはしなければならぬということが、当然のことでございますが、この先行投資にいたしました。年次計画にいたしました。非常に困難であるということとはたびたび申し上げておる通りでございます。したがって、四十四年度の予算等につきましてもどのような考え方で臨むのかということでございますが、先ほど予算の編成につきましてご批判を賜ったようでございますが、最近、国家予算等におきましては、年間予算とか総合予算というようになことが申されております。そして、総合予算とはどういうことかということに対して、大蔵省の主税局あたりの見解は総合予算とは年度間において、もう組みかえ補正はするけれども追加補正をしないというのを総合予算というということをおります。四十三年度からそういう方面の予算方向をとってまいりまして、すでにイギリスだとかフランスだとか、ドイツ、カナダ等におきましては、積極的に総合予算というものが組み立てられておまして、ことに西独においては、地方自治体に対してもこの総合予算的な観点から制約を加えて、少なくとも五％の積み立て金を強制的にやろうというような動きがあるやに聞いております。

そういうような国家予算の組み方のためをもち、地方自治体をみますときに、地方自治体、これは県、府県を問わず、私は予算の組みかえ方に大体地方自治体のやり方については、総務の財務課的な考え方と企画計画課的な考え方があったかと思えます。財務課的な考え方は、前年度の予算がこれぐらいであったから、大体平均して一〇％か一二％継ぎ増したような予算の組み方をやろうというような、安易といえれば安易ということになると思いますが、

そういう考え方をいたしますし、企画課だとか計画課の考え方は、予算とか財源を考えるとなしにかってな、かってというところと語弊がございますが、理想図だとか構想図を描いて、それがどれだけかかるのかということも考えずに企画課的な、あるいは計画課的な予算の組み方、予算を考えると。やはりこのいずれの考え方にあっても、理事者なり市のほんとうの方針が出ないので、計画的にものを考えて、それに予算の裏づけをしていくというような考え方がほんとうの考え方ではないかと、考えておるわけでございます。

そういうやり方をするのにはなかなか困難な問題がございますが、地方予算は年初においては控え目にとって、国家予算の成立をみて補助金の得られるものは得られると、やはり国家予算との何がございまして、どういたしましたとしても当初は控え目に組むのがほんとうではないかと、私は考えておる次第でございます。

第二点の児童手当制度の問題でございますが、児童手当につきましては、すでに各国でこれが行なわれておるのが現況でございます。先ほどお説のように、子供が多いための貧困を防止する、多子による貧困防止ということ、児童の健全育成ということをはかって、この児童手当というものが考えられてきておるわけでございますが、すでに先進国においては六十二カ国で、国営で実施がされております。しかしながら、日本ではまだいまだに児童手当が、全然手がつけられておらないということで、社会保障制度のただ一つの空白的な問題になっておるわけでございますが、国を比較した場合に、国家の体制の非常な相違がございまして、賃金体系であるとか税制等の相違がございまして、ボーナスひとつの考え方をいたしまして、外国と日本とはかなり違いがございまして、一がいに比較はできませんが、厚生省でも本格的にこの問題を取り上げまして、児童手当懇談会というものがただいま審議中でございまして近く答申の見込みがあるやうかがっております。

たとえば、第二子、次男、次女以降の中学生を対象といたしました場合に、二千万人がおりますが、それに月二千

円ぐらいを支給するというところでございます。これは、国家で行ないます場合に六、七〇％を自治体であるとか、事業主負担にいたしましたとしても、国家の負担が千億円に達するというところでございます。

そういうようなわけで、国会等におきまして、まだ時期尚早ではないかと、厚生省においても、救貧からむしろ防貧に対策を講ずべきだという考え方のもとに、児童手当については相当積極的な考え方をしているやうかがっておりますが、何ぶん金額がかさむためにやや難点があるのではないかと考えております。それでは地方自治体があったらいいんじゃないかというお説も出るかも知れませんが、佐藤首相はすでに国会で、地方自治体がこれをするのはむずかしいのではないかというやうなご答弁を賜っておりますように、地方自治体でこれを実施するということは、一応本市にとって考えてみました場合に、本市の中学生二万人、小学生一万人、就学前の生徒が二万五千人、合計約五万五千人になりますが、その五万五千人の人に対して二千円ずつ支給したといたしましたならば、年間に十三億二千万円の金がかかるということになりますので、地方自治体でこれをやるということはいかに負担が大きいかと、全額市費で負担した場合でございますが、十三億というやうな金になるわけでございまして、いかにむずかしいかということ、この考え方といたしまして、掛け金を取るやうな拠出制にする場合、あるいは無拠出制にするかどうかという考え方と、普遍的に平等制で、もう全部平等にやるのだという考え方、あるいは貧しい人だけを対象として選別的に取り扱うというやうなこの二つの考え方、拠出にするか無拠出にするか、普遍的に実施するか選別的に実施するかというやうな、いろいろな考え方が考えられると思いますけれども、イギリス等においてもすでに選別制の方針を採用して進まなければ、財政的にもたないというやうなのが現状でございます。

したがって、われわれといたしまして、今後こういう問題については関心を失うことなく、十分研究をいたしたいと思いますが、あげましたやうな数字になることでございまして、容易ならぬことであると考えておる次第でござ

ございます。

次に、中小企業金融融資制度の活用についての若干の問題をご答弁させていただきたいと思いますが、中小企業につきましては、たびたび私も答弁させていただきましたように、またご指摘のように資本力の面で、あるいはまた労働力の面でいろいろの難点がございます。金融貸し付け制度等につきましても、いろいろわれわれも努力をいたしておるんですが、なかなか思うようにはまいらないというのが実情でございますが、ご質問にございましたところの貸し付けの実情というものを、若干申し上げさせていただきますと、四日市市には、中小企業融資制度といたしまして中小企業振興資金というものがございまして、四十三年度十月三十一日現在で、約五十四件の申し込みがございます。われわれといたしましては、ワクとして三千六百万円のワクを用意させていただいておるのに対して、これをご利用願っていただきますのが五十四件、二千四百九十八万円ばかりになっております。それから、中小企業協同組合共同施設設置資金というのがございます。これはワクといたしましては、五千七百万円を何さしていただいておりますが、一件の申し込みで二千七百九十四万円でございます。中小企業金融委員会、これは、七千五百万円のワクをいたさしていただいておりますが、利用件数は百七十八件の五千四百六十二万円、それから、公害等の施設に対する環境改善設備資金、三千万円のワクをこしらえておるものに対して一件申し込みで、三百万円ということでございます。まして、こういうような中小企業金融のいろいろの融資制度につきましても、問題があるかと思っておりますので、今後十分検討はしていかなければならないと思っておりますが、ワクの拡大というご意見でございますが、また返済期限の延長等の問題もあると思いますが、ワクにも若干の余裕もまだあることでございますし、これらのワクの拡大、返済期限の延長、あるいはその手続書類の簡略化とか、月一回の審査を二回にするとか、書類をもっと簡素にするというような点につきましては、今後十分検討をさせていただきますので、ご期待に沿うような努力ができれば幸いです。

きたいと考えております。

雇用対策についてでございますが、この雇用対策につきましても非常にむずかしい問題がございますが、ただ気合をかけて言うだけではどうにもなりませんので、四十四年度の予算におきましては青少年ホームを建設させていただいて、中小企業の恵まれない青少年のためにこれを利用していただいて、やらしていただきたいと考えておるわけでございます。これのみならずいろいろの公園施設とか、スポーツ施設とか、少しでも住みよい生活環境にするということが、私は雇用対策の促進の上においても役に立つのではないかと、考えておる次第でございます。

それから、雇用対策の一環としての地区にアパートを建てるとか、保育所を建てるとかでございますが、特にこの中小企業のために保育所をどうということにつきましては、問題があるかと思っておりますが、すでに坂部の団地に雇用事業団が、三十六戸建て、二棟を用意することになっておりますので、若干そういう面で、そういうご期待に沿い得ることができるのではないかと考えております。

中小企業育成のための予算面の配慮についてでございますが、これはすでに青少年ホーム等につきましてもそうでございますし、また住宅団地を開くというようなことにも若干、そういう面で関連してくる問題ではございますが、四十四年度のこの十二月予算に、商工会議所にございますところの中小企業相談所へも、補助金といたしまして三十万追加をお願いいたしておるわけでございますが、こういういろいろな面で、今後とも努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

学校用地の登記の進行状況につきましては、できるものから積極的に、計画的にやらしていただきたいと。一ぺんにはまいりませんので、資金的にもまいりませんので、ただいま一件話し合い中のものもございまして、登記というものは売買の関係もございまして、今後とも積極的に進めたいと考えておるわけでございます。

希望の家のガラスがどう、よくわからないんですが、この点につきましては私の答えて不十分でございます。したら、担当の部長からお答えをさせていただきたいと思いますが、希望の家のガラスが調べたところ、割れておらないそうでございますし、また、学習指導員も現在法定定員がございまして、法定定員一ぱいになっておりまして、指導員が三人、保母が六人、合計九人という法定定員一ぱいでございます。

公害に関連いたしました、人権月間にこと人権侵害が、公害を中心としてたくさんあるということはまことに遺憾なことでございますが、われわれといたしまして、でき得る限りそういう対策を講じておるわけでございますが、まだご期待に沿い得ないことは、まことに申しわけないと思っております。ことに宇部市との比較において論ぜられておりますが、宇部市の企業は、宇部興産という非常に日本的にも大きな大化学会社で、中安閑一という人と渡辺家という、中安家、渡辺家というような、宇部本来の土地の資本家によってこの会社は興されたものでございまして現在も中安と渡辺さんが、交互に社長に就任しておるというような会社でございまして、したがって、四日市市のような他の都市から来たような資本とは、その土地に対するつながり方が非常に違うという面でございますので、宇部市と一がい比較することは、私は無理ではないかと考えております。したがって、宇部市にまいますと、渡辺体育館とか中安記念館とか、いろいろのものがございしますが、そういうような日本の大企業が、地元の資本によって宇部市が行なわれておるというような特質がございしますので、一がい比較はできないと思っておりますが、われわれといたしまして、具体的には各企業にいろいろお願いし、発生源対策にいたしましたものでございまして、現在工事が進行中の中央遮断緑地にいたしましたも、七億数千万円の寄付金をお願いいたしておるようなわけでございまして、また午起の埋め立て地約七万坪（二三一、〇〇〇平方メートル）の造成につきましても、全部企業の資金でこれをお願いするというようなことで、具体的にいろいろお願いをいたしておるわけでございます。

救済基金制度につきましては、もうすでにお答えさせていただきましたように、現状では国家の救済基金制度が、すでに時間待ちのような段階にまで進んでおるわけでございますので、国の計画に従って私はこれは国、県、市、企業等において、私は実施すべき問題であると考えておるわけでございます。

交通安全共済制度の実施状況でございますが、非常に皆さんからやれやれというふうなお話もございましたし、四日市も都市交通安全都市宣言をしておるまえ、やはりしたほうがいいのではないかとということで踏み切らしていただきまして、幸い皆さまの非常なご支援を賜わりまして、予想以上の成績があがっておりますことに對しまして御礼申し上げる次第でございます。十一月三十日現在で加入者数は六万八千三十三人、二十二万三千の市民からみますと、三〇・六％になっておりまして、おとなの人が五万五千五百五十五人、そのうち保護家庭が二百四十四人、中学生以下の参加者が一万七千八百七十八人、うち保護家庭が百四十五人でございます。また一方、見舞金の支給の状況は十一月現在で死亡者が四件でございます。一カ月以上の障害者が六件、一週間以内の障害者が十六件、合計二十六件でございます。

これは、広報あるいは新聞紙上を通じて加入の促進につとめてまいりましたし、ただいまもっと積極的に進めておるわけでございますが、相前後して、県が来たる一月から全県的に実施する方針が打ち出されておりますが、この実施の四日市市のいろいろの経緯にかんがみまして、いろいろ約束をいたしておるわけでございますので、県のやり方に従いますと、市のやり方よりはるかに不利になる面がございしますので、当面一カ年間は四日市市の現在の方式で実施をいたし、その後は県の方針に従ってひとつ広域的な共済制度のワクの中で、四日市市も一緒にやっていただいたらどうであるかと考えておる次第でございます。

○議長（伊藤泰一君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君　ただいまは市長からいろいろご答弁をいただきまして、それにつきましてですが、まず第一点のご回答について申し上げます。

先ほども申し上げましたように、当然各年度の予算編成に対しては真剣な態度で取り組むことは、これは当然のこととありますが、何かそこにはつきりとした計画性なり、具体性がない、そういうふだんの姿勢といえますか、態度から起きるところの障害というものはまことに影響が大なるものと、このように思うものであります。特に当初予算は荒削りで出発をして、あとと補正予算で埋め合わせていくということを日常の仕事にあてはめてみますと、毎日勤勉に仕事をしなければならぬ私たちが、朝出勤する場合には何の計画もなしに、ぼやっと出勤をしてお昼ごろになってようやく目がさめたような状態で、あれにも手をつけこれにも手をつけるというような、そういう荒っぽい調子の仕事のやり方になり、それがそのまま、先ほどの四日市の年間を通しての動きの実情ではないかと、このようにも思われるわけですが、その点は各部門ともひとつ市長を中心として、真に市民生活を守る、しっかりとした予算の編成をお願いしたいと思います。おそらくこういうことはあり得ないとは思いますが、どうしても当初は荒削りで出発というそのことからいえば、やはり新予算を組むにあたって、ただただ図面上、机上論だけに於いて、前年度よりはそれぞれ何％程度増しておけば何とかかっこうがくだらうということでは、これはもうわれわれとしても許されないことだと、このように思うわけがあります。

いずれにいたしましても、先ほどからもいろいろお話のありましたように、ひとつここで九鬼市政が大四日市百年のその歴史の中にも、一番すべての面で充実し、今後二十年、三十年、百年後においても、そのとき現在の四日市がかくあるは、昭和四十年前後に置いた九鬼市政のたまものであったという功績なり、答えをひとつ出していく前向き

の、意欲的な、情熱的な市政の担当をひとつよろしくお願いしておきたいと思えます。

次、第二点の児童手当の点でございますが、市長の先ほどのご答弁では、全然やる意思というものは見受けられませんが、また、政府あたりのやる気のないそういうことに同調して、政府がやらないものであれば、地方自治のすなわち市がやる必要もないというようなそういうことではなくして、そしてまた、ご答弁にありますように、ほんとうにやろうとすればやってやれないという、そういうむずかしいものでもない、このようにわれわれは考えるわけがあります。まるまる市長のお話では、市内の全児童を対象というようにことでしか考えていられないようであります。が、先ほど私が提案いたしましたのは、かりに各家庭の年収なら年収も百万円以下にするとか、または四日市の現状からいって、かりに第三子以下が無理であれば第四子からにでもするとか、いろいろそういう打開の道はあるんじゃないかと思えます。現在のまるまる五万五千人の児童を対象として払うといっても、本来ならば払っていただいてもいいわけですが、いろいろ財源の問題もある関係上、私どもとしてはせめて収入面の規制をし、または三子なり四子以下にしてはどうかと、こういう提案を申し上げておるわけありますから、ひとつ現在の四日市の実情をそういう、どの線でもってやれば何人になりどれくらいかかるかというようなことは、ひとつ意欲的に研究もしていただき、調査もしていただいて、できれば、ぜひひでもひとつこの四日市の次の世代を背負う児童のためにも、あたたかき思いやりのある市政をしていただきたいと、このように再度お願いするものであります。

第三点のご答弁は、すべて検討検討で終わっておりますけれども、テレビの拳闘でも十五回戦ぐらいで結果が出ておるわけがありますが、毎回検討検討で終わっておりますが、市長の拳闘は何回戦までいくのがそういう検討のあり方か知りませんが、何か一つずつでも意欲的なその姿勢、態度というものを示していただきたいと、このように念願する次第であります。

また、第四点の学校用地の問題でございますが、それでは先ほど申し上げました、できれば一校一校の実情をひとつお聞かせ願いたいと思います。

第二点の福祉の問題でございますが、ガラスの点につきましては、前回の九月議会で吉垣議員が言ったことでありまして、私が申し上げましたのは、この十二月の人権擁護月間はまるまる四日市の福祉行政のためにつくられておるようなもんだと。幾らどのように弁明しようとも、また誇張をしようとも、四日市の現在の福祉行政の実情は、あの希望の家のガラス三十枚が割れればなしという、それが四日市の福祉行政のあらわれだと、そういう意味で申し上げたのでございます。

第五の公害の問題でございますが、先ほどもいいましたように、何といっても名実ともに市長は四日市民の市長であるはず。また、その自覚の上に立ったすべてであっていただきたいと、このように念願するものであります。ごくわずかな、一部大企業その市長という立場ではなく、もし公害問題を市長自体が意欲的にできない理由であれば、ひとつこの機会にお聞かせを願いたいと思いますし、どうしてもできないのであれば、変な言い方になるかもしれませんが、公害対策特別市長をもう一人つくっていただかなければならないかもしれないと、このようにも思われるわけであります。(笑声) 特別見舞金にいたしましたも、出すことになれば親を刑務所から出すのいやがるというような、そういう気持ちではなし、やはり公害の町四日市であれば、せめて年末の、それも何十何百万出せといっておるんじゃないに、いま市長が公害で苦しむ患者さんに、たとえ金額の多少にかかわらず、特別見舞金ですよといって届けるそのお気持ちが、どれほど現在公害で苦しみ悩んでいらっしゃる患者の方に、あすへの生きる希望をどれほど大きく与えるか、そういう人間性豊かなお気持ちで、再度この点についてはご検討をお願いいたします。

第六点の交通災害の件でございますが、予定以上に軌道に乗ったのであれば、できれば私どももいたしましては、加入された方々に対して、かりに料金の値下げなりまたは何らかの形で報償、還金という点についても、ひとつよく検討をお願いしたいと。そういう点について、どのように考えていらっしゃるかお答えを願いたいと思います。

○議長(伊藤泰一君) 暫時、休憩いたします。

午後三時十一分休憩

○議長(伊藤泰一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

午後三時三十一分再開

(市長(九鬼喜久男君)登壇)

○市長(九鬼喜久男君) ご質問にお答えをいたします。

学校の登記について、一校一校の状況を知らせろということでございますが、ただいま交渉中のものもございまして、追って資料といたしましてお手元までお届けさせていただきたいと思っております。

公害患者の見舞金制度等につきましては、すでに申し上げたとおりでございます。

交通災害共済基金制度の余った金の運用につきましては、私はこれはやはり、学童等の交通安全施設等に重点的に使ったほうが、建設的に利用されるんじゃないかと考えておる次第でございます。

○議長(伊藤泰一君) 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君　たびたび登壇いたしました恐縮ですが、どうも大きい歯車と小さい歯車で、なかなか歯車の合い方がしっくりいきませんので、ひとつ最終的に潤滑油的に終わりたいと思います。

まず、児童手当の件でありますけれども、もう先ほども申し上げましたように、先進的な都市では、かりに市川市だとか三条市、相模原市だとか千葉市だとか、徳山市。また近々には佐世保市だとかという都市が、一様に実施または実施されておる。そういう現状でもありますので、特に本市におきましても、ひとつ明年度にはそれらの調査費なりとも計上していただいて、ひとつ真剣な態度でご検討をお願いいたしたいと思います。

ちなみに新潟県の三条市の例を申し上げますと、新潟県の三条市におきましては、公益質屋を廃止して、その予算百二十四万二千円を児童手当の予算に充てて、四十三年四月から実施しておるわけですが、三条市の人口は七万六千人で、一万七千五百六十九世帯の中、所得額八十万円以下の世帯を対象として一応、四子を対象として、一人当たり児童一千円の額として出発したわけですが、その対象世帯が、わずか六十一世帯の八十六名が該当しておると聞いております。また、準備期間としても一カ月ぐらいの間で調査ができて、そして該当する人を抜粋して名簿をつくって、本人あてに連絡もし、また、市の広報及び隣組の回覧等でPRを周知徹底をして、そして実施に踏み切ったようであります。そのために市民全員、該当者全員が申し込みをして、市民の方から非常に喜ばれておるといふふうにも聞いております。

きのうの質問の中にも、四日市の公益質屋の件が出ておりましたけれども、そのとき市長は答弁の中に、公益質屋を廃止してもよいというふうなお話でありましたが、別段、公益質屋をこの際廃止せいという意味ではありませんけれども、まだまだ四日市の市政の中に、そういう重点的なほうへ回しても当然いような金は、まだまだ見ていけば

その財源の捻出についてもそうむずかしくはないと、このように思うわけがあります。

世間一般でもいわれておりますように、金の使い方一つが善悪の岐路にもなる、ともいわれておりますが、当然、市の市民の幸せをつくり上げるための金であれば、これは市長としても勇氣を持って使い切っていたいたとしても市民の方からも反発は出ないんじゃないかと、このようにも考えるわけですから、ひとつくぐれども児童手当の実施については、勇氣を持って実施に踏み切っていたく、その方向で進んでいただきたいと、このように念願するものであります。

また、四日市市にとっても一番大事な問題である、中小・零細企業の問題につきましてもご答弁も、私どものほうといたしましては、七項目お尋ねしたわけですが、ただ一、二点の答弁で市長は聞いていらっしゃるようですが、ひとつ先ほども申し上げましたように、金融貸し付けのワクがまだあると、こういう市長のお答えでありましたけれども、それは事務手続き、または審査上による問題等、全般に対するPR不足から、おそらくそういう現象が出ておるんじゃないかと思えます。したがって、この年末において既成の制度を改正して、市民の方自体がほんとうに利用しやすいような、またそれによって市の中小・零細企業の方々にも繁栄をもたらすようなそういう制度に、ひとつこの機会に改めるなり何なりのことについてもよく検討していただいて、ひとつまた前進的に進んでいただきたいと思います。

また、民生部の金融貸し付けの状況についてもお尋ねしたわけですが、そのご回答も得ておりませんが、いずれにいたしましても、ひとつ今回ご質問いたしました各項目につきましては、公明党の真意をよくくみ取っていただいて、今後またともどもにひとつ四日市発展のためにご健闘のほどをお願い申し上げます、公明党の代表質問を終らせていただきます。

○議長（伊藤泰一君） 本日はこの程度にとどめ、あの方は明日お願いすることになっています。
明日は、午前十時に会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十分散会

昭和四十三年十二月十八日

四日市市議会定例会会議録（才四号）

四日市市議会

昭和四十三年十二月十八日 四日市市議定会例會會議錄 才四号

米 田 好 兼速記

昭和四十三年十二月十八日（水曜日）

○議事日程 第四号

昭和四十三年十二月十八日（水）午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第一〇一号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算

（第三号）……………議案質疑：委員會付託

第三 議案第一〇二号 昭和四十三年度四日市市公益質屋特別會計

補正予算（第一号）……………〃

第四 議案第一〇三号 昭和四十三年度四日市市競輪事業特別會計

補正予算（第一号）……………〃

第五 議案第一〇四号 昭和四十三年度四日市市国民健康保險特別

會計補正予算（第一号）……………〃

第六 議案第一〇五号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特

第七	議案第一〇六号	別会計補正予算(第二号)……………議案説明：委員会付託 昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計 補正予算(第一号)……………	〃	：	〃
第八	議案第一〇七号	昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計 計補正予算(第二号)……………	〃	：	〃
第九	議案第一〇八号	昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理 事業特別会計補正予算(第二号)……………	〃	：	〃
第一〇	議案第一〇九号	昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業 特別会計補正予算(第一号)……………	〃	：	〃
第一一	議案第一一〇号	昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業 会計第二回補正予算……………	〃	：	〃
第一二	議案第一一一号	昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二 回補正予算……………	〃	：	〃
第一三	議案第一一二号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各 選挙区において選挙すべき委員の定数に関 する条例の一部改正について……………	〃	：	〃
第一四	議案第一一三号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正に ついて……………	〃	：	〃

第一五	議案第一一四号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………議案質疑：委員会付託			
第一六	議案第一一五号	四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶 助料支給条例の一部改正について……………	〃	：	〃
第一七	議案第一一六号	道路占用料金徴収条例の全部改正について……………	〃	：	〃
第一八	議案第一一七号	四日市市営住宅条例の一部改正について……………	〃	：	〃
第一九	議案第一一八号	四日市市立乳児院条例等の一部改正につい て……………	〃	：	〃
第二〇	議案第一一九号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………	〃	：	〃
第二一	議案第一二〇号	土地の取得について……………	〃	：	〃
第二二	議案第一二一号	四日市市上水道第三期拡張事業計画につい て……………	〃	：	〃
第二三	議案第一二二号	町及び字の区域の変更について……………	〃	：	〃
第二四	議案第一二三号	町及び字の区域の変更について……………	〃	：	〃
第二五	議案第一二四号	市道路線認定について……………	〃	：	〃
第二六	議案第一二五号	市道路線の一部廃止について……………	〃	：	〃
第二七	議案第一二六号	市道路線廃止について……………	〃	：	〃
第二八	議案第一二七号	昭和四十三年十二月一日に在職する職員に 支給する期末手当の特例に関する条例の制 定……………	〃	：	〃

○本日の会議に付した事件

第一 一般質問

- 第二 議案第一〇一号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）
第三 議案第一〇二号 昭和四十三年度四日市市公益質屋特別会計補正予算（第一号）
第四 議案第一〇三号 昭和四十三年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
第五 議案第一〇四号 昭和四十三年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
第六 議案第一〇五号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）
第七 議案第一〇六号 昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）
第八 議案第一〇七号 昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）
第九 議案第一〇八号 昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）
第一〇 議案第一〇九号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
第一一 議案第一一〇号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
第一二 議案第一一一号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
第一三 議案第一一二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する
条例の一部改正について
第一四 議案第一一三号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

- 第一五 議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について
第一六 議案第一一五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について
第一七 議案第一一六号 道路占用料金徴収条例の全部改正について
第一八 議案第一一七号 四日市市営住宅条例の一部改正について
第一九 議案第一一八号 四日市市立乳児院条例等の一部改正について
第二〇 議案第一一九号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
第二一 議案第一二〇号 土地の取得について
第二二 議案第一二一号 四日市市上水道第三期拡張事業計画について
第二三 議案第一二二号 町及び字の区域の変更について
第二四 議案第一二三号 町及び字の区域の変更について
第二五 議案第一二四号 市道路線認定について
第二六 議案第一二五号 市道路線の一部廃止について
第二七 議案第一二六号 市道路線廃止について
第二八 議案第一二七号 昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定に
ついて

○出席議員（四十一名）

味 岡 一 郎 君

六	宮	松	增	前	藤	日	日	早	服	長	野	生	豐	坪	辻	高	志
										谷							
平	田	島	山	川	井	比	沖	川	部	川	崎	川	田	井	橋	積	
豐		良	英	辰	泰	義	武	正	昌	鐸	貞	平	妙	誠	力	政	
					治												
司	勇	一	一	男	郎	平	男	夫	弘	元	芳	藏	稔	子	二	三	一
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

坂	後	小	小	訓	喜	川	加	笠	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天
					多												
上	藤	林	林	霸	野	村	藤	田	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春
長	藤	喜	哲	也				定	七	喜	武	久	信	太	泰	金	武
十	太																文
郎	郎	夫	夫	男	等	澤	男	衛	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（二名）

○議案説明のため出席した者

[illegible]

○市議会议務局

主 事	主 事	議 事 係 長	次 長	事 務 局 長
板 崎	柴 田	小 坂	森	菊 地
大 之 丞 君	静 良 君		正 太 郎 君	英 也 君

午前十時三分開議

○議長（伊藤泰一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤泰一君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

自由クラブ、坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 自由クラブを代表いたしまして、ご質問申し上げます。

一昨日来、各派の代表の方々が熱心に討議されまして、もう早大筋は終わりに近づいておるわけですが、その漏れたところを総括的にいろいろとお尋ね申し上げたいと思います。私の質問の観点は、市長が三年間市政に大いに尽瘁されまして、幾多の事業を遂次進めておられる、そのことに対して私は深く敬意を表するものでございますが、その三年間の市政の歩みに立ちまして、第四年に向かって進まれる市長にお尋ねをし、またいろいろと要望を申し上げたいと思うのでございます。

まず第一番に、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、昨日、大谷議員と市長との間に新幹線論議がかわされたんでございまして、私もちよつとこれに便乗してみたい感じがいたすのでございます。市長がいまひかりに乗車されまして、富士の霊峰を左の窓にながめ、箱根の連峰に向かって進もうとする車中の心境について、私はお尋ねしたいのでございます。（「二等か一等かいろいろあるよ」と呼ぶ者あり、笑声）

市長の政治姿勢というものが、市政百般の上に影響を及ぼすことは明らかな事実でございまして。市長が三年前に初めて当初予算案を出されて、その市政方針の説明の中にどのようにいわれたかと申しますと、まず市政の未来像、理想像として、清新な心がまえを持って清潔な市政を担当する決意に基づいて、いろいろと抱負を述べられたのでございます。私はその際に市政クラブを代表しまして質問に立ち、いろいろと質問を申し上げ、最後に、失礼ではございましたけれども市長に對しまして、今後よきブレーンを持って重要な施策の策定に当たられること、並びに二十二万市民のよきリーダーシップとして、大いに活躍されんことを希望申し上げたのでございます。

そこで、市長は過去三カ年において尊い政治経験を積まれました。また、市長学も相当ご勉強に相なつたと思うのでございます。したがって、就任当初に比べますならば、大いに発展したところの政治理念を心中深く秘めら

れておるものと、私は信ずるものでございます。今後、九鬼市長が本市の市政のうえにその政治理念をどのように展開しようとしておられるか、その心境のほどを承ることができますならば、このうえもない幸せと存する次第でございます。

第二は、来年度の予算編成の構想についてお尋ねいたします。一昨日来、各派の代表の方々が、各派において研究されました重要な政策をひっさげられていろいろと質問になり、またいろいろと要望を申されたんでございまして、もう二日間の論戦は、ここに集中されたものと信じておるのでございます。市長が来年度の予算編成に当たりまして、まず第一番に、財源の確保をどのように取り計ろうとしておられるか、その考えについてお尋ねいたします。財源につきましては、自主的財源と依存財源がございまして、そこで、来年度の自主的財源の本市の予想はどれぐらいに見積もっておられるか。第二番、依存財源の獲得にどのような考えを持っておられるか。特に依存財源は国庫の支出金あるいは市債というものがその重点になるのでございまして、この依存財源の獲得は、理事者の手腕にまつところが大きいのであります。また、この依存財源を獲得されまして、投資的経費の予算にどのように繰り込むかということとは、予算編成上の重要な技術でございまして、その点につきましてお心がまえ、お考えをお持ちならばお漏らしを願いたいと思います。

その次に、第二番にはどれぐらいの予算を来年は編成しようとしておられるかという点でございまして。これも一昨日来の各派の代表の方々のご要望などを私がじっと聞いておりまして、集計いたしますと、おおよそ百億円以上ぐらいの大型予算が必要かとも思われたのでございます。しかし、本市の現在の財政状態から、かかる大型予算を組むことは、まだ数年早いと思うのでございます。しかし、本市の財源の中心である市税の伸長率からおよそ類推しますと、来年度の当初の一般予算は六十億を下らないものと推定するのでございますが、市長はどういうような構想を

持っておられますか、これもお漏らしが願えるならば、ひとつお漏らしを願いたい。

その次に、その予算の中に重点施策としてどういうものを繰り込もうとしておられるか。市長の三カ年の歩みを振り返ってみますと、いつも五つの重点施策をあげておられるのでございます。その第一点は道路、下水道の整備促進。二番目には公害対策、交通安全対策、都市の緑化。三番目には住宅の建設、社会福祉の増進、清掃事業の整備拡充。第四番目には、小中学校並びに幼稚園の教育施設の環境整備の充実、父兄負担の軽減。第五番目には、近郊農業の振興といたしまして農業基盤整備の事業の推進、中小企業の近代化促進を唱えられておりまして、この基本方針には大きな変化はないものと私は信じまして、一昨日来の各派の代表のご要望を入れられて、均衡のとれた大型予算が組まれるだろうと、これまた想像するのでございます。

が、特にここで私が市長の心境を伺いたいのは、この均衡のとれた予算のうえに、さらに最重点的にどのような施策を繰り込もうとしておられるか。二日間の論戦で市長の答弁から、ある程度市長の腹の中は読めたのでございますけれども、ひとつ発表ができるならばお漏らしを願いたい。

次、本年度の予算執行の状況についてでございます。これは何もこまかいことを私はお尋ねしようとするものではないと思いますが、当初予算、並びに追加予算において編成されました事業費のうち、いろいろの事情でどうしても来年度に繰り延べをせなくちゃならないような事業があるならば、その概要をお漏らしを願いたい。これは、来年度の予算編成の上に重要な資料になると思うからでございます。

次、大きい第三番としまして、行財政の合理化と積極政策についてお尋ねいたしますが、これは、第二の来年度の予算編成の構想と関連するものであることを申し添えておきます。

まずその第一として、市長の財政政策についてお尋ねいたします。市長はここ両三年間、健全財政を堅持されて来

られる。また、きのうはそういう方向をご答弁になっておられまして、私はこれに異存がないのでございます。しかし、本市のごとく財政力の伸長率が非常に進んでおるこの都市において、いつまでも健全財政のみを堅持することが妥当であるかどうかと、ここに疑問を持つものでございます。昨日も事務局からの資料として、財源超過額の全国一覽表を出され、拝見したのでございますが、本市の財政の超過額の状態は、全国で第四位にランクされておるのでございます。私、自分の過去を振り返ってみましたときに、十年前、すなわち三十四年に初めて市会の末席を汚したときには、税収入が約十一億五千万円ぐらいであったと思っておりますが、本年度の税収入の最終は、今日のイザナギ景気から類推しまして、おそらくは三十八、九億に達するかとも思うのでございます。

このように生々発展いたしまするわが四日市におきまして、毎年の決算に三億ないし四億の繰越金をもって進むというところが、予算編成上はたしてどうだろうか。私は、来年度におきましてはこういうことのないように、財源の効率化をはかる意味においても、いまだし市長の財政政策を前進せしめて、積極健全財政という方向に進まれてはいかがかと思うのでございますが、市長の考えを伺い申し上げます。

その次、行財政の合理化をはかりまして、財政の確立並びに市政運営の方向を刷新して、大いに近代化される問題についてお尋ねをしたいと思うのでございます。

申すまでもなく、市民の生活水準はだんだんと向上いたしましたして、市政に対する市民の要望はだんだんと高度化しております。したがって、建設的な事業費、あるいは広い意味の福祉行政の事業費などが、年々増大しております。これに對しまして一面、人件費の増高は年々進み、義務的経費の増加となってきます。しかし、これは私は何も悪いというのではございません。当然でございます。また、物価の高騰もだんだんと行なわれまして、消費的な経費が増大するばかりでございます。ここで、この消費的経費と投資的経費のバランスをどのようにとって進むか、そういう

立場に立って行財政の合理化をはかる必要がないかという点につきまして、お尋ねをするわけでございます。

いよいよ市長も新庁舎の改築に踏み切ろうとしておられますが、私はこの機会に、新庁舎の設計を含めて行政事務の合理化、能率化と相マッチした設計、あるいは職員の管理体制の確立できるような設計を行なわれて、本市の行政の刷新、そういう点からいきまして広い範囲にわたります従来の行政機構に批判、検討を加えて、市民第一主義の機構改革をされるようなご意図はないかどうか。一昨日も出張所の問題につきまして、その改革をやろうとしたけれども、幾多の圧力があつたというように申されておりますが、市民第一主義に徹するならば、どうぞ思い切つてやる勇断を持ってもらいたいことをお願いするのでございます。

その次、現在の一本だけであるところの職員の給与体系を見ましたときに、長所もありますが、また不合理な点もあるのでございまして、この際、事務系、技術系、単純労務系というような三本立ての給与体系にこれを切りかえてその合理化をはかる。あわせて人事管理の刷新をも行ない、精鋭主義を取り入れて、財政の合理化の一助にせられるご意図があるかないかという点について、お尋ねするのでございます。しかし、この問題はいはやすく実行はむずかしいのでございますから、庁内に調査機関を置いて、二、三年の日時を費やして、本市に最も適応したところの行財政の改革をはかって、最初からたびたび述べますように、市民第一主義の市政運営に徹せられることが必要ではないかと信ずるものでございます。私らのクラブにおきまして、この点についていろいろ建設的な意見があり、進められておるわけでございますから、この点申し添えておきます。

次、第四番として教育行政と予算の関連性についてでございますが、この問題は各会派からいろいろと論議されておりますので、一、二私は要望を申し上げておこうと思ひます。

教育行政部門が他の行政部門と違いますところは、次の時代をになう児童生徒の素質を十分伸長し、りっぱな人間

形成を行なうという重要な使命を持っておるところでございます。この重要な任務を遂行するためには、各派の代表の方々から学校の整備、環境の改善、あるいは備品の充実というように、いろいろと申し述べられております。また教育委員会においても、相当な意欲を持って進もうとしておられますから、その方向については何も申し上げる必要がないのであります。が、年々数億の費用を投じまして学校の施設、整備の拡充を理事者がはかっておられるのでございますから、この校舎備品の管理の運営について、学校の先生並びに児童生徒を中心として、ひとつりっぱな方法で進んでもらいたい。いわゆる学校の管理運営の問題でございます。

第二番は、教育は人にあります。本市にも一千名の教職員が、日夜活動しております。この先生方が教育者としての使命感に徹して、安んじてその仕事に従事せられるような態勢を十分とってもらいたい。申すまでもなく、先生の感化力というものは非常に偉大でございます。一例をあげますならば、図工の技能に長じた先生が一学校に赴任されますと、受け持っておられる生徒、あるいはその学校の生徒、児童の図工の技能の成成はめきめきと向上、進歩するまでございます。知該教科においても、これは目に見えませんが同様でございます。

そういう点におきまして、本市の教育の振興には、何といっても一千名の先生方が教育技術の研修、自己の能力の向上ということに専念されることが、一番大事だと思っております。先生方が左右いずれにも偏せず、中立的な態度をもって次代の青少年をりっぱに教育してもらおうような態勢を十分とってもらいたいことを、教育委員会に要望しておきます。

第五番、総合農政の問題点と農業共済の市移譲の問題に移ります。

総合農政の問題につきましては、昨日後藤議員からいろいろご質問になり、これに対して市長並びに産業部長から答弁があったのでございます。わが国の農政は非常にむずかしい曲がりかどにきておるのでございますが、これを大

局的に見ますと、わが国の農政の本幹は、一億国民の食糧問題を解決するという大きな命題に立って、幾多の施策が戦後実行されておるのでございますが、幸い中央の施策、地方自治体自体の努力、農民のたゆまざる農業振興に対する努力と、あわせて天候の天佑を受けまして、ここ数年間豊作続きであったのでございます。ここに米の増産が極に達して、食糧制度に対しての批判検討が本年度になりましたから急に起こってまいりましたのでございまして、この問題について、いろいろ検討されているのが総合農政でございます。

総合農政の中心は、依然として生産性の拡大、従来の米麦中心からさらに進んで家畜、あるいは果樹、蔬菜というような方面にこれを拡充していくと。また、農地法を改善して農地の流動性をはかって、大規模の農業経営をやるようにして基盤整備の大事業、これを完成する。あわせて増産される農産物の価格の安定と、その流通をはかりまして第一次産業に従事しておられる農家の所得の増加をはかるというのが、その目的でございます。

きのうの市長並びに産業部長の答弁の中に、この農産物の価格の安定、流通問題について触れておられませんですが、総合農政の問題に立ってこの点どういうようにお考えを持っておられるか、この点について追加のご答弁をお願い申し上げます。

次に、農業共済の市移譲問題について触れます。農業共済は、申すまでもなく農業災害補償法に基づいて制定されこれが運営されてきたものでございまして、やっぱり先ほど申し上げましたように、国民の食糧問題解決の一政策として、重要な施策でございます。本市におきまして、当初において二十二の共済組合が組織されて、進んできたのであります。その運営の中にいろいろな問題がございまして、これが八つの組合に統合され、さらに昭和三十八年ごろから市の産業部長、農林課長の指導、助言に基づいて、将来この共済事業を市に移管する前提に立って運営の改善を行ない、昭和四十年に現在のごとき四日市農業共済組合として、一本化になったのでございます。以来、共済組

合に関係する職員は、一日も早く市に移譲してもらうことを願ひながら業務の改善につとめ、かたわら組合員から市移譲の陳情書が出されまして、担当の常任委員会においては、これが採決になっておるのでございまして、八千の共済組合員は、市移譲を心から期待いたしておるものでございます。

私ども、農政について研究するサークルとして農友会を持っておりますが、十数名の農友会の皆さんと、昨年度はこの農業共済の市移譲の問題を研究テーマに取り上げまして、これを実行しておるところの鈴鹿市、津市を親しくおたずねし、その市移譲に関係された職員、議員の皆さんからその実情、経過、移譲後の現状についていろいろと内容をお尋ねし、研究したのでございますが、両都市の関係者のことばを総合しますと、保守的な農家が市移譲の前までは、この共済に対して、あるいはその共済の運営に対して多少の不信感を持っていたけれども、市移譲後は共済の精神をよく理解し、自主的に農業生産の増強をはかっておられる、その様子の説明を受けたんでございまして、私も農友会におきましては、本市の農政上、やっぱりお隣の鈴鹿市、津市と同様な状態になることを話し合い、意見統一して、四日市農業共済組合の職員幹部と常に連携をとって、今日に至ったものでございます。

なお、前述もいたしましたように、総合農政の推進が国民の食糧問題解決として大きな使命を持っており、今後また重要な問題を持つておるのでございまして、こういう立場から農業共済制度も、また農政上の重要な施策でございまして。総合農政がますます推進されますならばされるほど、共済制度の組織も拡充、強化されていくことは間違いないでございせん。総合農政と共済組合制度とは、表裏一体のものと信ずるのでございます。また、わが国の産業構造の変動から、専業農家は順次減少していくのでございまして、農業経済を一本として将来、食糧増産に邁進しようという専業農家を優遇するうえからも、この農業共済の基本政策をますます重要視しなければならぬという信念を持つておるのでございます。

こういう観点から、市長が昨日、後藤議員の質問に答えられまして、本市の農政に対して種々の施策、方向を説かれましたが、その市長の精神とこの共済制度の移譲の問題とは、相一致するものと私は信ずるものでございます。今回、共済組合の組合員の方々が、一日も早く念願しておりますところの市移譲の促進をお願いするために、多数の連署をもって市長並びに議会にお願いしておられるのでございます。これは、今後もお農業に専念しようという組合員が、ほんとうに農業政策に安んじて生産の増強に取り組もうという、素朴な願ひのあらわれであると思うのでございます。

こういうような立場から、市長におかれましては、本市の共済組合の変遷の経緯と、いまの組合員の素朴な願ひとをどのように受け止めて、本市の将来の農政上にどのように進んでいこうとしておられるか、市長のお考えのほどをお伺いいたします。

最後に、福祉行政より見たるところの特殊教育についてお尋ねいたします。

福祉行政は多岐多様にわたっておりますが、政治の最終これが目標でございまして。特に、心身障害児あるいは精薄児のある家庭の心境を思うときに、この福祉行政は非常に重要なものでございます。幸い、文部省あるいは厚生省あるいは労働省におきまして、この対策についていろいろの対策、施策が講じられておる。また、地方自治体また有志の方々が財団法人組織をもって、これら該当児を教育する種々の施設が行なわれておりますことは、非常に喜ばしいことでございます。この問題に関しても、一昨日、市長は豊田議員の質問にこたえて触れられましたが、私はこういう心身障害児、あるいは精薄者に対して、市長がいま少しあたたかいかい施策を施そうという積極的な態度をお示しになることを願ひするものでございます。具体的に二、三について、担当の方々からお尋ねします。

まず教育委員会、特殊学級の増設でございまして。本市におきましても特殊学級は早くから行なわれておりますが

その規模はもう最小限度でございます。これも一昨日でしたか、小西厚生部長から本市の精薄児の軽度、中度、重度の大体の概数をご発表になったのでございますが、この軽度の精薄児に対する教育指導のために、今後大いに特殊学級の増設、強化をはかられんことを祈るものでございますが、委員会ではどのように考えておられるか。また、聖母の家にも相当数、特殊学級において指導する必要があるわけでございますが、これもあわせての対策についてお尋ねをいたします。なお、特殊学級に収容できない次の段階の該当児に対して、将来、養護学校の施設をつくってこの問題に取り組もうとすること図があるかないかも、あわせてお尋ねいたします。

次に、みはと学園の運営についてお尋ねいたします。みはと学園は、昭和三十六年に創設されたものでございまして、本市としてもこの政策に早く取り組みました一つのあらわれでございますが、しかし、その運営の内容、方法については大いに検討すべき必要があることが、関係の方々から盛んに述べられておるのでございます。そこで、ことしから北勢児童相談所も創設されたこととございますから、北勢児童相談所とよくタイアップされまして、このみはと学園の運営の改善をはかれるご計画、また、昭和四十一年には当時の厚生部長が、みはと学園の前に土地を買収して授産所を設置しようという計画も立案され、その土地の一部の購入も済んでおるのでございます。こういうような土地の利用の面からいきまして、今後どのようにみはと学園の運営の改善、授産所の問題等取り組みうとしておられるか。これは厚生部長のほうにお尋ねするわけでございます。

なお、この問題の中で一番大きな問題は、小中学校の特殊学級、あるいはみはと学園、あるいは聖母の家を年齢的にこの三施設に収容できないところのもの、すなわち十八歳以上の者にどのような指導、あるいは職業の補導を行なうかということが、本市にとりましては大きな問題でございますが、この十八歳以上のお気の毒な方々の指導方法についても、将来の構想があるならばお答えを願いたいのでございます。

以上、長々とお尋ね申し上げましたが、これに対して適切なご答弁をお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの坂上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、冒頭に承りました第一項市政方針に関してでございますが、いまごろは新雪の富士を望んで走っておるような心境だと思ふかどうか、ということでございますが、私はまだ、昨日申し上げましたのは、ひかりに乗ったかこだまに乗っておるのかはまだわからないということでございます。私は現在まだ豊橋の手前を走っておるという心境でございますということを申し上げます。まだ富士山を見るところまでは走っておらないということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

すでにご指摘のように、三年間を経過いたしましたわけでございますが、その市政についての心境はどうかということでございますが、私といたしましては、この三年間、及ばずながら皆さまのご支援をいただきまして、その他職員、幹部の皆さんとともに努力をいたしてまいりましたつもりでございます。この三年間の体験にかんがみまして、今後とも新鮮味を持って、謙虚さを持って、また計画性を持って（「よう覚えておけよ」と呼ぶ者あり）そしてまた強い実行力を持って、今後も引き続き努力をいたしたいと考えておる次第でございます。私自身が申し上げておるのでございますので、よく覚えておきます。

これに関連いたしまして市政の方針、あるいはそういうことに若干触れさせていただきたいと思いますが、昨日も地方自治法の第一条にあるところの、民主的にして能率的な市政を行なうというのが趣旨だというご指摘でございましたが、私もそのとおりであろうかと考えております。民主的な行政を行なうって、しかもこの複雑、多様化していく

ところの社会にあって、能率的な、効率的な市政を選用するというのが最も大切なことではないかと思っております。民主的行政を行なうにいたしましても、また能率的な行政を行なうにいたしましても、やはり職員の質の向上も大切でございますし、また、民主的行政の本質を生かすためには、市民の皆さんが何を考えておるかということを端的に取り上げ、また、そういうような意向を市民の皆さんから自由に反映させるような方法が必要であらうかと考えております。ことしは幸い自治会等におかれましても、六ブロックに分けられまして自治会長の研修会をされました。すでに六地区の全部の会合に私は出席をさせていただいて、いろいろご意見も承り、私の考えておるところ、あるいは部長等の意見も発表させていただいたわけでございますが、このような機会を利用して、皆さんの考えておられるところを十分承って、民主的行政をするということが必要ではないかと、こう考えております。

したがって、この複雑化、多様化していく中において職員等の質の向上ということは、最も大切なことであろうかと思っておりますので、すでにご承知のように、職員の等級別の研修を実施いたしておるのが現状でございます。また、機械化等につきましても、当節、コンピューターであるとか計算機等の時代でございますので、そういうものに乘せて事務が迅速にできる点につきましては、機械化をどしどしはかりたいと考えております。また、最近よその都市で行なっておりますところの事務だとか仕事の委託、業務の委託をしておるところがございますが、業務を委託したほうが能率が上がるというようなことならば、やはりこういうことも今後十分検討していかなければならない問題ではないかと思っております。

さらに、広域行政の面で、最近いろいろな仕事の面で、広域的に配慮しなければ解決しないという問題がたくさんございます。私が指摘するまでもないご承知のことばかりでございますが、そういうような広い分野にわたって民主的行政と、能率的、効率的な行政を行ないたいと考えております。したがって、四日市市の都市の性格というものを

十分見きわめたうえで、私は都市の生活環境というものと、工業基盤の整備というものを達成いたしていきたい。また、その中でも重点的な施策を取り上げてやりたいと考えております。ことに、その重点的な施策とともに長期的な観点を加味して、年次計画というものを考えていかなければならないのではないかと考えておる次第でございます。

来年度の予算の編成に関連いたしましてでございますが、自主財源の見積もりでございますが、私は四十四年度は大体四十八、九億円に達するのではないかと考えております。一般予算の総予算に對しまして、七三%から五%ぐらいに達する自主財源があるのではないかと思います。依存財源の獲得につきましては、起債等に、あるいは事業予算等につきまして、環境整備のために十分な努力をいたしたいと考えております。

四十四年度の予算の規模でございますが、ご推定のとおり大体六十億円から六十二、三億円に達するものではないかと、私は概算を考えております。その中でも、予算の均衡のとれた使い道のうえに、さらに重点的な施策を考へるということでございますが、やはりそのように対応したいと考えておりまして、すでに申し上げましたように道路等につきましては、国道のみにたよっておったのでは、もうすでに渋滞化しておる道路が、完全にマヒするような状態になるのではないかと考えますので、国道のバイパス的なもの、あるいは県道のバイパス的なものを市道でやはり十分考えていかなければならないと思っております。

下水につきましては、昨日も申し上げましたように公共下水道の引き続き事業を進めさせていただきますとともに都市下水のほうで四十四年度は格段の努力をいたしたいと考えております。

学校等につきましては、昨日申し上げましたとおり、年次計画は短期間にできるように努力をいたしたいと考えております。なお、その他補正をさしていただかなきやならぬ点がございましたら、ひとつ岩野助役から補正をさしていただきます。

繰り延べ事業の概要等につきましては、岩野助役からお答えをさせていただきますと思います。

行財政の合理化、積極化の点でございますが、健全財政ということは、当然われわれとしては、自治体の行政をあずかる以上、考えなければならぬことと考えてございまして、ただ、将来の見通しもなくがちの健全財政ということではなしに、積極的な姿勢で臨みたいと考えております。昨日も申し上げましたように、国家予算等におきましても年間予算、あるいは総合予算というような考え方から対処いたしておりますので、国家予算におきましては昨日申し上げましたように、組みかえの補正はしても追加補正をしないというのが大蔵省の考え方でございますが、地方自治体におきましては、そのようなことでは対処できませんので、六十億ないし六十二億に達するところの当初予算に対して、年間必要な予算は余裕のある限り追加していくべきではないかと考えておるわけでございます。

なお、好財政の合理化は、新庁舎の設計を含めてよく十分管理体制を含めて考えるということでございますが、われわれといたしましても新庁舎につきましては、議長室がりっぱだとか、副議長室がりっぱだとか、あるいは市長室助役室その他幹部の部屋がりっぱだというようなことではなしに、市民本位に、仕事本位に、また能率本位にこの新庁舎を考えたいと、設計さしていただきたいと考えておりまして、担当の各部から課におろして仕事本位に、いろいろの設計等につきまして職員の要望をうかがっておる次第でございまして、新庁舎につきましてはそのような計画のもとに、行政が市民のサービスに徹底し、合理的に行なえるように努力をいたしたいと考えております。

職員の給与体系につきましては、現在、事務職系と労務職系の二本系列でございしますが、単純化し合理化する必要があるということは、申すまでもないこととございまして、現在の給料表につきましても、最近検討して改めさせていただいた点もございしますが、給料表等につきましては、不合理な点がございましたら今後とも皆さんのご意向もうかがい、また職員の意向もうかがって、検討を十分させていただくつもりでおります。

総合農政に関連しての問題でございますが、昨日もお答えをさせていただきました点に抵触する点があるかも知れませんが、やはり私はかねがね貝家等でも申されておりますように、主産地の育成をしていくということが非常に大切なことであって、そのことは当然農業改善事業にも結びつき、また後継者の育成にも、主産地というものの生活の柱、あるいはその作業の柱を通じて後継者が育っていくものであると考えておりまして、ただ主産地の育成というだけでは、ご指摘のように流通と価格の安定というようなことについてはどういうように考えておるのかということでございますが、主産地というものと流通市場というものを当然考えなければならぬことであると、われわれもそれは十分考えておりますが、流通市場が四日市のみではやはり適正規模に達しないと。どうしても大量栽培をして、大市場を確保しなければならないということは当然のこととでございます。

しかしながら、この主産地といたしましても最近見られますように、みかんであるとか玉ねぎが暴落するというようなことがございます。大量栽培をいたしますと、価格の低落という現象が時としては起こる。したがって価格の低落、流通市場向きに努力をすれば大量栽培、大市場に向かう。そして価格は低落すると、しかも価格の安定がなければ農家が安定しないという相矛盾するような関係がございしますが、価格が安定し、流通市場を十分確保するためには荷受け機関の整備ということと冷蔵倉庫、冷蔵施設が必要であるということとをわれわれは考えておるわけでございますが、ともかく冷蔵施設ということは相当な費用のかかることとございしますので、今後こういう点、荷受け機関等につきましては、中央卸売り市場等の問題が前から問題になっておるわけでございますが、中央卸売り市場等の問題につきましては、今後十分前向きに検討しなければならぬものであると、われわれは判断をいたしております。

次に、農業共済のご指摘の問題でございますが、この農業共済の存在する理由につきましては私が申し上げるまでもなく、損失を補てんして農業経営の合理化ということが考えられて、農業再生産が確保されるという趣旨のために

この農業共済事業というものが行なわれておるわけでございますが、しかしながら、この農業共済組合がどうにもや
っていけないと、じやなぜやっていけないのかと申しますと、それは共済の掛金が不適正であると、安過ぎるんだと
いう考え方もあるでしょうし、また、職員の数が適当であるのかどうかという点もございます。四日市の農業共済は
現在十五人の使用者で、平均給与が大体四万二千円ぐらいだということをうかがっておりますが、そういうような職
員の数が適正であるかどうかということもやはり考えなければならぬ。

大体、農業共済事業が市に移譲される理由といたしましては、大体次の三つのものが考えられておるといわれてお
ります。それは事業の規模が小さくて、運営が困難であるというような場合でございまして、これはこの共済事業法
の八十五条によって基準以下の共済組合というものがきめられておりまして、そういう基準から考えた場合には、四
日市の場合にはその基準には該当しない。また第二点といたしましては、共済組合の事務が長期にわたって不適正で
あるかどうかということでございますが、四日市市の場合も、このような長期にわたって掛金が滞納されておるとか
あるいは共済金が不正に支払われておるとか、また、職員が不正をやっておるとかというようなことが指摘されるわけ
でございますが、こういうことも四日市の農業共済にはございせんので、これも該当しない。第三点は、市町村が行
なえばそれではその共済の運営が効率的にいくのかどうかと、いく見込みがあるのかということでございますが、私
は、市町村がやったら効率的にいくというように一概にこの判定をすることはできないのではないかと、私自身は考
えておるわけでございます。県下の市町村等に移譲されておる場合を見ますと、全県下に七十五の農業共済組合が現
在でございますが、そのうち二十三が市町村に移譲されておって、五十二が共済組合自身でやっておるといのが現状
でございます。私はやはりこの赤字が出るんだと、どうもそれだけでは市が引き受けるということにつきましては
職員数の問題等におきましてやはりいろいろ問題があるのではないかと考えておるわけでございまして、今後とも

この私が市政を、職員数をできるだけ少なくして人件費の節減をはかる、投資的経費の多くなるように人件費とい
うものをできるだけ節減をはかるように、精鋭主義で臨みたいということを考えております。

市町村行政には市町村行政の本来の行政の分野があるわけでございますので、このような共済事業まで引き受ける
ということが、はたして自治体の行政として妥当なものであるかどうかということにつきましては、まだ私自身は納
得でかかぬものがございますので、今後ともこの問題につきましては、検討させていただきたいと考えておる次第
でございます。

次に、福祉行政につきましては担当の者からお答えをさせていただきますが、ただ、みはと学園に皆さんから、た
えず前々から問題になっておりますところの五百三十坪（一、七四九平方メートル）の用地がございまして、その中
に百八十坪（五九四平方メートル）の未買収地がございまして、ともかくその土地が非常に高いことをいっておるもの
ですから、われわれといたしましては、買うことにつきましてちゅうちょいたしておったわけでございますが、今後
この価格をもう少し妥当な線におろすような努力をいたしまして、この百八十坪を買収して、みはと学園を若干でも
拡充させていただいて、ご期待に沿いたいと考えておるわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四分休憩

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩野助役。

午前十一時十九分再開

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 昭和四十三年度の予算の執行状況についてお答えいたします。

投資的事业につきましては、補助事業につきましては大体六億円の予算に対して、十一月三十日現在におきまして四億四千万円が契約済みとなっております。それから、単独事業におきましては、合計八億九千万円の予算のうち、五億八千万円が契約を済ませております。大体事業は順調に進んでおると思うのでございますが、下水道の契約がややおくれておるような感じを持っております。しかし、全般的に来年度に現在の時点におきましては、はっきり繰り越さなければならぬというような事業は見当たらないのでございまして、私たちとしては、できるだけ繰り年度に繰り越すことのないように、本年度の予算は本年度において全部執行を終わりたいと考えまして、事業を促進していきたいと思っております。

○議長（伊藤泰一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） みはと学園の前の敷地の活用につきまして、前部長当時こういう計画があったので、その後どういうように活用するかという点でございしますが、先ほども市長が申し上げましたとおり、残りの百八十坪を賣うということは、その上へ乗せるものも考えておる姿勢であるというふうに担当部長は考えておりますのでご了解をお願いしたいと思います。ただその中で、北勢児童相談所ができたのでそれとのタイアップした考え方、いろいろの点があったら説明を願いたいということでございますが、ご案内のように児童相談所ができてから、三百八十四件ばかりのもろもろの相談がまいっております。そのうち精薄につきまして相談が九十九件でございます。いかに多いかがわかっております。そこで、たえず私どもはいまのみはと学園の三十名の定員を割ってい

るところに問題がございますので、そういう啓もう開発についてはたえず北勢児童相談所と連絡を密にして、教えてもらう面は教えていただき、あるいは行政面で考えておるところは発表をいたして、コミュニケーションを大いにやらしてもらっておるわけでございますので、本市に設置されたことによりまして、従来以上にそういった運用の面につきましては、十分に発展的な今後の将来の見通しが立つんではないかと、こういうふうに考えております。

先ほど、養護学校あるいは特殊学級等に拾われないそういったものの層に対する対策はどうかということでございますが、養護学校、特殊学級につきましては教育委員会の部門でございしますので、後ほどご説明があらうかと思えますが、それ以外になりますと私のほうといたしましては、これはどこでも、各国でも一緒にございしますが、児のうちは教育の面と福祉の面の両面を掲げるかと思いますが、成人になりますと、やはり福祉のほうに移り変わってくるのが当然の姿かと思えます。

そこで、みはと学園の子供のことにつきまして、児童相談所が相談の指導という見地から、専門家が発表されておりますデータを若干申し上げて参考にしたいと思いますが、たとえば、十六歳の子であって生活的に社会的な生活能力ということで判定した場合には、三歳程度の知能しか持っていないと。あるいは十五歳の子供の場合に、これは個々によってみな違いますけれども、一例でございしますが、四歳五カ月ぐらいの生活の能力しか持っていないと。いかにみはと学園の児が非常に流動化しているかということが、これでわかってくるわけでございます。

非常にご質問の内容は、そういう方たちが成人になった場合に一体どうするかというご心配からもあるかと思えます。現在の精薄の通園施設である、本市で唯一の通園施設であるみはと学園の充実策についてどう考えておるかという、二面があるかと思いますが、そのみはと学園に対する充実策につきましては、児童相談所を通じてして大いに私のほうは努力をいたしていきたい。あるいは内部的に問題があるのならば、すみやかにそれを解消して

いきたいというように考えておりますが、いまのような社会的な生活能力しかない方が、十八歳以上になった場合に、それでは三重県で成人を迎える施設が三つ四つございませうけれども、全部これは社会復帰を目的として収容をされております。ですから、いまのご質問の中で二つに分けられるんじゃないか。いわゆるみはと、あるいはまたその上の段階である特殊学級を出た子たちが、社会復帰ができるものとできないものとに分けて見えた場合に、みはと学園の子は、九九％までは社会復帰ができない子であるというふうに判断をしております。そうしますと、私どものほうでいいますと、この子たちは将来やっぱり寝たきりの子であるというふうに解釈をせなきゃならぬかと思いますが、そういう子をそれでは三重県の成人向きの施設で拾ってくれるかというと、そこではシャットアウトしております。全部福祉法人なり、財団法人なりで経営をしております。あるいは県立もございしますが、全部社会復帰を目的にして収容しておりますので、社会復帰が不可能な人はできるだけ収容をせないというような立場をとっておりますが、それだけに非常にむずかしいわけです、運営が。

したがしまして、みはと学園の前の活用につきましてもいろいろの問題があるかと思ひますけれども、たとえば先ほど出ました前部長当時の計画も私承知をしておりますが、これはやっぱり社会復帰を目的としてということがございしますが、三十名定員で社会復帰を目的としてということで、みはと学園の園児だけを対象にした場合に、それが可能であるかということになりますと、非常に私は心配する向きがあるわけでございます。ですから、そういうものもろの面も含めて、それで私のほうが引つ込み思案になるというんではなくて全国的に見ましても、授産施設につきましては百何倍という数が足りないわけです。数字をながめた場合に、単に足りないというのはどういうことで足らないのかと申し上げると、これは非常に運営がむずかしいから足りないかということも、実証できるんじゃないかということでございます。では、そういうものもろの問題も含めて考えていきますときには、対策を今後

のために失敗のないようなものに乗せていこうとすると、専門家のご意見なり、時代が流れておりますから、そういうようなことで時代に即応したものを考えていかなきゃならぬと、こういうふうに考えております。

たとえば、総合福祉計画の中で寺島先生が提案している中には、やはりそういう前に置くときには、できるだけ重度の者を拾うような通園施設がよろしいだろうけれども、重度は非常にむずかしさがあると。だから、生活指導のみにとどめておく通園施設が望ましいんじゃないかと。こういうふうになっております。

それから、これも通園の話でございますが、ところがその通園を、権威のある日本的に組織を持っている育成園、名張の育成園がそうですが、あれは全日本育成協会と申しますか、組織が全日本的にあるわけですが、そこでも通園施設を考えながらできなかったという問題があるわけです。どうして通園施設ができなかったかということにつきましては、現在担当の課長なり、私ら自身が出向きまして勉強中でございます。

そういうような関係で、非常にむずかしい面があるわけでございます。で、いろいろと問題がありますけれども、先ほど市長が申し上げましたとおり、百八十坪（五九四平方メートル）を買うんだということは、前向きに取り組んでいくんだという姿勢のあらわれであると考えておりますので、十分に私のほうは考慮をして、禍根を残さない施設をつくっていきたい、こういうふうに考えておりますので、ご了承を願いたい、こう思います。

○議長（伊藤泰一君） 教育委員長。

（「教育委員長（龍池清真君）登壇」）

○教育委員長（龍池清真君） 坂上議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

大体三点あると思っておりますが、第一点は、学校の設備に対する管理運営のご要望でございます。毎年巨額の市費を投じてこの学校の施設の整備、備品の整備をなさっておっていただくのでございますから、この物の面にわた

りまして、また人の面につきましても、これが十分効率を発揮するように運営していくのは、私どもの使命であると思っておりますので、その点におきまして十分ご期待に沿うように、一その注意を加えてまいりたいと思います。

次に、教職員の資質の向上であります。さつき坂上さんは、教師としての使命に徹するような教師を育てようというふうなおことばがございました。四日市市におきましては幸いにして明年、満二十周年を迎えます教育研究所というものがありまして、これが現在まで四日市市教育の陰の力となりまして、努力を重ねてまいりました。四日市市教育の質の向上というのは、主としてこの研究所の活動に負うところが多いと思うんでございます。毎年この教育研究所は、いろいろの企画をいたしておるのでございますが、今年特に初めて企画して、実施しました長期研修ということにつきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

これは、予算の関係もありまして、年度初めに二十二名の教師を選定いたしましたして、そのうちの二名を国立の教育研究所に派遣をいたしました。あとの二十名を、これを第一学期、第二学期に分けまして、それぞれ十名ずつ全国的に認められた先進校に一週間ないし十日間、派遣をいたしましたのであります。実際、その学校の先生となって、向こうの先生と寝食をともにしながら向こうの教育を体得をしまいたのでございます。これは代表として派遣をいたしました関係上、帰りましてから適当な時期に発表会を催すのでございますが、その報告を聞いておられますと、この企画というものは非常な効果をおさめておるようによろしく考へておるのでございます。これはまた、簡単な印刷物にいたしまして全市の教員に配布することによりたいしております。今後、こういうような研修方法はぜひ続けていきたいと思っております。

なお、派遣の研修方法としましては、全国的に催されます研修会に数名のものを派遣をいたしております。そのほか、例年繰り返しております研修の指定校がでございます。本年度は幼稚園では泊山、小学校では富田、三重、納

屋、水沢。中学校におきましては、塩浜と富洲原。以上七校を指定しまして、学校の持つております教育課題を中心といたしまして、学校ぐるみの研修をいたしておるんであります。これは毎年繰り返しておるのでございますけれども、校長あるいは全職員を通じて、精神的に一つの目標に向かって、まっしぐらに突進していくというような態勢を取りがちでありまして、坂上先生のおっしゃる人の管理という面につきましても、これは非常に役立っておりますに考へておるのであります。

また、図書を購入であるとか、あるいは教職員の研修にいたしましても、課題ときめまして研修を命ずることもございます。本年度は大体五項目ばかりにつきまして研修をいたしておるんですが、たとえば問題児の取り扱いであるとか、また家庭における子供の問題、そういうふうな課題を定めて、そして数名の教師をこれに、研究に従事させるといふようなところもっております。また、教員のほうでこういうふうな問題に取り組みたいという申し出がありますと、その教師を中心といたしまして人を加えて、その研究を完成せしめる。本年度はこの自由研究におきましては、大体十課題ぐらいを目標といたしております。その他、補助金を交付するとかそういうふうな方面で、いろいろ先生の資質の向上につとめておるんであります。

なお、これは昔からいわれますとおり、馬は水辺まで引いていくことはできるけれども、水を飲むのは馬自体であるといふようにいわれております。そういうふうな点におきまして、こういうふうな機関を動員すると同時に、先生の意欲を盛り立てるよう措置をいたしていきたいと思っております。

次に特殊学級の問題であります。これは義務教育というものがだんだんと整備されるに従いまして、I・Qの低いいわゆる精神薄弱に近い子供たちをその程度に応じて、十分に教育を加えてやりたいという考えが起くるのは、当然でございます。文部省なんかにおきまして、この特殊学級の増設ということは非常に要望をしておるよ

うなところでございます。で、全国的にみまして大体人口二十万の都市といたしますと、小学校、中学校、各六学級というのが設置基準になっております。この基準に照らしますと、四日市では現在、浜田に二校、塩浜に一校、富洲に一校、内部に一校、これみな小学校でありまして、合計五学級で四十四名であります。中学校では、中部中学に二学級ありまして十六人を収容いたしております。全国の水準に比べましてだいぶん劣っておりますので、来年度、この特殊学級を増加いたしていく所存でございます。目下のところ、大体四学級を目標にしておるんでございますがこれは県下の各地教委もそれぞれ要望をしておりますので、四学級全部割り当てがあるかどうかあやふまれますので、目下鋭意折衝中でございます。そのうちには一学級、言語障害児の特殊学級をつくりたいと思っております。で、既設の内部小学校の特殊学級と申しますのは、これは聖母の家の一つの部屋を借りて、運営をいたしておるんであります。聖母の家へまいりますと、そのほかにたくさん同じような子供がおるんであります、こういうような一定のところに収容されたそういうような子供を対象としての特殊学級は、比較的経営しやすいと思っておりますが、問題は、一般の普通学校に入っておりますI・Qの低い子供であり、また、それゆえに家庭に閉じこもっております子供たちでありまして、この子供たちを特殊学級に収容して教育するということは、一般父兄に対しまする宣伝、啓もうというようなことが先行しなければなりません。こういう方面にも今後、市の広報なりその他を通じて十分に徹底をしていきたいと思うのでございます。

なお、養護学校に対するご要望もございしますが、養護学校と申しますと、これはたとえば肢体不自由児を中心にするか、あるいは精神薄弱児を中心にするか、あるいはその両方重なったものを中心にするか、いろいろとその中心の取りようもございすし、また、これを収容しました場合にはいろいろと医療関係の助力も得なければなりませんし、職員等は相当の専門技術家を招聘しなければならぬ関係上、経費も非常にかかるんであります、これは市の

ほうで単独にやると申しますよりも、むしろ北勢のほうで相当大規模に県営なんかでやったほうが効果的ではなからうかと、こう思っておる次第であります。

以上、簡単にお答え申しました。

○議長（伊藤泰一君） 坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 たいへん多岐にわたって質問申し上げ、それに対して真摯なるお答えを得たのでございます。二、三要望なり、さらに再質問を申し上げたいと思うのでございます。

市長の市政に対する政治方針といえますか、政治姿勢というものにつきましては、たいへん謙虚な姿でお答えになったのですが、ここで発言されたことをわれわれ議員もよく了承しております。その点をお考えになりました、今後の政策のうえに必ず実現されることをお願いしたいんでございます。

来年度の予算の構想及び財源の要望につきましても、いろいろ申し上げたんでございますが、一、二ここで申し上げますと、依存財源の獲得ということでございます、これに対してはまだその核心に触れていないように思うのです。だから、この依存財源の獲得ということは、もう理事者の方の大事な政治的手腕でございます。その点については、ひとつ万遺憾のないように、なお足りないときには議会の皆さんをもご動員願ひまして、多く獲得されて、そして市民の要望する投資的経費の事業がほとんどできることを、私は切に願ひのでございます。

予算規模並びに重点施策についても、ほぼ皆さんと同じような考えがここに打ち出されたと思うのでございますが均衡のとれた予算のうえに、重点的なダイナミックな予算編成というところを私がもう一度復習いたしますと、教育の建設予算、次に土木の事業費に向かってウェイトを置くというように、私は承知したんでございます。たいへん

おこがましいことを私が申し上げて、失礼でございますけれども、来年度の財源の税収入の増加の半分は、ひとつ教育予算のプラスアルファをお願いする。（「市長になったら」と呼ぶ者あり、笑声）競輪において得られる収益税のほとんど全部が、土木のほうに確定になられまして、皆さんのご要望の舗装の早期実現、なお、市長の申されまいたいろいろの策についての計画を、来年度の施策の上に必ずあらわされんことを切に要望するのでございます。なお、予算査定におきましては、消費的経費の問題については大いにチェックされてよろしいです。建設的な事業費についてのチェックについては、慎重な態度をもって臨んでいただきたいと思います。

行財政の合理化と積極政策についても、一応市長の説明を了とし、これが実現されることを心から期待するものでございます。

教育行政に関しての問題は、龍池委員長からのご説明、ご答弁で私はよく了解をするものでございますが、特に先生方のご研究。きょうの新聞を拜見しますと、昭和四十七年度から中学校の教科内容の改定が示されております。これにはいろいろ問題がございまするだろうと思うけれども、戦後の教育のだんだんと改革が、地道について日本的に行なわれるひとつのあらわれだと思っております。わけても国語、あるいは社会科の指導ということは、重要な問題でございますので、中学の先生のご研修に最大の便宜をはかれんことを、切にお願い申し上げる次第でございます。

次に、総合農政の問題につきましてお答えを得たのでございますが、共済の市移譲について、市長の態度が出されたのでございますが、市長は三つについて説明されておる。規模の上からいったときに四日市の農業共済はどうであるかという、運営の面についてどうであるかというのでございますが、この運営の面につきましては、先ほど申し上げましたように市移譲を目標としての指導助言に基づいて関係の各位の努力された結果、相当合理化されておる

というこの時点、これをなおざりにしておいて、運営が乱脈に入ったり、掛金が赤字になったりしてからというのではいけないのでございますが、この辺のところに対しての認識をひとつお改めを願いたい。なお、やっぱり市に移譲したほうがその運営の合理化、経費の節減というところは、鈴鹿市及び津市においてこれが歴然としておるのでございますから、こういう点については十分ご検討をお願いしたい。

なお、この問題は重要でございますので、まことにおそれ入りますけれども、担当の産業水道委員会において、とくにご検討を願ひまして、本市の農政の推進の上に、最大のご便宜をはかれるような方向にお進み願ひたいことを、お願い申す次第でございます。

福祉行政に関しましては、なかなかむずかしい問題がございます。ことに該当児を持っておられるご父兄のご理解ということもなくてはならぬ。また、運営の点においても問題点があるのでございますが、しかし、これをなおざりにしておくことはいけないのでございますから、特殊学級の増設にいたしましても、あるいはみはと学園の運営の改革にいたしましても、あるいは十八歳以上の社会復帰の困難な者に対しても、特別なあたたかい政策を述べられるような方向に今後、前進されんことを切に希望申し上げます、私の質問を打ち切りたいと思います。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤泰一君） それでは、暫時、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時三分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 坂上君のあとを継ぎまして、自由クラブを代表して質問をいたさせていただきます。時間に制約もございますので、理事者は要領よく、要点のみをご答弁いただきたいと思います。

まず第一点は、埋立事業団が行なっている霞ヶ浦土地埋め立て工事の順調な進行をみておることです。前の質問者の中にも、いわゆる来年三月末には完成するであろうということでございますが、引き続き四十六年度中には操業が見込まれておるように聞き及んでおります。当初すでに支払い済みになっておる漁業補償は、土地代金に盛り込み、埋め立て地を売却、精算する際に回収されると思いますが、その取り扱い方はどのようになっておるかというのを、まずお伺い申し上げたいと思います。

さらに、その金が回収されたら、当時八幡製鉄と当市との覚え書き等の問題もでございます。また一方、県といたしましては、財務負担行為の一方的な打ち切りという事実もあり、私といたしましては当然、一切の権利は四日市が受益するものと考えておりますが、埋め立て完了も目前に控え、あらかじめその処置を明確にしておいていただきたいと思うのであります。

次に、なお早川議員が質問に触れましたが、第二期工事埋め立ては、いわゆる東側二十六万坪（八五八、〇〇〇平方メートル）の埋め立て地についてであります。何の計画が進行したや、いないというふうなご答弁がございましたが、いまにして何ら計画が立案されていないということは、第一期工事が完了し、その後事業団に空閑な事業を継続させるには、われらしうとは非常に無理があるのではなからうかと、心配するものであります。もし第二期工事の二十六万坪（八五八、〇〇〇平方メートル）の埋め立てが中断され、あらためて再開という結果にな

るとするならば、単価の点も非常に高くつくと考えられる。また、場合によっては県、市が共同で設置している事業団を中止するか、または廃止するかというような問題点が生まれてくるのではなからうかと存じます。それについて市長はその処置をいかにお考えになっているかということについてお尋ね申し上げたいのと、現在、埋め立て地以北の海中地を管理組合では、港湾施設として開発しようとするに青写真までできている。市はいまもって工業用地として考えられておるのか。もし、しっかりとするならば、港湾管理者とどのような話し合いをなされておるのか、また、どのように調和させていこうとお考えになっておるのか、その辺を市長にお尋ね申し上げたいと思います。

次に、四日市港開発についてであります。私は、きょうの四日市の繁栄の基礎は港があつてというふうに考えております。将来も引き続き、その基盤になるであろうと思います。四日市港の問題について、市長はその基礎的な姿勢をどう考えておるか。まずその第一は、四日市港は今日、工業的な色彩が非常に強いことはご承知のとおりであり、このことは、港湾区域に占めるバース数によってもよくわかりのことと存じますが、私は、当四日市港の発展は現在までの歴史をながめてみますと、商業港の姿で伸びてきたということは肯定されるものであります。さようなれば、その機能の上に立って発展を続けたこの重要な四日市港が、公害等の陰にかくれて市民より遊離しておるようには非常に強く感じられますので、そこで、もとの市民に愛され、進展を続ける工業港が必ずしも悪いとは申し上げませんが、その機能の強化が必要であると考えられます。市長のご見解を承りたいと存ずる次第であります。

次に、四日市港の整備事業は、目下管理組合で執行されておりますが、私が前組合議員として他の港湾の施設の状況を視察し、その比較をしますとき、あまりにもおくれているということであります。このおくれの状況の中から将来を展望しますと、たとえば昭和四十三年度の港湾整備五カ年計画事業量を見ても、名古屋港は二百五十一億一千四百万。清水港は九十二億五千七百万。衣浦港は百八億三千五百万。それに対して四日市は六十一億五千七百万

で、一番少額であります。したがって、四日市港に関する限り、最近数カ年のおくれに比べて、将来の事業量も東海で一番少ないこととあります。整備の格差もさらに深まることは明らかであり、管理組合も市長の意を受けて岩野助役が格段の努力をはらっておられることに對しましては、深く敬意を表するものでありますが、といって、市長が港に関して無関心であってはならないと思います。清水港は静岡県営港であります。清水市の市長は、清水市の発展につながる重要問題として熱意を示され、中央陳情等においても率先予算獲得に努立されておられます。県より市のほうが熱意があるといわれております。

よろしく市長は他の港湾の発展状況等をご視察願ひ、せっかく発言権を獲得した機会に、一そう四日市の将来を考え、とん譲与税だけ還元すればそれでいいのだというような予算処置ではなく、いま一歩積極的な施策をお願い申し上げたいと思ふのであります。名古屋港においては、金城埠頭にコンテナ・ベースができてまして、十九日には日本郵船のコンテナ・船箱根丸が入港するうわさも聞いております。いかに申し上げても港の整備時代になっております。四日市港もシドニー港と姉妹港提携を結んでおりますが、いかんともせん、施設のよいのには太刀打ちできないと思います。この状態でいくと、羊毛第一を誇る四日市も名古屋港に荷物を取られ、原油のみの四日市港となるのではないかと心配するからであります。また、輸入一辺倒に依存してきた当四日市より、輸出港として衣がえして、四日市港の発展に格別の意を尽くされたいと存ずるからであります。

さいせんより申し上げました、整備のおくれを取り戻し、他の港よりも先んじようとする心がまえと貿易是正について、市長のご構想があればこの際承りたいと思います。

次に、海岸線の利用計画についてであります。

さいせんお尋ね申し上げました埋め立て事業が、いかなる形で造成されようとも、現在保有されておる霞ヶ浦より

天カ須賀に至る海岸線の国有地、いわゆる空閑地という場所であります。遮断的にも重要な位置を占めております。空閑地の少ない四日市といたしましては、何ものにもかえがたい貴重な存在であります。霞ヶ浦地先は海浜公園として利用されるように聞き及んでおりますが、富田以北について、遮断緑地ベルト地帯というような構想も承っておりますが、いまもってその考えにお変わりはございませんかということとあります。しかりとするなれば、四十六年度中には会社が操業しようとしておる今日、それに関連して諸対策、いわゆる消防署、北消防署の増設等も含む施策を、いまより構想を立てて企画しようというようなもうすでにその時期ではなく、すでに着手する時期に来たてはいないかと存ずるものであります。市長はよろしく、その着手に対する時期を明示いただきたいと存ずるものであります。

次に、内陸開発に伴う用途地域の再検討についてであります。

当市は一般大型工業の進出目ざましい。それがいまの発展の基礎になり、今日の四日市の隆盛をみておるといふ現状でございますが、その陰に文化のおくれが一そう目立つ現状であります。海岸線の発展に引きかえ内陸部の発展工場進出等は、県下十二市と比較いたしまして実に残念な状態であります。ようやくにして最近、奥地向けの道路網との関係もあり、工場の進出等の紹介を受ける状態になってきたのでありますが、その現象に對して、われわれは市民として実に歓迎すべき現象であらうとし、ひとしお大きく期待をするものであります。市が町づくりの中心となり用途地域設定が定められてより満七年を経過いたしております。今日、住民または企業者等はその制約を受け、非常に迷惑を受けており、その反面、工場等は図面を見ただけで、四日市市開発の未来像が一目でわからぬというような不便さもあると考えるものであります。

どうかこの際に、非常に地区住民にも利害関係も大きいし、その点を考慮して早急に官民一体の審議機関を設け、

用途地域設定の再検討をする意思ありやいなやを市長にお伺い申し上げたいと存じます。

次に、通告第五項の財政のあり方についてでございますが、各会派から再三これに対してご質問がございましたので、この辺は要望のみにとどめます。

ということは、決算を見ても四十二年度には三億九千何がしの純然たる繰越金がございます。この四億に近い金を掌握するのには、非常に技術的にむずかしい面があるということとはよく理解できますが、少なくとも市長は事務屋ではございません。大いにその政治力を発揮して、この四億を有効に使ったなれば、事業によっては十何億というような事業ができ、市民の期待にこたえることができるのではないかと存じます。その辺十分に留意していただきまして、来たる三月議会には、できるだけ市民の要望にこたえるようご配慮をいただきたいということを要請いたします、これは質問でなくして要望を申し上げます。

次に、予算編成作業であります。われわれは、議案が手元に配布されて初めて理事者の何を考え、市政の上で優先的に何を取り上げておるのかということを知り、論議するよりしかたがない現在のシステムになっておりますが、現今の社会情勢からしても、いつまでも旧態依然たる慣習に取りまぎらわれず、理事者も議会も市を思い、市民の福祉を考え、明るい町づくり、幸福な市民であることを願う一念には変わりがないことは、いまだ申し上げるまでもございません。

そこで、われわれの市民の願っておる問題点を、予算面において多少とも芽を出さす機会は、理事者と話し合いをなされたあと、理事者のなされた次第というような非民主的なことでなく、少なくとも執行権を侵さない範囲で、県議会が行なっておるような、活字にするまでに各委員会に予算の内示会を持ち、真に市民の市政であり、喜んで市政に協力でき得るような改革をこの際、断固打ち立てる気概はございませんかということをお尋ねするものであります。

次に、議会よりいままでも要望の特に強かったいろいろな施策の取り扱いについてであります。

問題点においては、一昔前の問題点もあるように思います。もちろんこの問題は国とか県とかの関係もあり、問題については相手方もあり、相当努力をいたされておることと想像いたしますが、その後の経過、見通しについてあまり報告もございません。ただいま当市では、世をあげて関心事であり、口を開けば第一に飛び出す合点ばのようである公害問題、及び交通対策問題等々、何ら具体的な計画も示されないのが非常に残念に思っております。さうせん申し上げたとおり、縦、横の連絡のむずかしさを考え、理事者を責めるというより、現時点において案件のとりえ方、見通しについて、どうなっているかということをお伺い申し上げたいのと、この問題が次の三月議会に多少とも予算面で芽を出す可能性があるのかないのか、ということ率直にお答え願いたいと思うものであります。

ということは、いままでも、さうせん申し上げたように、一昔になろうかと思うような案件が、ちょうど議会が理事者に問題点を投げかけ、理事者はその問題点に色づけもなく議会に投げかえし、行きつ戻りつでそういう確固たる発言、確固たる政策をお示しにならないがために、行きつ戻りつのキャッチボールをしておるような感じがしないともいえないのであります。まだそれぐらいならよろしいが、私がゴルフをやるように、打った玉がどこへ行っただのかわけがわからないような問題点もあるように思います。

どうかこの際率直に、こういうことは今度の三月議会に芽を出します、こういうことはこういう事情でやりません。非常に努力を要します等々はつきりと、重ねてこういうことを次の議会でお尋ねをしなくても済むように、はっきりとしたご答弁をお願い申し上げたいと思います。まず、非常に問題点が多うございまするので、簡単率直に、真隨に触れたるご答弁のみを、市長及び担当部長等からお願いを申し上げますと思います。

いままでも質問の中で、いろいろ私に取り上げておった問題をご質問なさっておられますので、重複を避け、あま

り質問のなかった、長引いておる案件のみをお尋ね申し上げます。

まず、企画担当と申し上げますか、周辺の町の合併問題のみを、ということは、これに対する理由とか意見等はもういままで言い尽くされておりますので、問題点だけを申し上げます。町周辺の合併、関西線複線電化、八王子線の扱い、伊勢線の扱い、四敦道路の経過。

次に衛生関係についてであります。昨日衛生部長は、私がお尋ねしようとしておった朝明墓地は、いわゆる仮称朝明墓地でございますが、仮眠状態であり、手をつけていないというような非常にあっさりしたご答弁でございましたが、当問題は、市長が諮問機能的である建設準備委員会というものが構成なされておる。また市民は、これの一日も早く実現方を願っておる強い希望があります。冬眠しておる、手をつけないというような問題をなぜ、この建設準備委員会というようなものを持って議員の仕事をお費ししておるようなことをなさっておるのか。その一例は、昨日の新風クラブの小林議員の発言でもございましたが、幼児問題教育協議会中、五名の理事者が入っており、それでもこの問題を解決しようとしません。この答申を尊重しようとしなさいということは、ただ問題点を議会に投げかけておればそれでこと足りるんだというような、不誠意な取り扱いに對しまして、私は理事者の強い反省を求めるものであります。

さらに続きまして、北部焼却場新設の問題、土木関係におきましては三滝川の河川改修。いわゆる合流遊園地の問題。泊山公園、東名阪の側線の問題点。富田、富洲の都市改造。西浦整備に関する学校移転の問題。富田、富洲の西を流れる堀川改修の問題。近鉄高架は今回の議会でも、こういうような現在段階で進んでおりますというご回答が、ございませんでした。やるのかやらないのか、中断さしておくのか、その辺を承りたい。

産業関係におきましては、大遠冷蔵の進出の状況、その後の進出の状況、中央卸売り市場の構想、三重用水の進め

方。教育関係におきましては、港中学の敷地が現在どのようなになされているか、訴訟事件になっていたようであります。が、どういう結果をみたのか。図書館建設にはどういうふうな構想を持っておられるのか。厚生関係におきましては、青少年センターというようなものはどうなっておるのか。また、婦人会館ではどう扱おうとおられるのか等々、非常に盛りだくさんにお伺いいたしました。が、さいぜんおことわり申し上げましたように、現時点ではこうなっているんだと、今度の予算にはこれは大でも小でも芽を出させますと、これは当分見込みがございませんとか、率直なるご答弁を承りたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの笠田議員のご質問にお答えをさせていただきます。ご要望に従いまして、要点のみの答弁をさせていただきますからご了承賜わりたいと存じます。

まず第一点の漁業補償金の問題でございますが、これはすでにご指摘のように、事業団設立要綱に従いまして、漁業求償権は四日市港開発事業団に帰属するという事になっておりまして、その漁業補償金は造成地の売却によってこれを回収すると、回収された金額については県・市で協議してこれをきめるということになっております。したがって、六億一千七百万円の漁業補償金に対して百四十分の三十八、すなわち一億六千七百万円という金額について、県・市で協議することになっております。八幡製鉄についての補償金の問題につきましては、私は一応全般的に八幡製鉄との間では解決をしたものであると考えております。

第二期工事の二十六万坪（八五八、〇〇〇平方メートル）でございますが、これが当初の計画どおり六十六万坪（二、一七八、〇〇〇平方メートル）の工事をしたらよかったですとございますけれども、スポンサーの関係で三十八万

坪(一、二五四、〇〇〇平方メートル)にとどめたということは、今日になってはまことに残念なことではございませんが、ごく最近まで大協和グループという、誘導品メーカーを含めたグループの結束がなかなか思うようにはいかなかった。ようやく夏ごろに、この大協和のグループが結束されたというのが事実でございます。したがって用途地域その用途の割り振り等につきましてもまだ十分なものが出ておらないというのが現状で、三十万トンの通産省の認可がきまった段階において、この問題が積極的に具体化してくるのではないかと考えておりますが、われわれといたしましては、たえず関係者と話をいたしておりますが、まだ結論を得るに至っておりません。

したがって、この二十六万坪(八五八、〇〇〇平方メートル)継続してやるのかどうかということによって、四日市港開発事業団の存続が一応きまってくると、存続するまいなかどうかきまってくると考えておるわけでございまして、現在の第一期工事三十八万坪(一、二五四、〇〇〇平方メートル)は、四十四年の三月で一応完成することになっておりますが、四十四年の六月までに引き続いてこの第二期工事が継続して行なわれるということならば、事業団は存続するのではないかと、存続して工事をやって差しつかえないと考えておりますが、それでなければ縮小するか、あるいは二年、三年というように延びるということならば、開発事業団は管理組合へ合体したほうがいいのではないかと、いろいろな考え方があろうかと思っております。存続か縮小か、管理組合への合体かというように三つの考え方があるかと思いますが、これは今後とも議会並びに県ともよく相談して、この方向をきめたいと考える次第でございます。

埋立地と管理組合の関係との調整につきましては、かねがねやっておりますが、ただいまやっておりますところのこの三十八万坪(一、二五四、〇〇〇平方メートル)に続く二十六万坪(八五八、〇〇〇平方メートル)の土地については、これが急いでやる場合には、私は事業団の事業としてやらねばならぬじゃないかと。またそれ以外にしても

二十六万坪(八五八、〇〇〇平方メートル)はやはり工業用地として確保しておくべきである。したがって第二期の新五カ年計画として、港湾として港として利用されるのは、残るところの北側の七十四万坪(二、四四二、〇〇〇平方メートル)に、港の機能を拡充するような設備をつくるべきではないかと考えております。したがって、そういうような話で管理組合とわれわれは話をいたしております。港の機能を拡充するような設備をつくるべきではないかと考えております。したがって、そういうような話で管理組合とわれわれは、話をいたしております。

四日市港の開発の問題につきましては、岩野助役が管理組合の関係でいろいろ担当していただいておりますので、私の答弁に補正をさしたいと思っておりますが、一応私なりの考え方を申し上げますと、四日市港はあくまでも工業港として発展いたしましたが、しかしながら現在の工業港の港域というものも非常に狭いと、また、取り扱い貨物の量も非常に大きくなってきたというようなことで、やはり機能の拡大をするということがどうしても必要であると考えております。したがって、第三埠頭がただいま鋭意建設が進行中でございますが、それに引き続いてコンテナ基地の拡大であるとか、さらに輸増大に備えて、自動車を出すような設備、空地が要るとか、いろいろの商業港的な性格を加えていかなきゃならないと考えております。それ以外に、先ほどから申し上げておりますように、商業港的なものを加味していくためには、どうしても港域の拡大というのをしなければならぬ。また、それと同時に港へ出入りするところの貨物が大型化すると、コンテナというようなものになりますと、どうしても貨物が大型化したしますので、名四国道に出入する道路を整備しなければならぬ。またそのほか船員会館であるとか、その他の船員に対する、また港に出入りする業者に対するサービス機関というものを整備していかなきゃならないのではないかと、私は考えております。

中央陳情に対して、非常に清水港であるとかはそういうことが熱心に行なわれておるということでございますが、

われわれとしても、今後こういう方面に積極的に何をしたいと思っておりますが、本日もこの議会終了後、加藤助役が上京いたしましたのでその港のことにつきまして陳情することになっております。また、港には港湾ビルというようなものをこの機会に建て、商社を誘致するとか、あるいは船会社の支店を出せるとかというようなことが、間接的に四日市港の発展のためには大切なことであると考えておる次第でございます。その他の点につきましては、岩野助役からご答弁させていただきます。

海岸線の国有地の利用計画でございますが、これは名四国道がますます交通が混んでまいりまして、すでにもうある時間帯では六十キロ以上のスピードを出すのは危険だというのが、ただいまの事情でございます。またその北側にございましてところの川越町地内には、倉庫会社であるとか、あるいは石油のタンクであるとか、そういうものがどんでんできておるような事情で、やはりこの天力須賀の地帯といたしましては、公共的な広場としてこの国有地はどうしても確保しておく必要があると私は考えております。公共広場、あるいは緑地、また空地でもけっこうでございますが、何でもよろしいからそういうような公共的な用地としてやはり広場を持つておるということが、名四国道沿いの海岸線の用途として非常に大切なことではないかと考えておりますので、この国有地の利用計画につきましては今後とも公共用地として確保するというのを、私は堅持をいたしたいと考えておるわけでございます。

内陸開発に伴う用途地域の指定に関連しての問題でございますが、内陸開発はご指摘のようにやはり、産業基盤というものが整備されなければむずかしい。産業基盤として考えられるものは、道路と用水、排水、地元民の協力、この四つのものがなければ内陸開発というものが非常にむずかしいと考えております。道路につきましては四救であるとか、あるいは内部川沿いの道路であるとか、あるいは名阪国道であるとか、そういうものが整備されなければならぬと考えておりますし、また用水等につきましても、ばく然と井戸を掘ればこれぐらい出るだろうというようなこ

とでは、たよりないことでございますので、四十四年度の予算につきましては、この内陸部開発に伴うところのいろいろの具体的な調査をさせていただきたいと、その予算を計上させていただきたいと考えております。

それから、市街化区域、あるいは市街化調整区域等につきましても、新都市計画法が実施に伴いましていろいろの施行令が出ると思いますが、その施行令が出るような時点において十分検討させていただきたい。四十四年の六月ごろには新都市計画法が施行されますが、この用途地域等のための審議会というものはその時点において、官民一体の審議会というものはこの時点において設けさせていただいて、皆さんのご意見を拝聴させていただきたいと考えております。

第五点の市財政の問題につきましては、もう質問ではないということでございましたが、ちょっとふえんさしていただきますと、四億円近い繰越金があったということも、それは当年度だけの繰越金ではございませんし、すでにこの四億円を去る九月までの議会にほとんど全部、追加補正で使われておるというようなことでございますので、私はこの予算の見方が甘かったというように、考えておりません。やはり景気の前予想というのは、予想されたよりも不景気が浅いというようなこともございましたし、あるいはまた、四十二年度には償却資産の限度の引き上げもございましたというようなことで、そういう点につきましては若干の見込み違いはございましたが、国では五%前後の調整額というものは余分に取っておけというようにございまして、六十億という一般予算を組むならば、三億円等ぐらいの金は、当然調整額として確保しておくというのが、健全財政のためではないかと考えておる次第でございます。

続きまして、予算編成作業に関連いたしましたご質問でございますが、予算の内示等につきまして触れていただきましたので、これにつきましてお答えをさせていただきたいと思っておりますが、まだ市の段階では予算内示の制度を実

施してあるところは、比較的少ない。三重県ではやっておりますが、三重県の場合は、議会が開会される二、三日前に、全議員の集まりの席で担当部長から関係条例、及び予算の内容の説明が行なわれております。しかしながら、この事前内示の制度につきましてはいろいろ論議のあるところであります。これは今後十分検討はさしていただきたいと思っておりますが、四日市としては、いまのところまだ考えておらないのでございまして、内示の効果として考えられる点は、議会の要望をよくお聞きして、審議の円滑化をはかるということもありましようし、議案の修正というようなことをできる限り防止するという点でも、効果があると思えますし、また、会派が分裂してたくさんございましていろいろ審議に時間がかかりますので、その時間の節減のためにも役に立つのではないかと考えられますけれども、この予算につきましては、理事者のほうには編成権と、提出権と、執行権という権限がございまして、議会のほうには原案の決定権と、修正権と、否決権というようなものがあるわけでございまして、やはりこの議会の本会議の席上で、私はいろいろ審議されるのが本筋ではないかと考えておる次第でございまして、

第七点の議会よりの特に要望の強かったいろいろの諸問題につきまして、私の答えさしていただけの範囲の問題は私からお答えさしていただきますし、その他の問題につきましては助役、あるいは担当部長からお答えをさしていただきますと思います。

まず、企画問題に関連いたしますところの周辺の町の合併の問題でございしますが、これはもうすでに前々から新聞だねにもなったこととございまして、われわれといたしましても住宅地、あるいは緑地帯として、そういうような地域が合併されることは望ましいという意見を発表させていただいておりますし、まず、孤野町等につきましては今後とも積極的に、合併する打診工作等を続けたいと考えております。

関西線につきましては、緑故債の引き受けをすでに事務当局の段階で、これを行っております。そういう段階でございまして、四十三年度には何ほどの国鉄の予算がつく見込みでございまして、これは実施されることに決定をいたしておりますので、四十三年度において何ほどの予算がつくことになっておる。ただ、四十六年に完成するかどうかはいまのところまだ未定でございしますが、四十六年完成の目標のもとに、四十三年度も若干の事業はされる予定になっております。

伊勢線につきましては、四日市から内部までの用地買収が完了いたしました。内部川から鈴鹿までの用地買収はまだ終わっておりません。これも四十六年度完成でございしますが、百十億円の予算で四十三年度までに約三十九億円の事業が済んでおるわけでございます。

八王子線につきましては、かねがねいろいろ問題がございしますが、バスと並行して市民の皆さまに、利用者の皆さまに便、不利益を見てもらったらいのじゃないかということを考えておりますが、やはりバスとしては国道の渋滞のために、国道一号線に出てバスを発車させるということとは不適當だということで、子西・八王子線から日永・千歳線にバスを流すというためには、天白橋と新鹿化橋を完了いたしました。これができませんので、四十四年度の予算では、この二つものの橋が通れるような予算の要求はせひさしていただきたいと考えております。

四牧道路につきましては、なかなかほかどきで申しわけないと思っておりますが、主として県道の路線でございしますが、われわれは三重県の路線が非常に不十分でございまして、県にもそういうことを要望し、また中部の建設関係にもそういうことは、熱心をお願いをいたしておる次第でございまして、

衛生関係の朝明墓地につきましては、目下のところ土地が折れ合いませんので、見送りのような形になっておりますが、これは私はあまり樂觀できないのではないかと考えております。北部の焼却場につきましては、八風バイパスのあの路線に沿うたところの丘陵部を買って、将来そこには焼却場で焼いた灰も捨て、また燃えないものを捨てて、

そこに将来団地をつくるような計画で、五万坪（一六五、〇〇〇平方メートル）ぐらいの用地を買収していただきたいと、地元につきましても若干の了解工作はさしていただいております次第でございます。

土木の三滝川河川、泊山公園、名阪の側線等につきましては、土木部長からお答えをさせていただきます。

富田、富洲原の都市改造事業につきましては、非常に困難な問題でもございますし、建設省等の考え方にいたしますとも、富田、富洲原の海岸部の密集地帯は、むしろあれは残しておいてもよいのではないかと、あれは無理に都市改造するだけのものではないと、スラムではないという見解が出されておりました、むしろ火災のときだとか、そういうときに備えて、道路等に整備をするような配慮が今後されなければならないと考えております。

西浦の学校用地につきましては、すでに四十三年度の予算で、西浦区画整理事業から用地の買収を一部さしていただいておりますが、この学校の場所が、はたして常盤学校区の生徒の減に役立つかどうかということについては、若干の問題があるかと考えております。

堀川の改修等につきましても、今後十分検討はさせていただきます。

近鉄の高架の問題は、いろいろ近鉄当局との話し合いはいたしております。せめて稲葉町・内部線の踏切だけでも高架にならぬかという話をしておるわけでございますが、あそこまで高架にしてみますと、駅に入る道が急勾配になって、その急勾配のところにポイントを置くということは、運輸省では許可にならないというようなことで、行き詰まっておりますことと、近鉄高架の問題は、ここ四、五年の間に解決するという見込みはないと思います。

産業関係で、大遠冷蔵の問題は加藤助役が専任担当していただいておりますので、加藤助役からお答えをさせていただきます。中央卸売り市場につきましても、先ほど自由クラブの坂上議員にお答えをさせていただきましたように一つの農産物の価格の維持あるいは流通機構の問題との関連において、やはり卸売り市場というものが必要であると

いうことはわかっておるのでございますが、四日市市にも幾つかの民間の卸売り市場があり、どこの場合をどのような形で統合するかということにつきましても、まだまだ四日市市の場合は問題があるかと思っておりますので、今後こういう問題については、十分研究をしてみたいと考えております。

三重用水につきましても、ただいま牧田川の取水の問題と、溪流取水の問題が一番問題になっておるわけでございまして、約十日ほど前にも水資源公団の理事ほか七、八名の方が見えまして、この四日市土地改良区の理事、あるいは役員等六十数名とで総会を開いたしまして、その席でも水資源公団は強い決意を述べておりますし、水資源公団はすでに愛知用水をやり、豊川用水をやり、自信を持っておるんだと。そうわれわれはしろうとではないということ、この際はしっかりと申し上げたいという、自信を持った言い方をしておりましたが、三重用水も牧田川の問題が解決すれば、必ずこの工事は早急に開始されるものと考えております。

教育関係の港中学のあと地につきましても、別に裁判されたようになっておるような問題はございません。これは、今後とも公共用地として十分利用できるような線で考えていきたいと考えております。

図書館の建設構想につきましては、できたらこの古い庁舎が活用できないかと考えておりますが、なおそのほかにも用地はすでに確保してございますので、それがぐあいが悪ければその用地に建てることも可能であると考えております。その他青少年ホームにつきましても、四十四年度の予算でこれは建設をさせていただくことになっておりますし、婦人会館につきましても、建物の一部を改造させていただいて、婦人会等のご利用につきましても、また結婚相談所、結婚式場としてもりっぱにそれが婦人会として恥ずかしくなく行なえるように、この工事は四十四年度にさしていただきたいと考えておるわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君）補足させていただきます。

笠田議員からご指摘いただきましたように、四日市港の整備は確かくれておるのでございまして、特に近年におけるコンテナ船、これはほんとうに海上輸送の革命ともいふべき大きな変化でありまして、しかもこれが急速に進んでおる状態でございます。数日前にオーストラリアの運輸大臣がまいりまして、海上からも四日市港を見てもらったわけでございますけれども、ちょうどそのとき、第三埠頭にコンテナを受け入れる施設が着々進行しておりますので、危うく間に合ったというように、これがおくれますと、ほんとうに羊毛からも締め出される、先ほど笠田議員のおっしゃったように、石油の輸入港だけになってしまふというふうなおそれも非常にあるんでございすから、このおくれを取り戻すために、また衣浦、あるいは名古屋港、あるいは清水港に取り残されないために、単に港湾の関係者ばかりでなく市全部が一体となっていたたきまして、港の整備にご協力いただきたいと思ひます。

○議長（伊藤泰一君）暫時、休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後二時十六分再開

○議長（伊藤泰一君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君）大遠冷蔵の件につきましてお答え申し上げます。

去る六月の全員協議会におきまして大遠冷蔵の誘致の件をおはかり申し上げ、その際に大遠冷蔵の建設の予定を、この十二月時分に完成をして第一船を入港させる予定であるということ、申し上げたのでありますが、その後設計上の若干の落ちがありましたこと、計画の変更等がございまして、工事の着工がおくれまいりました。現在の段階では、この十二月の二十六日に起工式を行ないまして、工事の完成は四十四年の八月の予定になっております。そして九月に第一船が入る予定でございます。

なお、変更になりました計画につきましては、六月当時に申し上げましたのは、第一次計画といたしまして、冷蔵庫三千トンということでございましたが、その後これが変更になりました、八千トンの冷蔵庫をつくる予定になっております。それからなお、概略二万三千坪（七五・九〇〇平方メートル）の土地を払い下げをしたわけでございますが、このうち一万坪（三三・〇〇〇平方メートル）を冷蔵庫用地、それから約五千坪（一六・五〇〇平方メートル）を加工用地、約八千坪（二六・四〇〇平方メートル）を造船工場予定地というふうに当初の計画ではなっておりますが、これが若干変更になる予定でございまして、しかも造船所のほうが、当初におきましては建設を第三次計画以降の問題として取り上げられておったわけでございますが、漁船の入港と同時に、漁船の修理等を行なわなければならないという船主の強い要望もございまして、冷蔵庫の完成と同時に造船所を完成させると、そういう予定で現在、造船所の認可をもらうべく、これは運輸省の認可事項になっておるわけでございますが、運輸省の認可をもらうための作業を、会社側のほうにおいて行なわれつつございます。造船所の規模は、これは新会社をつくるわけでございますが、設備投資五億円、資本金一億円ということで、払い込み資本金につきましては、来年の三月に払い込みを完了させるという予定で、現在準備中でございます。

以上、申し上げましたとおり、第一次の計画といたしましては八千トンの冷蔵庫と同時に、造船所大体一億程度、

その規模は一万坪（三三、〇〇〇平方メートル）以上ということでございますが、この造船所をまずスタートさせるということになっておりまして、それぞれの資金手当てについてはすでにその見込みも大体ついて、この十二月の二十六日に起工をすると、こういう予定になっております。これに従いまして、現在では市場関係の形式をどうするかということについて、極力関係方面とお話し合いをさせていただいておると、こういうような状況でございますのでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまのご質問の中の三滝川の河川改修、泊山の公園関係、それから東名阪関係、この三点についてお答えいたします。

まず第一番の三滝川の改修でございますが、ご承知のように三滝川の改修は、昭和十六年からこの工事に着工いたしております。したがって、四日市市内における工事の中では一番長い工事でございます。現在の進捗状況でございますが、ご承知のような状況でございますが、私がここで申し上げるまでもないと思います。

したがって、今後の進め方でございますが、これにつきましては先般、四敦国道の陳情を知事に、議会並びに市長、既成同盟会でご陳情していただきましたが、その節あわせて三滝川の改修につきましても、知事へ陳情をさせていただきました。それからその後、今月に入りまして、県の土木部長と加藤助役、私の三人で、建設省の河川局のほうへも陳情いたしました。河川局の話といたしましては、軍事目的のために改修に着工した工事が、いまだに残っておりますというのは非常に残念だと、県・市今後協調、協力してこの工事の早期完成に努力してもらいたい。建設省と

しても応分の補助金は出さしてもらおうと、こういうふうな担当官の話でございます。したがって、県といろいろ折衝を重ねておりますが、少なくとも三年ないし五年のうちにはかけかえができるんではなからうかと。私たちは、一日も早く三滝川のつけかえができるように、今後とも努力をいたしたいと思っておりますので、議会のほうも議会側の立場でまたご協力をいただきたいと、このように思っております。

それから、泊山の関係でございますが、泊山につきましては、総事業費七千九百四十四万一千円のうち、現在までに施工いたしましたのは七百三十二万九千円でございまして、事業の進捗率は九・三％でございます。これも、われわれはでき得る限り国の補助を得て、財源的な裏づけをとって持つていくように努力はいたしておりますのでございますが、何ぶんにも公園緑地化の予算が全国で約二十億と聞いております。したがってまして本市のほうへなかなか回ってこないということで、今後ともこれも、先ほど申し上げました三滝川の工事のように、二十年も二十五年もかからないうちにこの工事が完成できるように、一段と努力をいたしたいと思っております。

それから次に、東名阪の関係でございます。東名阪はご承知のように、これは道路公団で実施いたしております、いわゆる国道開発幹線自動車道建設法に基づく近畿自動車道の一環でございまして、起点が名古屋、終点が大阪の吹田市でございます。現在できておりますのが亀山から天理まで、それから天理から大阪の松原で、外環状に結びますが、これにつきましては来年の三月ないし四月には有料で完成すると、こういうような状況でございます。したがって、この中で、天理並びに亀山間におきましては、ご承知のように公共事業で行ないましたので、自動車の専用道路とは申すものの有料道路ではございません。ところが、亀山から名古屋の第二環状に結ぶ工事につきましては、これは道路公団の有料工事でございます。

したがって、側道問題につきましては非常に問題がございました。いま現在解決をいたしておりますのは、四

日市内では桜インターから小山田まででございます。これはご承知のように、津・彦根線、いわゆる通称の巡見街道でございますが、これが東名阪の路線に沿って走っておりますので、一部これを利用しながら、一部またその路線に並行して走る市道を利用しながら側道を結んでおります。こういうことで地元の了解をとりました。

なお、三滝川以北、千代田に至る間につきましては、何回も議会のご協力も得、県会のご協力も得て、県に対して要望をし、道路公団にも要望いたしております。まだ多少意見の食い違いはございますが、これにつきましても、近く何らかの形で解決できるものと思います。ただ、この間におきましては、桜から南のようにこれに並行して走る県道がございません。したがって、部分的にはある程度連続した側道をつけるような計画になっております。で、現在問題になっておりますのは幅員でございますが、この幅員が二メートルと六メートル。道路公団は二メートル、それから地元が六メートルということで問題になっておりますが、これにつきましても用地その他の関係で、ある時点においては何らかの形で落ち着くだろうと、ただ場所的に、これは特に山間部を走る場合でございますが、技術的に側道をつけることのできない場所がございます。用地費よりも工事費がうんとかかると、場所によっては二メートルないし四メートルの側道をつけるためには、階段で登らなきゃならぬ急な斜面を通るところもございますので、そういう点につきましては別のルートを考えるということで、大体話はほぼつきかけております。で、これが話がつきましたならば、用地交渉ということになってまいります。

なお、つけ加えて申し上げますが、桜インターから南の小山田までは用地交渉は終わっております。したがって、桜インターから千代田に至りましては、この問題が解決いたしましたならば直ちに用地交渉に入り、できたら年内に調印したい、こういうふうな意向でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤泰一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 私のお尋ね申し上げた中、市長が若干私の質問の要点を取り違えていらっしゃる面がございますのでさらにお尋ねを申し上げたいと思います。

まず第一点の漁業補償の問題でございますが、八幡のほうとの話はさておき、県との話し合いが、県は当時財政負担を何らやっていないじゃないかと、いわんや今後余された、さらに北に続く漁業補償等もこれは県はびた一文出してないじゃないかと、それなのに、あらためて協議するとかその時点で協議するとかということは、いかに私は了解に苦しむものであります。この際はっきりと、当然市の受益するものであるというふうなご見解をいただきたいと考えます。

次に、第三点の海岸線の広場でございますが、これは広場として、空地として残すんだということじゃなく、すでに前に緑地ベルト地帯あわせて、公園的な施設をやるんだとおっしゃっておられたのでございますが、いま聞くとただ単に広場として残すだけだというふうなご見解のように受けとめたのでございますが、それではどうもおかしいので、いわゆる工場進出を目前に控えておってそういうような施設を考えておられるのなら、もう当然手をつけていいじゃないかと、あわせて工場進出等に備えて、北の消防署等の早期拡張もこの際にかかるべきじゃないかと、これはまだ決定的ではございませんが、おそらく絶対公害がないとは言えないと思います。大か小かの被害があるんじゃないかと想定もされますので、この際に、一刻も早く着手なさったらどうでございますかということを強くお尋ねしておるものでございます。

その次に、終わりにいろいろ申し上げた中で、西浦整備の学校問題でございますが、これは今回の議案提案の中で学校用地を獲得するということは載っておりますが、私がお尋ねしたい点は、工業高校をどうするか。駅西の広

場に備えて対処して、この際早期に手を打っておかなければならないんじゃないかということを、申し上げておるものでございます。

以上申し上げた点で、簡単でけっこうでございますので、再答弁をお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

漁業補償についての点でございますが、私はこの開発事業団の設立要綱の主旨に基づいてお答えをさせていただいておったわけでございまして、県・市で協議してこれを定める、とある点をご説明させていただいたんでございますが、そのような経緯につきましても、私も就任以前から存じておりますので、そういうたてまえをもって県・市と今後協議をさせていただきたいと考えております。

天カ須賀の国有地の処理につきましては、公共広場、緑地、公園等というような広い意味でひとつ解釈を賜わりたいと考えております。

北消防署につきましては、まだ土地代があと一年分残っておりますので、この土地代が全部完了した暁において考えさせていただきたいと考えております。

四日市工業高等学校の用地につきましては、移転地の用地の購入等につきまして、現地の議員の皆さんにもお世話になっておりますし、いろいろ用地をどこにするかという購入計画を、いろいろな考えておるわけでございますので、用地の購入とそれから現在時点の処理という問題が、同時に解決しなければむずかしい問題ではないかと考えておるわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 いろいろ少し掘り下げてお尋ね申し上げたいことばかりでございますが、時間に制約がございますので、要望だけを申し上げたいと思います。私が、今十二月市会の一般質問を私なりに分析いたしますと、三点ほどに要約できるのではないかと考えております。

まずその第一点は、議員の質問に対し理事者の受けとめ方の相違であります。その二点は、四十四年度当初予算にいかにか叫び続けてきた政策を織り込ませようと、予算獲得に努力しておるかということであります。その三は、理事者の努力があまりにも足りないんじゃないかということに尽きると思われます。

そこで、理事者は議会側の意を体して、重要施策の解決に精魂を傾けられ、限られた財源でありまするが、極力ロスを省き、財源獲得につとめるとともに、非常に苦勞する予算編成ではありまするが、広い視野に立って、不十分ながらでも市民の理解できる予算編成に努力を尽くされたい。少なくとも、政策不在と思われるようなことのないよう、要はいろいろな問題の取り組み方、または取り上げ方によっては、中央緑地のように長らくの懸案であったスポーツ体育関係が、一挙に解決するという喜ばしい施策もできるのであります。

要は、議会の皆さまと十分な話し合いが足りないのではないかと思われるのであります。議員の皆さまでも、限られた予算であることは承知しております。理事者の熱意と努力が理解し得ることができ得れば、一升マスの水を取りつつあるようなことはないと思います。その辺の呼吸は、先般の教育長の、陳情団に接して理解して帰っていたいたいておるといようなお話がございましたが、その辺の呼吸を十分見習って、しかたなく往生することのない予算編成に最大の私は期待をかけて質問を終わります。

○議長（伊藤泰一君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第 二 議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号、ないし

日程第二十七 議案第百二十六号市道路線廃止について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号、ないし日程第二十七、議案第百二十六号市道路線廃止についての二十六議案を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 議案第百四号国民健康保険特別会計補正予算についてであります。このうちで人件費が削減をされております。これはどういう理由かをお聞かせいただきたい。

質問の理由は、たしか新しい機械を入れてこの四月、そのために、新しい機械を入れたために定員を三名ほど削減をされたのではないかと。その後うまくいってあればいいわけですが、また最近一名削減をしているのはどういふわけかということです。もう少し調べてみますと、社会保険を離脱した者に対して、国民健康保険課のほうへ離脱したことを通報する制度が、つい最近実現をいたしました。これはもう三重県だけ特別にこういう便宜をはかったわけでありますが、それは、社会保険を離脱して、そのまま国民健康保険に入らないと、その間潜在被保険者ができるからであります。それを潜在被保険者をたくさんつくり出すことは、保険制度の主旨からいってもよくありません。しかも、どこの保険にも加入してない者が病気になられたときに、あわてて国民健康保険に加入を申し出るわけであ

りますが、時期が済んでおれば何カ月かさかのぼって料金をとって加入させると、などなどずいぶん事務が繁雑になることもあるわけです。

そういう意味で、現在、この通報制度に対して処理できるだけの職員がいるのかどうか。聞くところによりますと、簡単なことのようにございますけれども、社会保険を離脱した者の名前が来しても、それを国民健康保険のどという家族のものであるかを調べるのは、本庁ではたいへん困難であります。それで、通報がありましても、それがそのまま処理されずに残されていると思います。で、こういうことは、せっかくいい制度を三重県独自でつくったのでありますから、それに見合う職員を配置して、適当な管理ができるようにすべきだと思っておりますが、最近また一名定員を削減したということについて、その理由をお聞かせいただきたい。

で、人件費を減らしたり定数を減らすということは、一応早わかりのすることでありまして、俗に耳に入りやすいことではありますけれども、たとえば地籍におきまして登記の未処理その他整理ができていないがために、ずいぶん地域の開発その他に混乱を起こしている事実があるわけです。同じように、国民健康保険も新しい課であります。比較적으로うまく処理できていると思います。この課の性格としては、どろがなんぼっても一定の業務量がきちんときまっていますわけでありまして、へたに定員の削減などをいたしますと、その業務と労働力との間にアンバランスができにくずれてしまうわけです。で、国民健康保険課は保険税ではなくて、保険料であってもその徴収率は、九九・何％という、日本でも最高の業務が行なわれているわけです。これを一たび途中でくずしてしまうと、将来に禍根を残すことになるのではないかと思うわけです。

そういう意味で、市町村の業務はきわめてじみではあるが、重要な一定量の業務があるわけでありまして、そういったような傾向に迎合せずに、きちんとその事務を分量を見たらうえて定員の配置をすべきだと思っております。です

から、やや事務的な質問のようではありましたが、そういった面について、業務の量をもう一度点検をして、ふやすべきものはふやすというふうな態度をおとりになるならば、そのような返答でけっこうです。終わります。

○議長（伊藤泰一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） お答えいたします。

この減額は人員を減らすための減額ではございませんので、窓口事務の関係上、市民課との触れ合いもございました減額したのでございますが、これで私は事務に差しつかえはないと思っておりますけれども、さらに検討いたしましたし、もしそういうようなどうしても絶対量が足らぬということであれば、それにふさわしい人員を考えたいと思っております。減らすために減らしておるのではないことだけ、ご了解いただきたい。

○議長（伊藤泰一君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 若干こまかいことをお伺いするようですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

議案第百十六号の道路占用料金の条例改正の件でございますが、いまここで別表に載っておりますが、一番の、電柱が一本につき一年二百四十円の割りでの徴収の基本になっておりますが、わかりましたら、おそらく電柱となれば中部電力、または一部関西電力関係の電柱じゃないかと思いますが、推定総額年間何本で、幾らいままでに入っておりますのか、その点をお伺いしたいということ、次は第三条の占用料の減免の項で、第二、第五、第九でございますがここです。第五の電気事業法、第二条第六項に規定する、電気事業者が設ける架空の電線及び（引き込み線）と、第九道路運送法、いわゆる一般乗り合い、旅客自動車運送事業による待合所、及び停留所標識、これが全額、全額かど

うかわかりませんが一応減免の取り扱いになっておりますが、この対象となる、では五番の架空の電線及び（引き込み線）これが推定でもけっこうでございますが、何メートルあって料金が幾らになるか。第九番の待合所、並びに停留所の標識が何カ所、または何個で、これを徴収するとすると、第五、第九とも総額年間幾らになるのかということをお聞きしたいのと、そしてまたそれをどう理由で減免扱いにされたかということをお聞きしたいわけなんです。

といいますのは、特に第九は、市内に入っておるところの各いわゆるバスの関係といいますが、ほとんどが地元事業でもありますし、そういう市としてのサービスも一応は認められますが、特にこの第五の電気事業者、いわゆる中部電力にしてみしても、関西電力にいたしてみしても、どちらかといえば独占大企業のそういう事業の一端に地方公共団体であるところの市のほうが、市民サービスをモットーとしてのそういう配慮であれば納得がいきますがこの一点を解釈のしかたが間違っておるかもしれないが、何となく大企業サービスのほうに傾いておるといふひとつのあらわれではないかと、このように感じた次第でございますので、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤泰一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 第一問の電柱でございますが、これの対象になりますのが約五千本でございます。で初年度八十三万二千元、それから次の第二問、三問に出てまいります電柱、電線の延長でございますが、これについては残念ながら、私のほうはまだそこまで調査をいたしておりません。それから、バスの停留所も何カ所あるかは調べておりません。これを免除にいたしました理由でございますが、その前に、この道路占用料の徴収条例を制定いたし

ました中で、どうしてこれを改正したかと、これの改正の要点でございますが、国におきましては昭和四十二年度にこれを改正いたしました。それから県におきましては、本年の四月これを改正されました。したがって、それに準じて私のほうも来年の四月から改正をさせていただきたいというので、いまこへ提案させていただきまして、でございます。この占用料につきましては、国におきましては甲地、乙地、丙地と三つに分けております。甲地というのはいわゆる大都市でございます。乙地というのは中都市、それから丙地がいわゆる町村、こういうことになっておりまして、私のほうは乙地に該当いたしておりますので、国の道路法施行令でこれは徴収いたしておりますが、その施行令に準じて実は改正をさせていただきましてたわけでございます。

それで、この中のいわゆる電気事業法並びに道路運送法の旅客自動車の云々でございますが、これにつきましては国においても免除をいたしております。したがって、県においても免除をされ、したがって私のほうも免除をしたと、これはいまのご質問の答えには、あるいはならないかと思いますが、この条例そのものが国の、あるいは県の条例をそのままこれに引用をさせていただきました。準拠するものがほかにないのでございまして、全国の都市を見ましても、電柱は取っておりますが、電線に至りましてはこれは取っておりません。これはいろいろ問題があると思いますが、取っておりません。したがって、これにつきましては電柱でわれわれは、従来八十円のを二百四十円に上げさせていただいた。これは三倍でございます。

それから、バスはご承知のいわゆる公益事業、電気、ガス、それからバス、あるいは鉄道と、いわゆる大資本と申しましても公益事業でございますので、その辺を十分勘案いたしまして、これについては一応三条で減免措置ができるように免除を、減免といいますが、ここでは免除をすることにいたしておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤泰一君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 いまお答え願ったわけでございますが、電気事業法の法第七十号によりますと、まず第二条に、この法律において「一般電気事業」とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう、ということがきめられており、その第六十五条には、電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業の用に供する電線を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができ、その第二項として、前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない、というふうに、中部電力自体も法によってきめられてある当然支払わなければならないその使用料を、市そのものが特別にサービスでもって減免するという、そのところがどうも納得しかねるわけなのです。

先ほどのご答弁によりますと、国も県も、あるいは他都市も慣例的にそういうことになっておるといっても、これは一番中心になる国そのものも、県そのものも、市そのものもこの国の法律を無視したやり方が実際に行なわれておるのではないかという、これははっきりとした事実じゃないかと思うんです。その点について、よくよくご検討願って、あまり時間もございませんので、あとあと委員会でもよく審査をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 二点ばかり質問いたしたいと思います。

その一は、議案第百三十三号競輪事業特別会計の中の一部でございます。本予算の中に、競輪場使用料といたしまして

二千三百万ぐらいのものが組まれております。この金は、当然霞ヶ浦土地株式会社にいくわけなのですが、本年の当初予算によりますと、霞ヶ浦土地株式会社から七千万円の寄付があり、これが道路舗装、さらに橋梁、そういったようなものに使われております。さらに市のほうとしましては、三十九年からは義務外負担ということで、この土地株式会社を市に肩がわりするという事で、約八千万円の歳出をしているわけでございます。

こう考えてみますと、霞ヶ浦土地株式会社というのは、市と一体のものであり、市の理事者並びに議会の正副議長も相談役という形で出ておるわけですが、当然、こういったような収入があれば四日市の一般会計のほうに寄付があるのが当然だと思ふわけです。こういったような点につきまして、今度の予算には載っておりませんが、こういったような点については今後どうなっていくのか、その点についてひとつ伺いたいします。

次に、予備費といたしまして一億六千万ぐらいの予備費が、競輪事業会計に組んでございます。こんなに要るかどうかということは知りませんが、当面私たちの回りをみましても、やってもらいたい仕事も幾らでもあるわけです。こういったようなことを考えますと、この予備費を減らして、そしていろいろ市民が要望するような事業に使っていく、将来はこれを使うんだと思いますけれども、年度内でできるだけ多く使っていくということが、市民に対するサービスになると思うわけですが、この予備費の使途をできるだけ早く使う意思があるのか、そういったような点についてお伺いしたいわけです。

もちろん、私たちは競輪の事業はあまりよいものとは思っておりません。ギャンプルで市の仕事をしなければならぬということについては、非常に悲しい思いを持っておるわけですが、現実の問題としてこういったこともやっておるわけですから、そういったような点について、できるだけ市民に還元するようにしていただきたいわけでございます。

さらに、会計の中の使い道としまして、交通緩和対策として、場内外の交通対策費に一応相当な金額を出しておりますが、場内の駐車場その他を整備しても、名四国道の交通マヒはなかなか解決しないのではないかと、私は思うわけです。それで競輪の事業でそのようにもうかるならば、まず競輪場自身が迷惑をかけている地域、たとえば羽津の霞ヶ浦町の人家の中にぎっしりと車を持ってくる、あるいは名四国道に車が出てくるために、富士電機の四千名の従業員が名四国道のほうを回って帰れない、あるいは羽津、その他の地域の人たちが、競輪場のある日は名四国道を通ってはいけないうんだ、あるいは一号線でかち合うのでいけないんだと、こういったような苦しみをうんと持っているわけです。

こういったような点を考えますと、当然そういったような対策費に相当な金額が使われなければならないと思うわけですが、今回の競輪場場内の駐車場その他の整備で、そういったような問題についてはどのような解決をするのかあるいは今後の問題として、あの辺にインターチェンジでも設けて、競輪場から名古屋のほうにスムーズに出れるような、そういったような設備をしていくような考え方があるのかどうか、競輪特別会計については、以上の諸点についてご質問いたします。

次に、百四号の国民健康保険特別会計でございますが、この予算を見ますと、市の職員はみな賃金が上がることになっております。ところが、この国民健康保険特別会計の中で、徴収員の問題がございます。この方々の賃金というのは予算化がされておらないわけですが、どうなっているのかという問題でございます。そのご答弁によりまして次の質問を続けたいと思いますので、以上の点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 最初の二点について、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

霞ヶ浦の土地会社は、ご承知のように現在、メインスタンドの工事中でございますが、今後三月の決算見込みにおきまして、収益金がさらに増加するようでありましたら寄付金を増額させていただきたいと、このように考えております。

それから、収益金を一応予備費に計上していただいておりますが、今後、県営事業の負担金等のこともございまして、一応現在としては財源留保、こういう形をとらしていただいたわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 健康保険の職員の給与改訂につきましては、市の職員と大体同率の七・七％というのが既定予算の中でまかない切れる予想でございますので、あらためて計上はしておらないんでございますが、実施は市の職員と同様に、同様の率において上げていこうと、このように考えております。

○議長（伊藤泰一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 競輪場周辺の交通渋滞の問題につきましては、今回のお答えでございますが、今回の追加補正に場内整備駐車場並びに道路整備を計上いたしておりますが、これはすべて名四国道の交通渋滞、その他周辺に対してのご迷惑を少しでも緩和するための処置として、警察当局との十分に協議の結果、当面これをもって対処いたしたいと。来年の一月末にはメインスタンドができますので、二月からのさらに入場者売り上げの増大に備えての処置でございます。

インターチェンジを設けて抜本的な解決をする考えはないかというご指摘でございますが、ただいま進められております遊園地の計画、あるいは霞ヶ浦埋立地との名四との接続その他等の関連を見合わして、インターチェンジの計画をしていきたいということで、目下検討をいたしております。以上。

○議長（伊藤泰一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 一応、競輪事業の問題につきましては委員会の方でさらにご討議をお願いしたいと思います。それで、徴収員の問題につきましてさらにご質問をしたいと思います。

徴収員も労働基準法によりますと、労働基準法が適用される事業である、私はそのように解釈いたします。そうしますと、賃金その他につきましても労働基準法の精神が適用される、こういったようなことが必要なのでございます。労働基準法第二十七条によりますと、出来高払い制の保証給、こういったような項目がございます。この主旨は、本人の都合でなくて、たとえばそういうことではないと思えますけれども、保険を徴収に行ったけれども何か気に入らないということで、保険をだれも払ってくれなかった、こういうような状態が仮定としてはできるわけでございます。現実には四日市の場合には先ほど訓覇議員が言ったように、九九・何％、こういったような徴収率でありますので、ないと思えます。このような成績が出てきたというのは、やはり徴収員が自分の天職だと思ひ、そして一生懸命に各家庭を説得し、そして一生懸命に回って集めているわけでございます。

現在の賃金の体系を見ますと、一世帯に対して十円、それから他は何一〇何％集めたら幾らをかける、こういったような賃金体系になっております。これは、馬の前にニンジンをつぶら下げて走らせる、こういったような形でござい

ます。それでもしなければ徴収員が金を集めてこないんだろうか、こういったことを考えてみますと、非常に私は悲しくなります。そういうことをしなくても、徴収員は一生懸命に集めてくるんじゃないかと思うわけでございます。

ただいま申しました二十七条では、そういったような本人の責任でなくて集まらなかったような場合には、一定額の最低保障をなささいということが書いてあります。最低保障というのは、本人及び家族が最低の生活ができるような賃金を払いなさいということなのです。額については基準法では定めておりませんが、私たちの常識ではそういう金額が当然出てくるわけでございます。現在の徴収員の固定給は、一人が大体千三百軒ぐらい受け持つとしますと、それに十円をかけるわけですから一万三千円ぐらいのものでございます。これだけは、徴収員をやっているということとで保障されるわけです。あとは何軒回ってきたかということとで歩増しがつくということですから、こういったような精神からいくと、固定給として少な過ぎるんじゃないか、こういったことがいえると思います。

それからもう一つ平均賃金の問題があるわけですが、平均賃金はどんな形でもらってもそれを平均をして、三カ月の平均をしたのが平均賃金です。こういったような形でいろいろの保険とか、その他が取られるわけですが、退職金の問題なんかを考えてみた場合に、いまいました千三百軒かける十円の一萬三千円ぐらいが基本になって、その六〇％と年数がかけられて退職金制度がきまっています。こういったようなことが、現在の徴収員の实情でございます。当然市の職員と違いますので、条件の違いということでは多少はあってもいいと思います。しかしながら現在の徴収員のやっている仕事の实情、あるいは労働時間、さらに責務、そういったようなものを考えますと、単なる牛乳の集金や新聞配達との集金とは、様子が違うと私は思います。そういったような観点から、ただいま助役のほうから市の職員と同じに値上げする、こういったようなことを聞いて、それはまことにけっこうだと思っています。

それと、さらにつけ加えて、時期も一緒なのかどうか。それから退職金の計算、賃金の固定給の計算、こういったような点について市の職員に多少でも追いつく、こういったような形の賃金体系にする必要が私はあると思うわけなんです。こういったような点について、市のほうでは職員と身分が違うんだからと、それだけで片づけるのか、あるいは、そういったようなことで今後検討をして、そういったような方向に進んでいただけるのかどうか。さらに示していただきたいわけでございます。

○議長（伊藤泰一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 徴収員の二、三点のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のように、保険料、税につきましての徴収方法につきましては、自主納付によるものと、あるいはまた市吏員によるものと、あるいはまた組織納付によるものと、いま言いました嘱託職員によるものといういろいろあるわけでございます。保険事業そのものは、もう発足以来三十年たっておりますが、本市は三十六年から全国一斉に踏み切ったときに踏み切っております。身分上の問題は、成績をあげている今日だからこうだというもんでなくして、その制度を設ける時点で、その身分上の問題は考慮されるべき問題であるかと思えます。先輩諸子の賢明なご努力のためものと思っておりますが、先ほどもありましたように、徴収率については九九・六％、収入率については九九・三％の成績をあげておることも、ひとえに徴収員の皆さんのおかげと、こう思っております。

それで、先ほど助役から申し上げましたように、アップ率につきましては、一応市の職員と同等なアップ率を考えておるといふことを申ししておりますし、その時期につきましても市の職員並みのように考えておるわけであると、八月に遡及してということばは――。しかし、退職金そういったものの基準でございますが、これはご指摘のように、

労働基準法でいいましたならば、支給されるものの全部が一応その基準になることになっております。そういったことにつきましては、今後検討を要する点であろうかと部長は考えております。

そういうことで、検討はしていきたいが、すべて市職員並みに持つていくという考えはございません。これは発足当時に、十分先輩諸子が考えられて、そしてしかも発足をしたものであるというふうに考えておりますので、その点よろしくご了承をお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後三時三十二分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 議案第百二十一号について質問をします。

これは、関係官庁の認可を受けるための大まかな計画だというふうに解釈しますから、こまかい点には触れませんが、大体この上水道の拡張計画というのは、市民生活の進展に伴って、当然その基盤となる重要な要素ですから必要だとは考えますが、やり方によって市民が喜びもし、また非常に迷惑がかかるということもあるわけです。少なくとも、そういう市民生活の基盤であるべきものですから、市民に迷惑をかけたのではこれは何にもならないので、その点について二、三ただしてみたいと思います。

まず第一点は、ここにあげられておりますところの計画の前提となるものが、これを見ますというと、大体四十五年あたりからどうやら水道料金を値上げをして、それによってまかなっていくというふうな感じがするわけですがそうであるとすれば、その前提としてもう一つお答え願いたいのは、かつて水道料金の値上げの議案が出された議会におきまして、ずいぶん真剣な討議が行なわれたわけです。その中で諸外国の例もあげながらいろいろと検討したわけですが、たとえば起債の問題、これが日本におけるところの水道事業の起債と、あるいはフランス、イギリス等の起債と比較してみますというと、非常にこれらの諸国におきましては、長期債でもってまかなっておると。したがって、返済におきましても非常に年額が少なくなつて、すぐそれが水道料金にはね返ってくるということなしに事業の拡張ができていくという利点があるわけです。で、そういうふうなことが結果的に出てきたのか、あるいはそういう努力は全然考えられておらずに、そういう努力の結果、こういうふうなことが結果的に出てきたのか、あるいはそういう努力は全然考えな事業は、幾ら企業性があるからといっても公益性が非常に強いということ、これは繰り返していうまでもありませんが、それであるならば、これに対する市の補助金なりそういうものも、基本的な問題に対しては出してもいいんではないかと、これらの見解もあわせて説明を願いたいわけです。

それからその次には、この第三次計画を見ますというと、大体北のほうがその計画区域に入っております、南のほうは残されておる。北主南従ということをいうわけじゃありませんが、これは一体どうなっていくのか。もしこの計画どおりやるとすれば、五十年過ぎでないと南のほうはできないということ、矛盾が感じられるわけです。

それからもう一つ、合併問題がいろいろ取りざたされておるようですが、合併があるうがなからうが、こういう水の問題については広域的な見地から問題を処理しなければならない。そうした場合に、水源等との関連も考えながら

隣接町村との関係をどう見ておるのかということ。それからもう一つは、これは大した問題ではないんですが、市街地の進展に伴って高地部分にも住宅、あるいは事業所が建ってきておりますが、それらの解決をこのような計画の中でどう消化していくのか。

以上、お伺いします。

○議長（伊藤泰一君） 水道局長。

〔水道事業管理者（城井義夫君）登壇〕

○水道事業管理者（城井義夫君） ただいまの前川議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点の計画の中で、その財政上の観点から水道料金アップでバランスがとっておるといふか、まかなっておる、そういったことになっておるかどうかと、こういうご質問でございますが、お手元に配らせてもらってございます財政計画表によりますと、四十五年から水道料金アップという計算がしてございます。その率は約三三％、現在よりアップの計算でございます。これは第三期の計画でございまして、これを技術的に計画いたしますと、十九億八千万という事業費になるんですが、これを現在の収益を予想いたしまして計画をいたしまして、昭和五十年に仕事を終わるといふことから逆算いたしますと、それだけ上げないと、それがすべて赤字として残ってくると、こういうことでございまして、料金そのものの検討によるいろいろの総合的な検討の結果、三三％が妥当であるという感覚から上げさせていただいてなして、十九億八千万の事業をやるためにはこれだけの収益に持っていかなきゃならないと、こういうことから逆算的な数字でございます。

したがって、この案で水道料金アップをご承認得たとは考えておりませんし、その時点は、あるいは時期的にもまたずれるかもわかりませんし、アップの率におきましても若干の変わった形でご審議を願う事態が来ると存じます。

厚生省の事業認可を得るためには一応収支がバランス、あるいはそれ以上の形を持っていかなければ事業認可が得られない、赤字の形では事業認可が得られないと、こういうことからそういう計算をさせていただいております。しかしあくまでも全体的に架空の数字でございせんので、そういう水道の傾向であるということとは間違いございません。それから、こういった拡張の基本的な投資に対して市の補助金の問題でございしますが、これは公営企業法のたてまえから、独立採算の堅持ということから補助金は全然考慮せずに計画を立てております。

それから第二番目の北主南従の問題でございしますが、この三期計画は、いわゆる北のほうの四日市市の内陸部の半分は、このたびの計画で全部給水区域に包含されるわけでございますが、これによって給水区域からはずれる地域は水沢地区、それから小山田地区でございます。この地区につきましては、地形的にこの地区が大体百メートルないし百三十メートル以上という地形でございまして、水圧の点が一つ技術的な点がございします。

それから現状といたしましては、この地区にすでに八つの簡易水道がございまして、名前を簡単に申しますと、小山田簡易水道、水沢、小西、神明、鹿間、野田、小林と、こういった簡易水道がございします。で、こういった簡易水道の受水をされておる方が約九千三百人余りでございまして、その使用量は一日に千七百トンほどの水を使っております。それで、このいま申しました八つの簡易水道の恩恵といえますか、受益の関係でない地区は、小山田の内山町だけでございまして、この内山町が私のほうの数字では約四十五戸、二百人弱の市民の方でございします。したがって、その内山町以外は一応簡易水道という形で解決がついておるといふことでございします。しかし、水道局の立場におきます、水行政の立場からいきまして、簡易水道という形が決して好ましい形ではないというふうに感じておりまして、これはいろいろな問題が解決をつけば、水道局の管理、すなわち上水道の一環として今後管理をしていきたいという考え方を持っております。

各簡易水道は、その地域ないし部落の方の非常な熱意、あるいは出費を伴った熱意によってできておりました、これはおいらの、自分らのやった財産であるという感じを皆さん持っておられます。また料金の点におきましても、格差がございます。あるいは水利権の問題から、いろいろな感情的な問題もございます。そういったいろいろな問題を地区民の方と話し合いまして、調停がつけば逐次水道の管理に移したいという考え方を持っております。

ただ、一応昭和四十七、八年ごろに予想されます三重用水が、実際に水をこの地区まで持ってくるという事態になれば、これは非常に技術的には簡単に一環的な経営ができるわけでございますが、それまでの時点におきましてはいろいろ問題があるんですが、考え方としては、水道局において一括管理するほうが好ましいという考え方をしております。現在そういった形で話し合いが若干、地区民の方との間で進めておりますのは、小林町簡水でございますが、いろいろ問題もありまして結論になっておりません。

それから次に第三番目の広域的に考えてあるかどうかという問題でございますが、この点につきましては、関・龜山から以北の北勢広域水道促進協議会というものを組織しておりますして、四日市市長に会長になっていただいております。この協議会におきましては、主として三重用水、あるいはその他濃尾用水河口ダム、こういった大きな問題を対象にしていろいろ関・龜山以北の十八カ市町村の間で相談をし、話し合いを進めておるわけでございますが、当面の問題といたしましては、三重用水が、この議会でもいろいろ話題に出ておるんですが、いよいよ水資源事業団のほうで軌道に乗ってくると、こういったことからわれわれもその問題を当面の問題として、いろいろ話し合いをしておるわけでございますが、三重用水からは菰野の千種、それから水沢の西山から分水を受けるように話を進めております。大体、両方の分水点で合計いたしまして、原水で六万トン近い水を受けることにしております。この水を中心にして、広域水道的に相談をしておるわけでございますが、実際の問題といたしましては、東員、藤原、大安

そういった町村におきましては、非常に水の需要が少ないのでございます。単位でいきますと千トン前後、あるいは千トン以下ということで、一応まとまった水をほしいと意思表示しておる個所は、四日市、菰野、楠、鈴鹿ということとでございます。この中でも楠町、それから菰野町、そういったところは非常に雨量も大したことございませんが、いろいろ水をもらう以上負担金等がかかるという予想のもとに、うちの分は四日市で取っておいてくれと、あとで必要になったら分けてくださいという言い方でございます。その他の町村は、大体ただに近い水価、あるいは工業用水程度の水価ならもうが、それ以上のやつはもう要りませんという形が大体の言い方でございます。

で、三重用水がそうすると幾らぐらいで大体、水道のほうにくれそうかという問題でございますが、一応ごく概算的に試算をしてみますと、十七、八円から二十円近い原水の水価になるんじゃないかと、こういうように考えております。そういったところからこの三重用水につきましても、最後の段階におきましては非常にしぼられた町村に限られてくるんじゃないかと、こういうように考えております。

それで第三期につきまして、そういった広域的な考慮が払ってあるかということでございますが、これは払ってございません。これでこの第三期をご審議願うにつきまして、三期の性格でございますが、三重用水が四十七年の末というところになっておりますが、われわれでは、実際飲み水に使えるのは五十年以降じゃないかと、こういうように考えておる次第でございますが、それまでのつなぎ処置であるというふうに考えまして、この三期を計画させていただいたわけでございます。したがって、五十年を目標にいたしまして計画をしたわけでございまして、一応将来この施設の余剰水、あるいは能力の余分なものを持って隣村の町村に水を送れるかといえますと、そうでございまして、水はもうこれで精一ぱいだと、こういうことでございます。

ただ、先ほど申しました北勢広域水道促進協議会の中で、現在の施設をなるべくそういった趣旨に沿うために、お

互いに非常事態の処置として一応結んでおこうじゃないかということで、楠との間には磯津橋で管が連絡してございます。それから川越と朝日は、これは大体一つの施設でございまして、川越のどこかで四日市と結んでおこうと、こういうように考えております。菰野は地理的条件からかなりむずかしいんでございますが、将来、菰野の神森付近にでも水道が計画されるときにはいろいろ四日市との間で話を進めたい、こういうように考えております。また、技術的指導についてはよろしくたのむと、こういった菰野の責任者からの話もある次第でございます。

それから次のご質問といたしまして、高地域、標高の高い地域の問題がどうなるのかというご質問でございますがご承知のように現在の水道施設では、配水池がプラス五十五メートル前後のところでございますので、実際の末端給水のできる高さというのは、二十五メートルないし三十メートルと、こういう状況でございます。それで、今度の三期におきましては、配水池をプラス六十メートル前後と、それから八十メートル前後のところへつくる予定をしておりますので、大体県の畑地地帯、これがプラス六十メートル前後でございます。したがって、この配水池で水を給水いたしますのに困難な箇所は、下野の非常に高地、高いところが一部ございまして、こういったところは別途開発してでも給水したいということで、今度ご審議願います給水区域内につきましては、一応の部落といえますか、家屋のかたまった地点には、全地域にわたって給水可能な施設をやりたいと考えております。

ご質問に対して以上、お答えいたします。

○議長（伊藤泰一君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 一番肝心なところを抜かされてしまったらどうも、もう一度言わなきゃならぬことになったんですけれども、まず財源措置の問題ですけれども、認可を受けるためにこういうふうな計画を立てたんだと、こういうことで

たいへん軽い感じを与えておられるようですが、実際にここでわれわれが市民の代表としてこれを決定する以上は、今後に責任が伴ってくるわけです。で、こういう既成の事実をつくっていく中で、水道料金はもうすでに値上げが決定されているんじゃないかと、こういうことになったんでは非常に問題だと思えます。私が聞きたかったのは、いまの管理者の説明ではなくして、いまの説明によりますという、十九億八千万円という事業をやるのには、逆算していくという四十五年にこれになるんだと、これだったら計数の整理さえすれば、だれでもできるわけです。そういうことでなしに、一番最初私が前提としていました市民に喜んでもらうものでなければ、これはせっかくつくっても問題があとに残り、現実には市民を苦しめることになるわけです。そういうことで、かつてこの議場で討議したことを城井さんはよくご存じだと思えます。

国の起債のあり方、これにも問題があるではないかと。たとえば十八年償還の起債を四十年に引き延ばしていくというふうな努力をしていけば、市民にかかってくる、一歩下がって、どうしてもこのある時期において料金が上がらなければどうにもならないということで、かりにあったとしても、三三％というものをもっと一〇％なり、あるいはもっと下げるといふ努力ができるはずなんです。そういう努力をしてきておるのかというのを私は聞いておる。そうでなければ、こういうものを私どもとしましては素直に、まあよろうというところで認めるわけにはいかないというふうに考えるわけです。

それからもう一つ、補助金の問題にしましてもそうですが、何か公営企業法によると云々といいますが、実は公営企業法によると、できないことはないはずですよ。よく考えていただきたいと思うのです。たとえば、この上水道というのは、市民に必要な給水をすると同時に消火活動にも必要な水であるわけです。そういう場合に、消火せんについては市の負担として支出されておりますが、それじゃ消火せんに来るまでの過程はどうかというと、これらに対して

一切おかまいなしと。この辺のところを少し研究してみれば、補助金の出せる余地も残っているんじゃないかと。新しくつくられるものに対して、いままでは給水を受けておった、つまり権利のある市民が新しいことに対してさらに料金が上積みされるという矛盾がありながら、それじゃ消防施設に対しては、新しくつくられるに対しても消火せんだけ、いいのかと。それへ来る過程の本管なり、あるいは基本的な施設なり、これに対してだって当然負担をすべき問題ですよ。これはへ理屈だといわれるかもしれないけれども、しかし、そういう形においても市が前向きに、市民のために少しでもやろうとすれば、私はここであえて四億円をいたくなくないけれども、出せるはずなんです。もう少し研究していただきたい。で、そういう点について、まああんまり申し上げますというところと委員会のほうの仕事がなくなりますから、これからは委員会でもよくお願いしたいと思いますが、よろしく。

それからあと、水沢、小山田地区をはじめ簡易水道の問題について説明がありましたが、これは私もいろいろ地形的な問題あるいは水源の問題等で、いままでは同時にこの計画に組み入れるということをおるのではないわけです。ただ、これらの簡易水道がその規模とか、状況に応じてたいへん運営に差があるということなのです。できるだけこの差をなくして、平等な形で水道局のほうで極力いい方向に持っていっていただきたいと、こういうことをつけ加えておきたいわけです。あとのことにつきましては、これでけっこうでございます。以上。

○議長（伊藤泰一君） 大島君。

〔大島武雄君〕登壇〕

○大島武雄君 議案の第百一号についてお尋ねをいたします。

まず第一点は、土木費補助金の中にあげられております地区改良住宅建設市補助金と、こういうふうにうたわれておりますが、この中では茂福、あるいは平和町、こういうふうにあげられております。茂福のほうにおきましても若

干の問題はあると思いますが、特にここで私がお尋ねしたいことは、平和町の問題でございます。

現在ここで計上されております額、あるいはいままではこの議会におきまして決定されております額等の問題につきまして、いまだに数世帯の方々が当時の市の問題について反対をいたしまして、今日また残っております現状でございます。で、こういう問題につきまして、直接この予算には出てきてまいっておりませんが、この改良住宅にあわせましてこの平和町の問題につきまして、どのように市が考えてこの当初予定された、いわゆる移転問題についてどう解決されるか、お伺いをいたしたいと思います。

いままでも、現在でも裁判がありまして解決に至っておりませんが、この内容を聞きますと、裁判とこの補償問題とは若干異っておりますように考えられます。したがって、当初決定いたしましたその額で移転をといる基本的な態度であるようではありますが、その態度に対して地元は反対をいたしております。そのことにつきまして、前例前例というような考え方が非常に濃厚のように感じられます。ここで新しいというか、あるいは市の政策というか、そういう面。あるいは市費だけで足りない場合は県のほうへ働きかける必要が、私はあるように思います。したがって、県へも要請いたしまして、現在の問題解決のためにも、どのように努力をされ、あるいはいつごろのめどを持ってその解決をしていくかということについて、お尋ねをしておきたいと思っております。

第二点目、これは県委託金の中に出されております衛生費委託金として、公害防止計画基礎調査委託金となっておりますが、聞くところによりますと、県がこの公害問題で市にいろいろ委託しておる金は、四十三年度におきましては約二百五十万と聞いております。本市がご存じのとおり現在やっております医療の問題にいたしましたし、国あるいは県に対しても働きかけてはありますもの、今日まだその具体的な額としては計上されておられません。こういうことでそのままいくということは、われわれ地元としても納得のできないところでございます。

したがしまして、名目はたえどうあろうとも、この患者に対する何らかの処置をしていかなければならないと思いますし、あるいは先ほど一般質問の中にも申されていた特に年末における、この患者に対する特別見舞金、あるいは臨時見舞金等というところにつきましても、やはり全責任は県にあると、たえず市のほうからも答弁されておるわけでありますから、こういう問題について積極的に県に働きかけて、あるいは国に働きかけて、何らかの患者に対する年末の見舞金、あるいはその他の名目でもけっこうだと思えますが、でき得る状況に持っていく必要があると、このように感じております。そういう方向に、これとあわせて交渉できるかどうか、その点についてお伺いをしたい、こう思います。

第三問目、児童福祉費の中でございますが、その中でも青少年指導費、それから養護施設費、あるいは乳児院費、あるいは精薄児通院施設費等が減額をされております。これは国、あるいは県の支出金の中でも減額をされております。あるいは補正でも減額をされておりますが、特にこのように四日市といたしましては、こういう福祉厚生施設、あるいは福祉の面に重点を置いていかなければならない立場にあるわけでございますが、これは県、あるいは国の支出金の減額が相当数ありますけれども、こういう問題につきまして、当初予定しておったものができなかったというようなことになると思いますが、この点については、市といたしましてどれだけ働きかけて、そしてできなかったのか、あるいは、現在減額されておるけれども年度末までには何とかこれをしたとか、というような方向もあると思います。

もともと今日の社会情勢から見まして、青少年の不良化等が叫ばれておる今日、あるいは養老施設、あるいは乳児院等一般質問の中でも、多くの議員がこの問題に注目をいたしております。こういう中において減額されているわけでございますので、何かの理由があらうかと存じます。この状態を見ましても、市として福祉厚生関係には、この予

算面から見ても非常に力を入れてないというような感じさえ受けるわけでございますが、この点についてのお答えをお願いしたい。以上。

○議長（伊藤泰一君） 建設部長。

〔建設部長（國浦和巳君）登壇〕

○建設部長（國浦和巳君） 第一点の平和町の問題、予算書の二十三ページの国庫補助金の歳入の増額は、補助率の変更によります歳入国庫補助金の増額でございます。それに関連いたしまして平和町の問題をご質問されたわけでございますが、ご趣旨よくわかりますが、この問題も足かけ三年越しの問題でございます。裁判が続行中でございます。近く裁判所の判決が、予定ではもはや先月あたりに判決がある予定であつたんですが、延びておるようでございますが、ごく最近判決があると思っておりますので、その結果を見まして何らかの対策を考えていきたいつもりでございますけれども、お説のように現在のところでは、補償あるいは移転料、その他の金額を増額をして解決をするという気持ちでございますので、あくまでも過去において、こちらが示した金額で移転をいただいたたくさんの方の前例もあることでございますので、いまお示しをしております金額の範囲内で、ご納得をいただくような方向で話し合いたいと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤泰一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えをさせていただきます。

児童福祉費の減額につきまして、何か当初予定しておったものができなかったんじゃないかという、消極的な政策のように受け取っておられるんですが、これはそうじゃないので、たとえば乳児院にとりましては、当初人員を二十

人で組んでおったのが、實際上平均十五人になっておると、いわゆる延べ人員で減っておるということです。それから精薄施設にたとえてみましても、当初三十人で予定しておったところが、月平均十五人で実績があがっておるということで、アップはみておりますけれども、措置人員でこれだけの減をみておるということでございます。決して当初予定しておったものが果たし得なかったから、お返しするというわけじゃないので、どうぞよろしく願います。

○議長（伊藤泰一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 県委託金の衛生費の問題に関連したことでお答えいたします。

ここで歳入に計上させていただいた四十八万五千というのは、四日市市及び川越、朝日、楠を含めた地域を、昭和四十三年度の市原とともに第一発の公害計画をつくるということになっていました。これは国費が組まれておるわけでございます。国費が組まれました、その分が県へまいります。その基本といたしましては、国費が総額千五百万程度を組んでおるわけでございますが、そのうちで県・市で折半してその事業を行なうための金でございますが、内容といたしましては、基本的な調査に要する物件費、あるいは人件費がおもてでございます。これを将来、これば知事がつくりまして、むろん市長に協議がございしますが、知事がつくりまして、内閣総理大臣が基本方針を示して、中央の公害審議会にかけて決定するわけでございますが、その基礎資料を作成するための経費でございます。

もう少し具体的にいきますならば、人口の動態、経済変化、土地利用、むろんこれは都市計画、道路、港湾、鉄道、工業用水といったような部門、それから環境衛生、施設、それから産業関係、それから測定の状態といった、相当膨大な資料が事前に要求されるので、その作成費及び人件費というものが要るわけでございますが、それを国費でま

かなって県を通じて入るものが四十八万で、そのほかにこれはそれと関連いたしまして、歳出のほうで今回補正を願っておるということでございます。そういう性質の金でございますので、先ほど午前中の市長に対する質疑の中でお答えしました、見舞金的なものとは性質が別個のものであるというふうに、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 よくわかりましたんですが、第一問の問題につきましては、十分各委員会で検討をお願いしたいと思えます。

なお、公害の問題につきましては、基礎調査といえますから、ただ数字的な調査でなくして、やはり生活の面の上においても十分そういう調査をいたしまして、この予算に計上された内容とは若干違うかもしれません。その中で問題について突っ込んだ基礎調査をしていただくよう、委員会で十分検討して、先ほど申し上げた生活等の問題で突っ込んだ検討を委員会でお願いたします。

以上をもって質問を終わります。

○議長（伊藤泰一君） 松島君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 私がしんがりのような感じがするわけですが、しばらくごしんぼうをお願いしたいと思います。一般会計補正予算の中の三十一ページの項でございますが、その中の不動産売り払い収入の中の市有林の立木の売り払い金、これは水沢のほうですが、これが四十九万二千円となっております。ここで私お尋ねしたいことは、杉やひのきであればわずかな本数の金額かと思えますし、それから造林であつたら、ある程度の範囲の金額をあげてい

ると思うんです。

そこで、次の三点についてお願いしたいのですが、その売却される理由と、それをどの方面に使われたのか、用途と、それから、これは競売されたのか個人的に売られたのか、この三点をひとつお願いいたします。

○議長（伊藤泰一君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 市有林立木売却収入の四十九万二千元でございますが、これは当初予算におきまして、水沢の市有林のうち、冠山地内で約九反歩、百六十立米の杉、ひのきの売却代金を計上させていただいておったのでございますが、競争入札に付しましたところ、当初予算に計上済みの二百二十万六千元を上回って、これだけの収入がございましたので、ここに追加させていただいたものでございます。

なお、これの使途につきましては、水沢市有林の維持管理費に充てております。といいますのは、伐採いたしましたあとの造林、それからいままでの補植の關係と、それから今度の追加予算では、特に四町歩ほどの、四ヘクタールほどの拡大造林、それも見込んでおりますので、その財源に充てております。

○議長（伊藤泰一君） 松島君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 私はどこでひとつお願いしたいのは、市長にお願いしたいのですが、実は、水沢の地域は合併問題についてはいろいろの条件もあったろうと思いますが、相当の財産を持ってきているわけですし、ところが、あの林道を直すについても土木のほうからは経費は出ない。経費の出る道がないわけで、がけくずれがしてもそこからは金の出場がないので、非常に困っている状態でありますし、それからそのほかの地域についても、非常にその水沢関係

は、いま前川さんがいわれました北が栄えるという意味じゃなくして、北のほうはエトロフ、クナシリ島のような感じがするわけです。そのように行政の末端が行ってないような感もするわけです。

そこで、市長もこの前、水沢の宮妻峽には療養所も建てるというようなことをいわれましたので、この際、若干その市有財産の立木を売れば相当の金もできますが、そうして、あの宮妻峽あるいは水沢の道路の舗装とかという面を与える意思はないのか、その点だけを市長から伺いたいと思います。以上です。

○議長（伊藤泰一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この水沢の市有林につきましては、地区のご相談に基づいて使用をさせていただかなければならない趣旨になっておりますし、砂防林、保安林等もございまして、立木といたしましては、そう私は価値のある大きなものではないと判断をいたしております。そういうような、いまのご指摘のような面で、県道でないところの市道の舗装等に使える面がございましたら、そういうような配慮をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤泰一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第百一号、ないし議案第百二十六号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によってご了承を願います。

日程第二十八 議案第百二十七号昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二十八、議案第二百二十七号昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案について、ご説明申し上げます。

議案第二百二十七号は、昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。期末手当につきましては、給与条例において支給率が定められておりますが、このほかに基本給月額額の百分の十二に一律六千円を加えた額、ただし、その額が九千五百円に満たないものについては、九千五百円を期末手当の増額分として在職期間に応じ、期末手当の率に準じて支給しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）
別段、ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案第二百二十七号を総務衛生常任委員会に付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

（昭和四十三年十二月定例会）

○総務衛生委員会

議案第一〇一号

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第一条

歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一 款 議会費

第二 款 総務費

第四 款 衛生費

第九 款 消防費

第一二 款 諸支出金

第二条

議案第一〇九号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

議案第一一〇号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

議案第一一三号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第一一五号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

議案第一二二号 町及び字の区域の変更について

議案第一二三号 町及び字の区域の変更について

議案第一二七号 昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定につ

て

○教育民生委員会

議案第一〇一号

第一条

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

歳入歳出予算中

歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第一〇二号

昭和四十三年度四日市市公益質屋特別会計補正予算（第一号）

議案第一〇四号

昭和四十三年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議案第一一八号

四日市市立乳児院条例等の一部改正について

議案第一一九号

四日市市立幼稚園条例の一部改正について

議案第一二〇号

土地の取得について

○産業水道委員会

議案第一〇一号

第一条

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

歳入歳出予算中

歳出第 六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款 災害復旧費中

第二款 農林水産施設災害復旧費

議案第一〇三号

昭和四十三年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

議案第一〇五号

昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）

議案第一〇六号

昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）

議案第一一一号

昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

議案第一一二号

四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第一二二号

四日市市上水道第三期拡張事業計画について

○建設委員会

議案第一〇一号

第一条

昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

歳入歳出予算中

歳出第 五款 労働費中

第一項 失業対策費

第八款 土木費

第一款 災害復旧費中

第三項 土木施設災害復旧費

議案第一〇七号

昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

議案第一〇八号

昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

議案第一一六号 道路占用料金徴収条例の全部改正について
 議案第一一七号 四日市市営住宅条例の一部改正について
 議案第一二四号 市道路線認定について
 議案第一二五号 市道路線の一部廃止について
 議案第一二六号 市道路線廃止について

○議長（伊藤泰一君） 次に、本日までにて受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ一覽表記載の關係常任委員会に付託いたします。

受理番号	件	名	付託委員会
請願第八号	地方税における青色専従者完全給与制の実施に関する決議について	総務衛生	建設
請願第九号	三滝川北岸堤防の改修について	建設	建設
請願第一〇号	市立橋北中学校校舎改築促進について	教育民生	建設
請願第一一号	教職員の宿日直全廃について	〃	〃
請願第一二号	虚弱児等の治療兼教育用施設設置について	〃	建設
請願第一三号	伊坂ダム周辺の自然公園指定について	建設	建設
請願第一四号	市立河原田小学校校区内に学童専用横断歩道橋の設置について	〃	〃

受理番号	件	名	付託委員会
請願第一五号	同和教育振興のための予算措置について	教育民生	建設
請願第一六号	食管制度を守るための意見書提出について	産業水道	建設
請願第一七号	失業保険法改悪案を阻止するための意見書提出について	総務衛生	建設
陳情第三八号	貝野遺跡の調査継続と保存について	教育民生	建設
陳情第三九号	県立四日市北高等学校の未買収地解決促進について	〃	〃
陳情第四〇号	地域開発のための道路建設促進について	建設	建設
陳情第四一号	末広橋に歩道橋新設について	〃	〃
陳情第四二号	市立塩浜小学校校舎改築について	教育民生	建設
陳情第四三号	市立羽津幼稚園増築について	〃	〃
陳情第四四号	地方福祉年金の実現について	〃	〃
陳情第四五号	県立南高等学校プール建設費の援助について	〃	〃
陳情第四六号	大気汚染地区内における市立小・中学校の諸体育施設設備充実等について	〃	〃
陳情第四七号	市立ひなぎく保育園園舎改築と定員増について	〃	〃
陳情第四八号	四日市歯科医師会に対する助成金増額について	総務衛生	建設
陳情第四九号	市内住吉橋のかけ替えについて	建設	建設
陳情第五〇号	四日市食品まつりに対する補助金増額について	総務衛生	建設
陳情第五一号	坂部団地建設に伴う汚水処理並びに部田川の改修について	建設	建設

受理番号	件	名	
陳情第五二号	塩浜浜旭地区内に横断歩道並びに交通標識の設置について	総務衛生	付託委員会
陳情第五三号	塩浜浜旭地区内に子供遊び場の設置について	建設	
陳情第五四号	ごみ、し尿の未収集地区（水沢）解消について	総務衛生	
陳情第五五号	ごみ、し尿の未収集地区（小山田）解消について	"	
陳情第五六号	ごみ、し尿の未収集地区（県）解消について	"	
陳情第五七号	ごみ、し尿の未収集地区（保々）解消について	"	

○議長（伊藤泰一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
次会は、来たる二十四日午前十時に会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和四十三年十二月二十四日

四日市市議会定例会会議録（才五号）

四日市市議会

昭和四十三年十二月二十四日 四日市市議定会例會會議錄 才五号

米 田 好 兼 速 記

昭和四十三年十二月二十四日（火曜日）

○議事日程 第五号

昭和四十三年十二月二十四日（火）午前十時開議

第一 議案第一〇一号 昭和四十三年度四日市市一般會計補正予算

（第三号）……………委員長報告：質疑、討論、議決

第二 議案第一〇二号 昭和四十三年度四日市市公益質屋特別會計

補正予算（第一号）……………：〃、〃、〃

第三 議案第一〇三号 昭和四十三年度四日市市競輪事業特別會計

補正予算（第一号）……………：〃、〃、〃

第四 議案第一〇四号 昭和四十三年度四日市市国民健康保險特別

會計補正予算（第一号）……………：〃、〃、〃

第五 議案第一〇五号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特

別會計補正予算（第二号）……………：〃、〃、〃

第六	議案第一〇六号	昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)……………	委員長報告：質疑、討論、議決
第七	議案第一〇七号	昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)……………	〃
第八	議案第一〇八号	昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………	〃
第九	議案第一〇九号	昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)……………	〃
第一〇	議案第一一〇号	昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算……………	〃
第一一	議案第一一一号	昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……………	〃
第一二	議案第一一二号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………	〃
第一三	議案第一一三号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………	〃
第一四	議案第一一四号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	〃

第一五	議案第一一五号	四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について……………	委員長報告：質疑、討論、議決
第一六	議案第一一六号	道路占用料金徴収条例の全部改正について……………	〃
第一七	議案第一一七号	四日市市営住宅条例の一部改正について……………	〃
第一八	議案第一一八号	四日市市立乳児院条例等の一部改正について……………	〃
第一九	議案第一一九号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………	〃
第二〇	議案第一二〇号	土地の取得について……………	〃
第二一	議案第一二一号	四日市市上水道第三期拡張事業計画について……………	〃
第二二	議案第一二二号	町及び字の区域の変更について……………	〃
第二三	議案第一二三号	町及び字の区域の変更について……………	〃
第二四	議案第一二四号	市道路線認定について……………	〃
第二五	議案第一二五号	市道路線の一部廃止について……………	〃
第二六	議案第一二六号	市道路線廃止について……………	〃
第二七	議案第一二七号	昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………	〃

第二八 選挙第一〇号 四日市市選挙管理委員の選挙について……選挙
第二九 選挙第一一号 四日市市選挙管理委員補充員の選挙につい

て……………

第三〇 委員会報告第一二号 請願書等審査結果報告……………採否決定

第三一 委員会報告第一三号 請願書等審査結果報告……………

第三二 委員会報告第一四号 請願書等審査結果報告……………

○本日の会議に付した事件

第一 議案第一〇一号 昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）

第二 議案第一〇二号 昭和四十三年度四日市市公益質屋特別会計補正予算（第一号）

第三 議案第一〇三号 昭和四十三年度四日市市統輪事業特別会計補正予算（第一号）

第四 議案第一〇四号 昭和四十三年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

第五 議案第一〇五号 昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）

第六 議案第一〇六号 昭和四十三年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）

第七 議案第一〇七号 昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

第八 議案第一〇八号 昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

第九 議案第一〇九号 昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

第一〇 議案第一一〇号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算

第一 議案第一一一号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

第二 議案第一一二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する
条例の一部改正について

第三 議案第一一三号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

第四 議案第一一四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

第五 議案第一一五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部改正について

第六 議案第一一六号 道路占用料金徴収条例の全部改正について

第七 議案第一一七号 四日市市営住宅条例の一部改正について

第八 議案第一一八号 四日市市立乳児院条例等の一部改正について

第九 議案第一一九号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

第二〇 議案第一二〇号 土地の取得について

第二一 議案第一二一号 四日市市上水道第三期拡張事業計画について

第二二 議案第一二二号 町及び字の区域の変更について

第二三 議案第一二三号 町及び字の区域の変更について

第二四 議案第一二四号 市道路線認定について

第二五 議案第一二五号 市道路線の一部廃止について

第二六 議案第一二六号 市道路線廃止について

第二七 議案第一二七号 昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定に

ついて

第二八 選挙第一〇号 四日市市選挙管理委員の選挙について

第二九 選挙第一一号 四日市市選挙管理委員補充員の選挙について

第三〇 委員会報告第一二号 請願書等審査結果報告

第三一 委員会報告第一三号 請願書等審査結果報告

第三二 委員会報告第一四号 請願書等審査結果報告

日程追加 発議第八号 児童手当制度の早期実施に関する意見書提出について

○出席議員（四十一名）

大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天	味
島	田	藤	藤	藤	藤	木	春	岡
武	久	信	太	泰	金	武	文	一
雄	雄	一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君

服	長	野	生	豊	坪	辻	高	志	坂	後	小	訓	喜	川	加	笠	大
部	谷	崎	川	田	井		橋	積	上	藤	林	霸	多	村	藤	田	谷
昌	鐸	貞	平		妙	誠	力	政	長	藤	哲	也			定	七	喜
弘	元	芳	蔽	稔	子	二	三	一	郎	太	夫	男	等	深	男	衛	正
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（二名）

谷 小
口 林
專 喜
九 夫
君 君

吉 山 山 山 安 六 宮 松 増 前 藤 日 日 早
垣 本 中 口 垣 平 田 島 山 川 井 比 沖 川
照 忠 信 豊 良 英 辰 泰 義 武 正
男 勝 一 生 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議案説明のため出席した者

教 育 委 員 長	副 収 入 者	建 設 部 長	土 木 部 長	衛 生 部 長	厚 生 部 長	産 業 部 長	税 務 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長	収 入 役	助 役	助 役	市 長
栗 龍	村 木	園 浦	三 輪	中 山	小 西	阿 南	伊 藤	平 井	谷 沢	庄 司	加 藤	岩 野	九 鬼
林 池	喜 代 次	和 己	喜 代 司	英 郎	忠 臣	輝 彦	涼 一	清 三	文 男	良 一	寛 嗣	見 齊	喜 久 男
武 清	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
男 真	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
君 君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

次 長 滝 伝之助 君

市立四日市市長 天 野 正 春 君

水道事業管理者 城 井 義 夫 君

次 長 鷺 野 正 和 君

技 術 部 長 加 藤 弘 君

消 防 長 富 山 光 三 君

○市議会议務局

事 務 局 長 菊 地 英 也 君

次 長 森 正 太 郎 君

議 事 係 長 小 坂 靖 靖 君

主 事 柴 田 静 良 君

主 事 板 崎 大 之 丞 君

午前十時四分開議

○議長（伊藤泰一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第五号により取り進めたいと思いますから、よろしく願います。

○議長（伊藤泰一君） 日程に先立ちまして市長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 開会に先立ちまして、昨日病院に起りました不祥事件につきまして、まことに申しわけない事件が発生いたしておりますので、詳細につきましてただいまから若干、病院事務長から説明をさせていただきますと思いますので、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（伊藤泰一君） 病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（天野正春君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（天野正春君） ただいま市長が申し上げましたように、昨日、市立四日市病院の病棟の中におきまして殺人事件がございましたので、その詳細につきましてご報告をさせていただきますと思います。

昨日、二十三日の午後一時三十分ごろと一応推定いたしておりますが、第三病棟三階の三七七号の個室に入院しておりました山田照子さん二十一歳が、これはぜんそくで一応入院しておりましたところ、住所は川越町の豊田一色でございます。で、近く退院の予定になっておりましたところ、先ほど申し上げましたように婚約者、一応私らが聞い

ておりますのには婚約者でございまして、面会にまいりまして、一応いつも来ております関係上、看護婦の詰め所も毎日のように来ておりますので面会人として通しております。その間十分か二十分の間に、看護婦がシーツをかえにまいります。月曜日は毎日シーツをかえる予定になっておりますので、シーツをかえに行きましたところ、姿が見えないということで、見ましたところ、寝台の向こう側に倒れておられました。

それで、すぐ担当医がおりましたので脈を見ましたところ、即死でございましたので、警察にすぐ連絡をいたしますとともに、解剖医の来るのを待ちまして、一応解剖を昨晩七時から十一時半まで、法医学的に警察医の松阪の桜木医院長先生に解剖していただきました。死因につきましては、肝臓大動脈左肺下部二十五センチ突き刺さっております。それから第十関節までいっております、声も全然出ないような死に方でございます、あくまでもこれは即死という考え方で、昨日解剖いたしましたわけでございますが、病院の入院患者に対する外来見舞客の管理体制につきましては、一応初めての見舞等につきましては、チェックをいたしておるわけでございますけれども、この方につきましては婚約者ということで、もうふだんよく看護婦とも話しておる関係上、通っていったということでございます。われわれといたしましては、不祥事件を起こしまして非常に申しわけないことと思っておりますけれども、入院に対する面会人、あるいは外来のいろんな方の往来が千人近くございますので、その点につきましてはよく十分注意をいたしたいと思っておりますけれども、こういう不祥事件を起こしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げるとともに、今後とも管理体制につきましては十二分に気をつけたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

犯行の動機、いろんなことにつきましては、新聞紙上でご承知と思っておりますけれども、一応ご報告にかえさせていただきますと思います。

○議長（伊藤泰一君） ただいまの報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、市長の報告を終了いたします。

○議長（伊藤泰一君） 日程に入ります。

日程第一 議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第二十七 議案第百二十七号昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（伊藤泰一君） 日程第一、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第二十七、議案第百二十七号昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についての二十七議案を一括議題といたします。

本件に関する各委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） 総務衛生委員会に付託になりました議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号中、関係部分ほか八議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号中の関係各款における人件費の増加分については、人事院勧告に基づく職員給与ベースの改正によるものが計上されており、別段異議なく承認いたしました。次いで、人件費以外についてご報告いたします。

まず、第一款議会費の補正は、旅費の不足見込額でありまして、原案どおり承認いたしました。次に、第二款総務費におきましては、財産管理費の水沢市有林の拡大造林費、徴税費は、来たる昭和四十五年度に実施予定の固定資産税にかかる土地の評価がえに對する準備費等が計上されているのでありますが、市有林の管理については、その管理運営の状況を周知徹底せられるよう強く要望いたしました。原案どおり承認いたしました次第でございます。

第四款衛生費は、インフルエンザ及び香港かぜに対する予防接種費の追加と、公害対策費の四日市地域公害防止対策協議会の負担金が追加計上されており、特に同協議会の負担金については関係資料提出の要求があり、今後の審査に支障を来たさないよう十分要慮されるよう要望いたしました。原案どおり承認いたしました。

第九款消防費は、消防施設費に水沢地区消火せん等の設置補助金が計上されており、別段異議なくこれを承認いたしました。

第十三款諸支出金の公有財産購入費は、常磐警察官派出所用地の購入費が計上されており、これについては、地方財政法第二十七条の規定による地元負担軽減に努力されていることは認められるが、さらに前向きな姿勢で対処されることを期待いたしまして、承認いたしました。

次に、歳入につきましては、歳出各款に関連した特定財源及び一般財源として市税増収見込分が計上され、収支の均衡がはかられているのでありますが、特に市税におきましては、公害地区の固定資産税の減免について質疑があり

理事者より、自治省の指導により地価の調査を行なっており、大気汚染による減免は技術的に非常に困難であり、関係住民の納得のいくようさらに研究を続けたいとの説明がなされたのでありますが、当委員会としては、今後とも十分なる基礎調査を実施し、関係住民の期待に沿うよう善処方を強く要望いたしました。承認いたしました次第でございます。

次に、第二条債務負担行為の補正につきましては、妥当なものと認めて原案どおり承認いたしました。

議案第百九号昭和四十三年度四日市市交通災害共済事業特別会計補正予算第一号につきましては、特に市長の出席を求め、県の交通災害共済事業への移行及び剰余金の使途等について説明を求めたのであります。

過般の本会議で答弁のありましたとおり、県交通災害共済事業への移行については、県当局の強い要請もあるので時期を見て検討をし、剰余金が生じた場合には、学童等の交通安全施設設置等の費用に充当したいと、重ねて答弁がなされたのであります。

当委員会としては、剰余金については会員に還元するか、またはその使途について会員に周知させる等、適当な処置をとられるよう要望いたしました。本案を承認いたしました次第であります。

議案第百十号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算は、人件費の給与改正等による増額分及び薬品費と、その他の不足見込額と、その財源として入院及び外来収益の増収見込分が計上されており、特に、理事者より年末年始の診療については、市民に不安のないよう万全を期したいとの説明を了として、原案どおり承認いたしました。

議案第百十三号ないし議案第百十五号、及び議案第百二十二号、議案第百二十三号、議案第百二十七号、以上六議案につきましては、別段、異議なく原案どおり承認いたしました次第でございます。

以上、簡単でございますが、総務衛生委員会のご報告を終わります。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂上君。

〔教育民生委員長（坂上長十郎君）登壇〕

○教育民生委員長（坂上長十郎君） 教育民生委員会に付託になりました議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号中、関係部分ほか五議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日委員会を開会、関係議案について理事者の詳細なる説明を聴取し、慎重な審査を行なったのでありますが、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

まず、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号中、歳出第三款民生費の補正は、給与改定に伴う人件費、措置基準の改正並びに措置人員の変動による補正がおもなるものでありまして、別段、異議はありませんでした。

次に、第十款教育費の補正は、教育総務費における教員住宅の模様がえ工事費、小中学校費における需用費、扶助費の追加更正及び納屋小学校防音工事費並びに各項における給与改定に伴う人件費の補正がおもなものであります。松本教員住宅模様がえ工事につきましては、市内における教員住宅の現況について質疑があり、将来の教員住宅の抜本的対策について十分検討を加えるべきであるとの意見がありました。ほか、小中学校費において、学校の設備基準について及び準要保護児童の決定について、適確な行政指導をもって臨みたいという強い要望がありました。また、

社会教育費における委託料について、すなわち来年の成人式の内容について質疑があり、今回の成人式は体育館で行ない、服装については交通安全の立場からも軽装で参加するよう広報等を通じてPRいたしたい旨の答弁を了としたのであります。今後の成人式のあり方については、十分検討を加えられるよう要望いたしました次第であります。

次に、議案第百二号昭和四十三年度四日市市公益質屋特別会計補正予算第一号は、給与改定に伴う人件費の補正でありまして、歳出は一般会計からの繰入金をもって充当されているのであり、議案第百四号昭和四十三年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算第一号は、人件費の補正等による歳出の組みかえでありまして、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第百十八号市立乳児院条例等の一部改正案は、住居表示整備事業の実施に伴う位置の変更であり、議案第百十九号市立幼稚園条例の一部改正案は、高花平幼稚園の開園に伴う改正であり、議案第百二十号土地の取得については、西浦地内において将来の小学校用地を取得しようとするものでありまして、以上三議案を異議なく原案のとおり承認いたしました。

以上、教育民生委員会に付託になりました各議案の審査結果の報告といたします。

なにとぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

安垣君。

〔産業水道委員長（安垣勇君）登壇〕

○産業水道委員長（安垣勇君） 産業水道委員会に付託になりました議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号中、関係部分ほか六議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会におきましては、関係議案につきまして慎重に審査を行なった結果、いずれも妥当なものと認め原案どおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過と特に要望のあった諸点について申し上げます。

まず、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号中、歳出第六款農林水産業費は、人事院勧告に基づく職員給与ベースの改正等による補正と、県費補助割当の決定に伴う事業費の追加が主たるものでありまして別段異議はなかったのですが、耕地事業等に必要の原材料、特に防災関係の予算増額並びに事業の拡大に対処するための技術者の増員等については、十分配意されるよう強く要望いたしました次第でございます。

次に、第七款商工費につきましては、人件費並びに小規模事業指導事業費補助金等の追加であり、事業相談所の内容充実強化により、急激な変動を続ける経済活動の中で、中小企業の健全な育成をはかりたいというものであり、また第十一款災害復旧費中第二項農林水産施設災害復旧費は、集中豪雨による農地農業用施設災害復旧費でありまして別段異議はなかったのであります。

議案第百三十三号昭和四十三年度四日市市競輪事業特別会計補正予算第一号は、車券売上高が当初の予想をはるかに上回るという好実績に伴う所要経費と、人件費の給与改定分の追加及び競輪開催時における場内外の交通渋滞緩和と応急対策費並びにメインスタンド改修に伴う必要経費そのほか場内の警備体制強化のための防犯用テレビ装置を計画し、収益の残余金は前年度繰越金とともに予備費に計上されたものでありまして、健全娯楽の場として幅広く利用できるよう場内の環境整備には十分配意され、円滑なる事業運営に努力されるよう要望いたしました次第でございます。

次に、議案第百五十五号昭和四十三年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算第二号、議案第百六十六号昭和四十三年度四日市市魚市場特別会計補正予算第一号及び議案第百一十一号昭和四十三年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

は、いずれも職員給与ベース改正による人件費の追加並びに財源措置がなされたもので、別段異議はありませんでした。

議案第百一十二号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につきましては、住居表示整備事業実施に伴う町名変更による改正であり、これまた異議はございませんでした。

最後に、議案第百二十一号四日市市上水道第三期拡張事業計画についてであります。本市上水道の第二期拡張工事は、発展する市勢に対処するため過去三次にわたって計画内容を修正、拡大しつつ昭和四十五年を目標に現在鋭意施工中であります。一方、計画に対する需要水量は近年の実績により目標の昭和四十五年には、計画どおりの水量に達することが必定と思われる、これに対し現行事業の計画当初において昭和四十五年以降の水源対象として考えられた三重用水事業は、その進捗状況から推定しますと、昭和五十年以降の水源対象となる可能性が大であります。昭和四十五年以降五十年間に対する水量を確保することが目下の急務であり、この見地から第三期拡張事業計画によって今後の需要水量増加に対処し、本市水道事業の円滑なる推進をはかりたいという理事者の説明があったのであります。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、その必要性を認め、本計画実施に伴う事業費の負担が市民にからないよう起債利率の引き下げ、公債費の償還期限の延長等について関係機関にさらに強力に働きかけ、企業の健全なる運営に最善を尽くされるよう強く要望いたしました次第であります。

以上、簡単でございますが、産業水道委員会の審査の経過と結果報告といたします。

どうかよろしくご審議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

宮田君。

〔建設副委員長（宮田勇君）登壇〕

○建設副委員長（宮田勇君） 建設委員会に付託されました関係議案について、その審査の経過と結果をご報告いたします。

本委員会におきましては、各案件について慎重に審査を行ないました結果、いずれも妥当なものと認めまして、原案のとおり承認いたしましたのであります。

以下、その経過と特に要望のありました諸点について申し上げます。

まず、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号、歳出第五款労働費中、失業対策費の補正は給与改定による人件費の増額でありまして、別段異議はありませんでした。

次に、第八款土木費中、特に論議されましたのは、土木管理費における給料の減額補正でありまして、これについて理事者から四十三年度採用決定者二名が就職辞退したことにより当初予定した職員数を獲得できなかったことによるものであるとの説明を得たのでありますが、当委員会は特に市長公室長、人事課長の出席を求め、職員採用制度のあり方、技術職員採用に対する考え方等について質疑し、種々論議されたのでありますが、土木建設行政の推進は、都市づくりの基礎をなすものであり、山積する市民の要望にこたえるためには、予算の充足はもとより、人員の補強、特に技術陣の強化こそ重要であるとの観点から、特に来年度の職員採用にあたっては、技術者獲得に最善の努力を払われるよう強く要望いたしました次第であります。

土木費の他の項については、道路橋梁費におきまして、市内一円にわたる道路維持、舗装新設工事費及び赤堀地内

近鉄踏切改良工事請負費が計上されております。

次に、都市計画費でございますが、街路事業費におきましては、国庫補助金の割当決定による稲葉町・内部線舗装工事費と市単施工の千歳町・小生線から中央緑地進入路工事費の追加であり、また中央緑地費は体育館利用者の交通安全をはかる進入路、側道橋仮設工事費が計上されております。

都市下水路費におきましては、市内一円にわたる排水施設の整備補修工事費が計上されております。

次に、住宅費は、一般公営住宅建設工事費の減額により、あさが丘中央集会所新築工事への一部組みかえであります。

第十一款災害復旧費中、土木施設災害復旧費は、過年度国庫負担土木災害復旧工事の一部個所変更、単価増分及び現年度応急復旧工事費の追加でありまして、以上土木費、災害復旧費とも別段異議はありませんでした。

次に、議案第百七号昭和四十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算第二号は、給与改定による人件費の増額と水道局に対する使用料徴収委託料の追加、建設省の公共下水道認可変更を得るため日永処理場及び管渠網の変更並びに認可区域の編入等に要する調査設計委託料が計上されたものであり、また議案第百八号昭和四十三年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算第二号は、現況換地重図作製委託料、街路補修工事費等を追加、画地割込み測量委託料及び一時借入金利子等の不用見込額の減額補正がなされたものであり、いずれも原案どおり承認いたしました。

次に、議案第百十六号道路占用料金徴収条例の全部改正は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正により国・県において占用料の額と徴収方法が改正されたことに伴い、本市においても政令に定める占用料との均衡と現在の情勢を考慮、全面的に検討を加え全部改正をするものでありますが、他都市においても近い将来改正がな

されるのではないかと、の理事者の説明を了とし、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第百十七号四日市市営住宅条例の一部改正は、公営住宅法施行令の一部改正により入居資格収入基準の額並びに扶養控除の額等の引き上げに伴い、これに準じて所要の改正をしようとするものでありますが、入居者について条例に定める入居資格を具備した者に限定して円満な市営住宅の管理運営をされるよう強く要望いたしました。次に、議案第百二十四号市道路線認定について、議案第百二十五号市道路線の一部廃止について及び議案第百二十六号市道路線廃止についての以上三議案については、別段異議なく、いずれも原案を承認いたしました次第であります。以上、建設委員会に付託になりました関係議案に対する審査の結果報告といたします。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長、報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 産業水道委員長にお伺いします。

議案第百二十一号の委員長説明 聞いておりますと、四日市の市勢の発展に伴って上水道事業の拡張計画の必要性は至当であると考えられるわけですが、議案質疑のときにも申し上げましたように、これに伴ういわゆる公共料金の値上げという形が付随してまいりますという、せっかくのりっぱな事業も非常にそこで市民生活に反対の影響を与える結果になるわけです。その点につきまして、もう少し委員会の中における具体的な質疑の内容についてお伺いしたいと思います。以上。

○議長（伊藤泰一君） 安垣君。

〔産業水道委員長（安垣勇君）登壇〕

○産業水道委員長（安垣勇君） お答えいたします。

いまお尋ねの件は、委員会でも非常に問題になりまして、慎重に審議をいたしたところでございます。お話のように今度の第三期計画の目的はプラス五十メートル以上の高所及び保々、県、三重とかいう、まだ水道のないところ、主として水道を引きたい。また市内全体の水が、昭和四十五年以降に不足をするから、何とか五十年までのつなぎにこの三期事業をやらなければならぬということは、すでにご承知でございます。この事業を行なうにつきまして水道料金の値上げがされるんではなからうかということ是非常に心配しました。けれども、そのいろいろな心配しましたことは、事業をやるから水道料金を上げるということは絶対にない。しかし、水道料金を上げなければならぬ時期には上げる。そういう時期はある。しかし、この事業とは別段関係がない。ただ、申請の手続上、昭和四十五年度に上がるようなふうに計画されておりますけれども、これは申請の手続上やったのでありまして、これと水道料金の値上げ、これをやるから値上げをするということには関係はないのである。特にその点につきまして、先ほど委員長報告をいたしましたように、利率の引き下げであるとか、あるいは期間の延長であるとかということにつきまして、年々努力をされております。聞くところによりますと、最初七分五厘であったのが、七分五厘の十五年支払いということが七分三厘になり、期間が十八年になり、さらに四十年には七分三厘で期間が二十三年に延長され、四十年にはさらに七分に引き下げられたと。さらにこれを目標としては五分以下の利率に引き下げて、四十年という期限に延長したいという運動を続けておるといようなことを聞きまして、一応了したので、決してこれがために、一般市民にご迷惑をかけるかというようなことはないかというような説明を聞いて、了承したのでございます。

○議長（伊藤泰一君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 委員会での審議の経過はよくわかりました。たいへんご努力を願っておると思いますが、ただ、これは計画であるので申請の手続上必要であると、そのことはよくわかるわけですが、前の本会議でも申し上げましたように、そのことが一つの既成事実のような形になってしまわないように、特に今後の具体化に伴うところのいろいろな点につきまして、委員会でもチェックをしていただきたいと思います。

また、ただいまの四十年債ということは、私どもはかねがね前から申し述べておった問題ですから、そういうような形で利率を下げ、あるいは償還年数を延長することによってどのくらいの違いが出てくるのかと、このようなものも計数的に一応出して、今後の資料にさせていただきたいと思えます。この点はひとつ当局のほうにもお願いいたします。私どもにも納得のできるような資料を今後つくっていただきたいと思えます。

また、私の所属しております社会党におきましても、公共料金の値上げが国民生活に非常に大きく影響を及ぼすことにつきましては、反対しておりますし、大事な政策といたしまして、われわれも党をあげまして努力をいたしますので、当局におきましても、今後その考え方をさらに進展をさせ、市民生活の安定につきまして極力努力をしていただくことをお願いいたします。質問を終わります。

○議長（伊藤泰一君） 他にご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を結びたいと思います。

おはかりいたします。これら二十七件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。

これより議案第百一号ないし議案第百二十七号の二十七議案を一括採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。

これら二十七議案は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第百一号昭和四十三年度四日市市一般会計補正予算第三号、ないし議案第百二十七号昭和四十三年十二月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についての二十七議案は、原案どおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時五十九分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二十八 選挙第十号四日市市選挙管理委員の選挙について

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第二十八、これより四日市市選挙管理委員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしました。

いと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君）　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に

井	後	政	秋	君	木	戸	芳	男	君	
矢	野	義	一	君	三	輪	節	之	助	君

を指名いたします。
おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました四君を、四日市市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君）　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

井	後	政	秋	君	木	戸	芳	男	君	
矢	野	義	一	君	三	輪	節	之	助	君

が、四日市市選挙管理委員に当選されました。

日程第二十九　選挙第十一号四日市市選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（伊藤泰一君）　次に、日程第二十九、これより四日市市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしました。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君）　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に

上	村	精	之	丞	君	加	藤	弘	君
中	川	繁	郎	君	伊	藤	彰	朗	君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました四君を、四日市市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君）　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

上	村	楠	之	丞	君	加	藤	弘	君
中	川	繁	郎	君	伊	藤	彰	朗	君

が、四日市市選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（伊藤泰一君）　この際、ご報告申し上げます。

目下、産業水道委員会において審査中の、万古陳列ケース製作費助成についての陳情は、取り下げの申し出がありました。

また、総務衛生委員会において審査中の、失業保険法改悪案を阻止するための意見書提出についての請願の紹介議員中、野崎貞芳君から紹介議員の取り消しの申し出がありましたから、ご了承願います。

日程第三十 委員会報告第十二号、ないし

日程第三十二 委員会報告第十四号

○議長（伊藤泰一君） 次に、日程第三十、委員会報告第十二号、ないし日程第三十二、委員会報告第十四号の三件を一括議題といたします。

ご質疑、ご意見がありましたらご発言願います。

別段、ご質疑ご意見ありませんので、本件を各委員長の報告どおり決定いたしましてご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第十二号、ないし委員会報告第十四号は、各委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果
一	請願第八号	地方税における青色専従者完全給与制の実施に関する決議について	総務衛生	採択
	陳情第四八号	四日市歯科医師会に対する助成金増額について		
	陳情第五〇号	四日市食品まつりに対する補助金増額について		
	陳情第五四号	ごみ、し尿の未収集地区（水沢）解消について		
	陳情第五五号	ごみ、し尿の未収集地区（小山田）解消について		
	陳絶第五六号	ごみ、し尿の未収集地区（県）解消について		
	陳情第五七号	ごみ、し尿の未収集地区（保々）解消について		
	請願第一〇号	市立橋北中学校校舍改築促進について		
	請願第一一号	教職員の宿日直全廃について		
	請願第一五号	同和教育振興のための予算措置について		
三	陳情第三九号	県立四日市北高等学校の未買収地解決促進について	教育民生	採択
	陳情第四二号	市立塩浜小学校校舍改築について		
	陳情第四三号	市立羽津幼稚園増築について		
	陳情第四四号	地方福祉年金の実現について		
	陳情第四六号	大気汚染地区内における市立小・中学校の諸体育施設設備充実等について		

報告番号	請願番号	件名	委員会	審査結果
一三	陳情第四七号	市立ひなぎく保育園舎改築と定員増について	民教 生育	採 択
	請願第九号	三滝川北岸堤防の改修について		
	請願第一四号	市立河原田小学校区内に学童専用横断歩道橋の設置について		
一四	陳情第四〇号	地域開発のための道路建設促進について	建 設	採 択
	陳情第四一号	末広橋に歩道橋新設について		
	陳情第四九号	市内住吉橋のかけ替えについて		
	陳情第五三号	塩浜浜旭地区内に子供遊び場の設置について		

○議長（伊藤泰一君） なお総務衛生、教育民生、産業水道、建設の各常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしましたして、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事、件

請願第一七号 失業保険法改悪案を阻止するための意見書提出について

陳情第五二号 塩浜浜旭地区内に横断歩道並びに交通標識の設置について

二、理、由

調査研究のため

昭和四十三年十二月二十四日

総務衛生委員会

委員長 野 崎 貞 芳

四日市市議会議長

伊 藤 泰 一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第一二二号

虚弱児等の治療兼教育用施設設置について

陳情第三〇号

メリノール女子学院体育館兼講堂建設補助金について

陳情第三四号

市立短期大学(三部制)の設置について

陳情第四五号

県立南高等学校プール建設費の援助について

二、理由

調査研究のため

昭和四十三年十二月二十四日

教育民生委員会

委員長

坂

上

長十郎

四日市市議会議長

伊藤 藤 泰 一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第一六号

食管理制度を守るための意見書提出について

陳情第二九号

霞ヶ浦海岸の貸ボート等の営業について

二、理由

調査研究のため

昭和四十三年十二月二十四日

産業水道委員会

委員長

安

垣

勇

四日市市議会議長

伊藤 藤 泰 一 君

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願第一五号

近鉄電車の高花平乗り入れについて

請願第一三号

伊坂ダム周辺の自然公園指定について

陳情第三号 海蔵地区全域に対する区画整理事業の推進について

陳情第一五号 国道一号線以西の中央道両側にパーキングメーター設置について

陳情第二六号 公道新設について

陳情第五一号 坂部団地建設に伴う汚水処理並びに部田川の改修について

二、理由

調査研究のため

昭和四十三年十二月二十四日

建設委員会

委員長 増 山 英 一

四日市市議会議長

伊 藤 泰 一 殿

○議長（伊藤泰一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後二時十二分再開

○議長（伊藤泰一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。ただいま坂上君ほか十人から、発議第八号児童手当制度の早期実施に関する意見書提出につ

いてが提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君） ご異議なしと認めます。よって、この際、発議第八号児童手当制度の早期実施に関する意見書提出についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 発議第八号児童手当制度の早期実施に関する意見書提出について

○議長（伊藤泰一君） 発議第八号児童手当制度の早期実施に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 発議第八号児童手当制度の早期実施に関する意見書提出について、簡単にご説明申し上げます。

わが国の社会保障制度の中で、児童手当だけが実施されていないという点で、欧米先進諸国から立ちおくれおることは、皆さんご承知のとおりでございます。この問題にしましては政府においても、厚生大臣の私的諮問機関として児童手当懇談会が設置され、検討されていたものでありますが、本月二十日、その総会において報告書が提出されたのであります。

私たちは、児童憲章の趣旨に沿い、すべての児童が幸せに暮らせるよう、児童手当制度の実現を一日も早く制度化し、実施されるよう政府に要望しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜わりたくお願い申し上げます。

○議長（伊藤泰一君）　ご質疑がありましたら、ご発言願います。

ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております発議第八号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君）　ご異議なしと認めます。

これより、発議第八号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤泰一君）　ご異議なしと認めます。よって、発議第八号児童手当制度の早期実施に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤泰一君）　次に、監査委員より現金出納検査の結果報告及び監査結果報告について、報告第二十九号ないし報告第四十号の十二件がまいてっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによってご了承を願います。

○議長（伊藤泰一君）　以上をもちまして、本定例会の議事日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じること

いたします。

この際、市長からごあいさつがあります。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）　議場中央に進む〕

○市長（九鬼喜久男君）　昭和四十三年もあと一週間ばかりで、新しい年を迎えるときになりました。この忙しいと

きに、長時間にわたりましたご審議を賜わりまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。引き続きまして、昭和四十四年一月からの積極的な市政の推進のためにご支援のほどをお願い申し上げます。ありがとうございます。

閉会にあたりまして一言、理事者としてお礼を申し述べた次第でございます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（伊藤泰一君）　これをもって、昭和四十三年十二月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

年末ご多端の折、連日にわたってまことにご苦勞でございました。

午後二時十九分開会

右、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	伊藤泰一
四日市市議会副議長	服部昌弘
署名議員	味岡一郎

署
名
職
員
日
沖
武
男